

# 総務委員会資料

## ◎付託議案説明資料

### ○第150号議案

令和3年度島根県一般会計補正予算（第10号）[関係分]

（政策企画監室）・・・・・・・・ P 1

## ◎報告事項

○島根県国土強靱化計画の見直し（素案）について

（政策企画監室）・・・・・・・・ P 3

○島根県公共施設等総合管理基本方針の見直し（素案）について

（政策企画監室）・・・・・・・・ P 7

○第4次島根県男女共同参画計画（素案）について

（女性活躍推進課）・・・・・・・・ P 8

○令和2年国勢調査人口等基本集計（確定値）の公表について

（統計調査課）・・・・・・・・ P 12

令和3年12月14日・15日

政策企画局



「令和3年度島根県一般会計補正予算(第10号)」  
(政策企画局所管分)

(単位 千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目			議案資料5 掲載ページ
					款	項	目	
政策企画監室	313,674	5,000	318,674	財源 国 5,000				
1 個人番号カード利用環境整備事業費	0	5,000	5,000	マイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナンバーカードの制度概要やマイナポイント事業等について広報を実施	2	2	1	P15
女性活躍推進課	450,289	0	450,289					
秘書課	125,453	0	125,453					
広聴広報課	603,082	0	603,082					
統計調査課	363,435	0	363,435					
政策企画局合計	1,855,933	5,000	1,860,933	財源 国 5,000				

## マイナンバーカード広報事業について

### 1. 事業趣旨

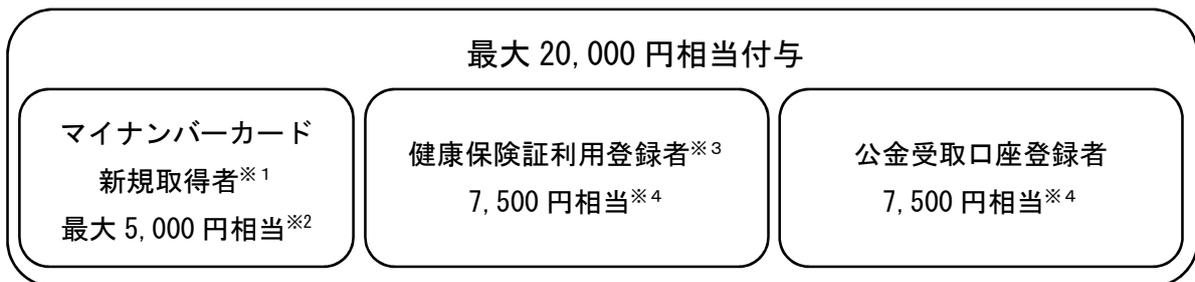
マイナンバーカードは、令和3年10月より健康保険証利用の本格運用が開始されたことや、今後、電子証明書機能のスマートフォン搭載、運転免許証との一体化が予定されているなど活用が進んでいる。

しかし、県内のマイナンバーカードの普及率は38.2%※と低い状況となっているため、一層の普及、促進を図る必要がある。

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、マイナポイント第2弾が示されたことから、マイナポイント付与をインセンティブとして、マイナンバーカードの普及、促進を図るため、マイナンバーカードの制度概要や、カードの申請方法、マイナポイント事業等について広報を実施する。

※令和3年11月1日現在（参考：全国普及率39.1%）

### ○マイナポイント第2弾の概要



※<sup>1</sup> マイナンバーカード既取得者のうち、現行マイナポイント未申込者含む

※<sup>2</sup> プレミアム方式（ポイント付与率25%）

※<sup>3</sup> 既登録者及び利用申込を行った者を含む

※<sup>4</sup> 直接付与方式

### 2. 事業内容

#### （1）広報内容及び手法

- ・マイナンバーカード・マイナポイント制度の概要やカードの申請方法、ポイントの取得方法等について広報
- ・広域的な広報ができること、インターネットを見ない層への広報が可能であることから広報媒体としては新聞を想定

#### （2）実施時期

- ・広報は2回実施し、以下の時期を予定
- ① 国の補正予算成立後、12月下旬以降を予定
- ② マイナポイント第2弾の制度内容が確定後、1月下旬以降を予定  
（国の広報等の時期も考慮）

### 3. 補正予算額

5,000千円（マイナポイント事業費補助金 国10/10）

## 島根県国土強靱化計画の見直し（素案）の概要

### 1. 国土強靱化における国の取組

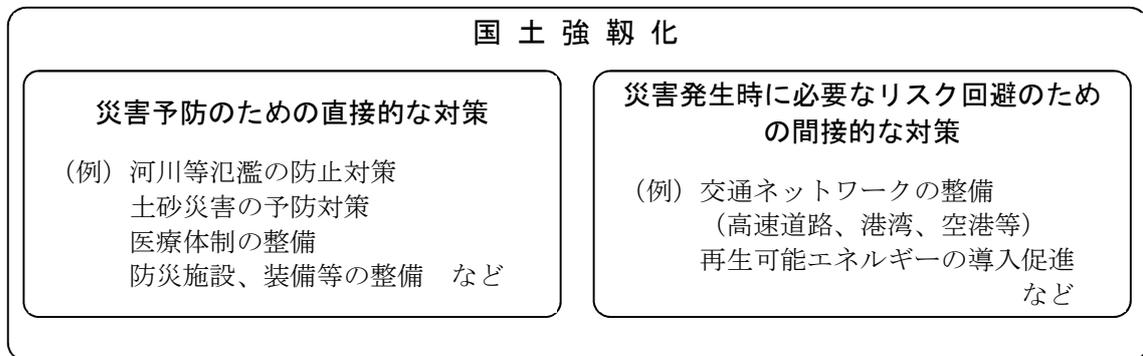
平成25年12月 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）の公布・施行

平成26年6月 国土強靱化基本計画（以下「国計画」という。）の策定（閣議決定）

平成30年12月 国土強靱化基本計画の見直し、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定

令和2年12月 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定

※国土強靱化予算の重点配分・優先採択を受けるためには県が策定する計画への位置づけが必要



### 2. 国土強靱化における県の取組

平成28年3月 島根県国土強靱化計画（以下「県計画」という。）策定

(1) 県計画は、以下手順により策定（今回も同様な手順で見直しを実施）

① 想定する災害の設定

- ・「二次災害を含めた大規模自然災害」を想定

② 目標の設定

- ・4つの「基本目標」
- ・8つの「基本目標を達成するための事前に備えるべき目標」

③ リスクシナリオ（最悪の事態）の想定

- ・「起きてはならない最悪の事態」を想定

④ 国土強靱化に資する施策の洗い出し

- ・県地域防災計画に基づく施策、その他国土強靱化に資する施策を洗い出し

⑤ 脆弱性評価の実施

- ・各施策について、最悪の事態を回避するための脆弱性評価を実施

⑥ 推進方針のとりまとめ

- ・11の施策分野毎に脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針をとりまとめ

(2) 計画は概ね5年ごとに見直し。

### 3. 県計画の見直し

#### (1) 見直しの必要性

##### ① 国計画の見直し内容の反映

国計画との調和を保つため、以下の項目について表現を見直し

- ・基本目標を達成するための事前に備えるべき目標
- ・起きてはならない最悪の事態

##### ② 島根創生計画（令和2年3月策定）との整合

目標値を設定

##### ③ 近年の自然災害から得られた教訓等の反映

県計画のこれまでの取組や近年の災害から得られた教訓等を踏まえ、脆弱性評価の内容を改めて確認のうえ、推進方針の内容の追加や見直しを実施

#### (2) 見直しのポイント

##### ① 目標値の設定

- 島根創生計画の重要業績評価指標等に基づき、令和8年度の目標値を設定

##### ② 施策分野毎の推進方針

###### 〔新規追加項目〕

- 災害発生時における拠点機能確保のための警察施設の整備（P11）【行政機能】  
「建築物の災害予防・耐震化」に包含していたが、災害時の重要性を考慮し明記
- 文化財の防災対策（P13）【住宅・都市・土地利用】  
「起きてはならない最悪の事態」に「貴重な文化財の喪失」を追加したことにより明記
- 災害発生時の連携体制の整備（P22）【情報通信】  
令和3年7月豪雨における孤立集落の発生等を踏まえ、情報通信施設等の被災に対する関係機関間での相互連携体制について明記
- 流域治水の推進（P29）【国土保全】  
国より流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を求められており、流域治水の考え方を明記
- 海岸における津波災害対策（P29）【国土保全】  
これまで取り組んできた「津波浸水想定箇所の把握」が完了したことから、次期段階として、津波避難計画の策定に向けた津波災害警戒区域の指定を新たに明記
- 自然公園施設の老朽化対策（P34）【横断的分野（老朽化対策）】  
自然公園施設における建築物は「建築物の老朽化対策」に包含していたが、自然公園施設全体としての考え方を明記。

###### 〔見直し項目〕（主なもの）

- 農業用基盤施設の安全化（ため池）（P27）【経済産業】  
ため池の決壊に伴う人的被害の発生を受け「防災重点ため池」を再選定し、ハード整備の実施に合わせてソフト対策も実施
- 公共施設等の老朽化対策（P34）【横断的分野（老朽化対策）】  
県計画策定時に予定していた各施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定が完了することから、今後は策定した計画に基づき必要な対策を推進

### 4. 今後のスケジュール

令和3年12月～ パブリックコメント及び市町村への照会

令和4年 3月 2月議会（総務委員会）：県計画（改訂案）の説明

令和4年 3月末 県計画（改訂）の決定

# 島根県国土強靱化計画（見直し素案）の構成

## 計画において想定する災害（変更なし）

大規模自然災害は、一度発生すれば県土の広範な範囲に甚大な被害をもたらすことから、本計画において想定する災害（リスク）は、二次災害を含めた大規模自然災害とする。

## 《基本目標》（変更なし）

想定するリスクが発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

## 基本目標を達成するための《事前に備えるべき目標》（表現の変更）

- ① **直接死を最大限防ぐ**
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ **ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

## 起きてはならない最悪の事態（項目の変更・追加）

事前に備えるべき目標毎に33項目を想定（詳細は次ページ参照）

## 最悪の事態を回避するための施策分野（変更なし）

<個別施設分野>

- ①行政機能
- ②住宅・都市・土地利用
- ③保健医療・福祉、教育
- ④エネルギー、ライフライン
- ⑤情報通信
- ⑥交通・物流
- ⑦経済産業
- ⑧国土保全
- ⑨環境

<横断的分野>

- ⑩避難訓練、防災組織、防災教育
- ⑪老朽化対策

対象施策毎に実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、施策分野毎に推進方針を定め、島根県の強靱化に向けて取り組む。

8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-5	火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
		2-4	想定を越える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生【追加】
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機能の機能不全
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への影響
		5-3	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物崩壊に伴う閉塞による交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
		7-4	原子力発電所の事故による原子力災害の発生・拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧・復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化の衰退・損失【下線部追加】
		8-4	基幹インフラの損壊により復興が大幅に遅れる事態

## 島根県公共施設等総合管理基本方針の見直し（素案）の概要

### 1. 島根県公共施設等総合管理基本方針の概要

- 平成27年9月に「島根県公共施設等総合管理基本方針」（以下、「県方針」）を策定。
  - 公共施設等（公共施設、インフラ施設）の全体を把握し、予防的対策等の維持管理費負担の軽減により、県民に必要なサービスを将来にわたり提供することを目的としている。
  - 高度経済成長期以降に整備されたインフラの老朽化対応や人口減少期における公共施設の最適化を図る背景から国府省庁及び地方公共団体において策定。
- 実施期間は平成27年度からの10年間。
- 総務省通知により、全ての地方公共団体が令和3年度内の見直しを求められている。

#### 【県方針における基本的な考え方】

- ① 長寿命化による財政負担の軽減・平準化  
長寿命化により、建替・更新に係る費用を低く抑え、その時期を分散することにより、財政負担の軽減と年度間の平準化を図る。
- ② 公共施設等の有効活用・適正化
  - 調査・点検の実施及び安全確保
  - 維持管理・修繕・更新等の実施（長寿命化の実施）
  - 耐震化の実施等

### 2. 見直しの主な内容

- (1) 公共施設等に係る現況数値の更新、取組実績等
  - 公共施設等の施設保有量等の更新（P4～P6）
  - 県方針策定以降の個別施設計画等の策定状況（P16、P17）
- (2) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の推計
  - 単純更新した場合と長寿命化対策を反映した場合の経費の見込み（P11～P13）

### 3. 令和3年度見直しスケジュール

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| 令和3年12月～ | パブリックコメント         |
| 令和4年 3月  | 2月議会（県方針（改訂案）の報告） |
| 3月末      | 県方針（改訂）の決定        |

## 第4次島根県男女共同参画計画〔令和4～8年度〕（素案）の概要

### 1 計画の内容（素案P32）

#### （1）島根県が目指す男女共同参画社会（※下線は骨子案からの変更）

男女共同参画社会の形成を進める上での理念を共有するため、目指す姿を第3次男女共同参画計画が掲げる姿を承継しつつ、新しい視点や施策の方向性を踏まえ、次のように描く。

#### すべての女性が自分らしくきらめく島根

#### ～ 認め合い 高め合い ベストバランスで暮らす新たな時代へ ～

多様な価値観を認め合い、性別に関わりなく誰もが、仕事と生活などそれぞれの最適バランスで、自分らしくいきいきと暮らし続けられる島根

##### [家庭では]

家事、育児、介護などを家族みんなで協力し合いながら、笑顔で暮らしています。

##### [地域では]

誰もが地域活動やボランティア活動などに積極的に参加し、お互いが支え合いながら、安心して暮らしています。

##### [職場では]

働きやすい職場環境が整備され、一人ひとりが個性や能力をしっかりと発揮しながら、いきいき働いています。

##### [学校では]

お互いの個性を認め合う、心豊かな子どもたちが育っています。

#### （2）数値目標（素案P35、36）

- ・ 達成を目指す水準として、令和8年度の数値目標を設定（別紙のとおり）

### 2 具体的な取組（素案P43～65）

#### （1）あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）

##### ①あらゆる分野での活躍推進

- ・ 女性の就職相談窓口の設置や起業について学ぶ勉強会を開催し、女性の就労や起業を支援
- ・ 「しまね女性の活躍応援企業」の登録促進や経済団体等により構成する「しまね働く女性きらめき応援会議」を開催し、企業等の取組を推進 など

##### ②安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり

- ・ 産前・産後時の家事・育児支援、産後のケアに取り組む市町村の支援や放課後児童クラブの開所時間の延長等への支援
- ・ 従業員の子育てを積極的に支援する「しまね子育て応援企業（こころカンパニー）」の認定制度の普及や男性の積極的な育児等への参加を促進
- ・ 従業員の出産や育児による離職を減らすための復職支援や子育てしやすい柔軟な働き方ができるような休暇・勤務制度の導入に取り組む事業者等の支援 など

## (2) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる

### ①政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- ・ 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進や、市町村、企業等における取組の促進 など

### ②地域における慣行の見直しと意識の改革

- ・ 地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開 など

### ③男女共同参画に関する教育・学習の推進

- ・ 学校・家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進 など

### ④地域・農山漁村における男女共同参画の推進

- ・ 地域における男女共同参画の啓発活動の促進に向け、男女共同参画サポーターと市町村の連携した取組の支援 など

### ⑤防災対策における共同参画の推進

- ・ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進 など

## (3) 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

### ①男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- ・ DVや性犯罪など、個人の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた教育や啓発、相談支援体制の強化 など

### ②生涯を通じた男女の健康づくりの推進

- ・ 男女ともに健康寿命を延伸するよう、県民運動として生活習慣改善等に取り組む「しまね健康寿命延伸プロジェクト」の展開 など

### ③誰もが安心して暮らせる環境の整備

- ・ ひとり親家庭、生活困窮者など、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせるよう、関係機関との連携の強化と自立の支援 など

## 3 今後のスケジュール

令和3年12月	パブリックコメントの実施
	島根県男女共同参画社会形成促進会議の開催（素案の意見聴取）
令和4年 2月	島根県男女共同参画審議会（答申案審議）
3月	島根県男女共同参画審議会から知事へ答申 総務委員会に最終案を説明 計画の決定

## 数値目標

下表のとおり数値目標を設定。目標値は原則として令和8年度時点の数値（ただし、調査年度を踏まえた目標値は括弧書きの時点の年度）

基本目標	項目	直近値 (R3)	目標値 (R8)	単位	計上 分類	把握方法	担当課
I あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）	1 女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数 【当該年度4月～3月】	244 (R2)	275	人	単年度値	島根県女性活躍推進課調査	女性活躍推進課
	2 係長以上の役職への女性の登用割合 【当該年度9月時点】	18.4 (R2)	30.0	%	単年度値	島根県「労務管理実態調査」（3年に1回実施。R5、R8年度調査予定）	
	3 しまね女性の活躍応援企業登録企業数 【当該年度3月時点】	288 (R2)	625	社	累計値	島根県女性活躍推進課調査	
	4 こころカンパニー認定企業数 【当該年度3月時点】	368 (R2)	560	社	累計値		
	5 子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合 【当該年度8月時点】	67.7 (R2)	80.0	%	単年度値	島根県「県政世論調査」	子ども・子育て支援課
	6 男性の育児休業制度を利用した割合 【当該年度9月時点】	2.5 (R2)	30.0	%	単年度値	島根県「労務管理実態調査」（3年に1回。R5、R8年度調査予定）	女性活躍推進課
II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	7 県の審議会等への女性の参画率 【当該年度4月時点】	47.0	50.0	%	単年度値	島根県女性活躍推進課調査	女性活躍推進課
	8 県職員の管理職に占める女性の割合 ※1 【当該年度4月時点】	13.0	15.0 (R6) ※2	%	単年度値	島根県人事課調査	人事課
	9 男女の地位が平等だと思う人の割合（7分野平均） ※3 【当該年度7月～9月時点】	33.6 (R元)	40.0 (R7)	%	単年度値	島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」（R7年度調査予定）	女性活躍推進課
	10 固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合 ※4 【当該年度8月時点】	73.7 (R2)	88.0	%	単年度値	島根県「県政世論調査」	
	11 農業委員に占める女性の割合 【当該年度10月時点】	12.5 (R2)	30.0	%	単年度値	農林水産省「農業委員への女性の参画状況」	農業経営課
	12 農業協同組合の役員に占める女性の割合 【当該年度10月時点】	10.9 (R3)	15.0	%	単年度値	島根県農林水産総務課調査	農林水産総務課
	13 家族経営協定締結数 【当該年度3月時点】	214 (R元)	221	戸	累計値	農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」	農業経営課
	14 しまね女性ファンドの採択件数のうち、新規の活動に係る件数 【当該年度4月～3月】	98 (H28～R3) ※6年間	100 (R4～8)	件	累計値	島根県女性活躍推進課調査	女性活躍推進課
	15 県防災会議の女性委員の割合（会長を含む） 【当該年度4月時点】	40.3	50.0	%	単年度値	島根県女性活躍推進課調査	防災危機管理課

基本目標	項目	直近値 (R3)	目標値 (R8)	単位	計上 分類	把握方法	担当課	
Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	16	DVに関する予防教育を実施している学校の割合 【当該年度4月～3月】	— ※5	80.0	%	単年度値	島根県青少年家庭課調査	青少年家庭課
	17	DV被害者が相談した割合 【当該年度7月～9月時点】	— ※6	60.0 (R7)	%	単年度値	島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」(R7年度調査予定)	
	18	妊娠初期(妊娠11週以下)からの妊娠届出率 【当該年度4月～3月】	89.4 (R元)	95.0 (R7)	%	単年度値	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」	健康推進課
	19	健康長寿しまねの県民運動参加者数(延べ人数) 【当該年度4月～3月】	167,512 (R2)	305,171	人	累計値	島根県健康推進課調査	
	20	乳がん検診受診率 【当該年度6月時点】	43.7 (R元)	50.0 (R7)	%	単年度値	厚生労働省「国民生活基礎調査」(大規模調査)(3年に1回。R4、R7年度調査予定)	
	21	子宮がん(頸部)検診受診率 【当該年度6月時点】	39.0 (R元)	50.0 (R7)	%	単年度値	厚生労働省「国民生活基礎調査」(大規模調査)(3年に1回。R4、R7年度調査予定)	
	22	就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合 【当該年度3月時点】	87.5 (R2)	80.0	%	単年度値	島根県青少年家庭課調査	青少年家庭課
	23	人権に配慮する人が増えたと思う人の割合 【当該年度8月時点】	44.8 (R2)	50.0	%	単年度値	島根県「県政世論調査」	人権同和対策課

※1 病院職員、教育職員、警察職員を除く

※2 令和7年度以降の目標値については、令和5年度中の島根県特定事業主行動計画(計画期間:令和2～6年度)の改定に際して改めて設定

※3 7分野とは、「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「法律や制度」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」のこと。実態調査において、分野ごとに男女の地位の平等感について調査

※4 調査で「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方にとられない人の割合

※5 現状の参考値:令和2年12月青少年家庭課調査の数値(県内の中学校、高等学校・高等専門学校、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導を実施している学校数の割合が54.7%)

※6 現状の参考値:内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書(平成30年3月)」DV被害経験者のうち「相談した」割合が47.1%(女性57.6%、男性26.9%)

令和3年12月14日・15日  
総務委員会資料  
政策企画局統計調査課

# 令和2年国勢調査

—人口等基本集計—

## 島根県概要

令和3年12月14日・15日

島根県政策企画局統計調査課

## 【目 次】

1	人口	
(1)	県人口	1
(2)	市町村別人口	2
(3)	都道府県別人口	3
2	年齢別人口	
(1)	県の年齢(3区分)別人口	4
(2)	県の人口ピラミッド	5
(3)	市町村別の年齢(3区分)別人口	6
(4)	都道府県別の年齢(3区分)別人口	7
3	配偶関係	8
4	世帯	
(1)	県世帯数	9
(2)	市町村別世帯数	10
(3)	一般世帯の世帯人員	11
(4)	都道府県別一般世帯	12
(5)	一般世帯の家族類型	13
	①65歳以上世帯員のいる一般世帯の家族類型	14
	②65歳以上人口の状況	15
5	住居	
(1)	県の住宅所有関係別一般世帯数	16
(2)	都道府県別の持ち家率	17
6	外国人	18
	参考表1 県人口・世帯数等の推移	19
	参考表2 市町村別人口・世帯数(旧市町村別)	20
	令和2年国勢調査の概要(総務省統計局)	21
	不詳補完値の算出方法(総務省統計局)	23
	令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧	25

## 人口等基本集計とは

人口等基本集計は、全ての調査票を用いて市区町村別の人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯等に関する結果について集計した確定値です。

これらについての詳細な結果は、下記URL(政府統計の総合窓口(e-stat))を参照してください。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00200521>

## 用語の解説

### 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、令和2年国勢調査の概要「調査の対象」(本書21ページ)を参照のこと。

### 人口性比

人口性比とは、女性100人に対する男性の数をいう。

### 世帯の種類

国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分している。

「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。

「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯をいう。

### 配偶関係

配偶関係は、届け出の有無にかかわらず、実際の状態により次のとおり区分している。「未婚」はまだ結婚したことのない人、「有配偶」は妻又は夫のある人、「死別」は妻又は夫と死別して独身の人、「離別」は妻又は夫と離別して独身の人をいう。

### 住居の種類

住居の種類は、一般世帯を「住宅」と「住宅以外」の2種類に区分している。

「住宅」とは、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物をいう。

「住宅以外」とは、寄宿舎・寮や病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの建物をいう。

### その他の用語

その他の用語は、『令和2年国勢調査 調査結果の利用案内 ユーザーズガイド』を参照のこと。

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/sankou.html>

## 数値の見方

- ・本文及び図表の数値は、表章単位未満で四捨五入している。なお、増減率や割合等の各種計算値の算出にあたっては、単位未満を含んだ数値を用いている。
- ・割合は特に注記のない限り、分母から不詳を除いて算出し、又は不詳補完値により算出している。
- ・不詳補完値については、「不詳補完値の算出方法」(23ページ)を参照のこと。
- ・統計表中の「-」は該当数字がないものを示す。

# 1 人口

## (1) 県人口

- ・令和2年10月1日現在における島根県の人口は、671,126人(男324,291人、女346,835人)で、平成27年国勢調査(以下「前回調査」という。)と比べて23,226人、3.3%減少している。
- ・県人口のうち、日本人人口は662,115人(県人口の98.7%)、外国人人口は9,011人(同1.3%)
- ・県人口の推移をみると、昭和30年が929,066人で最多であったが、以後減少に転じ、昭和55年、昭和60年は一時増加したものの、平成2年以降は再び減少している。

図1 県人口及び人口増減率の推移

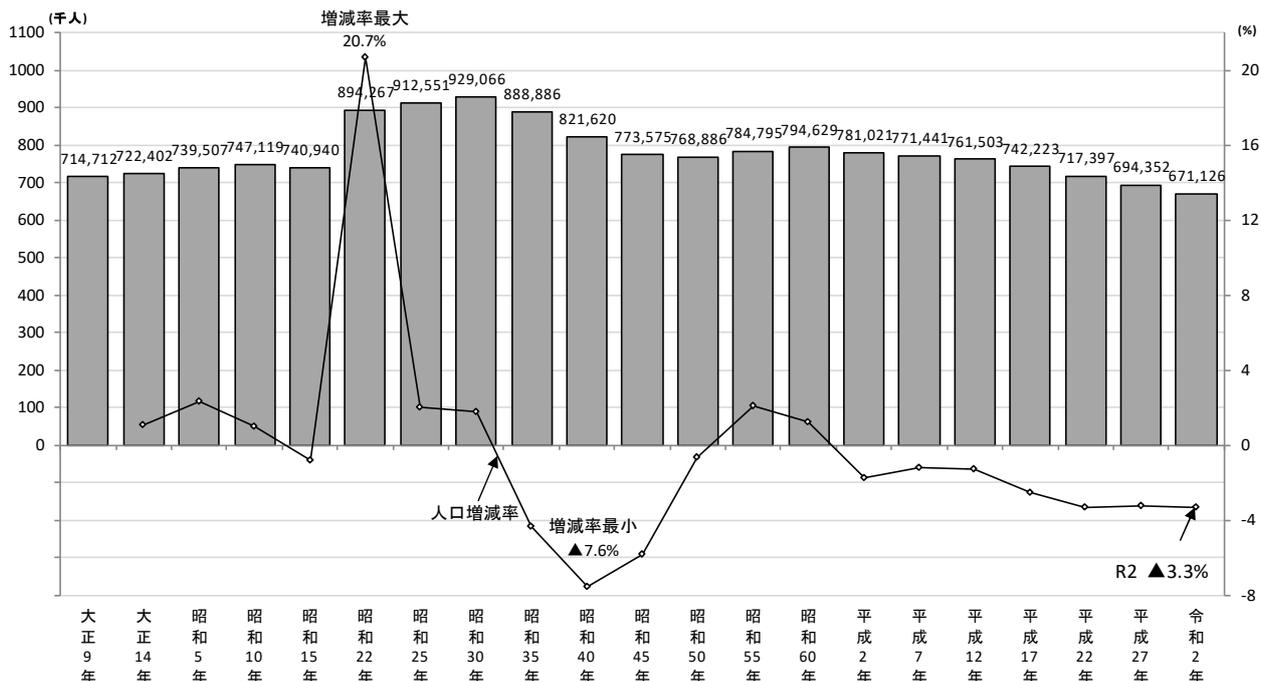


表1 県人口の推移

	平成22年 (人)		平成27年 (人)		令和2年 (人)		増減数(人)		増減率(%)	
	人	割合 (%)	人	割合 (%)	人	割合 (%)	平成22年~27年	平成27年~令和2年	平成22年~27年	平成27年~令和2年
総数	717,397	100.0	694,352	100.0	671,126	100.0	-23,045	-23,226	-3.2	-3.3
男	342,991	47.8	333,112	48.0	324,291	48.3	-9,879	-8,821	-2.9	-2.6
女	374,406	52.2	361,240	52.0	346,835	51.7	-13,166	-14,405	-3.5	-4.0
日本人	708,701	99.3	688,754	99.2	662,115	98.7	-19,947	-26,639	-2.8	-3.9
外国人	4,779	0.7	5,598	0.8	9,011	1.3	819	3,413	17.1	61.0
不詳	3,917	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1) 平成27年及び令和2年の人口は不詳補完値による。平成22年は原数値により算出。

注2) 表中の「不詳」は「日本人・外国人の別」である。

## (2) 市町村別人口

- ・人口を市町村別にみると、最も多いのは松江市で203,616人、次いで出雲市が172,775人となっている。一方、最も少ないのは知夫村で634人となっている。
- ・前回調査と比較すると、出雲市と知夫村で増加し、他の17市町で減少している。

表2 市町村別人口の推移

市町村	人口(人)			平成22年～27年			平成27年～令和2年		
	平成22年	平成27年	令和2年	増減数(人)	増減率(%)	順位	増減数(人)	増減率(%)	順位
島根県	717,397	694,352	671,126	-23,045	-3.2		-23,226	-3.3	
松江市	208,613	206,230	203,616	-2,383	-1.1	3	-2,614	-1.3	3
浜田市	61,713	58,105	54,592	-3,608	-5.8	8	-3,513	-6.0	8
出雲市	171,485	171,938	172,775	453	0.3	1	837	0.5	2
益田市	50,015	47,718	45,003	-2,297	-4.6	5	-2,715	-5.7	7
大田市	37,996	35,166	32,846	-2,830	-7.4	14	-2,320	-6.6	11
安来市	41,836	39,528	37,062	-2,308	-5.5	7	-2,466	-6.2	10
江津市	25,697	24,468	22,959	-1,229	-4.8	6	-1,509	-6.2	9
雲南市	41,917	39,032	36,007	-2,885	-6.9	12	-3,025	-7.8	12
奥出雲町	14,456	13,063	11,849	-1,393	-9.6	18	-1,214	-9.3	17
飯南町	5,534	5,031	4,577	-503	-9.1	16	-454	-9.0	16
川本町	3,900	3,442	3,248	-458	-11.7	19	-194	-5.6	6
美郷町	5,351	4,900	4,355	-451	-8.4	15	-545	-11.1	19
邑南町	11,959	11,101	10,163	-858	-7.2	13	-938	-8.4	15
津和野町	8,427	7,653	6,875	-774	-9.2	17	-778	-10.2	18
吉賀町	6,810	6,374	6,077	-436	-6.4	11	-297	-4.7	5
海士町	2,374	2,353	2,267	-21	-0.9	2	-86	-3.7	4
西ノ島町	3,136	3,027	2,788	-109	-3.5	4	-239	-7.9	13
知夫村	657	615	634	-42	-6.4	10	19	3.1	1
隠岐の島町	15,521	14,608	13,433	-913	-5.9	9	-1,175	-8.0	14

地域別	人口(人)			平成22年～27年		平成27年～令和2年	
	平成22年	平成27年	令和2年	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
県計	717,397	694,352	671,126	-23,045	-3.2	-23,226	-3.3
出雲地域	483,841	474,822	465,886	-9,019	-1.9	-8,936	-1.9
石見地域	211,868	198,927	186,118	-12,941	-6.1	-12,809	-6.4
隠岐地域	21,688	20,603	19,122	-1,085	-5.0	-1,481	-7.2

出雲地域：松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町

石見地域：浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町

隠岐地域：海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

### (3) 都道府県別人口

・都道府県別にみると、島根県の人口は全国で第46位、人口増減率は全国で第32位となっている。

表3 都道府県別人口及び人口増減率

都道府県	人 口				人口増減率			
	平成22年 (人)	平成27年 (人)	令和2年 (人)	順位	平成22年～27年 (%)	順位	平成27年～令和2年 (%)	順位
全 国	128,057,352	127,094,745	126,146,099		-0.8		-0.7	
北 海 道	5,506,419	5,381,733	5,224,614	8	-2.3	24	-2.9	27
青 森 県	1,373,339	1,308,265	1,237,984	31	-4.7	45	-5.4	45
岩 手 県	1,330,147	1,279,594	1,210,534	32	-3.8	41	-5.4	46
宮 城 県	2,348,165	2,333,899	2,301,996	14	-0.6	11	-1.4	12
秋 田 県	1,085,997	1,023,119	959,502	38	-5.8	47	-6.2	47
山 形 県	1,168,924	1,123,891	1,068,027	36	-3.9	42	-5.0	43
福 島 県	2,029,064	1,914,039	1,833,152	21	-5.7	46	-4.2	37
茨 城 県	2,969,770	2,916,976	2,867,009	11	-1.8	20	-1.7	14
栃 木 県	2,007,683	1,974,255	1,933,146	19	-1.7	16	-2.1	19
群 馬 県	2,008,068	1,973,115	1,939,110	18	-1.7	19	-1.7	16
埼 玉 県	7,194,556	7,266,534	7,344,765	5	1.0	3	1.1	4
千 葉 県	6,216,289	6,222,666	6,284,480	6	0.1	8	1.0	5
東 京 都	13,159,388	13,515,272	14,047,594	1	2.7	2	3.9	1
神 奈 川 県	9,048,331	9,126,213	9,237,337	2	0.9	5	1.2	3
新 潟 県	2,374,450	2,304,264	2,201,272	15	-3.0	33	-4.5	40
富 山 県	1,093,247	1,066,328	1,034,814	37	-2.5	27	-3.0	29
石 川 県	1,169,788	1,154,008	1,132,526	33	-1.3	15	-1.9	18
福 井 県	806,314	786,740	766,863	43	-2.4	26	-2.5	22
山 梨 県	863,075	834,930	809,974	42	-3.3	37	-3.0	30
長 野 県	2,152,449	2,098,804	2,048,011	16	-2.5	28	-2.4	20
岐 阜 県	2,080,773	2,031,903	1,978,742	17	-2.3	25	-2.6	24
静 岡 県	3,765,007	3,700,305	3,633,202	10	-1.7	17	-1.8	17
愛 知 県	7,410,719	7,483,128	7,542,415	4	1.0	4	0.8	6
三 重 県	1,854,724	1,815,865	1,770,254	22	-2.1	23	-2.5	21
滋 賀 県	1,410,777	1,412,916	1,413,610	26	0.2	7	0.0	8
京 都 府	2,636,092	2,610,353	2,578,087	13	-1.0	13	-1.2	10
大 阪 府	8,865,245	8,839,469	8,837,685	3	-0.3	9	-0.0	9
兵 庫 県	5,588,133	5,534,800	5,465,002	7	-1.0	12	-1.3	11
奈 良 県	1,400,728	1,364,316	1,324,473	29	-2.6	31	-2.9	28
和 歌 山 県	1,002,198	963,579	922,584	40	-3.9	43	-4.3	38
鳥 取 県	588,667	573,441	553,407	47	-2.6	30	-3.5	33
島 根 県	<b>717,397</b>	<b>694,352</b>	<b>671,126</b>	<b>46</b>	<b>-3.2</b>	<b>35</b>	<b>-3.3</b>	<b>32</b>
岡 山 県	1,945,276	1,921,525	1,888,432	20	-1.2	14	-1.7	15
広 島 県	2,860,750	2,843,990	2,799,702	12	-0.6	10	-1.6	13
山 口 県	1,451,338	1,404,729	1,342,059	27	-3.2	34	-4.5	39
徳 島 県	785,491	755,733	719,559	44	-3.8	40	-4.8	42
香 川 県	995,842	976,263	950,244	39	-2.0	21	-2.7	25
愛 媛 県	1,431,493	1,385,262	1,334,841	28	-3.2	36	-3.6	35
高 知 県	764,456	728,276	691,527	45	-4.7	44	-5.0	44
福 岡 県	5,071,968	5,101,556	5,135,214	9	0.6	6	0.7	7
佐 賀 県	849,788	832,832	811,442	41	-2.0	22	-2.6	23
長 崎 県	1,426,779	1,377,187	1,312,317	30	-3.5	39	-4.7	41
熊 本 県	1,817,426	1,786,170	1,738,301	23	-1.7	18	-2.7	26
大 分 県	1,196,529	1,166,338	1,123,852	34	-2.5	29	-3.6	36
宮 崎 県	1,135,233	1,104,069	1,069,576	35	-2.7	32	-3.1	31
鹿 児 島 県	1,706,242	1,648,177	1,588,256	24	-3.4	38	-3.6	34
沖 縄 県	1,392,818	1,433,566	1,467,480	25	2.9	1	2.4	2

## 2 年齢別人口

### (1) 県の年齢(3区分)別人口

- ・ 15歳未満人口は81,837人で県人口の12.2%を占め、前回調査に比べ0.3ポイント低下
- ・ 15～64歳人口は359,735人で県人口の53.6%を占め、前回調査に比べ1.6ポイント低下
- ・ 65歳以上人口は229,554人で県人口の34.2%を占め、前回調査に比べ1.9ポイント上昇

図2 年齢(3区分)別人口の推移

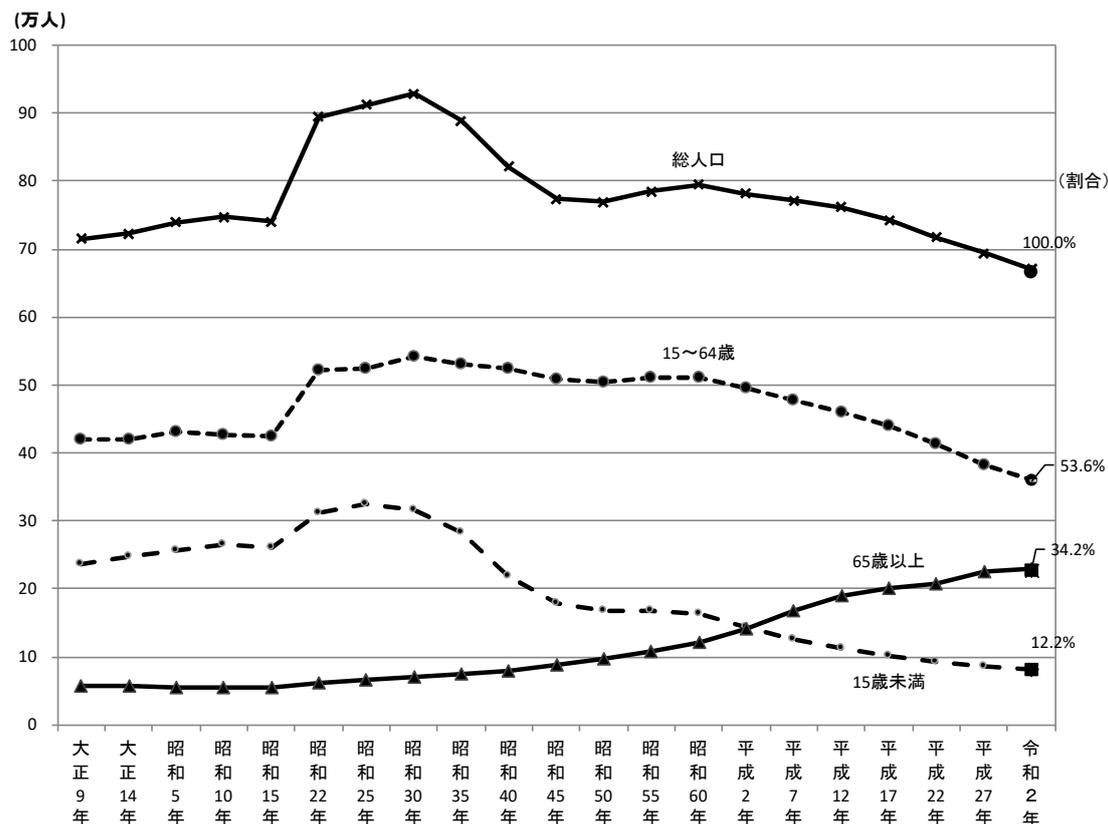
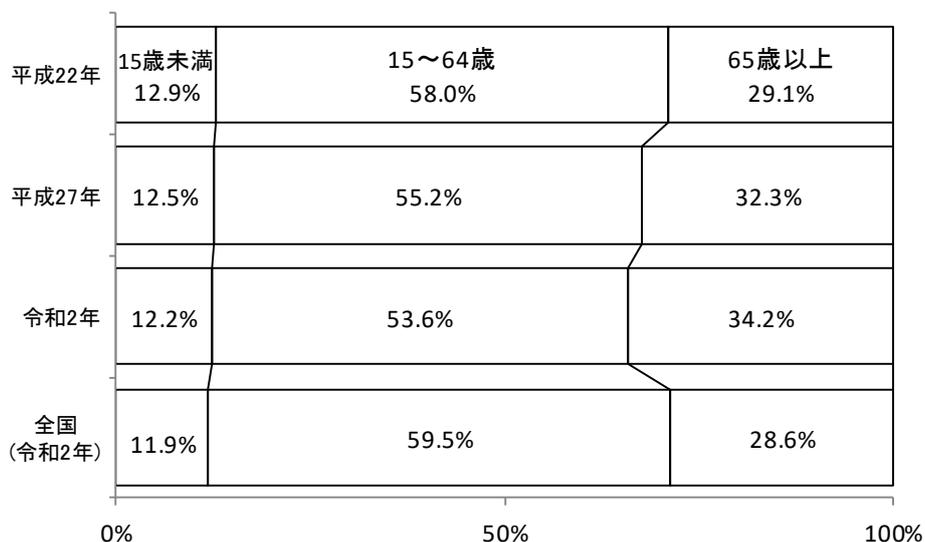


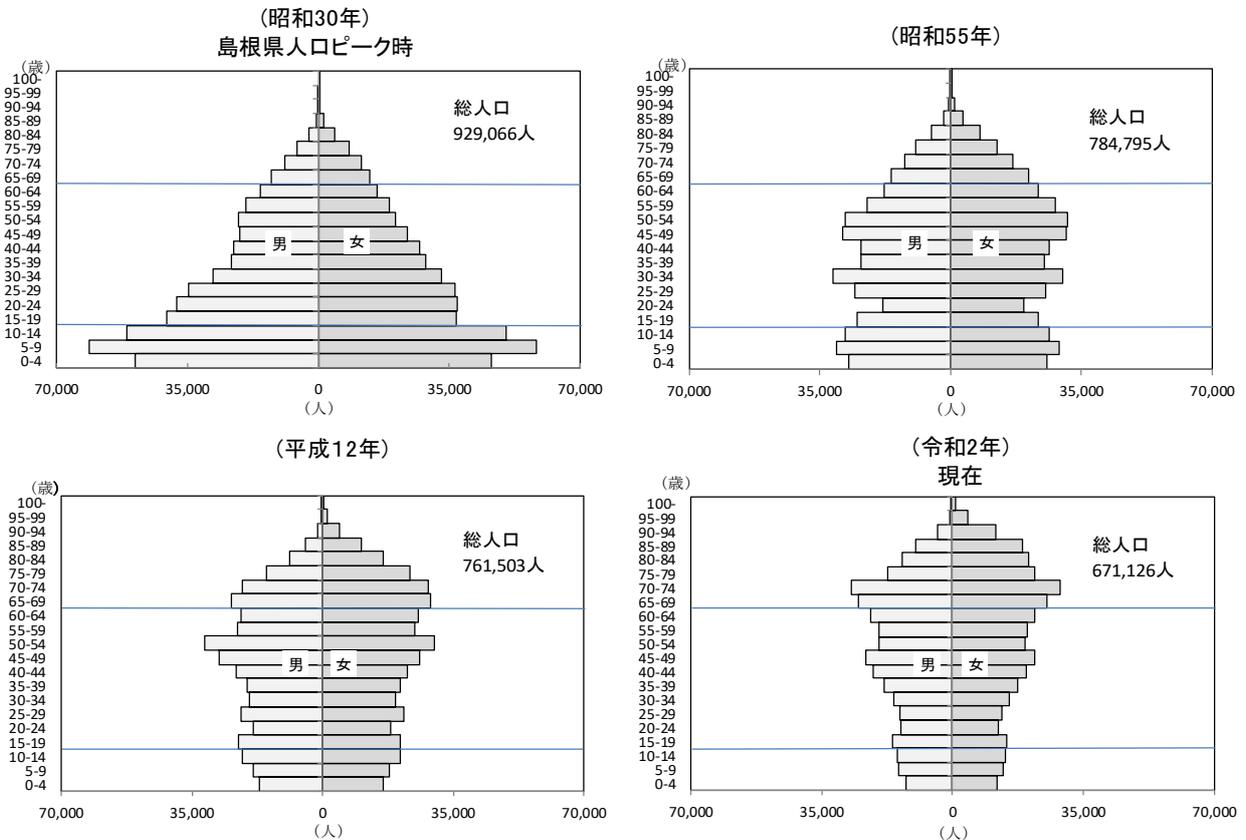
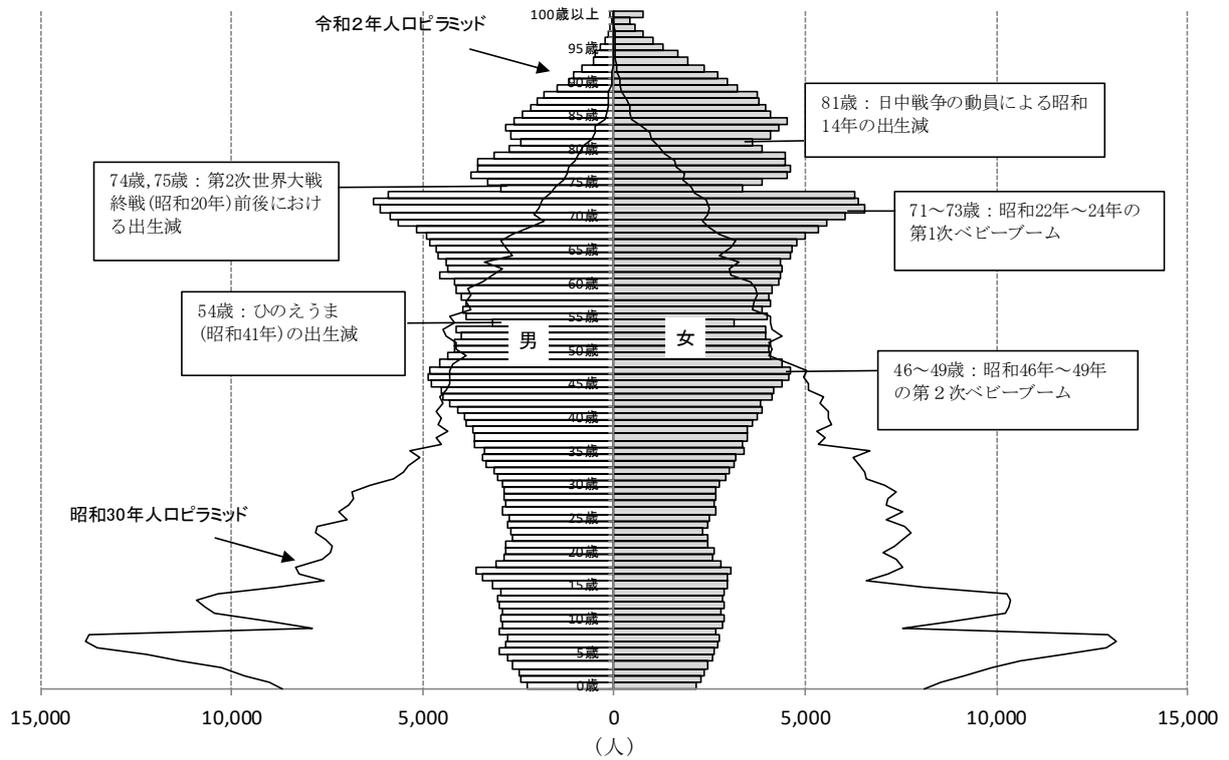
図3 年齢(3区分)別人口の割合の推移



注) 平成27年及び令和2年は、不詳補完値により算出。平成22年以前は分母から不詳を除いて算出。

## (2) 県の人口ピラミッド

図4 島根県の人口ピラミッド(昭和30年、令和2年)



注) 下の4つの図は総人口に占める年齢階級(5歳階級)、男女別の割合をグラフ化したもの。  
令和2年は、不詳補充値による。

(3) 市町村別の年齢(3区分)別人口

- ・15歳未満人口の割合をみると、最も高いのは出雲市で13.5%、次いで松江市が12.8%となっている。一方、最も低いのは津和野町で8.6%、次いで西ノ島町が9.1%となっている。
- ・15～64歳人口の割合をみると、最も高いのは松江市で57.6%、次いで出雲市が56.3%となっている。一方、最も低いのは美郷町で40.7%、次いで津和野町が42.8%となっている。
- ・65歳以上人口の割合をみると、最も高いのは津和野町で48.5%、次いで美郷町が47.9%となっている。一方、最も低いのは松江市で29.7%、次いで出雲市が30.2%となっている。

表4 市町村の年齢(3区分)別人口

市町村	人 口 (人)					構成割合 (%)			
	総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上
島根県	671,126	81,837	359,735	229,554	123,304	12.2	53.6	34.2	18.4
松江市	203,616	25,980	117,211	60,425	32,041	12.8	57.6	29.7	15.7
浜田市	54,592	5,948	29,125	19,519	10,573	10.9	53.4	35.8	19.4
出雲市	172,775	23,382	97,197	52,196	27,284	13.5	56.3	30.2	15.8
益田市	45,003	5,329	22,470	17,204	9,089	11.8	49.9	38.2	20.2
大田市	32,846	3,659	15,912	13,275	7,285	11.1	48.4	40.4	22.2
安来市	37,062	4,281	18,908	13,873	7,532	11.6	51.0	37.4	20.3
江津市	22,959	2,406	11,534	9,019	4,901	10.5	50.2	39.3	21.3
雲南市	36,007	4,041	17,539	14,427	7,879	11.2	48.7	40.1	21.9
奥出雲町	11,849	1,167	5,399	5,283	3,030	9.8	45.6	44.6	25.6
飯南町	4,577	463	1,999	2,115	1,254	10.1	43.7	46.2	27.4
川本町	3,248	320	1,487	1,441	844	9.9	45.8	44.4	26.0
美郷町	4,355	498	1,773	2,084	1,203	11.4	40.7	47.9	27.6
邑南町	10,163	1,090	4,490	4,583	2,667	10.7	44.2	45.1	26.2
津和野町	6,875	593	2,945	3,337	1,932	8.6	42.8	48.5	28.1
吉賀町	6,077	576	2,778	2,723	1,572	9.5	45.7	44.8	25.9
海士町	2,267	244	1,118	905	493	10.8	49.3	39.9	21.7
西ノ島町	2,788	253	1,246	1,289	668	9.1	44.7	46.2	24.0
知夫村	634	69	281	284	151	10.9	44.3	44.8	23.8
隠岐の島町	13,433	1,538	6,323	5,572	2,906	11.4	47.1	41.5	21.6

注) 不詳補完値による。

#### (4) 都道府県別の年齢(3区分)別人口

- ・都道府県別にみると、島根県の65歳以上人口の割合は34.2%で、秋田県(37.5%)、高知県(35.5%)、山口県(34.6%)に次いで高く、全国で第4位となっている。最も低いのは沖縄県で22.6%
- ・島根県の15歳未満人口の割合は12.2%で、前回調査の全国第27位から順位を上げ、第16位となっている。

表5 都道府県の年齢(3区分)別人口・割合

都道府県	年齢(3区分)人口								
	15歳未満			15~64歳			65歳以上		
	(人)	割合(%)	順位	(人)	割合(%)	順位	(人)	割合(%)	順位
全 国	15,031,602	11.9		75,087,865	59.5		36,026,632	28.6	
北海道	556,526	10.7	45	2,988,800	57.2	23	1,679,288	32.1	18
青森県	130,259	10.5	46	689,910	55.7	32	417,815	33.7	7
岩手県	132,735	11.0	42	670,784	55.4	33	407,015	33.6	8
宮城県	268,931	11.7	29	1,385,425	60.2	8	647,640	28.1	38
秋田県	92,855	9.7	47	506,960	52.8	47	359,687	37.5	1
山形県	120,271	11.3	39	586,578	54.9	39	361,178	33.8	6
福島県	206,993	11.3	37	1,045,887	57.1	24	580,272	31.7	22
茨城県	334,614	11.7	31	1,681,662	58.7	13	850,733	29.7	33
栃木県	228,224	11.8	24	1,142,706	59.1	11	562,216	29.1	37
群馬県	226,573	11.7	28	1,127,799	58.2	15	584,738	30.2	29
埼玉県	872,859	11.9	23	4,488,130	61.1	4	1,983,776	27.0	42
千葉県	736,623	11.7	26	3,813,987	60.7	6	1,733,870	27.6	41
東京都	1,568,415	11.2	41	9,284,428	66.1	1	3,194,751	22.7	46
神奈川県	1,086,468	11.8	25	5,790,049	62.7	2	2,360,820	25.6	44
新潟県	247,924	11.3	38	1,232,070	56.0	30	721,278	32.8	13
富山県	116,346	11.2	40	581,617	56.2	27	336,851	32.6	15
石川県	137,365	12.1	18	657,990	58.1	16	337,171	29.8	32
福井県	95,809	12.5	11	436,121	56.9	25	234,933	30.6	25
山梨県	92,723	11.4	34	467,443	57.7	20	249,808	30.8	24
長野県	245,285	12.0	22	1,148,164	56.1	29	654,562	32.0	19
岐阜県	242,504	12.3	14	1,133,872	57.3	22	602,366	30.4	27
静岡県	439,490	12.1	19	2,100,962	57.8	19	1,092,750	30.1	30
愛知県	980,388	13.0	7	4,654,635	61.7	3	1,907,392	25.3	45
三重県	213,373	12.1	21	1,027,332	58.0	17	529,549	29.9	31
滋賀県	192,256	13.6	2	849,686	60.1	9	371,668	26.3	43
京都府	294,399	11.4	36	1,527,284	59.2	10	756,404	29.3	35
大阪府	1,032,375	11.7	30	5,363,326	60.7	7	2,441,984	27.6	40
兵庫県	666,511	12.2	15	3,197,092	58.5	14	1,601,399	29.3	36
奈良県	154,836	11.7	27	749,514	56.6	26	420,123	31.7	21
和歌山県	105,598	11.4	35	509,212	55.2	37	307,774	33.4	9
鳥取県	68,542	12.4	12	306,288	55.3	35	178,577	32.3	17
<b>島根県</b>	<b>81,837</b>	<b>12.2</b>	<b>16</b>	<b>359,735</b>	<b>53.6</b>	<b>46</b>	<b>229,554</b>	<b>34.2</b>	<b>4</b>
岡山県	233,416	12.4	13	1,082,126	57.3	21	572,890	30.3	28
広島県	353,792	12.6	9	1,622,812	58.0	18	823,098	29.4	34
山口県	153,838	11.5	33	723,588	53.9	44	464,633	34.6	3
徳島県	78,361	10.9	43	395,215	54.9	38	245,983	34.2	5
香川県	114,662	12.1	20	533,564	56.2	28	302,018	31.8	20
愛媛県	154,420	11.6	32	737,231	55.2	36	443,190	33.2	11
高知県	75,171	10.9	44	370,997	53.6	45	245,359	35.5	2
福岡県	667,107	13.0	8	3,035,328	59.1	12	1,432,779	27.9	39
佐賀県	109,174	13.5	3	453,697	55.9	31	248,571	30.6	26
長崎県	164,573	12.5	10	714,726	54.5	41	433,018	33.0	12
熊本県	229,016	13.2	4	963,053	55.4	34	546,232	31.4	23
大分県	136,329	12.1	17	613,637	54.6	40	373,886	33.3	10
宮崎県	140,291	13.1	5	580,412	54.3	43	348,873	32.6	14
鹿児島県	207,602	13.1	6	863,898	54.4	42	516,756	32.5	16
沖縄県	243,943	16.6	1	892,133	60.8	5	331,404	22.6	47

注) 不詳補完値による。

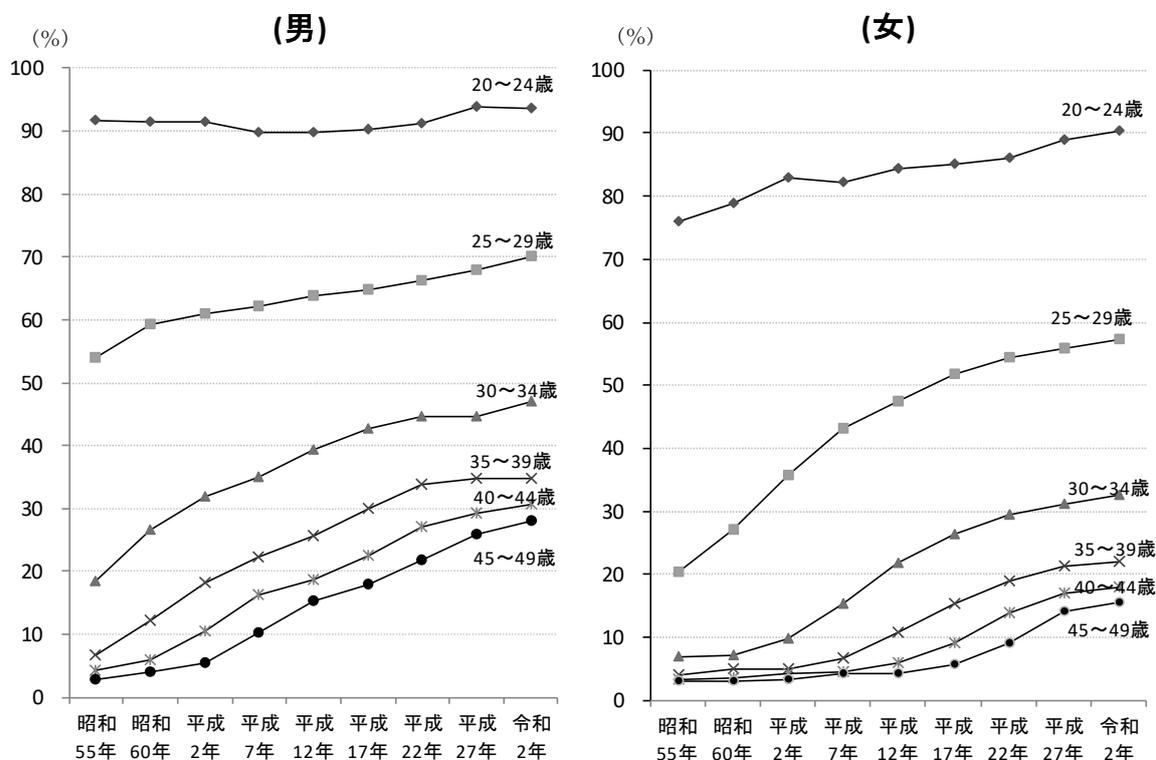
### 3 配偶関係

- ・年齢(5歳階級)別に未婚率をみると、男性の「15～19歳」及び「20～24歳」を除き上昇している。

表6 年齢(5歳階級)別未婚率

年齢5歳階級	未婚率(%)					
	男			女		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	27.3	28.7	30.4	17.6	18.2	19.1
15～19歳	99.7	99.7	99.7	99.3	99.5	99.6
20～24歳	91.1	93.8	93.7	86.0	89.0	90.3
25～29歳	66.2	67.9	70.1	54.4	55.7	57.3
30～34歳	44.6	44.6	47.0	29.5	31.1	32.5
35～39歳	33.9	34.7	34.8	18.9	21.3	21.9
40～44歳	27.1	29.2	30.7	13.8	16.8	17.9
45～49歳	21.7	25.9	27.9	9.0	14.1	15.6
50～54歳	17.9	21.5	25.0	5.9	9.0	13.3
55～59歳	14.7	17.5	20.7	4.4	6.0	8.8
60～64歳	9.8	14.3	17.3	4.2	4.5	5.9
65～69歳	5.0	9.4	13.5	3.3	4.1	4.4
70～74歳	3.3	4.7	8.8	2.8	3.3	4.0
75歳以上	1.5	2.0	2.7	2.3	2.5	2.6

図5 20～49歳における男女別未婚率の推移



注1) 「未婚」はまた結婚したことのない人

注2) 未婚率：15歳以上人口に占める未婚者数の割合

注3) 年齢5歳階級別未婚率＝年齢5歳階級別未婚者数／年齢5歳階級別人口

注4) 平成27年及び令和2年は、不詳補完値により算出。平成22年以前は分母から不詳を除いて算出。

## 4 世帯

### (1) 県世帯数

- ・島根県の世帯数は269,892世帯で、前回調査と比べて4,884世帯、1.8%増加している。
- ・総世帯数から施設等の世帯数を除いた一般世帯数は268,462世帯で、前回調査と比べて4,382世帯、1.7%増加している。

図6 世帯数及び世帯数増減率の推移

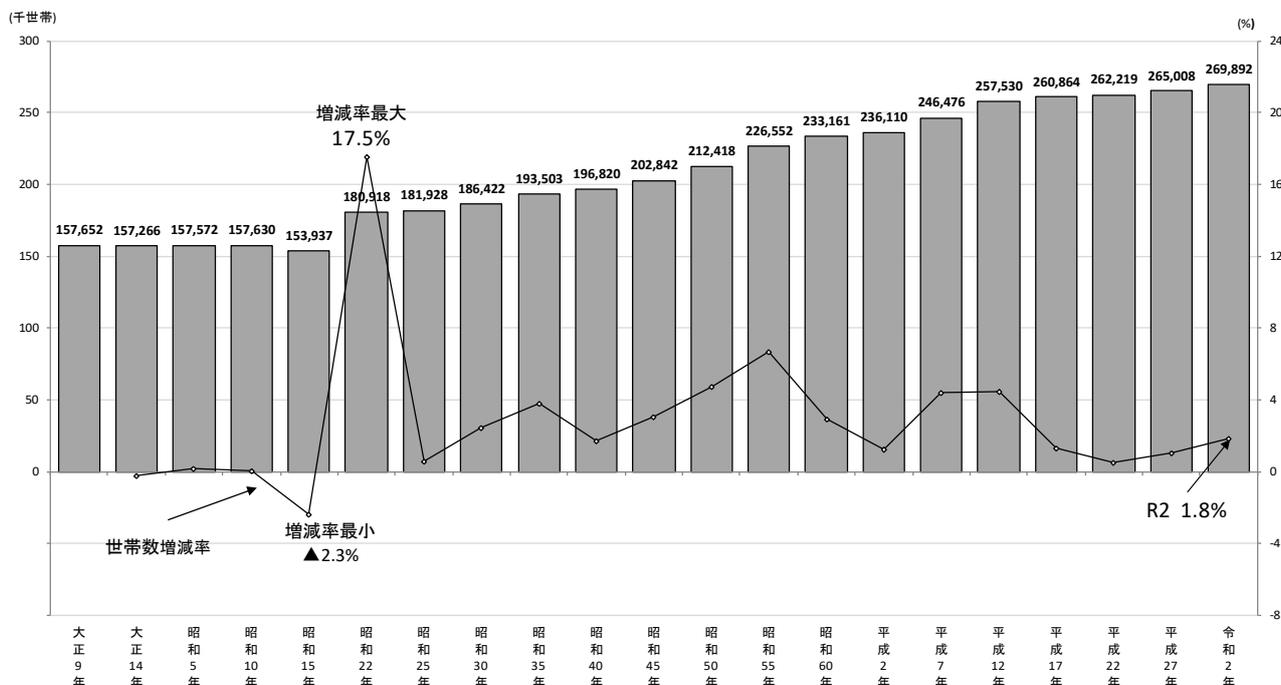


表7 総世帯数、一般世帯数、施設等の世帯数の推移

世帯の種類	平成22年 (世帯)		平成27年 (世帯)		令和2年 (世帯)		増減数(世帯)		増減率(%)	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	平成22年～27年	平成27年～令和2年	平成22年～27年	平成27年～令和2年
総世帯数	262,219	100.0	265,008	100.0	269,892	100.0	2,789	4,884	1.1	1.8
一般世帯数	260,921	99.5	264,080	99.6	268,462	99.5	3,159	4,382	1.2	1.7
施設等の世帯数	1,298	0.5	928	0.4	1,430	0.5	-370	502	-28.5	54.1

## (2) 市町村別世帯数

・市町村別世帯数は、前回調査と比べると出雲市など6市町村で増加し、その他の市町では減少している。

表8 市町村別世帯数の推移

市町村	世帯数（世帯）			平成22年～27年			平成27年～令和2年		
	平成22年	平成27年	令和2年	増減数（世帯）	増減率（%）	順位	増減数（世帯）	増減率（%）	順位
島根県	262,219	265,008	269,892	2,789	1.1		4,884	1.8	
松江市	81,166	83,031	85,593	1,865	2.3	2	2,562	3.1	3
浜田市	24,972	24,498	24,370	-474	-1.9	9	-128	-0.5	7
出雲市	55,952	60,130	64,408	4,178	7.5	1	4,278	7.1	1
益田市	19,243	19,037	18,870	-206	-1.1	8	-167	-0.9	9
大田市	14,312	13,613	13,343	-699	-4.9	14	-270	-2.0	11
安来市	12,820	12,805	12,835	-15	-0.1	7	30	0.2	6
江津市	10,320	10,123	9,953	-197	-1.9	10	-170	-1.7	10
雲南市	12,905	12,527	12,432	-378	-2.9	11	-95	-0.8	8
奥出雲町	4,713	4,464	4,356	-249	-5.3	16	-108	-2.4	12
飯南町	1,944	1,842	1,769	-102	-5.2	15	-73	-4.0	14
川本町	1,666	1,457	1,407	-209	-12.5	19	-50	-3.4	13
美郷町	2,157	2,010	1,844	-147	-6.8	18	-166	-8.3	19
邑南町	4,510	4,224	3,994	-286	-6.3	17	-230	-5.4	16
津和野町	3,411	3,300	3,090	-111	-3.3	12	-210	-6.4	18
吉賀町	2,805	2,810	2,833	5	0.2	6	23	0.8	5
海士町	1,052	1,057	1,068	5	0.5	5	11	1.0	4
西ノ島町	1,477	1,499	1,415	22	1.5	4	-84	-5.6	17
知夫村	326	331	350	5	1.5	3	19	5.7	2
隠岐の島町	6,468	6,250	5,962	-218	-3.4	13	-288	-4.6	15

地域別	世帯数（世帯）			平成22年～27年		平成27年～令和2年	
	平成22年	平成27年	令和2年	増減数（世帯）	増減率（%）	増減数（世帯）	増減率（%）
県計	262,219	265,008	269,892	2,789	1.1	4,884	1.8
出雲地域	169,500	174,799	181,393	5,299	3.1	6,594	3.8
石見地域	83,396	81,072	79,704	-2,324	-2.8	-1,368	-1.7
隠岐地域	9,323	9,137	8,795	-186	-2.0	-342	-3.7

出雲地域：松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町

石見地域：浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町

隠岐地域：海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

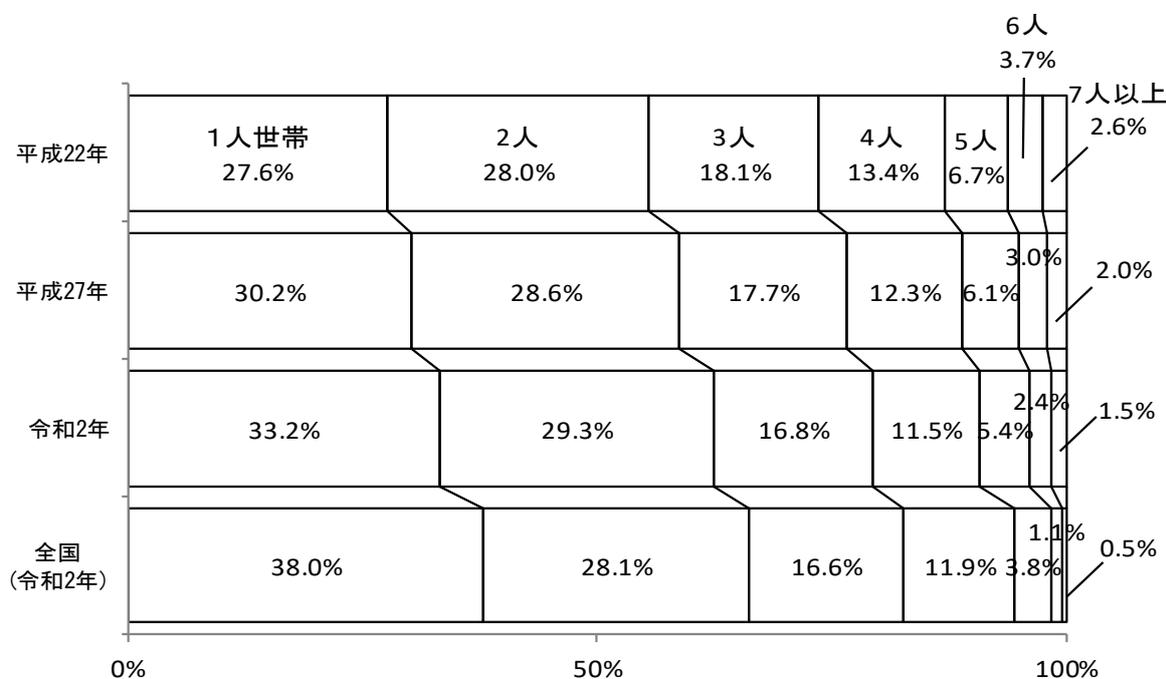
### (3) 一般世帯の世帯人員

- ・島根県の一般世帯の世帯人員別の構成割合をみると、世帯人員が1人の世帯が33.2%、2人の世帯が29.3%で、2人以下の世帯が6割以上を占めており、増加傾向である。

表9 世帯人員別一般世帯数の推移

年次	総世帯数	一般世帯数								
		総数	1人世帯	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	
実数 (世帯)	平成22年	262,219	260,921	71,916	73,126	47,149	34,976	17,425	9,665	6,664
	平成27年	265,008	264,080	79,768	75,591	46,827	32,485	16,158	7,921	5,330
	令和2年	269,892	268,462	89,036	78,631	45,218	30,756	14,436	6,317	4,068
増減数 (世帯)	平成22年～27年	2,789	3,159	7,852	2,465	-322	-2,491	-1,267	-1,744	-1,334
	平成27～令和2年	4,884	4,382	9,268	3,040	-1,609	-1,729	-1,722	-1,604	-1,262
増減率 (%)	平成22年～27年	1.1	1.2	10.9	3.4	-0.7	-7.1	-7.3	-18.0	-20.0
	平成27～令和2年	1.8	1.7	11.6	4.0	-3.4	-5.3	-10.7	-20.2	-23.7
構成割合 (%)	平成22年	-	100.0	27.6	28.0	18.1	13.4	6.7	3.7	2.6
	平成27年	-	100.0	30.2	28.6	17.7	12.3	6.1	3.0	2.0
	令和2年	-	100.0	33.2	29.3	16.8	11.5	5.4	2.4	1.5

図7 一般世帯の世帯人員別構成割合の推移



#### (4) 都道府県別一般世帯

- ・島根県の一般世帯の1世帯当たり人員は2.40人で、全国で第12位となっている。
- ・都道府県別にみると、山形県が最も多く2.61人、東京都が最も少なく1.92人となっている。

表10 都道府県別一般世帯数・1世帯当たり人員

都道府県	総世帯数 (世帯)	一般世帯			(参考) 施設等の世帯				
		総数 (世帯)	世帯人員数 (人)	1世帯当たり 人員(人)	総数 (世帯)	世帯人員数 (人)	うち 社会施設 入所者(人)	うち 病院・療養所 の入院者(人)	
									順位
全 国	55,830,154	55,704,949	123,162,995	2.21	125,205	2,983,104	2,094,496	526,400	
北海道	2,476,846	2,469,063	5,032,739	2.04	46	7,783	191,875	125,850	36,671
青森県	511,526	509,649	1,191,534	2.34	21	1,877	46,450	33,960	5,957
岩手県	492,436	490,828	1,174,106	2.39	14	1,608	36,428	27,094	5,478
宮城県	982,523	980,549	2,251,390	2.30	26	1,974	50,606	34,871	7,904
秋田県	385,187	383,531	923,812	2.41	10	1,656	35,690	27,961	5,294
山形県	398,015	396,792	1,035,323	2.61	1	1,223	32,704	24,350	4,751
福島県	742,911	740,089	1,788,951	2.42	9	2,822	44,201	31,306	7,453
茨城県	1,184,133	1,181,598	2,802,960	2.37	17	2,535	64,049	45,877	10,847
栃木県	796,923	795,449	1,891,685	2.38	15	1,474	41,461	28,992	6,841
群馬県	805,252	803,215	1,884,909	2.35	18	2,037	54,201	42,463	8,718
埼玉県	3,162,743	3,157,627	7,204,956	2.28	28	5,116	139,809	105,982	20,436
千葉県	2,773,840	2,767,661	6,166,145	2.23	34	6,179	118,335	86,392	19,550
東京都	7,227,180	7,216,650	13,839,178	1.92	47	10,530	208,416	133,411	34,284
神奈川県	4,223,706	4,210,122	9,059,878	2.15	40	13,584	177,459	131,194	20,353
新潟県	864,750	862,796	2,141,206	2.48	6	1,954	60,066	45,180	9,055
富山県	403,989	403,007	1,007,734	2.50	4	982	27,080	16,624	8,909
石川県	469,910	468,835	1,097,311	2.34	20	1,075	35,215	24,067	6,532
福井県	291,662	290,692	746,456	2.57	2	970	20,407	14,593	3,621
山梨県	338,853	338,057	789,586	2.34	22	796	20,388	13,320	3,344
長野県	832,097	829,979	1,998,549	2.41	11	2,118	49,462	38,238	6,051
岐阜県	780,730	779,029	1,937,236	2.49	5	1,701	41,506	31,063	6,134
静岡県	1,483,472	1,480,969	3,551,043	2.40	13	2,503	82,159	60,429	12,644
愛知県	3,238,301	3,233,126	7,412,091	2.29	27	5,175	130,324	98,019	20,360
三重県	742,598	741,183	1,728,038	2.33	24	1,415	42,216	31,340	7,117
滋賀県	571,374	570,529	1,391,113	2.44	8	845	22,497	15,968	4,213
京都府	1,190,527	1,188,903	2,523,758	2.12	42	1,624	54,329	33,333	12,463
大阪府	4,135,879	4,126,995	8,659,723	2.10	45	8,884	177,962	134,888	32,252
兵庫県	2,402,484	2,399,358	5,355,504	2.23	33	3,126	109,498	80,139	19,275
奈良県	544,981	543,908	1,292,985	2.38	16	1,073	31,488	22,967	4,395
和歌山県	394,483	393,489	896,425	2.28	29	994	26,159	20,562	3,426
鳥取県	219,742	219,069	535,393	2.44	7	673	18,014	13,277	2,565
島根県	<b>269,892</b>	<b>268,462</b>	<b>645,246</b>	<b>2.40</b>	<b>12</b>	<b>1,430</b>	<b>25,880</b>	<b>17,128</b>	<b>3,787</b>
岡山県	801,409	799,611	1,836,335	2.30	25	1,798	52,097	38,140	8,109
広島県	1,243,527	1,241,204	2,725,202	2.20	37	2,323	74,500	45,869	15,313
山口県	598,824	597,309	1,293,822	2.17	38	1,515	48,237	29,855	12,629
徳島県	308,210	307,358	693,391	2.26	32	852	26,168	17,867	6,003
香川県	406,985	406,062	920,852	2.27	30	923	29,392	20,346	5,360
愛媛県	601,402	599,941	1,295,030	2.16	39	1,461	39,811	28,780	7,841
高知県	315,272	314,330	663,963	2.11	43	942	27,564	15,748	8,330
福岡県	2,323,325	2,318,479	4,986,247	2.15	41	4,846	148,967	99,287	33,688
佐賀県	312,680	311,173	781,601	2.51	3	1,507	29,841	19,849	6,239
長崎県	558,230	556,130	1,259,784	2.27	31	2,100	52,533	31,692	10,453
熊本県	719,154	716,740	1,678,793	2.34	19	2,414	59,508	38,003	14,878
大分県	489,249	487,679	1,082,266	2.22	35	1,570	41,586	29,538	7,622
宮崎県	470,055	468,575	1,030,106	2.20	36	1,480	39,470	27,539	7,300
鹿児島県	728,179	725,855	1,528,471	2.11	44	2,324	59,785	37,309	14,483
沖縄県	614,708	613,294	1,430,169	2.33	23	1,414	37,311	23,836	7,472

(5) 一般世帯の家族類型

- ・島根県の一般世帯の家族類型別の構成割合をみると、「単独世帯」（世帯人員が1人の世帯）が33.2%で、前回調査から2.9ポイント上昇している。

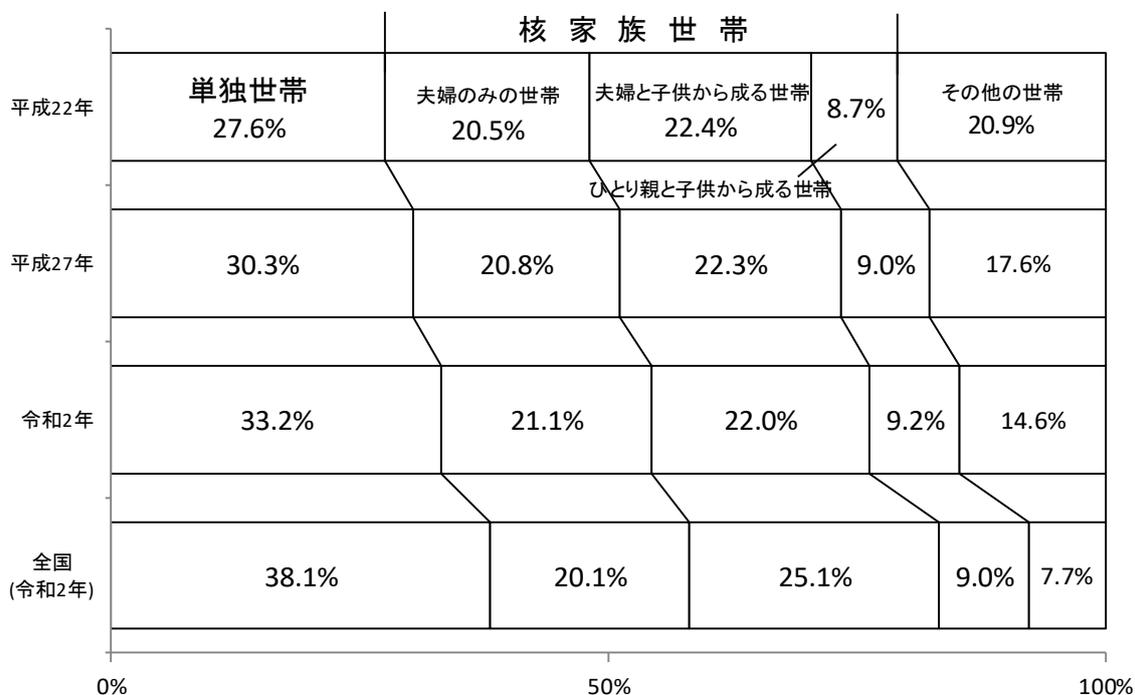
表11 世帯の家族類型別一般世帯数の推移

世帯の家族類型	実数(世帯)			構成割合(%)			差(ポイント)	
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年～27年	平成27年～令和2年
一般世帯総数	260,921	264,080	268,462	100.0	100.0	100.0	-	-
単独世帯	71,916	79,768	89,036	27.6	30.3	33.2	2.7	2.9
核家族世帯	134,416	136,865	140,016	51.6	52.0	52.2	0.4	0.2
夫婦のみの世帯	53,517	54,650	56,567	20.5	20.8	21.1	0.3	0.3
夫婦と子供から成る世帯	58,296	58,594	58,863	22.4	22.3	22.0	-0.1	-0.3
ひとり親と子供から成る世帯	22,603	23,621	24,586	8.7	9.0	9.2	0.3	0.2
その他の世帯	54,388	46,409	39,049	20.9	17.6	14.6	-3.3	-3.0
不詳	201	1,038	361	-	-	-	-	-

注1) 構成割合は「不詳」を除いて算出。

注2) 表中の「不詳」は、「世帯の家族類型」である。

図8 一般世帯の家族類型別割合の推移



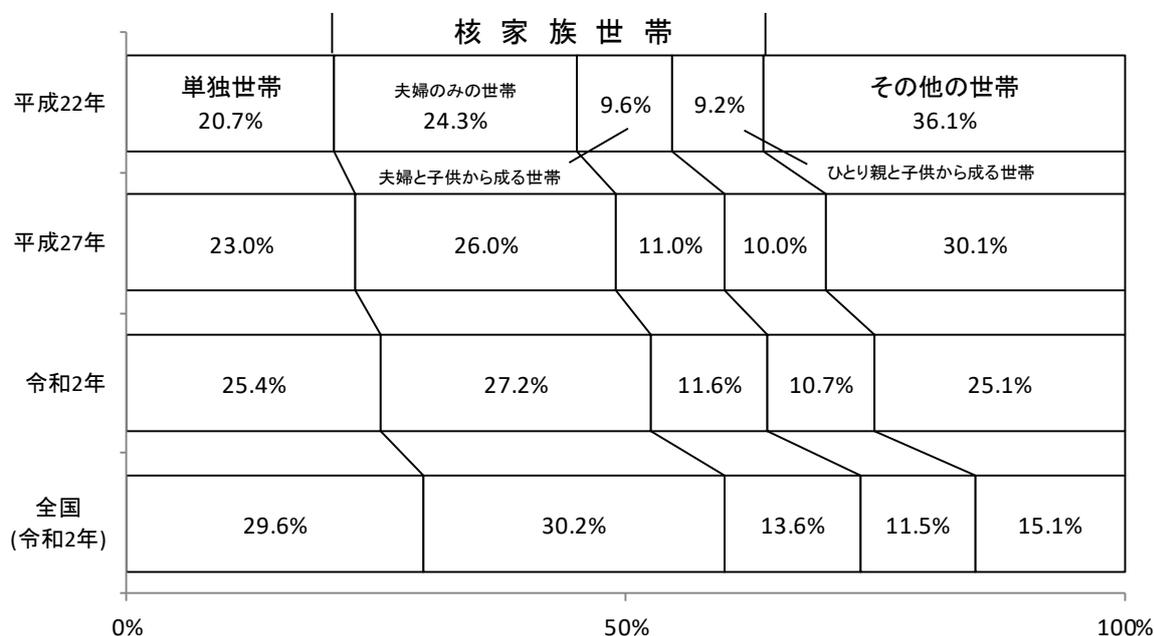
① 65歳以上世帯員のいる一般世帯の家族類型

・65歳以上世帯員のいる一般世帯の家族類型別の構成割合をみると、「夫婦のみの世帯」が27.2%で前回調査から1.2ポイント上昇、「単独世帯」が25.4%で前回調査から2.4ポイント上昇している。

表12 世帯の家族類型別65歳以上世帯員のいる一般世帯数の推移

世帯の家族類型	実数(世帯)			構成割合(%)			差(ポイント)	
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年～27年	平成27年～令和2年
65歳以上世帯員のいる一般世帯数	131,636	137,643	139,123	100.0	100.0	100.0	-	-
単独世帯	27,279	31,636	35,331	20.7	23.0	25.4	2.3	2.4
核家族世帯	56,781	64,603	68,835	43.1	46.9	49.5	3.8	2.6
夫婦のみの世帯	31,961	35,742	37,815	24.3	26.0	27.2	1.7	1.2
夫婦と子供から成る世帯	12,684	15,157	16,171	9.6	11.0	11.6	1.4	0.6
ひとり親と子供から成る世帯	12,136	13,704	14,849	9.2	10.0	10.7	0.8	0.7
その他の世帯	47,576	41,404	34,957	36.1	30.1	25.1	-6.0	-5.0

図9 65歳以上世帯員のいる一般世帯の家族類型別構成割合の推移



② 65歳以上人口の状況

- ・65歳以上人口の構成割合をみると、「単独世帯」の割合は15.5%で上昇傾向である。
- ・老人ホーム等に居住する「社会施設の入所者」の割合は6.4%、「病院・療養所の入院者」の割合は1.3%で、「社会施設の入所者」の割合は上昇傾向である。

表13 65歳以上人口の状況

年次	実数(人)				構成割合(%)			
	65歳以上 人口 注)	うち 単独世帯	うち 社会施設 の入所者	うち 病院・療養所 の入院者	65歳以上 人口	うち 単独世帯	うち 社会施設 の入所者	うち 病院・療養所 の入院者
総数								
平成22年	207,398	27,279	10,781	3,276	100.0	13.2	5.2	1.6
平成27年	222,648	31,636	13,542	3,129	100.0	14.2	6.1	1.4
令和2年	227,881	35,331	14,671	2,881	100.0	15.5	6.4	1.3
男								
平成22年	83,277	6,441	2,525	1,145	100.0	7.7	3.0	1.4
平成27年	92,523	9,300	3,232	1,141	100.0	10.1	3.5	1.2
令和2年	97,061	11,974	3,668	1,121	100.0	12.3	3.8	1.2
女								
平成22年	124,121	20,838	8,256	2,131	100.0	16.8	6.7	1.7
平成27年	130,125	22,336	10,310	1,988	100.0	17.2	7.9	1.5
令和2年	130,820	23,357	11,003	1,760	100.0	17.9	8.4	1.3

注) 原数値によるため、不詳補完値とは一致しない。

## 5 住居

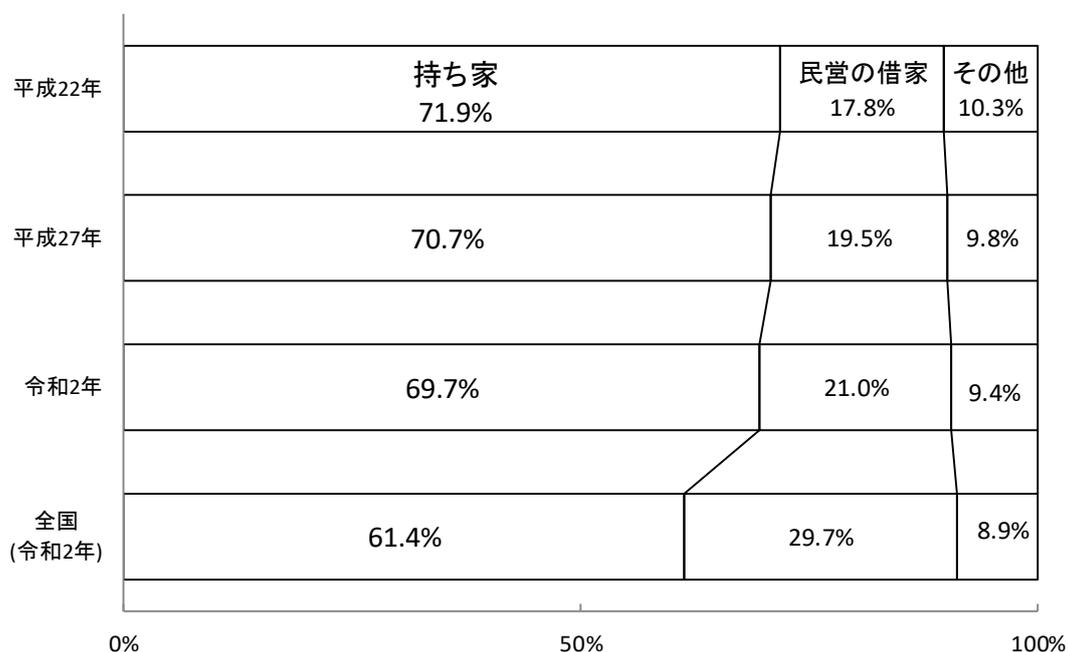
### (1) 県の住宅所有関係別一般世帯数

- ・住宅に住む一般世帯の住宅の所有関係別の構成割合をみると、「持ち家」が69.7%で最も高く、次いで「民営の借家」(21.0%)となっている。

表 14 住宅の所有関係別住宅に住む一般世帯数の推移

所有関係	世帯数(世帯)				構成割合(%)				増減率(%)	
	平成22年	平成27年	令和2年	全国 (令和2年)	平成22年	平成27年	令和2年	全国 (令和2年)	平成22年 ~27年	平成27年 ~令和2年
住宅に住む一般世帯	257,083	259,734	264,160	54,953,523	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0	1.7
持ち家	184,717	183,577	184,014	33,729,416	71.9	70.7	69.7	61.4	-0.6	0.2
公営・都市再生機構・公社の借家	15,652	15,159	13,664	2,649,041	6.1	5.8	5.2	4.8	-3.1	-9.9
民営の借家	45,716	50,634	55,488	16,331,426	17.8	19.5	21.0	29.7	10.8	9.6
給与住宅	8,857	8,032	8,632	1,551,697	3.4	3.1	3.3	2.8	-9.3	7.5
間借り	2,141	2,332	2,362	691,943	0.8	0.9	0.9	1.3	8.9	1.3

図 10 住宅の所有関係別割合



(2) 都道府県別の持ち家率

- ・島根県の「持ち家率」は全国で第16位となっている。
- ・都道府県別にみると、秋田県が最も高く77.6%、東京都が最も低く46.1%となっている。

表15 都道府県別持ち家率

都道府県	平成22年			平成27年			令和2年		
	持ち家に住む世帯	持ち家率 (%)	順位	持ち家に住む世帯	持ち家率 (%)	順位	持ち家に住む世帯	持ち家率 (%)	順位
全 国	31,594,379	61.9		32,693,605	62.3		33,729,416	61.4	
北海道	1,341,788	56.2	43	1,365,338	56.8	43	1,374,514	56.4	43
青森県	356,466	70.6	16	357,647	71.2	13	357,553	71.2	10
岩手県	338,391	70.9	14	330,101	68.7	23	336,535	69.6	18
宮城県	544,847	61.1	40	545,775	58.8	42	577,456	59.6	41
秋田県	302,095	78.3	2	299,230	78.0	2	294,808	77.6	1
山形県	290,651	75.6	4	291,552	75.0	4	293,623	74.8	3
福島県	492,458	69.2	23	471,851	66.1	31	491,109	67.4	24
茨城県	756,393	71.0	13	781,193	70.7	14	816,319	70.1	15
栃木県	504,146	68.8	24	522,613	69.6	19	543,550	69.2	21
群馬県	525,157	70.7	15	541,607	71.4	12	558,192	70.6	13
埼玉県	1,855,448	66.3	30	1,962,893	67.0	27	2,060,276	65.9	30
千葉県	1,607,089	65.3	33	1,686,035	66.0	32	1,764,179	64.7	34
東京都	2,927,775	46.6	47	3,144,762	47.7	47	3,295,617	46.1	47
神奈川県	2,214,495	58.9	42	2,357,944	60.5	41	2,469,754	59.4	42
新潟県	617,139	74.4	5	624,151	74.6	5	633,442	74.2	4
富山県	295,032	78.3	1	299,898	78.1	1	303,824	76.6	2
石川県	302,218	69.6	21	309,862	69.5	20	319,299	69.0	22
福井県	203,495	75.7	3	206,512	75.7	3	210,568	74.2	6
山梨県	223,829	69.3	22	227,260	69.8	17	232,012	69.4	19
長野県	560,398	71.8	12	570,477	72.0	11	582,244	71.0	12
岐阜県	531,106	73.4	8	547,207	74.1	7	561,887	73.2	7
静岡県	912,914	66.4	29	949,867	67.7	24	981,049	67.2	25
愛知県	1,700,497	59.7	41	1,800,880	60.6	40	1,905,719	60.3	40
三重県	509,973	74.3	6	517,939	73.8	8	524,593	72.4	9
滋賀県	362,724	72.1	10	379,999	72.6	10	398,401	71.2	11
京都府	685,409	61.8	38	704,806	62.0	38	727,692	61.8	38
大阪府	2,079,020	55.0	44	2,178,770	56.3	44	2,249,351	55.0	44
兵庫県	1,434,439	64.6	35	1,480,548	65.1	34	1,527,472	64.8	33
奈良県	375,774	72.8	9	383,290	73.4	9	393,425	73.1	8
和歌山県	287,241	73.9	7	287,077	74.2	6	288,320	74.2	5
鳥取県	147,185	70.3	18	148,066	69.4	22	150,033	69.2	20
島根県	<b>184,717</b>	<b>71.9</b>	<b>11</b>	<b>183,577</b>	<b>70.7</b>	<b>15</b>	<b>184,014</b>	<b>69.7</b>	<b>16</b>
岡山県	495,439	66.8	26	507,829	67.0	28	519,553	66.1	29
広島県	715,557	61.6	39	732,697	61.9	39	749,593	61.6	39
山口県	394,436	67.1	25	395,629	67.4	25	394,560	67.1	26
徳島県	210,275	70.6	17	209,945	69.8	18	211,160	69.6	17
香川県	269,719	70.3	19	275,828	70.5	16	280,630	70.2	14
愛媛県	387,886	66.7	28	389,654	67.1	26	391,873	66.4	28
高知県	212,673	66.7	27	211,102	66.9	29	207,069	66.5	27
福岡県	1,117,384	53.7	45	1,164,363	53.8	45	1,205,334	52.6	45
佐賀県	202,041	69.8	20	205,396	69.5	21	209,241	68.4	23
長崎県	357,211	65.1	34	356,923	65.1	35	355,486	64.9	32
熊本県	434,342	63.9	36	444,005	64.0	36	445,753	63.1	37
大分県	299,782	63.2	37	303,728	63.7	37	305,166	63.5	36
宮崎県	300,249	66.0	31	303,006	66.5	30	303,819	65.7	31
鹿児島県	471,771	65.6	32	465,516	65.3	33	461,265	64.6	35
沖縄県	255,305	49.6	46	269,257	48.6	46	282,084	46.4	46

注) 持ち家率=持ち家に住む世帯数/住宅に住む一般世帯数

## 6 外国人

- ・島根県内に在住する外国人は、国籍別にみると、最も多いのは「ブラジル」で3,195人(構成割合38.8%)、次いで「ベトナム」が1,410人(同17.1%)となっている。
- ・市町村別にみると、出雲市が4,673人(構成割合51.9%)で最も多く、次いで松江市が1,508人(同16.7%)となっている。

表16 国籍別外国人人口の推移

年次		総数	ブラジル	ベトナム	中国	フィリピン	韓国, 朝鮮	インドネシア	アメリカ	その他
実数 (人)	平成22年	4,779	734	25	1,923	655	771	68	99	504
	平成27年	5,371	1,613	264	1,382	684	681	109	104	534
	令和2年	8,230	3,195	1,410	1,128	865	609	134	130	759
構成割合 (%)	平成22年	100.0	15.4	0.5	40.2	13.7	16.1	1.4	2.1	10.5
	平成27年	100.0	30.0	4.9	25.7	12.7	12.7	2.0	1.9	9.9
	令和2年	100.0	38.8	17.1	13.7	10.5	7.4	1.6	1.6	9.2

注) 原数値によるため、不詳補完値とは一致しない。

表17 市町村別在住外国人人口

市町村	実数(人)						増減数(人)		増減率(%)	
	平成22年	割合(%)	平成27年	割合(%)	令和2年	割合(%)	平成22年 ~27年	平成27年 ~令和2年	平成22年 ~27年	平成27年 ~令和2年
島根県	4,779	100.0	5,598	100.0	9,011	100.0	819	3,413	17.1	61.0
男	1,654	34.6	2,434	43.5	4,337	48.1	780	1,903	47.2	78.2
女	3,125	65.4	3,164	56.5	4,674	51.9	39	1,510	1.2	47.7
松江市	1,110	23.2	989	17.7	1,508	16.7	-121	519	-10.9	52.5
浜田市	635	13.3	577	10.3	683	7.6	-58	106	-9.1	18.4
出雲市	1,483	31.0	2,526	45.1	4,673	51.9	1,043	2,147	70.3	85.0
益田市	278	5.8	263	4.7	365	4.1	-15	102	-5.4	38.8
大田市	259	5.4	237	4.2	368	4.1	-22	131	-8.5	55.3
安来市	135	2.8	135	2.4	269	3.0	0	134	0.0	99.3
江津市	247	5.2	253	4.5	286	3.2	6	33	2.4	13.0
雲南市	225	4.7	170	3.0	215	2.4	-55	45	-24.4	26.5
奥出雲町	98	2.1	77	1.4	89	1.0	-21	12	-21.4	15.6
飯南町	24	0.5	27	0.5	42	0.5	3	15	12.5	55.6
川本町	22	0.5	14	0.3	19	0.2	-8	5	-36.4	35.7
美郷町	25	0.5	14	0.3	18	0.2	-11	4	-44.0	28.6
邑南町	69	1.4	64	1.1	84	0.9	-5	20	-7.2	31.3
津和野町	44	0.9	51	0.9	52	0.6	7	1	15.9	2.0
吉賀町	54	1.1	124	2.2	221	2.5	70	97	129.6	78.2
海士町	9	0.2	7	0.1	12	0.1	-2	5	-22.2	71.4
西ノ島町	6	0.1	12	0.2	31	0.3	6	19	100.0	158.3
知夫村	2	0.0	2	0.0	3	0.0	0	1	0.0	50.0
隠岐の島町	54	1.1	56	1.0	73	0.8	2	17	3.7	30.4

注) 平成22年は、原数値による。平成27年、令和2年は不詳補完値による。

参考表1 県人口・世帯数等の推移

項目	単位	大正9年 (1920)	大正14年 (1925)	昭和5年 (1930)	昭和10年 (1935)	昭和15年 (1940)	昭和22年 (1947)	昭和25年 (1950)	昭和30年 (1955)	昭和35年 (1960)	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総人口	人	714,712	722,402	739,507	747,119	740,940	894,267	912,551	929,066	888,886	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223	717,397	694,352	671,126
増減数	人	-	7,690	17,105	7,612	-6,179	153,327	18,284	16,515	-40,180	-67,266	-48,045	-4,689	15,909	9,834	-13,608	-9,580	-9,938	-19,280	-24,826	-23,045	-23,226
増減率	%	-	1.1	2.4	1.0	-0.8	20.7	2.0	1.8	-4.3	-7.6	-5.8	-0.6	2.1	1.3	-1.7	-1.2	-1.3	-2.5	-3.3	-3.2	-3.3
日本人	人	-	-	736,696	-	732,713	-	906,833	922,976	884,911	819,458	772,000	767,357	783,143	792,939	778,496	768,865	756,687	736,652	708,701	688,754	662,115
外国人	人	744	-	2,811	-	8,227	-	5,717	6,090	3,975	2,162	1,575	1,487	1,584	1,676	1,702	2,497	4,429	4,464	4,779	5,598	9,011
世帯数	世帯	157,652	157,266	157,572	157,630	153,937	180,918	181,928	186,422	193,503	196,820	202,842	212,418	226,552	233,161	236,110	246,476	257,530	260,864	262,219	265,008	269,892
増減数	世帯	-	-386	306	58	-3,693	26,981	1,010	4,494	7,081	3,317	6,022	9,576	14,134	6,609	2,949	10,366	11,054	3,334	1,355	2,789	4,884
増減率	%	-	-0.2	0.2	0.0	-2.3	17.5	0.6	2.5	3.8	1.7	3.1	4.7	6.7	2.9	1.3	4.4	4.5	1.3	0.5	1.1	1.8
普通世帯数	世帯	156,110	156,005	156,246	156,215	152,816	180,031	180,760	180,327	185,409	188,733	195,522	205,797	217,553	-	-	-	-	-	-	-	-
準世帯数	世帯	1,542	1,261	1,326	1,415	1,121	887	1,168	6,095	8,094	8,087	7,320	6,595	8,947	-	-	-	-	-	-	-	-
一般世帯数	世帯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	231,795	235,014	244,996	256,508	259,289	260,921	264,080	268,462
施設等世帯数	世帯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,359	651	1,421	780	728	1,298	928	1,430
1世帯当たり人員	人	4.49	4.55	4.63	4.66	4.74	4.88	4.99	5.01	4.67	4.22	3.83	3.62	3.51	3.36	3.26	3.08	2.90	2.78	2.66	2.53	2.40
面積	km <sup>2</sup>	6618.04	6618.04	6618.04	6624.60	6624.60	6624.19	6626.06	6625.04	6625.03	6625.72	6625.89	6626.80	6627.41	6628.42	6626.20	6706.30	6707.29	6707.56	6707.95	6708.24	6707.89
人口密度	人/km <sup>2</sup>	108.0	109.2	111.7	112.8	111.8	135.0	137.7	140.2	134.2	124.0	116.8	116.0	118.4	119.9	117.9	115.0	113.5	110.7	107.0	103.5	100.1
年齢別人口	人																					
総数		714,712	722,402	739,507	747,119	740,817	894,267	912,551	929,066	888,886	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223	717,397	694,352	671,126
15歳未満		237,142	246,702	255,464	265,195	260,566	312,326	323,864	316,171	282,596	218,403	178,457	168,072	167,310	162,817	143,884	126,403	111,982	100,542	92,218	86,763	81,837
15～64歳		420,933	419,113	430,112	427,505	425,244	521,015	523,687	542,730	531,573	523,286	508,173	504,941	509,938	510,054	494,253	477,919	460,103	439,471	414,153	383,287	359,735
65歳以上		56,637	56,587	53,931	54,419	55,005	60,926	64,981	70,156	74,717	79,931	86,945	95,831	107,479	121,744	142,061	167,040	189,031	201,103	207,398	224,302	229,554
不詳		-	-	-	-	2	-	19	9	-	-	-	42	68	14	823	79	387	1,107	3,628	-	-
男		354,959	359,987	368,888	373,292	367,780	430,218	444,355	456,730	432,481	393,670	367,658	367,060	377,499	382,893	373,618	368,789	363,994	353,703	342,991	333,112	324,291
15歳未満		120,586	125,570	129,418	135,071	132,122	158,360	164,716	161,510	144,677	111,303	91,157	86,094	86,124	83,505	73,873	64,565	57,205	51,404	47,145	44,448	42,114
15～64歳		208,369	208,942	215,778	214,449	211,963	245,940	251,783	264,578	254,637	246,402	237,271	239,212	246,377	249,978	242,497	237,381	230,344	221,145	210,385	195,324	184,329
65歳以上		26,004	25,475	23,692	23,772	23,694	25,918	27,851	30,637	33,167	35,965	39,230	41,729	44,951	49,402	56,701	66,789	76,199	80,475	83,277	93,340	97,848
不詳		-	-	-	-	1	-	5	5	-	-	-	25	47	8	547	54	246	679	2,184	-	-
女		359,753	362,415	370,619	373,827	373,037	464,049	468,196	472,336	456,405	427,950	405,917	401,826	407,296	411,736	407,403	402,652	397,509	388,520	374,406	361,240	346,835
15歳未満		116,556	121,132	126,046	130,124	128,444	153,966	159,148	154,661	137,919	107,100	87,300	81,978	81,186	79,312	70,011	61,838	54,777	49,138	45,073	42,315	39,723
15～64歳		212,564	210,171	214,334	213,056	213,281	275,075	271,904	278,152	276,936	276,884	270,902	265,729	263,561	260,076	251,756	240,538	229,759	218,326	203,768	187,963	175,406
65歳以上		30,633	31,112	30,239	30,647	31,311	35,008	37,130	39,519	41,550	43,966	47,715	54,102	62,528	72,342	85,360	100,251	112,832	120,628	124,121	130,962	131,706
不詳		-	-	-	-	1	-	14	4	-	-	-	17	21	6	276	25	141	428	1,444	-	-
年齢別割合	%																					
15歳未満		33.2	34.2	34.5	35.5	35.2	34.9	35.5	34.0	31.8	26.6	23.1	21.9	21.3	20.5	18.4	16.4	14.7	13.6	12.9	12.5	12.2
15～64歳		58.9	58.0	58.2	57.2	57.4	58.3	57.4	58.4	59.8	63.7	65.7	65.7	65.0	64.2	63.3	62.0	60.5	59.3	58.0	55.2	53.6
65歳以上		7.9	7.8	7.3	7.3	7.4	6.8	7.1	7.6	8.4	9.7	11.2	12.5	13.7	15.3	18.2	21.7	24.8	27.1	29.1	32.3	34.2
性比(女=100)		98.7	99.3	99.5	99.9	98.6	92.7	94.9	96.7	94.8	92.0	90.6	91.3	92.7	93.0	91.7	91.6	91.6	91.0	91.6	92.2	93.5
平均年齢	歳																					
男		29.6	29.1	28.6	28.0	28.1	-	27.4	28.3	30.0	32.2	34.3	35.5	36.4	37.7	39.5	41.2	42.8	44.5	46.1	47.1	47.8
女		30.6	30.3	29.9	29.4	29.5	-	28.9	29.9	31.9	34.1	36.3	37.9	39.3	40.9	42.9	44.9	46.8	48.7	50.4	51.5	52.3

(注1)「世帯数」の昭和50年～平成17年は、世帯の種類「不詳」を含む。昭和10年の準世帯数は総世帯数から普通世帯数を除いて算出している。

(注2)「1世帯当たり人員」は大正9年～昭和55年までは普通世帯、昭和60年以降は一般世帯を対象としている。

(注3)年齢別人口の「総数」、「男」、「女」の昭和15年、25年、30年、昭和50年～平成22年は年齢「不詳」を含む。また、昭和15年の男女別年齢別人口は外国人を除く。

(注4)昭和15年、25年、30年、昭和50年～平成22年の年齢別割合は県総人口から年齢不詳分を除いて算出している。

(注5)平成27年及び令和2年の年齢別人口及び割合、日本人人口、外国人人口は不詳補完値による。

参考表2 市町村別人口・世帯数（旧市町村別）

（単位：人、世帯、％）

市町村 （旧市町村）	平成27年国勢調査				令和2年国勢調査				増減数（R2年－H27年）				増減率	
	人口	世帯数		人口	世帯数		人口	世帯数		人口	世帯数		人口	世帯数
		男	女		男	女		男	女		男	女		
島根県	694,352	333,112	361,240	265,008	671,126	324,291	346,835	269,892	-23,226	-8,821	-14,405	4,884	-3.3	1.8
松江市	206,230	99,565	106,665	83,031	203,616	98,544	105,072	85,593	-2,614	-1,021	-1,593	2,562	-1.3	3.1
（松江市）	149,918	72,469	77,449	63,781	148,631	71,905	76,726	65,896	-1,287	-564	-723	2,115	-0.9	3.3
（鹿島町）	6,763	3,407	3,356	2,458	6,056	3,068	2,988	2,373	-707	-339	-368	-85	-10.5	-3.5
（島根町）	3,415	1,627	1,788	1,080	3,079	1,476	1,603	1,030	-336	-151	-185	-50	-9.8	-4.6
（美保関町）	5,092	2,427	2,665	1,753	4,566	2,207	2,359	1,663	-526	-220	-306	-90	-10.3	-5.1
（東出雲町）	15,221	7,329	7,892	5,275	15,578	7,536	8,042	5,589	357	207	150	314	2.3	6.0
（八雲村）	6,625	3,188	3,437	2,190	6,516	3,156	3,360	2,241	-109	-32	-77	51	-1.6	2.3
（玉湯町）	6,622	3,094	3,528	2,481	7,015	3,339	3,676	2,636	393	245	148	155	5.9	6.2
（宍道町）	8,732	4,163	4,569	2,682	8,382	4,024	4,358	2,758	-350	-139	-211	76	-4.0	2.8
（八束町）	3,842	1,861	1,981	1,331	3,793	1,833	1,960	1,407	-49	-28	-21	76	-1.3	5.7
浜田市	58,105	28,600	29,505	24,498	54,592	27,298	27,294	24,370	-3,513	-1,302	-2,211	-128	-6.0	-0.5
（浜田市）	41,777	20,108	21,669	18,399	39,370	19,131	20,239	17,970	-2,407	-977	-1,430	-429	-5.8	-2.3
（金城町）	4,426	2,097	2,329	1,641	4,088	1,930	2,158	1,536	-338	-167	-171	-105	-7.6	-6.4
（旭町）	4,243	2,757	1,486	1,215	3,510	2,215	1,295	1,131	-733	-542	-191	-84	-17.3	-6.9
（弥栄村）	1,343	620	723	531	1,168	547	621	493	-175	-73	-102	-38	-13.0	-7.2
（三隅町）	6,316	3,018	3,298	2,712	6,456	3,475	2,981	3,240	140	457	-317	528	2.2	19.5
出雲市	171,938	82,707	89,231	60,130	172,775	83,469	89,306	64,408	837	762	75	4,278	0.5	7.1
（出雲市）	92,074	44,267	47,807	34,638	94,985	45,807	49,178	37,815	2,911	1,540	1,371	3,177	3.2	9.2
（平田市）	25,294	12,121	13,173	7,794	23,625	11,402	12,223	7,733	-1,669	-719	-950	-61	-6.6	-0.8
（斐川町）	28,009	13,714	14,295	8,848	29,042	14,304	14,738	10,075	1,033	590	443	1,227	3.7	13.9
（佐田町）	3,406	1,658	1,748	1,075	2,988	1,479	1,509	1,008	-418	-179	-239	-67	-12.3	-6.2
（多伎町）	3,543	1,665	1,878	1,232	3,202	1,540	1,662	1,187	-341	-125	-216	-45	-9.6	-3.7
（湖陵町）	5,270	2,485	2,785	1,748	5,017	2,380	2,637	1,702	-253	-105	-148	-46	-4.8	-2.6
（大社町）	14,342	6,797	7,545	4,795	13,916	6,557	7,359	4,888	-426	-240	-186	93	-3.0	1.9
益田市	47,718	22,468	25,250	19,037	45,003	21,355	23,648	18,870	-2,715	-1,113	-1,602	-167	-5.7	-0.9
（益田市）	44,587	20,996	23,591	17,661	42,367	20,115	22,252	17,659	-2,220	-881	-1,339	-2	-5.0	0.0
（美都町）	1,984	939	1,045	797	1,699	796	903	726	-285	-143	-142	-71	-14.4	-8.9
（匹見町）	1,147	533	614	579	937	444	493	485	-210	-89	-121	-94	-18.3	-16.2
大田市	35,166	16,616	18,550	13,613	32,846	15,742	17,104	13,343	-2,320	-874	-1,446	-270	-6.6	-2.0
（大田市）	28,285	13,394	14,891	10,774	26,804	12,851	13,953	10,716	-1,481	-543	-938	-58	-5.2	-0.5
（温泉津町）	2,905	1,374	1,531	1,249	2,495	1,212	1,283	1,146	-410	-162	-248	-103	-14.1	-8.2
（仁摩町）	3,976	1,848	2,128	1,590	3,547	1,679	1,868	1,481	-429	-169	-260	-109	-10.8	-6.9
安来市	39,528	18,859	20,669	12,805	37,062	17,743	19,319	12,835	-2,466	-1,116	-1,350	30	-6.2	0.2
（安来市）	27,746	13,247	14,499	9,105	26,406	12,637	13,769	9,231	-1,340	-610	-730	126	-4.8	1.4
（広瀬町）	7,192	3,407	3,785	2,322	6,469	3,070	3,399	2,259	-723	-337	-386	-63	-10.1	-2.7
（伯太町）	4,590	2,205	2,385	1,378	4,187	2,036	2,151	1,345	-403	-169	-234	-33	-8.8	-2.4
江津市	24,468	11,397	13,071	10,123	22,959	10,890	12,069	9,953	-1,509	-507	-1,002	-170	-6.2	-1.7
（江津市）	21,808	10,194	11,614	9,035	20,637	9,830	10,807	8,964	-1,171	-364	-807	-71	-5.4	-0.8
（桜江町）	2,660	1,203	1,457	1,088	2,322	1,060	1,262	989	-338	-143	-195	-99	-12.7	-9.1
雲南市	39,032	18,647	20,385	12,527	36,007	17,316	18,691	12,432	-3,025	-1,331	-1,694	-95	-7.8	-0.8
（大東町）	12,524	6,032	6,492	3,839	11,432	5,541	5,891	3,837	-1,092	-491	-601	-2	-8.7	-0.1
（加茂町）	5,939	2,823	3,116	1,809	5,598	2,691	2,907	1,826	-341	-132	-209	17	-5.7	0.9
（木次町）	8,680	4,122	4,558	2,901	8,174	3,924	4,250	2,897	-506	-198	-308	-4	-5.8	-0.1
（三刀屋町）	7,245	3,449	3,796	2,359	6,746	3,220	3,526	2,354	-499	-229	-270	-5	-6.9	-0.2
（吉田村）	1,706	809	897	602	1,511	719	792	575	-195	-90	-105	-27	-11.4	-4.5
（掛合町）	2,938	1,412	1,526	1,017	2,546	1,221	1,325	943	-392	-191	-201	-74	-13.3	-7.3
奥出雲町	13,063	6,216	6,847	4,464	11,849	5,705	6,144	4,356	-1,214	-511	-703	-108	-9.3	-2.4
（仁多町）	6,947	3,299	3,648	2,365	6,335	3,052	3,283	2,319	-612	-247	-365	-46	-8.8	-1.9
（横田町）	6,116	2,917	3,199	2,099	5,514	2,653	2,861	2,037	-602	-264	-338	-62	-9.8	-3.0
飯南町	5,031	2,359	2,672	1,842	4,577	2,157	2,420	1,769	-454	-202	-252	-73	-9.0	-4.0
（頓原町）	2,265	1,046	1,219	812	2,017	934	1,083	758	-248	-112	-136	-54	-10.9	-6.7
（赤来町）	2,766	1,313	1,453	1,030	2,560	1,223	1,337	1,011	-206	-90	-116	-19	-7.4	-1.8
川本町	3,442	1,604	1,838	1,457	3,248	1,556	1,692	1,407	-194	-48	-146	-50	-5.6	-3.4
美郷町	4,900	2,309	2,591	2,010	4,355	2,080	2,275	1,844	-545	-229	-316	-166	-11.1	-8.3
（邑智町）	3,397	1,622	1,775	1,417	3,023	1,469	1,554	1,296	-374	-153	-221	-121	-11.0	-8.5
（大和村）	1,503	687	816	593	1,332	611	721	548	-171	-76	-95	-45	-11.4	-7.6
邑南町	11,101	5,260	5,841	4,224	10,163	4,874	5,289	3,994	-938	-386	-552	-230	-8.4	-5.4
（羽須美村）	1,440	661	779	628	1,232	581	651	552	-208	-80	-128	-76	-14.4	-12.1
（瑞穂町）	4,348	2,046	2,302	1,667	3,959	1,870	2,089	1,553	-389	-176	-213	-114	-8.9	-6.8
（石見町）	5,313	2,553	2,760	1,929	4,972	2,423	2,549	1,889	-341	-130	-211	-40	-6.4	-2.1
津和野町	7,653	3,530	4,123	3,300	6,875	3,221	3,654	3,090	-778	-309	-469	-210	-10.2	-6.4
（津和野町）	4,269	1,982	2,287	1,927	3,880	1,817	2,063	1,786	-389	-165	-224	-141	-9.1	-7.3
（日原町）	3,384	1,548	1,836	1,373	2,995	1,404	1,591	1,304	-389	-144	-245	-69	-11.5	-5.0
吉賀町	6,374	2,986	3,388	2,810	6,077	2,944	3,133	2,833	-297	-42	-255	23	-4.7	0.8
（柿木村）	1,439	660	779	581	1,352	625	727	576	-87	-35	-52	-5	-6.0	-0.9
（六日市町）	4,935	2,326	2,609	2,229	4,725	2,319	2,406	2,257	-210	-7	-203	28	-4.3	1.3
海士町	2,353	1,125	1,228	1,057	2,267	1,113	1,154	1,068	-86	-12	-74	11	-3.7	1.0
西ノ島町	3,027	1,537	1,490	1,499	2,788	1,430	1,358	1,415	-239	-107	-132	-84	-7.9	-5.6
知夫村	615	308	307	331	634	323	311	350	19	15	4	19	3.1	5.7
隠岐の島町	14,608	7,019	7,589	6,250	13,433	6,531	6,902	5,962	-1,175	-488	-687	-288	-8.0	-4.6
（西郷町）	10,805	5,205	5,600	4,674	10,025	4,891	5,134	4,503	-780	-314	-466	-171	-7.2	-3.7
（布施村）	357	177	180	173	308	153	155	155	-49	-24	-25	-18	-13.7	-10.4
（五箇村）	1,771	828	943	715	1,604	766	838	673	-167	-62	-105	-42	-9.4	-5.9
（都万村）	1,675	809	866	688	1,496	721	775	631	-179	-88	-91			

# 令和 2 年国勢調査の概要（総務省統計局）

## 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。

調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、令和 2 年国勢調査はその 21 回目に当たり、実施 100 年の節目となる調査である。

## 調査の時期

令和 2 年国勢調査は、令和 2 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって、行われた。

## 調査の法的根拠

令和 2 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

## 調査の地域

令和 2 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- ① 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- ② 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 調査の対象

令和 2 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。

ここでいう「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいる、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれに述べる場所に「常住している者」とみなしてその場で調査した。

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- ② 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き 3 月上入院している者は、その病院又は診療所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有

無にかかわらず自宅

- ③ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶  
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について、調査した
- ④ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部。）の所在する場所
- ⑤ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

なお、本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 調査事項

令和2年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を15項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、計19項目について調査した。

## 調査の方法

令和2年国勢調査は、  
総務省（統計局）—都道府県—市町村—国勢調査指導員—国勢調査員—世帯の流れによって行った。

令和2年9月14日から国勢調査員が世帯を訪問し、インターネットで回答するための書類と紙の調査票を同時に配布する方法により実施した。

調査の回答は、インターネット、郵送、調査員への提出、の三つの方法があり、インターネット回答は、郵送提出・調査員への提出より先行して行えることとした。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目をその近隣の者に質問することにより調査した。

## 集計体系及び結果の公表・提供等

集計体系及び結果の公表・提供等については、「令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」（25ページ）を参照のこと。

## 不詳補完値の算出方法（総務省統計局）

令和2年国勢調査の集計に当たり、結果利用者の利便性向上を図るため、主な項目の集計結果（原数値）に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」を算出し、これを表章した統計表を参考表として提供している。

よって、年齢別人口、配偶関係別人口及び日本人・外国人別人口は、不詳補完値を用いており、5年前との比較においては、平成27年国勢調査を同様の方法で遡及集計した結果（不詳補完値）を用いている。

不詳補完値の算出方法は次のとおりであり、人口等基本集計においては2段階の処理により行われている。

### ○ あん分の前処理（「人口等基本集計」のみ）

処理の対象：一般世帯のうち、全ての世帯員の年齢、世帯主との続柄及び配偶関係がいずれも「不詳」である世帯（以下「基本項目不詳世帯」という。）の世帯員の年齢及び国籍（日本人・外国人の別）

処理の概要：

- ① 二人以上の世帯について、小地域別、男女・世帯人員の構成別、住宅の建て方別に、基本項目不詳世帯以外の世帯をドナーとしたホットデック法<sup>※1</sup>により、世帯員の年齢及び国籍の不詳を補完

※1) 回答を得られているデータから、類似しているデータ（ドナー）を探し出し、ドナーの値を不詳となっている値の代わりとして代入する方法

- ②-1 単身世帯で国籍不詳の者について、小地域別、男女別に在留外国人登録データ（出入国在留管理庁）を活用し、コールドデック法<sup>※2</sup>により年齢及び国籍の不詳を補完

※2) 類似しているデータ（ドナー）を、回答データではなく他のデータセットから探し出し、ドナーの値を不詳となっている値の代わりとして代入する方法

- ②-2 残る単身世帯のうち、民営賃貸共同住宅に居住している年齢不詳の者について、市区町村別、男女別に年齢を確率的に補完<sup>※3</sup>

※3) 国勢調査の市区町村別速報人口と都道府県別、年齢各歳別推計人口から、繰り返し比例補正により、市区町村別、男女別、年齢各歳別人口を推計し、それから原数値を差し引いた量に応じた確率で補完

### ○ あん分処理

処理の対象：各集計区分の主要な統計表<sup>※4</sup>における不詳項目（次表参照）

※4) 不詳補完値を表章した参考表の詳細については、以下のURLを参照されたい。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&lid=000001283576>

処理の概要：

- ① 次表に示す集計区分ごとにそれぞれ主要分類項目による詳細なクロス集計表を、市区町村別に作成
- ② ①のクロス集計表における、あん分対象項目の不詳を、不詳以外のデータの構成比に応じたあん分により補完
- ③ ②から、参考表を構成

表 クロス集計表の分類項目

集計区分	主要分類項目※5
人口等基本集計	世帯の種類、男女、 <u>年齢</u> 、 <u>国籍</u> （日本人・外国人の別）、 <u>配偶関係</u> 、 <u>住宅の建て方</u>
就業状態等基本集計	世帯の種類、男女、 <u>年齢5歳階級</u> 、 <u>労働力状態</u> 、 <u>産業</u> 、 <u>職業</u> 、 <u>従業上の地位</u>
従業地・通学地による人口・就業状態等集計	世帯の種類、男女、 <u>労働力状態</u> 、 <u>従業地・通学地</u>
移動人口の男女・年齢等集計	世帯の種類、男女、 <u>年齢5歳階級</u> 、 <u>5年前の常住地</u>

※5) 下線を付した項目があん分対象項目であり、これらの不詳について処理を行う。

令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表時期	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	-	-	全数	全国、都道府県、市区町村	令和3年6月25日	インターネットを利用する方法等によって公表。 人口は公表日に官報に公示
	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果	-	-	全数	全国、都道府県、市区町村	令和3年11月30日	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示
就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類構成に関する結果	大分類	大分類	令和4年5月			全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行	
抽出詳細集計		就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国、都道府県、市区町村	令和4年12月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国、都道府県、市区町村	令和4年7月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	-	-	全数	全国、都道府県、市区町村	令和4年2月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類		全国、都道府県、市区町村	令和4年8月	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	-	-	全数	町丁・字等、基本単位区、地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類				
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	-	-				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	-	-				

1)「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

2)「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

問い合わせ先

島根県政策企画局統計調査課 人口労働グループ

0852-22-6076

総務省統計局ホームページ <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>

しまね統計情報データベース <https://pref.shimane-toukei.jp/index.php?view=22182>

# 島根県国土強靱化計画

(素案)

平成 2 8 年 3 月 策定  
令和 4 年 月 改訂

島 根 県

# 目次

<b>1. 基本的考え方</b> .....	<b>1</b>
(1) 計画策定の背景 .....	1
(2) 計画の位置づけ .....	3
(3) 計画の見直し .....	3
(4) 計画の推進 .....	3
(5) 基本目標と事前に備えるべき目標 .....	4
(6) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針 .....	5
<b>2. 脆弱性評価と推進方針の検討</b> .....	<b>6</b>
(1) 実施手順 .....	6
(2) 枠組み .....	6
<b>3. 施策分野ごとの推進方針</b> .....	<b>9</b>
(1) 行政機能 .....	9
(2) 住宅・都市・土地利用 .....	13
(3) 保健医療・福祉、教育 .....	17
(4) エネルギー・ライフライン .....	19
(5) 情報通信 .....	22
(6) 交通・物流 .....	24
(7) 経済産業 .....	27
(8) 国土保全 .....	29
(9) 環境 .....	31
(10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育） .....	32
(11) 横断的分野（老朽化対策） .....	34
(別紙1) 施策分野ごとの脆弱性評価 .....	35
(別紙2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価 .....	58
(別表) 施策分野ごとの推進方針に関連する指標 .....	99

# 1. 基本的考え方

## (1) 計画策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」(以下「国の基本計画」という。)が閣議決定された。

平成30年12月には、平成28年熊本地震など国の基本計画決定後に発生した災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、国の基本計画が見直されるとともに、重要インフラ等の機能維持のために緊急に実施すべき施策に取り組むための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

さらに、令和2年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、取組の更なる加速化・深化を図ることとしている。

国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

また、国土強靱化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の推進方針をまとめるものである。

島根県においては、大規模自然災害等への備えとして、島根県地域防災計画における予防計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行ってきており、平成28年3月に、国の動きに併せ、島根県の強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、「島根県国土強靱化計画」(以下「本計画」という。)を策定した。

このたび、本計画策定から5年が経過したことから、本計画策定後に発生した災害(平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨等)から得られた教訓や社会経済情勢の変化、国の基本計画の見直し等を踏まえ、本計画を見直すものである。

《本県における国土強靱化に関するこれまでの主な取組》

① 防災関係計画

- ・ 島根県地震・津波防災戦略（H25.3月策定、H31.3月改定）
- ・ 島根県大規模地震・津波災害業務継続計画（H27.2月策定）
- ・ 島根県災害時受援計画（H31.4月策定）

② 耐震化、老朽化対策

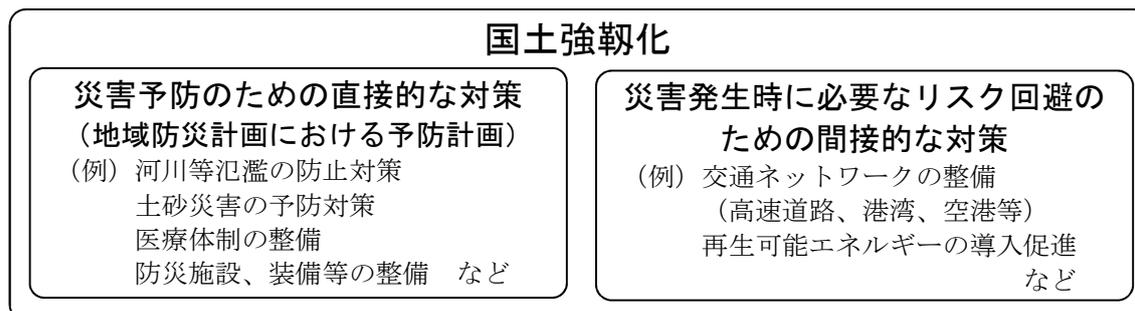
- ・ 島根県公共施設等総合管理基本方針（H27.9月策定、H30.10月改訂）
- ・ 総務部、農林水産部、土木部及び企業局においては島根県公共施設等総合管理基本方針に沿って個別施設計画を策定。
- ・ 島根県建築物耐震改修促進計画（H29.3月策定）
- ・ 県庁舎、県合同庁舎、県立学校、警察署等の県有の防災拠点施設の耐震化が完了（H27）

③ 情報伝達体制の整備

- ・ 老朽化した緊急輸送道路の交通管制施設の更新が完了（H27）
- ・ 総合防災情報システムの更新（H25）
- ・ 防災行政無線幹線系設備のIP化更新（H27）
- ・ 防災行政無線移動系設備のデジタル化更新（H27）
- ・ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備（H20）

④ その他災害活動体制の整備

- ・ 防災拠点である県庁舎等に72時間稼働の非常用発電機及び地下タンクを整備（H27）
- ・ 島根県災害時公衆衛生活動マニュアルの策定（H27.2月）



## (2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、島根県の国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針である。

## (3) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画を見直すこととする。その際、県政運営の総合的・基本的な方針となる「島根創生計画」や、島根県地域防災計画等の県の他の各種計画と整合した計画とする。

## (4) 計画の推進

本計画では、「施策分野ごとの推進方針に関連する指標」(別表)として、主として島根創生計画で設定する重要業績評価指標(KPI)を用いたうえで、概ね5年後の計画見直し時期となる令和8年度の目標値を設定している。

島根創生計画等では、PDCAサイクルを通じた評価を毎年度実施しており、本計画に基づく各種施策についても、これらの行政評価等を通じて計画の進捗管理を行う。

今後、島根創生計画等が改定され、KPIの見直しが行われた場合には、本計画のKPIの見直しを行う。

また、島根創生計画等における毎年度ごとの各事業の達成状況等に応じたKPIの数値の修正が行われた場合には、本計画のKPIへ反映させるものとする。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生するものであること、また、各施策は複数の分野に資する機会が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野・各施策別の優先順位付けは行わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行う。

## (5) 基本目標と事前に備えるべき目標

国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和を保つ**必要がある**ため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

### 《基本目標》

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

### 基本目標を達成するための《事前に備えるべき目標》

- ① **直接死を最大限防ぐ**
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の**健康・避難生活環境を確実に確保する**
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・**情報サービス**は確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ **ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**
- ⑦ 制御不能な**複合災害・二次災害**を発生させない
- ⑧ 社会・経済が**迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる**条件を整備する

## (6) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

島根県が国土強靱化に取り組んで行くにあたっての基本的な方針については、国の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

県の取組にあたっては、国の基本計画や市町村の地域計画に基づく取組や、民間が実施する取組と連携を図りながら進める。

### 1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

### 2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ③ 非常時における防災・減災等の効果の発揮のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

### 3) 効果的な施策の推進

- ① 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会資本の有効活用や、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する

### 4) 地域の特性に応じた施策の推進

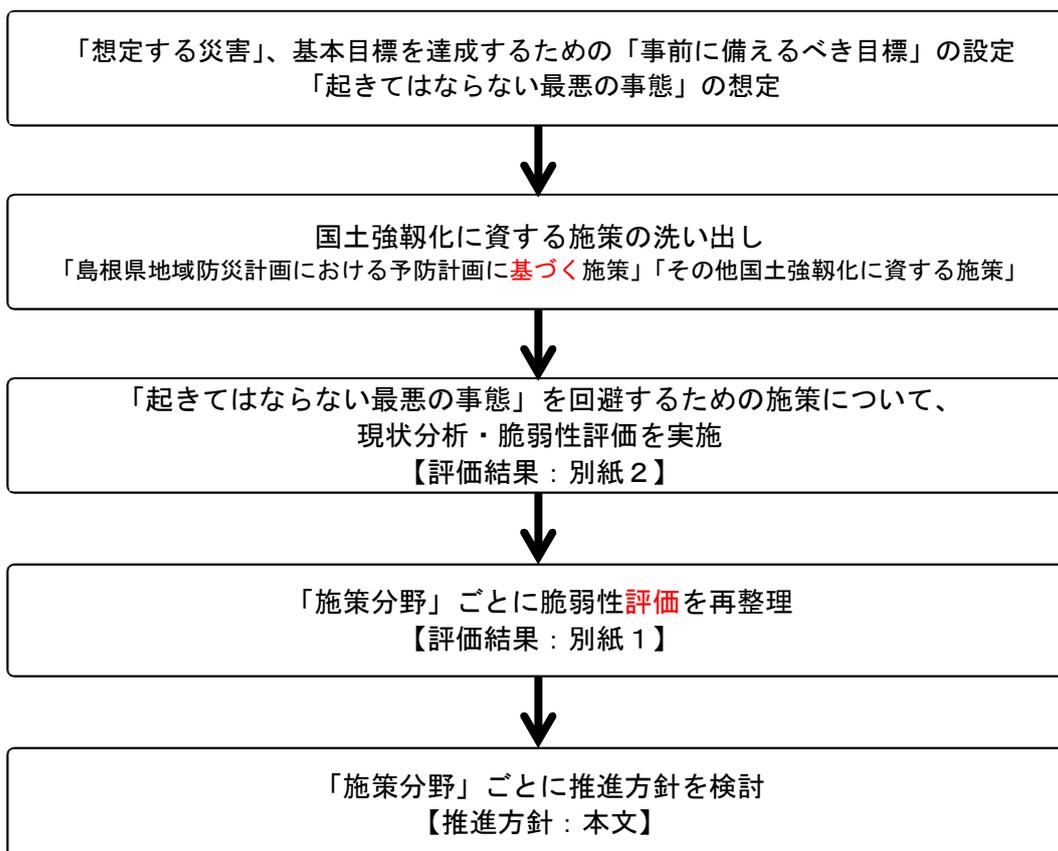
- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる
- ③ 環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る

## 2. 脆弱性評価と推進方針の検討

基本法においては、国土強靱化に関する施策を、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行ったうえで策定されるものと定めている。

島根県では、脆弱性評価及び推進方針の検討は、国の基本計画を参考とし、次の実施手順及び枠組みにより実施した。

### (1) 実施手順



### (2) 枠組み

#### 1) 想定する災害

大規模自然災害は一度発生すれば県土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすことから、本計画において想定する災害は、二次災害を含めた大規模自然災害とする。

## 2) 起きてはならない最悪の事態

次表のとおり事前に備える目標別に33の「起きてはならない最悪の事態」を想定した。

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
	1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-5	火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
	2-4	想定を越える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機能の機能不全
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への影響
	5-3	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への影響
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災による死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物崩壊に伴う閉塞による交通麻痺
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
	7-4	原子力発電所の事故による原子力災害の発生・拡大
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿に復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧・復興できなくなる事態
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化の衰退・損失
	8-4	基幹インフラの損壊により復興が大幅に遅れる事態

### 3) 施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分野として、次のとおり9の個別施策分野と2の横断的分野を設定した。

《個別施設分野》

- ① 行政機能
- ② 住宅・都市・土地利用
- ③ 保健医療・福祉、教育
- ④ エネルギー、ライフライン
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 経済産業
- ⑧ 国土保全
- ⑨ 環境

《横断的分野》

- ⑩ 横断的分野（避難訓練、防災組織、防災教育）
- ⑪ 横断的分野（老朽化対策）

### 4) 脆弱性評価と推進方針

島根県では、現行の島根県地域防災計画における予防計画を参考とし、その他、国土強靱化に資する施策を含めて対象施策を洗い出し、2)の「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の脆弱性を評価した。（別紙2）

そのうえで、3)の施策分野ごとに脆弱性を再整理（別紙1）し、施策分野ごとに推進方針を検討した。

### 3. 施策分野ごとの推進方針

2で整理した脆弱性評価の結果を踏まえ、次の施策分野ごとの推進方針に基づき、今後、島根県の強靱化に向けて取り組む。

#### (1) 行政機能

##### 1) 防災活動体制の整備

###### (災害本部体制の強化)

- ・災害発生時に迅速に行動できるよう、職員の動員体制、登庁基準、応急活動のマニュアル、災害対策本部設置手順、防災センター室の運用方法、災害対策本部会議の運営要領等を随時見直し、習熟を図る。また、防災要員用の飲食物や燃料、非常用通信手段等を整備・強化する。(防災部)

###### (災害救助法等の運用体制の強化)

- ・災害救助法に基づく災害救助の基準・運用要領の習熟や実務研修会等により運用体制を強化する。(防災部)

###### (複合災害体制の整備)

- ・複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の見直し、災害時の要員・資機材の投入判断や早期の外部への支援要請を踏まえた対応計画の策定、訓練の実施などを進める。(防災部)

###### (避難指示等の基準の策定・避難体制の整備)

- ・県、市町村及び防災関係機関の避難計画の**実効性を高める取組**を進めるとともに、市町村が行う、**住民**が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制整備に対し必要な助言を行う。(防災部)

###### (広域応援協力体制の強化)

- ・大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。
- ・関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。(防災部)

## 2) 救急・救助体制の整備、火災予防

### (救急・救助の体制や資機材の充実)

- ・大規模災害時の対応を強化するため、消防本部を主体とした救急・救助体制の強化に努める。資機材の整備については、国の補助制度の活用等、消防本部に対して必要な支援をしていく。(防災部)
- ・大規模災害時における傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の定着を図るとともに、急性期の救助活動について、DMATや各種医療救護班と関係機関との連携体制の確立を図る。(健康福祉部)
- ・大規模災害時における警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備等により災害対処能力を向上させる。(警察本部)

### (消防団等の育成強化)

- ・消防団員の確保や消防団の強化を図るため、表彰、操法大会の開催、広報、消防協会への支援等を行う。
- ・県、市町村及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。県は、市町村等の取組を支援する。(防災部)

### (出火防止)

- ・出火防止措置の周知・徹底のため、火災予防に関して、住民への啓発及び消防機関への情報提供等を行う。
- ・地域及び事業所での自主防災体制の整備を強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。
- ・消防本部を主体とした消火体制の強化に努める。
- ・資機材の整備は、国の補助制度の活用等により、消防本部に必要な支援を行う。(防災部)

- ・農村地域における消防力の強化のため、防火水槽の設置を推進していく。(農林水産部)

### 3) 行政機能の維持

#### (公的機関等の業務継続性の確保)

- ・災害発生時に優先度の高い業務を実施していくため策定した業務継続計画の習熟を図るとともに、市町村の業務継続計画の**見直し**に必要な助言を行うなどの取組を進める。

(防災部)

#### (重要データの遠隔地バックアップ)

- ・業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存する対策を推進する。(地域振興部)

#### (ICT部門における業務継続計画(ICT-BCP)の策定と運用)

- ・大規模災害時においても業務を継続することができるようにするため、各システムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。また、実践的な訓練を実施し、結果を検証して計画を適宜修正していく。(地域振興部)

#### (全県域WAN(行政ネットワーク等)の整備)

- ・大規模災害発生時においても行政ネットワークが使用できるようにするため、通信回線やネットワークの二重化や優先復旧稼働確保等の対策を推進する。(地域振興部)

#### (業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用)

- ・大規模災害時においても各業務システムが使用できるようにするため、災害による影響を受けないサービス利用や基盤の整備を推進する。(地域振興部)

#### (災害発生時における拠点機能確保のための警察施設の整備)

- ・老朽化・狭隘化等により、警察活動の拠点として機能不足が生じている警察施設について、建替等の整備を推進する。(警察本部)

## 4) 防災施設等の整備、建築物の災害予防

### (防災拠点の管理・運営)

- ・大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、マニュアル等を見直し広域防災拠点を適正に管理・運営する。また、市町村における防災関連施設等の整備・充実を促進する。(防災部)

### (防災中枢機能等の確保・充実)

- ・地階の電気室は、河川の氾濫等により電力供給が停止するおそれがあるため、各施設管理者において、浸水対策を進める。
- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化を進める。(総務部)

### (災害用臨時ヘリポートの整備)

- ・災害時に救助・救護活動を円滑にするため、市町村が臨時ヘリポートを公共の運動場等から事前に選定するに当たり、助言等を行う。(防災部)

### (建築物の災害予防、耐震化)

- ・災害対策の活動拠点施設について、その機能を確保するため、各施設管理者において、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を図る。
- ・多数の人を収容する施設の安全性を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める。(総務部)

## 5) 防災訓練

### (防災訓練)

- ・市町村や国、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。(防災部)

## **(2) 住宅・都市・土地利用**

### **1) 建築物の災害予防**

#### **(建築物の災害予防)**

- ・新たな木質材料の研究・技術開発や商品開発を推進する。(農林水産部)
- ・地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるため、民間の住宅・建築物の耐震化や除却を促進する。
- ・土砂災害に対する住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。(土木部)

#### **(建築物の天井の脱落対策)**

- ・地震の際に、多数の者が利用する建築物の安全確保のため、天井の耐震改修の必要性の啓発を進め、改修の実施を促す。(土木部)

#### **(屋内の機器・家具等の転倒防止対策)**

- ・地震の際に住宅を含め全ての建築物の利用者の安全確保のため、家具固定の必要性の啓発を進め、固定の実施を促す。(土木部)

#### **(エレベーターの閉じ込め防止対策)**

- ・災害時のエレベーター利用者の安全確保のため、閉じ込め防止対策の必要性の啓発を進め、改修の実施を促す。(土木部)

#### **(工作物対策)**

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀の耐震対策の啓発を進め、所有者等に耐震化を促す。
- ・地震や暴風の際に市街地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。(土木部)

#### **(造成地の予防対策)**

- ・土砂被害の軽減を図るために把握した大規模盛土造成地を、市町村が公表・点検することを支援する。(土木部)

#### **(文化財の防災対策等)**

- ・貴重な文化財を適切に保存・継承するため、石垣等も含め、耐震化等を推進する。  
(教育庁)

## 2) 応急仮設住宅、危険度判定

### (地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備)

- ・地震による被災建築物並びに被災宅地の危険度判定を円滑に行うため、市町村や関係団体と連携・協力した各種取組により現在の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成とこれらの体制の維持を図る。(土木部)

### (罹災証明書の発行体制の整備)

- ・市町村に対する住家被害調査の担当者向け研修の充実などにより、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。(防災部、土木部)

### (応急仮設住宅等の確保体制の整備)

- ・平時から関係団体と連携し、市町村から要請があった場合の応急仮設住宅の供給に向けた体制整備を行う。(総務部、土木部)
- ・各種災害の被害想定に基づく必要戸数を想定し、建設マニュアルの整備・更新、建設事業者等との事前協定の締結(建設・借上)、建設候補地リストの事前作成、定期的な事前訓練、関係機関との連絡体制の強化等、応急仮設住宅の供給に向けた体制強化を行う。(防災部、土木部)

## 3) 都市づくり・土地利用

### (大規模災害を考慮した都市づくり(都市マスタープランへの反映))

- ・都市防災を推進するため、県が策定する都市計画区域マスタープランに総合的な防災・減災対策について記載を検討する。(土木部)

### (土地利用の適正化)

- ・都市防災を推進するため、市町による都市計画法に基づいた適正かつ安全な土地利用への誘導規制を支援する。(土木部)

### （防災的な土地利用の推進）

- ・各市町村及び地域住民の協力を得て、地すべり防止区域内の対策ブロックを抽出し、危険度及び緊急度に応じて順次地すべり対策工事を実施する。（農林水産部）
- ・災害に強い市街地の形成を図るため、既成市街地及びその周辺地区において市町が実施する土地区画整理事業や市街地再開発事業を支援し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消や、道路、公園、広場等の都市基盤施設の整備を進める。
- ・都市防災を推進するため、市町による都市再生特別措置法に基づいた適正かつ安全な土地利用への誘導を支援する。
- ・土砂災害の危険性のある区域内での一定の開発行為の制限や既存住宅の移転等を促進するため、各種広報や防災学習会等を通じて土砂災害警戒区域等の周知に努める。
- ・災害時の避難場所を確保するため、都市公園の計画的な整備・維持管理を積極的に推進する。（土木部）

### （都市、まちの不燃化の推進）

- ・火災の延焼を防止するため、市町による防火地域及び準防火地域の指定を支援し、建築物の不燃化を促進する。
- ・火災の延焼防止を図るため、街路整備を推進する。
- ・まち（建築物）の安全性の向上のため、防災対策の普及啓発を進め、不燃化を促進する。（土木部）

### （液状化・崩壊危険地域の予防対策）

- ・公共建築物の液状化対策技術の情報収集・習得に努めたうえで、県有施設の設計に活かし、市町村に対しては適切に助言する。（総務部）
- ・地震に関する調査研究等を推進するとともに、島根県地震被害想定調査などのデータを県ホームページ等により公開し、県民へ周知する。（防災部）
- ・公共土木施設は、工事箇所やその周辺環境に応じて、地盤改良や構造物の施工、並びに地形、地質、地盤、植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析したうえで、最も優れた工法により個別に対応する。（土木部）

#### **（海岸における津波浸水想定箇所の把握）**

- ・避難体制を推進するため、地震による津波浸水箇所の区域等の調査結果を基に、市町村のハザードマップの見直しに必要な情報の提供に努めるとともに、周知、広報活動など市町村の取組を支援する。（防災部）

#### **（地籍調査の推進）**

- ・迅速な災害復旧・復興を図るため、引き続き市町村と連携して地籍調査事業を促進する。（土木部）

### **4）危険物施設の安全化**

#### **（消防法に定める危険物施設の予防対策）**

- ・県、消防本部及び各事業者が計画的に防災教育や防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図るとともに、県及び消防本部は、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。（防災部）

#### **（火薬類施設の予防対策）**

- ・県及び消防本部は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により火薬類施設に対する地震・津波対策の徹底を図る。（防災部）

#### **（毒劇物取扱施設の予防対策）**

- ・平時から、毒劇物取扱施設の実態把握に努めるとともに、立入検査等法令に基づく規制の強化に努める。（健康福祉部）

### (3) 保健医療・福祉、教育

#### 1) 保健・医療救護体制の強化

##### (医療救護体制の強化)

- ・すべての医療救護活動の統制を可能とする体制の強化を図るため、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。
- ・医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。  
(健康福祉部)

##### (保健医療救護体制の強化)

- ・保健医療救護活動を円滑に行うために、総合調整を行う体制の整備を図るとともに、平時より関係機関相互の情報共有を推進し、マニュアル検証や各種訓練を継続的に実施する。  
(健康福祉部)

##### (医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)

- ・医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について、平時から、関係機関相互の情報共有及び供給・確保体制の強化を図る。
- ・医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の強化を図る。  
(健康福祉部)

##### (防疫・保健衛生体制の強化)

- ・感染症等の発生と流行を未然に防止するため、防疫・保健衛生体制を強化し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。
- ・県（保健所）及び市町村における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ体制を整備し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。  
(健康福祉部)

##### (食品衛生、監視体制の整備)

- ・営業施設の被災状況の把握及び被災施設の重点的監視を行う体制を速やかに整備できるよう、業者団体との連携の強化に努める。  
(健康福祉部)

##### (防疫用薬剤及び器具等の備蓄)

- ・緊急の調達が困難となることも予想される消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等については、平常時からその確保に努める。  
(健康福祉部)

##### (被災者の健康管理)

- ・島根県災害時公衆衛生活動マニュアル（平成27年2月策定済）を元に、県・市町村等の保健師等に対して、訓練・研修を実施し習熟に努める。  
(健康福祉部)

#### **（動物愛護管理体制の整備）**

- ・関係団体と協力し、負傷動物、放浪動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。（健康福祉部）

### **2）要支援者対策**

#### **（避難行動要支援者等支援体制の構築）**

- ・市町村による避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。（防災部）
- ・災害時に避難所へ介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。（健康福祉部）

#### **（社会福祉施設等における対策）**

- ・県内、近隣県の同種の施設等と災害協定を締結するよう指導し、併せて、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」の本部がある島根県社会福祉協議会と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。（健康福祉部）

### **3）各施設の災害予防**

#### **（社会福祉施設等の災害予防）**

- ・耐震性が把握されていない民間社会福祉施設を対象に、経費助成制度を活用して耐震改修を促進する。
- ・社会福祉施設設置者における避難スペースの整備等を促進する。
- ・大規模災害時の医療体制を確保するため、病院等の耐震化や災害に対応した施設・設備の整備を図る。（健康福祉部）

#### **（学校等の災害予防・避難計画の策定）**

- ・学校施設の安全性を確保するため、改築、新築、修繕の際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。また非構造部材の耐震化を推進する。
- ・策定された計画等の不断の見直しを行うとともに、学校安全研修等を通じて、計画の管理を指導していく。（総務部、教育庁）
- ・保育園・認定こども園等の市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。（健康福祉部）

## (4) エネルギー、ライフライン

### 1) エネルギー対策

#### (再生可能エネルギー等の導入の促進・推進)

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進するため、事業化可能性調査や導入等の取組を支援する。
- ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー設備と蓄電設備の導入を支援する。(地域振興部)
  
- ・地域における再生可能エネルギー導入の事業化可能性調査に取り組む。(企業局)

### 2) ライフライン施設の安全化

#### (電気施設の安全化)

- ・定期的に発電施設及び周辺巡視を行い、必要に応じて施設の安全対策工事を実施する。
- ・自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応についてマニュアルの充実を図る。(企業局)

#### (ガス施設の安全化)

- ・県及び消防本部は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令に基づく保安検査・立入検査等により、地震・津波対策の徹底を図る。
- ・ガス販売事業者に対し、高圧ガス等の漏洩を防止するため、ガス施設の安全性の向上、防災訓練実施等の予防対策の推進を指導し、情報提供を行う。消費者に対しては、自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応について啓発を行う。(防災部)

#### **(水道施設の安全化・水道事業者)**

- ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、水道事業者に計画的な施設の更新を指導する。
- ・災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。
- ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。
- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。(健康福祉部)

#### **(水道施設の安全化・県水道事業)**

- ・水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、耐震計画を含めた施設管理基本（長寿命化）計画に基づき老朽化及び耐震化対策を着実に進める。
- ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運転管理委託業者に対し定期的実施するよう努める。
- ・平常時から受水団体等と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。
- ・災害発生時における受水団体ほか関係機関との連絡方法についてNTT回線以外の代替方法についても検討する。
- ・渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。(企業局)

### 3) 原子力安全・防災対策の推進

#### (原子力安全対策の推進)

- ・ 島根県、松江市及び中国電力㈱の三者で締結している「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」(以下「安全協定」)に基づき、島根原子力発電所の運転状況の把握、トラブル発生時の連絡、立入調査、発電所周辺の環境放射線の常時監視などを実施し、県民の安全確保と環境の保全に努めるほか、原子力広報誌の発行や講演会の開催等による原子力発電に関する知識の普及啓発を図る。
- ・ 島根原子力発電所2号機の安全対策については、安全協定に基づき適切に対応する。
- ・ 3号機の新規制基準に基づく安全対策については、原子力規制委員会に対し厳格な審査を要請するとともに、審査状況をよく把握し、審査が終了した場合は、国から審査結果等について説明を受けた上で、安全協定に基づき適切に対応する。
- ・ 廃止措置計画認可を受けた島根原子力発電所1号機については、平成29年度から継続中の廃止措置計画の第1段階について、安全協定に基づき毎月報告を受け、内容を確認するとともに、第2段階の開始にあたり、原子力規制委員会の認可を受ける必要があることから、安全協定に基づき適切に対応する。(防災部)

#### (原子力防災対策の推進)

- ・ 発電所に万が一の事態が生じた場合に備え、地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、平時から原子力防災対策を推進する。
- ・ 避難退域時検査や避難行動要支援者への対応を含む広域避難体制の充実を図る。また、原子力防災資機材の整備、防災業務関係者の人材育成、安定ヨウ素剤の事前配布などを継続して行う。
- ・ 原子力災害対策指針の改定等を受け、地域防災計画(原子力災害対策編)や広域避難計画を見直すほか、原子力防災訓練を実施するなどして、緊急時における原子力防災体制の確認や改善を継続的に行う。(防災部)

## (5) 情報通信

### 1) 情報伝達体制の整備

#### (災害発生時の連携体制の整備)

- ・情報通信施設等に災害が発生したときに効果的な対策を実施できるよう、県、市町村及び電気通信事業者を含む防災関係機関は防災体制を整備し、関係機関間での相互連携体制を確立する。(防災部、地域振興部)

#### (情報通信体制の整備)

- ・災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備を進め、訓練等を通じた各種システムの使用法の習熟、災害時の支援要請先の把握、情報収集体制の強化などを推進する。
- ・多くの職員が無線設備を使用できるようにするため、操作マニュアルの整備や定期的な通信訓練を行う。(防災部)

#### (県民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・県民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルール策定、運用方法の習熟を図る。(防災部)
- ・携帯電話不感地域を解消するため、市町村、携帯電話事業者と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。(地域振興部)
- ・漁船等に迅速に情報を伝達するため、JF しまねと協力して漁業無線局の通信の充実を図る。(農林水産部)

#### (報道機関との連携体制の整備)

- ・多様な手段で広報できるよう、報道機関との連携体制を構築する。(防災部)

#### (災害用伝言サービス活用体制の整備)

- ・通信が輻輳した場合でも情報通信手段として有効な災害伝言サービスの活用を進める。(防災部)

**(地域における要配慮者対策（外国人対策）)**

- ・外国人住民に多言語等（やさしい日本語）による防災情報提供及び災害情報伝達をするため、情報発信体制を整備する。（環境生活部）

**(情報収集管理体制の整備)**

- ・災害情報の収集・伝達能力を向上させるため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利用を前提としつつ、複数の通信手段を整備する。（健康福祉部）

**(情報通信設備及び震度観測設備の整備)**

- ・大規模災害時において非常用発電機の燃料を安定的に調達するため、他の防災機関や行政機関等との連携、燃料販売会社との協定締結及び燃料貯蔵施設の新設・追加について検討する。（防災部）

## (6) 交通・物流

### 1) 交通施設の安全化、輸送路の整備等

#### (交通施設の安全化、防災空間の確保)

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。
- ・**救援物資等の集積・備蓄拠点としての機能を強化するため、港湾施設について岸壁等の整備を行う。**
- ・災害時の交通網維持のため、空港維持管理・更新計画などに基づき、空港施設の耐震・老朽化点検や補修などを実施する。また、必要な資機材の更新を適切に行う。(土木部)
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、農道、林道の整備を着実に進める。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。(農林水産部)

### 2) 交通規制体制の整備等

#### (交通規制の実施体制の整備)

- ・新たに供用された交差点や原子力災害に備えた避難ルート等主要交差点に、交通信号機滅灯対策として、「自起動ディーゼル発電機」、「可搬式発動発電機が接続できる非常用発電機接続設備」を充実させ、老朽化している自起動ディーゼル発電機の更新も順次実施する。
- ・**老朽化した信号制御機を計画的に更新し、災害発生時にも適切な信号運用ができるよう適切な時期に更新を実施する。(警察本部)**

#### (交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、県管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。(土木部)

#### **(緊急通行車両等の事前届出・確認)**

- ・交通の混乱の防止、緊急通行路の確保のための交通規制の実施に向けて、緊急通行車両等の事前届出を進める。(防災部)
- ・事前届出制度を広く周知するため、県警ホームページによる掲載の他、様々な各広報媒体による広報をさらに推進する。(警察本部)

### **3) 輸送体制の整備**

#### **(輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)**

- ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。(地域振興部)

#### **(輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)**

- ・漁船等による救援物資等の輸送手段を確保するため、緊急時の連絡体制等について、関係機関と連携を図る。(農林水産部)
- ・災害時の迅速かつ的確な輸送手段を確保するため、港湾・空港施設の点検や資機材更新を行うとともに災害時の輸送について施設管理者として関係機関や企業等との連携を図る。(土木部)

#### **(道路寸断への対応)**

- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。(農林水産部、土木部)

#### **(緊急輸送のための港湾啓開体制等の整備)**

- ・災害発生時に迅速かつ的確な港湾・臨港道路の啓開作業を行うため、平時から装備・資機材を整備のうえ関係機関・団体との協力体制を強化する。
- ・大規模災害が発生しても港湾機能の低下を最小限に抑え早期の復旧を行うため、港湾BCPを作成する。(土木部)

#### **(公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備)**

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との会議等を通じて、情報収集・共有などの連携体制を強化する。(地域振興部)

#### **4) 調達体制の整備**

##### **(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)**

- ・災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。(防災部)
- ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。(地域振興部)
- ・食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなどの連携体制の強化を図る。
- ・漁船等による食料等の輸送手段を確保するため、緊急時の連絡体制等について、関係機関と連携を図る。(農林水産部)

##### **(燃料等生活必需品の調達体制の整備)**

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。(商工労働部)

## (7) 経済産業

### 1) 企業における防災対策等

#### (企業(事業所)における防災体制の整備)

- ・企業(事業所)における防災組織の整備を促進するため、市町村とともに関係機関の協力体制の確立に努める。(商工労働部)

#### (企業(事業所)における事業継続の取組の推進)

- ・企業(事業所)における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネジメント(BCM)構築を促進する。(商工労働部)

#### (事業所における防災の推進等)

- ・企業(事業所)における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。
- ・事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。(商工労働部)

### 2) 帰宅困難者対策

#### (帰宅困難者への対応)

- ・帰宅困難者の支援を行うため、民間企業との協定締結を推進し、支援店舗の拡大を目指す。(防災部)
- ・大規模集客施設等の管理者や旅館・ホテル等に対し、避難誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- ・帰宅困難者対策や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて滞在場所の確保を推進する。(商工労働部)

### 3) 農林水産基盤の強化

#### (農業基盤施設の安全化)

- ・防災減災対策が必要な農業用ため池について、改修工事等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップ等を活用した迅速な避難行動の啓発等のソフト対策を推進する。
- ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。(農林水産部)

#### (食料生産基盤の整備)

- ・食料の安定供給に資する農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進していく。(農林水産部)

#### **(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)**

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。

(農林水産部)

#### **(漁業施設災害の防止対策)**

- ・漁業施設の管理者に対する防災対策の実施及び船舶の所有者に対する安全な港への避難や係留方法の点検・補強などの安全対策を指導する。
- ・増殖場や養殖施設等は、波浪を考慮した整備を図る。
- ・**防災拠点漁港において耐震強化岸壁等の整備を推進していく。**
- ・機能保全計画に基づき漁港施設の老朽化対策を計画的・効率的に推進するとともに、拠点漁港において機能診断を実施し、耐震対策を推進していく。(農林水産部)

#### **(広域応援協力体制の整備)**

- ・災害時の応急対策等をより迅速・的確に行うために、港湾漁港建設協会と**締結した協定に基づき、情報伝達訓練を行うなど、協力体制の強化を図る。**(農林水産部)

#### **(漁船保険、漁業共済の加入促進)**

- ・被災した漁船や漁具の損害を速やかに補てんするため、漁船保険及び漁業共済の加入促進を行う。(農林水産部)

## (8) 国土保全

### 1) 河川・海岸の災害防止

#### (流域治水の推進)

- ・国や市町村等と協働して、流域全体でハード・ソフト一体となった流域治水対策を推進する。(農林水産部、土木部)

#### (河川等氾濫の防止対策)

- ・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国と連携を図り直轄治水事業を促進させるとともに、ダム建設や堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修など治水対策を着実に進める。
- ・出水時に迅速な住民の避難を促すため、水防情報システム等の充実を図るとともに、想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づいたハザードマップ作成範囲の拡大を図る。
- ・出水時に市街地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資材器具等の充実を図る。
- ・ダムや河川の水門・樋門などの河川管理施設について、策定した長寿命化計画に基づき、計画的な点検・管理等を行っていく。(土木部)
- ・ダムについて、適切な点検・管理等を行いながら、長寿命化計画に基づき、計画的な機能保全等を行っていく。(農林水産部、企業局)

#### (波浪、侵食、高潮災害の防止対策(海岸における危険箇所の把握))

- ・波浪等による被害を防止するため、海岸環境に配慮しながら波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を実施する。(農林水産部、土木部)
- ・災害の予想される危険な箇所を把握するため、その区域等を調査し、関係市町村・住民へ周知する。(土木部)

#### (海岸における津波災害対策)

- ・津波避難計画の作成等が義務化されることとなる「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域の指定を行う。(農林水産部、土木部)

## 2) 土砂災害等の災害防止

### (土砂災害の防止、公共土木施設の安全化、造成地の予防対策)

- ・山地災害の防災・減災について、山地災害危険地区における治山施設の整備を図るため、緊急予防治山事業等を積極的に実施する。
- ・市町村が適切に住民の避難指示の判断等が行えるよう、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区等の情報を提供する。
- ・老朽化した治山施設について、予防保全型により施設の長寿命化を図るとともに維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減・平準化を図っていくため、個別施設計画に基づく取組を計画的かつ着実に実施していく。
- ・各市町村及び地域住民の協力を得て、地すべり防止区域内の対策ブロックを抽出し、危険度及び緊急度に応じて順次地すべり対策工事を実施する。【再掲】(農林水産部)
  
- ・土砂災害による人的被害を防ぐため、避難所、要配慮者利用施設など緊急度、必要性の高い箇所の整備を引き続き重点的に推進する。
- ・既存の砂防関係施設の点検を行い、老朽化施設について計画的に補修・更新等の長寿命化対策を推進する。
- ・県民の適切な避難行動につなげるため、各種広報や防災学習会等を通じて土砂災害警戒区域等の周知を図る。
- ・市町村が発表する避難指示や県民の適切な避難行動につなげるため、土砂災害警戒情報等の精度向上を図る。
- ・危険住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。(土木部)

### (森林整備の実施)

- ・適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。  
(農林水産部)

## (9) 環境

### 1) 生活環境に関する施設等の安全化

#### (下水道施設の安全化)

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、流域下水道施設の耐震化や策定済みのストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を計画的に実施する。
- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPを活用した訓練や災害対策マニュアル等の見直しを実施する。(土木部)

#### (農業集落排水の機能保全)

- ・農業集落排水施設等について、計画的に機能保全対策や耐震化を支援していく。  
(農林水産部)

#### (廃棄物処理体制の整備)

- ・災害時に、廃棄物及びし尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など県・市町村による廃棄物処理の仕組みづくりを促進する。  
(環境生活部)

## (10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）

### 1) 避難訓練

#### （避難指示等の基準の策定・避難体制の整備）

- ・ 県、市町村及び防災関係機関の避難計画の**実効性を高める取組**を進めるとともに、市町村が行う、**住民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制整備**に対し必要な助言を行う。【再掲】（防災部）

#### （避難行動要支援者等支援体制の構築）

- ・ 市町村による避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。【再掲】（防災部）

### 2) 防災組織等の活動環境の整備

#### （自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・ 災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し市町村及び消防機関が実施する教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。
- ・ 県、市町村及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。県は、市町村等の取組を支援する。（防災部）

#### （災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・ 災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。
- ・ **災害時に外国人への支援を行うため、災害時外国人サポーターの養成・登録を進めるとともに、災害多言語支援センターの設置・運営を円滑に行うための体制を整備する。**  
（環境生活部）

- ・ 日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。（健康福祉部）

#### **(災害復旧の担い手の確保)**

- ・建設産業における担い手の育成・確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組（魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等）を推進する。（土木部）

#### **(支援協定締結団体との連携強化)**

- ・「大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。（土木部）

#### **(地域コミュニティの維持)**

- ・災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、生活機能の維持・確保に重点を置いた地域運営の仕組みづくり（小さな拠点づくり）を進める。（地域振興部）

#### **(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)**

- ・土砂防止機能や洪水防止機能などの農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。（農林水産部）

### **3) 防災教育**

#### **(県・市町村職員及び県民に対する防災教育)**

- ・県や市町村の職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、県民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。（防災部）

#### **(県民に対する防災教育)**

- ・災害時における男女のニーズの違いなど男女双方の視点に基づく配慮が行われるよう、男女共同参画の視点に基づく防災講座などの活動を市町村と連携して実施する。（政策企画局）

#### **(学校教育における防災教育)**

- ・引き続き学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、東日本大震災等の事例に学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。（総務部、教育庁）

## (11) 横断的分野（老朽化対策）

### （建築物の老朽化対策）

- ・ 県有建築物の安全性を確保するため、「島根県県有財産利活用推進計画」及び「島根県県有施設長寿命化指針」に基づき、施設の長寿命化などを計画的に進める。（総務部）

### （農林水産公共施設の老朽化対策）

- ・ 農林水産公共施設の安全性を確保するため、「各個別施設計画」に基づき、老朽化対策を着実に進める。また、市町村が個別施設計画の策定に取り組むにあたり必要な指導・助言等を行う。
- ・ 農林水産公共施設の安全性、経済性及び重要性等の観点から、更なるライフサイクルコストの低減に資するよう継続的に個別施設計画を更新し予防保全型の老朽化対策を着実に進める。また、市町村が予防保全型の老朽化対策に取り組むにあたり必要な指導・助言等を行う。（農林水産部）

### （公共土木施設の老朽化対策）

- ・ 公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」と「各施設の個別計画」に基づく老朽化対策を着実に進める。
- ・ 県・市町村職員を対象に公共土木施設長寿命化に関する研修や、橋梁点検講習会などを実施し、老朽化対策の知識を深め、点検技術の強化を図っていく。
- ・ 市町村からの要望に応じて、点検業務を受託するなどの支援を行う。（土木部）

### （企業局施設の老朽化対策）

- ・ 企業局施設の安全性を確保するため、施設管理基本（長寿命化）計画に基づき老朽化対策を着実に進める。（企業局）

### （自然公園施設の老朽化対策）

- ・ 利用者が安全に施設を利用できるよう維持管理に努め、老朽化した施設の再整備や修繕を適切に実施する。（環境生活部）

## 施策分野ごとの脆弱性評価

### (1) 行政機能

#### 1) 防災活動体制の整備

##### (災害本部体制の強化)

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、応急対策の実施が遅れる可能性があることから、予め防災体制を整えることが必要である。また、物資の不足や通信手段の断絶等が発生するおそれがあるが、この様な状況のなかでも災害対策本部を運営していくために必要な物資や通信手段を整備・強化することが必要である。(防災部)

##### (災害救助法等の運用体制の強化)

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。(防災部)

##### (複合災害体制の整備)

- ・複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。(防災部)

##### (避難指示等の基準の策定・避難体制の整備)

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。(防災部)

##### (広域応援協力体制の強化)

- ・県だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や関係機関から協力や支援を受けられる体制を強化することが必要である。
- ・大規模災害時における応急対策をよりの確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。(防災部)

### 2) 救急・救助体制の整備、火災予防

#### (救急・救助の体制や資機材の充実)

- ・大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると予想されるため、必要な体制や救急用装備・資機材等を充実させる必要がある。(防災部、健康福祉部)
- ・大規模災害発生時における避難誘導、救出救助、捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施することが必要である。(警察本部)

### **(消防団等の育成強化)**

- ・消防団は地域防災力の中核を担う存在であるが、団員の減少等課題があることから、対策が必要である。
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。(防災部)

### **(出火防止)**

- ・火災予防のため、出火防止措置の徹底が必要である。
- ・消防機関による消防活動には限界があることから、地域住民等による自主防災体制の充実が必要である。
- ・災害時には同時多発火災が予想されることから、消防機関の装備・施設の計画的な整備等が必要である。(防災部)
- ・中山間地域等における農村部において、消防施設(防火水槽)が不備な地域があるため、整備を行う必要がある。(農林水産部)

## **3) 行政機能の維持**

### **(公的機関等の業務継続性の確保)**

- ・災害により行政機関が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、**必要に応じて業務継続計画を見直し**することが必要である。(防災部)

### **(重要データの遠隔地バックアップ)**

- ・建物の倒壊等により業務システムの重要データが消失すれば、行政機能が大幅に低下するため、重要データを速やかに復元することが必要である。(地域振興部)

### **(ICT部門における業務継続計画(ICT-BCP)の策定と運用)**

- ・業務を実施・継続させるためには、それを支えるネットワーク等の稼働が必要不可欠である。(地域振興部)

### **(全県域WAN(行政ネットワーク等)の整備)**

- ・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。(地域振興部)

### **(業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用)**

- ・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。(地域振興部)

#### **(災害発生時における拠点機能確保のための警察施設の整備)**

- ・大規模災害発生時における避難誘導、救出救助、捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、警察活動の拠点となる警察施設の機能を確保する必要がある。  
(警察本部)

### **4) 防災施設等の整備、建築物の災害予防**

#### **(防災拠点の管理・運営)**

- ・大規模災害時には、広域航空応援を受けることが想定されるほか、緊急物資、資機材の集積配給基地が不可欠であることから、広域防災拠点を適正に管理・運営することが必要である。(防災部)

#### **(防災中枢機能等の確保・充実)**

- ・地階の電気室は、河川の氾濫等により、電力供給が停止するおそれがあるため、各施設管理者において、浸水対策が必要である。
- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化を進める必要がある。(総務部)

#### **(災害用臨時ヘリポートの整備)**

- ・災害時の救助・救護活動等を円滑に行うため、臨時ヘリポートの選定、整備に努める必要がある。(防災部)

#### **(建築物の災害予防、耐震化)**

- ・災害対策の活動拠点施設について、その機能を確保するため、各施設管理者において、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等を整備する必要がある。
- ・多数の人を収容する施設の安全化を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める必要がある。(総務部)

### **5) 防災訓練**

#### **(防災訓練)**

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。(防災部)

## **(2) 住宅・都市・土地利用**

### **1) 建築物の災害予防**

#### **(建築物の災害予防)**

#### **(建築物の天井の脱落対策)**

#### **(屋内の機器、家具等の転倒防止対策)**

- ・住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化(除却を含む)や天井脱落等の対策を促進する必要がある。
- ・土砂災害の危険性がある区域内には多くの住宅が存在していることから、移転等の促進が必要である。(土木部)

#### **(建築物の災害予防)**

- ・新たな木質材料の強度や難燃化等に関する知見・技術が不足していることから、研究・技術開発が必要である。(農林水産部)

#### **(エレベーターの閉じ込め防止対策)**

- ・エレベーター(県内 1,845 基)での閉じ込めにより避難の遅れが発生するおそれがあることから、その対策を促す必要がある。(土木部)

#### **(工作物対策)**

- ・耐震性が劣る擁壁やブロック塀が避難路沿いに点在していると考えられることから、倒壊した場合に人的被害の発生や避難・救助等の障害となる物件の耐震化を促す必要がある。
- ・市街地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風・地震等による脱落防止対策を促す必要がある。(土木部)

#### **(造成地の予防対策)**

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしてない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地の耐震化など安全な都市空間を整備する必要がある。(土木部)

#### **(文化財の防災対策等)**

- ・石垣等も含め、文化財の耐震化等を進める必要がある。(教育庁)

## 2) 応急仮設住宅、危険度判定

### (地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備)

- ・地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定し、余震による人的被害を防ぐ必要があることから、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成とこれらの体制の維持を図る必要がある。(土木部)

### (罹災証明書の発行体制の整備)

- ・多数の住家被害が生じた市町村では罹災証明書の交付が遅れる可能性があることから、市町村を支援することが必要である。(防災部、土木部)

### (応急仮設住宅等の確保体制の整備)

- ・住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅の迅速な確保が必要である。(総務部、防災部、土木部)

## 3) 都市づくり・土地利用

### (大規模災害を考慮した都市づくり(都市マスタープランへの反映))

#### (土地利用の適正化)

#### (防災的な土地利用の推進)

#### (都市・まちの不燃化の推進)

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしてない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。(土木部)

#### (防災的な土地利用の推進)

- ・地すべり防止区域については、早期概成に向けて地すべり対策工事を推進する必要がある。(農林水産部)
- ・多くの県民が土砂災害を被る危険な状況であることから、土砂災害警戒区域等の認知度向上や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。
- ・都市公園は災害時における避難先・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っていることから、都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに、緑地の保全を図る必要がある。(土木部)

#### **(液状化・崩壊危険地域の予防対策)**

- ・大規模地震発生時に、地盤の状況によっては液状化が発生する可能性があるため、建築物に対する被害を防止する必要がある。(総務部)
- ・地震災害では、地盤によっては液状化現象など様々な被害が生じる可能性があることから、被害の軽減に向けて関連する情報を提供する必要がある。(防災部)
- ・大規模地震発生時には、県東部の沖積層堆積地域を中心に地盤の液状化が発生する可能性があるため、道路施設等においてもそれによる被害を防止する必要がある。
- ・地震時に法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止することが必要である。(土木部)

#### **(海岸における津波浸水想定箇所の把握)**

- ・沿岸部や島しょ地域では、過去の津波の影響を踏まえると負傷者や家屋の浸水が生じるなどの影響を受ける可能性があることから、津波に関する情報を関係市町村と共有するとともに、県民へ周知することが必要である。(防災部)

#### **(地籍調査の推進)**

- ・災害発生時の迅速な復旧・復興を図るためには、地籍調査事業を促進する必要がある。(土木部)

### **4) 危険物施設の安全化**

#### **(消防法に定める危険物施設の予防対策)**

- ・地震が発生した場合、軟弱な地盤地域ほど地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いため、危険物施設の実態把握、指導及び啓発を引き続き推進していく必要がある。(防災部)

#### **(火薬類施設の予防対策)**

- ・火薬類施設には、**設置からの経過年数が長い**ものがあり、地震などにより災害が発生するおそれがあるため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する必要がある。(防災部)

#### **(毒劇物取扱施設の予防対策)**

- ・災害による毒劇物取扱施設等の災害を未然に防止するとともに、保健衛生上の危害を最小限に防止するため、各施設の責任者と連携した安全対策を推進する必要がある。(健康福祉部)

### **(3) 保健医療・福祉、教育**

#### **1) 保健・医療救護体制の強化**

##### **(医療救護体制の強化)**

- ・災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、その体制の維持充実が必要である。（健康福祉部）

##### **(保健医療救護体制の強化)**

- ・災害発生時における各機関の保健医療救護活動の実効性を高めるには、地域防災計画及び各機関が作成するマニュアルを検証する機会が必要である。（健康福祉部）

##### **(医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)**

- ・災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護体制や医薬品等の供給・確保体制を強化する必要がある。（健康福祉部）

##### **(防疫・保健衛生体制の強化)**

- ・被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されることから、感染症の発生と流行の未然防止を図る必要がある。（健康福祉部）

##### **(食品衛生、監視体制の整備)**

- ・災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合があることを想定し、体制整備や業者団体との連携強化に努める必要がある。（健康福祉部）

##### **(防疫用薬剤及び器具等の備蓄)**

- ・災害時の緊急の調達が困難となるおそれがあることから、平常時からその確保に努める必要がある。（健康福祉部）

##### **(被災者の健康管理)**

- ・災害が長期化した場合に公衆衛生活動の実施が困難となるおそれがあることから、計画的・継続的な支援体制を構築する必要がある。（健康福祉部）

##### **(動物愛護管理体制の整備)**

- ・災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る必要がある。（健康福祉部）

## 2) 要支援者対策

### (避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・市町村による避難行動要支援者に配慮した避難計画等の策定を支援する必要がある。  
(防災部、健康福祉部)
- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。(防災部)

### (社会福祉施設等における対策)

- ・社会福祉施設の利用者が安全・的確に避難行動や避難活動を行えることが必要である。  
(健康福祉部)

## 3) 各施設の災害予防

### (社会福祉施設等の災害予防)

- ・社会福祉施設等の耐震化を促進する必要がある。(健康福祉部)

### (学校等の災害予防・避難計画の策定)

- ・学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難・救護施設の役割も果たすことから、安全性を確保する必要がある。
- ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。(総務部、教育庁)
- ・小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難が必要である。(健康福祉部)

## (4) エネルギー・ライフライン

### 1) エネルギー対策

#### (再生可能エネルギー等の導入の促進・推進)

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。(地域振興部)
  
- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギーの導入の可能性について検討を進める必要がある。(企業局)

### 2) ライフライン施設の安全化

#### (電気施設の安全化)

- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、発電施設の安全性が確保できない可能性があるため、発電所周辺を含め危険性の早期発見に努める必要がある。(企業局)

#### (ガス施設の安全化)

- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、ガス施設の安全性が確保できない可能性があるため、ポリエチレン管やダクタイル鋳鉄管等の耐震性があるものに順次更新していくよう指導する必要がある。(防災部)

#### (水道施設の安全化・水道事業者)

- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高いことから、各水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。
- ・水道施設等に災害が発生した際には、水道事業者間の相互応援を円滑に支援する必要があることから、関係機関等との相互連携体制を確立する必要がある。
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。(健康福祉部)

### **(水道施設の安全化・県水道事業)**

- ・水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。
- ・洪水時には、原水の濁度が上昇するため、適切な前処理対応を行う必要がある。
- ・水道・工業用水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。
- ・災害時の上水需要家ほか関係機関と連絡体制について、NTT 回線の不通も想定し代替方法を検討する必要がある。
- ・洪水期、渇水状況が継続すると利水容量が枯渇するおそれがあるので適切に水運用協議を行う必要がある。(企業局)

### **3) 原子力安全・防災対策の推進**

#### **(原子力安全対策の推進)**

#### **(原子力防災対策の推進)**

- ・原子力発電所については、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全対策と防災対策が進んできているが、一層充実させる必要がある。(防災部)

## **(5) 情報通信**

### **1) 情報伝達体制の整備**

#### **(災害発生時の連携体制の整備)**

- ・情報通信施設等に災害が発生したときに効果的な対策を実施できるよう、県、市町村及び電気通信事業者を含む防災関係機関は防災体制を整備し、関係機関間での相互連携体制を確立する必要がある。(防災部、地域振興部)

#### **(情報通信体制の整備)**

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。
- ・遠方からの通勤者が多く災害時の参集が困難な事態が想定されることから、より多くの職員が機器操作に習熟し、非常通信ができるようにしておく必要がある。(防災部)

#### **(県民への的確な情報伝達体制の整備)**

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。(防災部)
- ・災害時の通信連絡や情報伝達の手段として携帯電話が重要であるが、まだ携帯電話が全く使えない地域（不感地域）があるため、これを解消する必要がある。(地域振興部)
- ・漁船等に対して、台風等の気象情報を漁業無線局から迅速に伝達する必要がある。(農林水産部)

#### **(報道機関との連携体制の整備)**

- ・県の広報手段では、災害に関する広報が県民に行き渡らない可能性があることから、多様な手段により広報することが必要である。(防災部)

#### **(災害用伝言サービス活用体制の整備)**

- ・被災地への安否確認情報等の問合せの殺到などにより通信が輻輳した場合、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等の確認が困難になる可能性があることから、災害伝言サービスを活用することが必要である。(防災部)

#### **(地域における要配慮者対策（外国人対策）)**

- ・県内には多くの外国人住民が生活しているが、言語の違い等により、防災知識や情報の理解が困難な場合があることから、外国人住民に対する災害意識の向上・多言語等（やさしい日本語）による情報発信が必要である。(環境生活部)

**(情報収集管理体制の整備)**

- ・多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集・伝達できるような仕組みの整備が必要である。(健康福祉部)

**(情報通信設備及び震度観測設備の整備)**

- ・非常用発電機燃料の貯蔵量は、4日以上 of 停電に対応できないため、予め燃料の調達方法を決定しておく必要がある。(防災部)

## (6) 交通・物流

### 1) 交通施設の安全化、輸送路の整備等

#### (交通施設の安全化、防災空間の確保)

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、林道の整備が必要である。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。(農林水産部)
- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。
- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による電力の供給停止や通信障害を防ぐため、無電柱化の推進が必要である。
- ・災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、港湾施設の機能強化が必要である。
- ・災害時の輸送の重要性に鑑み、空港施設の適切な維持管理と老朽化対策を行う必要がある。(土木部)

### 2) 交通規制体制の整備等

#### (交通規制の実施体制の整備)

- ・新たに供用された交差点や原子力災害に備えた避難ルート等の主要交差点に、交通信号機滅灯対策として「自起動ディーゼル発電機」、「可搬式発動発電機が接続できる非常用発電機接続設備」を充実させる必要がある。また、既に整備した自起動ディーゼル発電機のうち、老朽化したものから順次更新する必要がある。
- ・大規模災害発生時における避難誘導・交通対策を適切に実施するために、信号機が正常に作動していることが必要である。(警察本部)

#### (交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(土木部)

#### (緊急通行車両等の事前届出・確認)

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。(防災部)
- ・指定行政機関等において事前届出がなされているが、届出をする機関に偏りがあり、緊急通行車両等事前届出に関する広報を充実する必要がある。(警察本部)

### 3) 輸送体制の整備

#### (輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)

- ・災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。(地域振興部)

#### (輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)

- ・漁船による救援物資等の輸送手段を確保する必要がある。(農林水産部)
- ・災害時の輸送手段を迅速かつ的確に確保することから、抛物資備蓄・収集拠点の周知を図る必要がある。(土木部)

#### (道路寸断への対応)

- ・迂回路として活用できる農道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。(農林水産部)
- ・災害時の輸送路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。(土木部)

#### (緊急輸送のための港湾啓開体制等の整備)

- ・港湾施設について維持管理計画を策定し、防災点検、補強工事等を行うとともに、関係機関・団体と啓開体制強化の取組を進める必要がある。
- ・県内の港湾が機能停止した場合、物流停止により企業活動等の低下を招くことから、大規模災害が発生しても港湾機能の低下を最小限に抑え早期の復旧を図る必要がある。(土木部)

#### (公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備)

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。(地域振興部)

#### 4) 調達体制の整備

##### (食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。(防災部)
- ・災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。(地域振興部)
- ・流通機能の低下などにより被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。
- ・食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。(農林水産部)

##### (燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。(商工労働部)

## (7) 経済産業

### 1) 企業における防災対策等

#### (企業(事業所)における防災体制の整備)

- ・企業(事業所)における防災組織の整備の促進を図ることが必要である。(商工労働部)

#### (企業(事業所)における事業継続の取組の推進)

- ・企業(事業所)における事業継続計画策定の促進を図ることが必要である。(商工労働部)

#### (事業所における防災の推進等)

- ・企業(事業所)における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要である。
- ・市町村等の関係機関と連携し、事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。(商工労働部)

### 2) 帰宅困難者対策

#### (帰宅困難者への対応)

- ・交通インフラや交通機関の被災などにより、多くの帰宅困難者が発生することから、民間企業の協力を得て帰宅困難者の支援を行うことが必要である。(防災部)
- ・市町村等の関係機関と連携し、大規模集客施設や旅館・ホテル等における帰宅困難者対策(観光客等)の推進や安否確認手段の確保を図ることが必要である。(商工労働部)

### 3) 農林水産基盤の強化

#### (農業基盤施設の安全化)

- ・防災減災対策が必要な農業用ため池について、ハード整備及びソフト対策を進める必要がある。
- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。(農林水産部)

#### (食料生産基盤の整備)

- ・農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実にを行う必要がある。

(農林水産部)

#### (地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(農林水産部)

### **(漁業施設災害の防止対策)**

- ・荷捌き施設等の漁業関連の陸上施設は、風浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。
- ・漁船は、風浪によって流出や損傷を受けるおそれがあることから、防災対策が必要である。
- ・増殖場や養殖施設等は、波浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点として、防災拠点漁港の耐震強化が必要である。
- ・**水産業**の基盤となる漁港施設の老朽化が加速する中、老朽化対策を着実に進める必要がある。
- ・**災害時における**水産業の継続を目指すため、拠点漁港の耐震改良が必要である。

(農林水産部)

### **(広域応援協力体制の整備)**

- ・災害時の応急対策をより迅速・的確に行うために、各関係機関との協力体制が必要である。(農林水産部)

### **(漁船保険、漁業共済の加入促進)**

- ・被災した漁船等が速やかに復旧して業務を再開する必要がある。(農林水産部)

## **(8) 国土保全**

### **1) 河川・海岸の災害防止**

#### **(流域治水の推進)**

- ・気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、国や市町村等と協働して、流域全体でハード・ソフト一体となった総合的かつ多層的な対策を進める必要がある。

(農林水産部、土木部)

#### **(河川等氾濫の防止対策)**

- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。
- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促すための各種対策を進める必要がある。
- ・築堤河川については築堤の越水や破堤の危険性があるため、対策工事の必要がある。
- ・ダムや河川の水門・樋門などの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。(土木部)

- ・ダムの維持管理、老朽化対策を進める必要がある。(農林水産部、企業局)

#### **(波浪、侵食、高潮災害の防止対策(海岸における危険箇所の把握))**

- ・沿岸部や島しょ地域があり、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備を行う必要がある。(農林水産部、土木部)

#### **(海岸における津波災害対策)**

- ・住民の津波避難計画等が未策定であり、避難方法が明確になっていない場合、県民に甚大な被害が生じる恐れがあることから、これらの作成を推進する必要がある。

(農林水産部、土木部)

## 2) 土砂災害等の災害防止

### (土砂災害の防止、公共土木施設の安全化、造成地の予防対策)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備を推進する必要がある。
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。
- ・老朽化した治山施設の機能確保・強化のため、老朽化施設の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。
- ・地すべり防止区域については、早期概成に向けて地すべり対策工事を推進する必要がある。【再掲】(農林水産部)

- ・多くの県民が土砂災害を被る危険な状況であることから、土砂災害警戒区域等の認知度向上や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。(土木部)

### (森林整備の実施)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、森林整備を実施する必要がある。(農林水産部)

## (9) 環境

### 1) 生活環境に関する施設等の安全化

#### (下水道施設の安全化)

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、流域下水道施設の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持あるいは回復を図るため、流域下水道業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。(土木部)

#### (農業集落排水の機能保全)

- ・大規模災害時の公衆衛生問題を防ぐため、農業集落排水施設の機能保全対策や耐震化を計画的に進める必要がある。(農林水産部)

#### (廃棄物処理体制の整備)

- ・災害時に、廃棄物及びし尿の処理停滞により復旧・復興が遅れるおそれがあり、また生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。(環境生活部)

## (10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）

### 1) 避難訓練

#### （避難指示等の基準の策定・避難体制の整備）

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。【再掲】（防災部）

#### （避難行動要支援者等支援体制の構築）

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。【再掲】（防災部）

### 2) 防災組織等の活動環境の整備

#### （自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。（防災部）

#### （災害ボランティアの活動環境の整備）

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。（環境生活部）
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。（健康福祉部）

#### （災害復旧の担い手の確保）

- ・災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。（土木部）

#### （支援協定締結団体との連携強化）

- ・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。（土木部）

#### **(地域コミュニティの維持)**

- ・中山間地域等では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。

(地域振興部)

#### **(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)**

- ・土砂防止機能や洪水防止機能などの農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(農林水産部)

### **3) 防災教育**

#### **(県・市町村職員及び県民に対する防災教育)**

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、県・市町村職員及び県民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。(防災部)

#### **(県民に対する防災教育)**

- ・女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必要である。(政策企画局)

#### **(学校教育における防災教育)**

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。(総務部、教育庁)

## (11) 横断的分野（老朽化対策）

### （建築物の老朽化対策）

- ・ 県有建築物の安全性を確保するため、「島根県県有財産利活用推進計画」及び「島根県県有施設長寿命化指針」に基づき、施設の長寿命化などを計画的に進める必要がある。  
（総務部）

### （農林水産公共施設の老朽化対策）

- ・ 農林水産公共施設の安全性を確保するため、「個別施設計画」に基づき、老朽化対策を着実に進める必要がある。
- ・ 農林水産公共施設の安全性、経済性及び重要性等の観点から、更なるライフサイクルコストの低減に資するよう継続的に個別施設計画を更新し予防保全型の老朽化対策を着実に進める必要がある。（農林水産部）

### （公共土木施設の老朽化対策）

- ・ 公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」と「各施設の個別計画」に基づく老朽化対策の着実な実行により、施設に求められる機能確保が必要である。また、人員や技術力が不足する市町村の支援も必要である。（土木部）

### （企業局施設の老朽化対策）

- ・ 企業局施設の安全性を確保するため、老朽化対策を着実に進める必要がある。（企業局）

### （自然公園施設の老朽化対策）

- ・ 自然公園等における遊歩道や休憩施設等の老朽化した自然公園施設等の再整備や長寿命化対策により、自然災害による事故を未然に防止する必要がある。（環境生活部）

## 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

### 1. 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

##### (建築物の災害予防・耐震化)

- ・多数の人を収容する施設の安全化を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める必要がある。(総務部)

##### (建築物の災害予防)

- ・新たな木質材料の強度や難燃化等に関する知見・技術が不足していることから、研究・技術開発が必要である。(農林水産部)

##### (建築物の災害予防)

##### (建築物の天井の脱落対策)

##### (屋内の機器・家具等の転落防止対策)

- ・住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでないことから、耐震化(除却を含む)や天井脱落等の対策を促進する必要がある。(土木部)

##### (エレベーターの閉じ込め防止対策)

- ・エレベーター(県内1,845基)での閉じ込めにより避難の遅れが発生するおそれがあることから、その対策を促す必要がある。(土木部)

##### (工作物対策)

- ・市街地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風・地震等による脱落防止対策を促す必要がある。(土木部)

##### (防災的な土地利用の推進)

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしてない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地の耐震化や不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。(土木部)

#### **(液状化・崩壊危険地域の予防対策)**

- ・大規模地震発生時に、地盤の状況によっては液状化が発生する可能性があるため、建築物に対する被害を防止する必要がある。(総務部)
- ・地震災害では、地盤によっては液状化現象など様々な被害が生じる可能性があることから、被害の軽減に向けて関連する情報を提供する必要がある。(防災部)

#### **(社会福祉施設等の災害予防)**

- ・社会福祉施設等の耐震化を促進する必要がある。(健康福祉部)

#### **(学校等の災害予防・避難計画の策定)**

- ・学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難・救護施設の役割も果たすことから、安全性を確保する必要がある。
- ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。(総務部、教育庁)

#### **(交通施設の安全化、防災空間の確保)**

- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。(農林水産部)
- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。
- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による電力の供給停止や通信障害を防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(土木部)

#### **(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)**

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(土木部)

### （漁業施設災害の防止対策）

- ・荷捌き施設等の漁業関連の陸上施設は、風浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。
- ・漁船は、風浪によって流出や損傷を受けるおそれがあることから、防災対策が必要である。
- ・増殖場や養殖施設等は、波浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点として、防災拠点漁港の耐震強化が必要である。
- ・水産業の基盤となる漁港施設の老朽化が加速する中、老朽化対策を着実に進める必要がある。
- ・災害時における水産業の継続を図るため、拠点漁港の耐震改良が必要である。

（農林水産部）

### （建築物の老朽化対策）

- ・県有建築物の安全性を確保するため、「島根県県有財産利活用推進計画」及び「島根県県有施設長寿命化指針」に基づき、施設の長寿命化などを計画的に進める必要がある。（総務部）

### （農林水産公共施設の老朽化対策）

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「個別施設計画」に基づき、老朽化対策を着実に進める必要がある。
- ・農林水産公共施設の安全性、経済性及び重要性等の観点から、更なるライフサイクルコストの低減に資するよう継続的に個別施設計画を更新し予防保全型の老朽化対策を着実に進める必要がある。（農林水産部）

### （公共土木施設の老朽化対策）

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」と「各施設の個別計画」に基づく老朽化対策の着実な実行により、施設に求められる機能確保が必要である。また、人員や技術力が不足する市町村の支援も必要である。（土木部）

### （自然公園施設の老朽化対策）

- ・自然公園等における遊歩道や休憩施設等の老朽化した自然公園施設等の再整備や長寿命化対策により、自然災害による事故を未然に防止する必要がある。（環境生活部）

## 1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生

### (出火防止)

- ・中山間地域等における農村部において、消防施設（防火水槽）が不備な地域があるため、整備を行う必要がある。（農林水産部）

### (建築物の災害予防)

- ・新たな木質材料の強度や難燃化等に関する知見・技術が不足していることから、研究・技術開発が必要である。【再掲】（農林水産部）

### (エレベーターの閉じ込め防止対策)

- ・エレベーター（県内 1,845 基）での閉じ込めにより避難の遅れが発生するおそれがあることから、その対策を促す必要がある。【再掲】（土木部）

### (大規模災害を考慮した都市づくり（都市マスタープランへの反映）)

#### (土地利用の適正化)

#### (防災的な土地利用の推進)

#### (都市、まちの不燃化の推進)

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしてない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。【再掲】（土木部）

### (学校等の災害予防・避難計画の策定)

- ・学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難・救護施設の役割も果たすことから、安全性を確保する必要がある。【再掲】
- ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。【再掲】（総務部、教育庁）

### (交通施設の安全化、防災空間の確保)

- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】（農林水産部）

## 1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生

### (海岸における津波浸水想定箇所の把握)

- ・沿岸部や島しょ地域では、過去の津波の影響を踏まえると負傷者や家屋の浸水が生じるなどの影響を受ける可能性があることから、津波に関する情報を関係市町村と共有するとともに、県民へ周知することが必要である。（防災部）

#### **(海岸における津波災害対策)**

- ・住民の津波避難計画等が未策定であり、避難方法が明確になっていない場合、県民に甚大な被害が生じる恐れがあることから、これらの作成を推進する必要がある。

(農林水産部、土木部)

#### **(波浪、侵食、高潮災害の防止対策(海岸における危険箇所の把握))**

- ・沿岸部や島しょ地域があり、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備を行う必要がある。(農林水産部、土木部)

#### **(避難指示等の基準の策定・避難体制の整備)**

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。(防災部)

#### **(防災訓練)**

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。(防災部)

#### **(避難行動要支援者等支援体制の構築)**

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。(防災部)

#### **(学校教育における防災教育)**

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。(総務部、教育庁)

### **1－4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生**

#### **(流域治水の推進)**

- ・気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、国や市町村等と協働して、流域全体でハード・ソフト一体となった総合的かつ多層的な対策を進める必要がある。

(農林水産部、土木部)

### （河川等氾濫の防止対策）

- ・ダムの維持管理、老朽化対策を進める必要がある。（農林水産部、企業局）
- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。
- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促すための各種対策を進める必要がある。
- ・築堤河川については築堤の越水や破堤の危険性があるため、対策工事の必要がある。
- ・ダムや河川の水門・樋門などの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。（土木部）

### （農業基盤施設の安全化）

- ・防災減災対策が必要な農業用ため池について、ハード整備及びソフト対策を進める必要がある。
- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。（農林水産部）

### （避難指示等の基準の策定・避難体制の整備）

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。【再掲】（防災部）

### （県・市町村職員及び県民に対する防災教育）

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、県・市町村職員及び県民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。（防災部）

### （学校教育における防災教育）

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。【再掲】（総務部、教育庁）

### （防災訓練）

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。【再掲】（防災部）

**(大規模災害を考慮した都市づくり (都市マスタープランへの反映))**

**(土地利用の適正化)**

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしてない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。【再掲】(土木部)

**1－5 火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生**

**(建築物の災害予防)**

- ・土砂災害の危険性がある区域内には多くの住宅が存在していることから、移転等の促進が必要である。(土木部)

**(造成地の予防対策)**

**(大規模災害を考慮した都市づくり (都市マスタープランへの反映))**

**(土地利用の適正化)**

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしてない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地の耐震化など安全な都市空間を整備する必要がある。【再掲】(土木部)

**(防災的な土地利用の推進)**

- ・地すべり防止区域については、早期概成に向けて地すべり対策工事を推進する必要がある。(農林水産部)
- ・多くの県民が土砂災害を被る危険な状況であることから、土砂災害警戒区域等の認知度向上や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。(土木部)

### （土砂災害の防止、公共土木施設の安全化、造成地の予防対策）

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備を推進する必要がある。
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。
- ・老朽化した治山施設の機能確保・強化のため、老朽化施設の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。
- ・地すべり防止区域については、早期概成に向けて地すべり対策工事を推進する必要がある。（農林水産部）
- ・多くの県民が土砂災害を被る危険な状況であることから、土砂災害警戒区域等の認知度向上や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。（土木部）

### （河川等氾濫の防止対策）

- ・ダムの維持管理、老朽化対策を進める必要がある。【再掲】（農林水産部、企業局）
- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。【再掲】
- ・築堤河川については築堤の越水や破堤の危険性があるため、対策工事的必要がある。【再掲】
- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促すための各種対策を進める必要がある。【再掲】
- ・ダムや河川の水門・樋門などの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。【再掲】（土木部）

### （農業基盤施設の安全化）

- ・防災減災対策が必要な農業用ため池について、ハード整備及びソフト対策を進める必要がある。【再掲】
- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。【再掲】（農林水産部）

### （地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進）

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。
- ・土砂防止機能や洪水防止機能などの農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。（農林水産部）

### **（森林整備の実施）**

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施する必要がある。

（農林水産部）

### **（避難指示等の基準の策定・避難体制の整備）**

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。【再掲】（防災部）

### **（交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備）**

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】（土木部）

### **（県・市町村職員及び県民に対する防災教育）**

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、県・市町村職員及び県民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。【再掲】

（防災部）

### **（学校教育における防災教育）**

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。【再掲】（教育庁、総務部）

### **（防災訓練）**

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。【再掲】（防災部）

### **（避難行動要支援者等支援体制の構築）**

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。【再掲】（防災部）

### **（農林水産公共施設の老朽化対策）**

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「個別施設計画」に基づき、老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・農林水産公共施設の安全性、経済性及び重要性等の観点から、更なるライフサイクルコストの低減に資するよう継続的に個別施設計画を更新し予防保全型の老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】（農林水産部）

#### **(公共土木施設の老朽化対策)**

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」と「各施設の個別計画」に基づく老朽化対策の着実な実行により、施設に求められる機能確保が必要である。また、人員や技術力が不足する市町村の支援も必要である。【再掲】  
(土木部)

#### **(自然公園施設の老朽化対策)**

- ・自然公園等における遊歩道や休憩施設等の老朽化した自然公園施設等の再整備や長寿命化対策により、自然災害による事故を未然に防止する必要がある。【再掲】(環境生活部)

### **1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生**

#### **(工作物対策)**

- ・市街地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風・地震等による脱落防止対策を促す必要がある。【再掲】(土木部)

#### **(波浪、侵食、高潮災害の防止対策(海岸における危険箇所の把握))**

- ・沿岸部や島しょ地域があり、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備を行う必要がある。【再掲】(農林水産部、土木部)

#### **(交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)**

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】(土木部)

#### **(避難指示等の基準の策定・避難体制の整備)**

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。【再掲】(防災部)

#### **(県・市町村職員及び県民に対する防災教育)**

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、県・市町村職員及び県民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。【再掲】  
(防災部)

#### **(学校教育における防災教育)**

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。【再掲】(総務部、教育庁)

**(防災訓練)**

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。【再掲】(防災部)

**(避難行動要支援者等支援体制の構築)**

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。【再掲】(防災部)

## 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### (交通施設の安全化、防災空間の確保)

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、林道の整備が必要である。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】(農林水産部)
- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】
- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による電力の供給停止や通信障害を防ぐため、無電柱化の推進が必要である。【再掲】
- ・災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、港湾施設の機能強化が必要である。(土木部)

#### (道路寸断への対応)

- ・災害時の輸送路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。(土木部)

#### (緊急輸送のための港湾啓開体制等の整備)

- ・港湾施設について維持管理計画を策定し、防災点検、補強工事等を行うとともに、関係機関・団体と啓開体制強化の取組を進める必要がある。(土木部)

#### (水道施設の安全化・水道事業者)

- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、各水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。
- ・水道施設等に災害が発生した際には、水道事業者間の相互応援を円滑に支援する必要があることから、関係機関等との相互連携体制を確立する必要がある。
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。(健康福祉部)

### （農業基盤施設の安全化）

- ・防災減災対策が必要な農業用ため池について、ハード整備及びソフト対策を進める必要がある。【再掲】
- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。【再掲】（農林水産部）

### （漁業施設災害の防止対策）

- ・荷捌き施設等の漁業関連の陸上施設は、風浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。【再掲】
- ・漁船は、風浪によって流出や損傷を受けるおそれがあることから、防災対策が必要である。【再掲】
- ・増殖場や養殖施設等は、波浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。【再掲】
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点として、防災拠点漁港の耐震強化が必要である。【再掲】
- ・水産業の基盤となる漁港施設の老朽化が加速する中、老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・災害時における水産業の継続を図るため、拠点漁港の耐震改良が必要である。【再掲】（農林水産部）

### （農林水産公共施設の老朽化対策）

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「個別施設計画」に基づき、老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・農林水産公共施設の安全性、経済性及び重要性等の観点から、更なるライフサイクルコストの低減に資するよう継続的に個別施設計画を更新し予防保全型の老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】（農林水産部）

### （公共土木施設の老朽化対策）

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」と「各施設の個別計画」に基づく老朽化対策の着実な実行により、施設に求められる機能確保が必要である。また、人員や技術力が不足する市町村の支援も必要である。【再掲】（土木部）

### （広域応援協力体制の整備）

- ・災害時の応急対策をより迅速・的確に行うために、各関係機関との協力体制が必要である。（農林水産部）

#### **(災害救助法等の運用体制の強化)**

- ・ 職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。(防災部)

#### **(交通規制の実施体制の整備)**

- ・ 新たに供用された交差点や原子力災害に備えた避難ルート等の主要交差点に、交通信号機滅灯対策として「自起動ディーゼル発電機」、「可搬式発電機が接続できる非常用発電機接続設備」を充実させる必要がある。また、既に整備した自起動ディーゼル発電機のうち、老朽化したものから順次更新する必要がある。
- ・ 大規模災害発生時における避難誘導・交通対策を適切に実施するために、信号機が正常に作動していることが必要である。(警察本部)

#### **(緊急通行車両等の事前届出・確認)**

- ・ 交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。(防災部)
- ・ 指定行政機関等において事前届出がなされているが、届出をする機関に偏りがあり、緊急通行車両等事前届出に関する広報を充実する必要がある。(警察本部)

#### **(輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化)**

- ・ 災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。(地域振興部)

#### **(輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定)**

- ・ 漁船による救援物資等の輸送手段を確保する必要がある。(農林水産部)
- ・ 災害時の輸送手段を迅速かつ的確に確保する必要があることから、拠物資備蓄・収集拠点の周知を図る必要がある。(土木部)

#### **(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)**

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。(防災部)
- ・災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。(地域振興部)
- ・流通機能の低下などにより被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。
- ・食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。(農林水産部)

#### **(燃料等生活必需品の調達体制の整備)**

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。(商工労働部)

#### **(食料生産基盤の整備)**

- ・農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に行う必要がある。  
(農林水産部)

#### **(地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)**

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。【再掲】
- ・土砂防止機能や洪水防止機能などの農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。【再掲】(農林水産部)

#### **(漁船保険、漁業共済の加入促進)**

- ・被災した漁船等が速やかに復旧して業務を再開する必要がある。(農林水産部)

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### (流域治水の推進)

- ・気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、国や市町村等と協働して、流域全体でハード・ソフト一体となった総合的かつ多層的な対策を進める必要がある。

【再掲】(農林水産部、土木部)

### (波浪、侵食、高潮災害の防止対策(海岸における危険箇所の把握))

- ・沿岸部や島しょ地域があり、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備を行う必要がある。【再掲】(農林水産部、土木部)

### (土砂災害の防止、公共土木施設の安全化、造成地の予防対策)

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備を推進する必要がある。【再掲】
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。【再掲】
- ・老朽化した治山施設の機能確保・強化のため、老朽化施設の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。【再掲】
- ・地すべり防止区域については、早期概成に向けて地すべり対策工事を推進する必要がある。【再掲】(農林水産部)
  
- ・多くの県民が土砂災害を被る危険な状況であることから、土砂災害警戒区域等の認知度向上や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である【再掲】(土木部)

### (防災的な土地利用の推進)

- ・地すべり防止区域については、早期概成に向けて地すべり対策工事を推進する必要がある。【再掲】(農林水産部)
  
- ・多くの県民が土砂災害を被る危険な状況であることから、土砂災害警戒区域等の認知度向上や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。【再掲】(土木部)

### （交通施設の安全化、防災空間の確保）

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、林道の整備が必要である。【再掲】
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】（農林水産部）
- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】
- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による電力の供給停止や通信障害を防ぐため、無電柱化の推進が必要である。【再掲】（土木部）

### （道路寸断への対応）

- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】（土木部）

### （漁業施設災害の防止対策）

- ・荷捌き施設等の漁業関連の陸上施設は、風浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。【再掲】
- ・漁船は、風浪によって流出や損傷を受けるおそれがあることから、防災対策が必要である。【再掲】
- ・増殖場や養殖施設等は、波浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。【再掲】
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点として、防災拠点漁港の耐震強化が必要である。【再掲】
- ・水産業の基盤となる漁港施設の老朽化が加速する中、老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・災害時における水産業の継続を図るため、拠点漁港の耐震改良が必要である。【再掲】（農林水産部）

### （農林水産公共施設の老朽化対策）

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「個別施設計画」に基づき、老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・農林水産公共施設の安全性、経済性及び重要性等の観点から、更なるライフサイクルコストの低減に資するよう継続的に個別施設計画を更新し予防保全型の老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】（農林水産部）

#### **（公共土木施設の老朽化対策）**

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」と「各施設の個別計画」に基づく老朽化対策の着実な実行により、施設に求められる機能確保が必要である。また、人員や技術力が不足する市町村の支援も必要である。【再掲】  
（土木部）

#### **（災害救助法等の運用体制の強化）**

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。【再掲】（防災部）

#### **（燃料等生活必需品の調達体制の整備）**

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（商工労働部）

#### **（食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備）**

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。【再掲】（防災部）

### **2－3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足**

#### **（広域応援協力体制の強化）**

- ・県だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や関係機関から協力や支援を受けられる体制を強化することが必要である。
- ・大規模災害時における応急対策をよりの確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。（防災部）

#### **（救急・救助の体制や資機材の充実）**

- ・大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると予想されるため、必要な体制や救急用装備・資機材等を充実させる必要がある。（防災部、健康福祉部）
- ・大規模災害発生時における避難誘導、救出救助、捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施することが必要である。（警察本部）

### **(防災拠点の管理・運営)**

- ・大規模災害時には、広域航空応援を受けることが想定されるほか、緊急物資、資機材の集積配給基地が不可欠であることから、広域防災拠点を適正に管理・運営することが必要である。(防災部)

### **(災害用臨時ヘリポートの整備)**

- ・災害時の救助・救護活動等を円滑に行うため、臨時ヘリポートの選定、整備に努める必要がある。(防災部)

### **(消防団等の育成強化)**

- ・消防団は地域防災力の中核を担う存在であるが、団員の減少等課題があることから、対策が必要である。
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。(防災部)

### **(自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備)**

- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。
- ・災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。(防災部)

### **(災害ボランティアの活動環境の整備)**

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。(環境生活部)
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。(健康福祉部)

### **(防災訓練)**

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。【再掲】(防災部)

### **(出火防止)**

- ・火災予防のため、出火防止措置の徹底が必要である。
- ・消防機関による消防活動には限界があることから、地域住民等による自主防災体制の充実が必要である。
- ・災害時には同時多発火災が予想されることから、消防機関の装備・施設の計画的な整備等が必要である。(防災部)

### **(災害発生時における拠点機能確保のための警察施設の整備)**

- ・大規模災害発生時における避難誘導、救出救助、捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、警察活動の拠点となる警察施設の機能を確保する必要がある。(警察本部)

### **(保健医療救護体制の強化)**

- ・災害発生時における各機関の保健医療救護活動の実効性を高めるには、地域防災計画及び各機関が作成するマニュアルを検証する機会が必要である。(健康福祉部)

## **2-4 想定を越える大量の帰宅困難者の発生、混乱**

### **(水道施設の安全化・水道事業者)**

- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、各水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。【再掲】
- ・水道施設等に災害が発生した際には、水道事業者間の相互応援を円滑に支援する必要があることから、関係機関等との相互連携体制を確立する必要がある。【再掲】
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。【再掲】(健康福祉部)

### **(複合災害体制の整備)**

- ・複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。(防災部)

### **(食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備)**

- ・災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。【再掲】(防災部)

#### **(燃料等生活必需品の調達体制の整備)**

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（商工労働部）

#### **(道路寸断への対応)**

- ・迂回路として活用できる農道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。（農林水産部）
- ・災害時の輸送路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】（土木部）

#### **(帰宅困難者への対応)**

- ・交通インフラや交通機関の被災などにより、多くの帰宅困難者が発生することから、民間企業の協力を得て帰宅困難者の支援を行うことが必要である。（防災部）

## **2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**

#### **(医療救護体制の強化)**

- ・災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、その体制の維持充実が必要である。（健康福祉部）

#### **(保健医療救護体制の強化)**

- ・災害発生時における各機関の保健医療救護活動の実効性を高めるには、地域防災計画及び各機関が作成するマニュアルを検証する機会が必要である。【再掲】（健康福祉部）

#### **(医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化)**

- ・災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護体制や医薬品等の供給・確保体制を強化する必要がある。（健康福祉部）

#### **(社会福祉施設等の災害予防)**

- ・社会福祉施設等の耐震化を促進する必要がある。（健康福祉部）

### **(道路寸断への対応)**

- ・迂回路として活用できる農道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。【再掲】(農林水産部)
- ・災害時の輸送路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】(土木部)

## **2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

### **(下水道施設の安全化)**

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、流域下水道施設の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持あるいは回復を図るため、流域下水道業務継続計画(BCP)の実効性の向上を図ることが必要である。(土木部)

### **(農業集落排水の機能保全)**

- ・大規模災害時の公衆衛生問題を防ぐため、農業集落排水施設の機能保全対策や耐震化を計画的に進める必要がある。(農林水産部)

### **(保健医療救護体制の強化)**

- ・災害発生時における各機関の保健医療救護活動の実効性を高めるには、地域防災計画及び各機関が作成するマニュアルを検証する機会が必要である。【再掲】(健康福祉部)

### **(防疫・保健衛生体制の強化)**

- ・被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されることから、感染症の発生と流行の未然防止を図る必要がある。(健康福祉部)

### **(食品衛生、監視体制の整備)**

- ・災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合があることを想定し、体制整備や業者団体との連携強化に努める必要がある。(健康福祉部)

### **(防疫用薬剤及び器具等の備蓄)**

- ・災害時の緊急の調達が困難となるおそれがあることから、平常時からその確保に努める必要がある。(健康福祉部)

#### **（動物愛護管理体制の整備）**

- ・災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る必要がある。（健康福祉部）

## **2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生**

#### **（保健医療救護体制の強化）**

- ・災害発生時における各機関の保健医療救護活動の実効性を高めるには、地域防災計画及び各機関が作成するマニュアルを検証する機会が必要である。【再掲】（健康福祉部）

#### **（防疫・保健衛生体制の強化）**

- ・被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されることから、感染症の発生と流行の未然防止を図る必要がある。【再掲】（健康福祉部）

#### **（被災者の健康管理）**

- ・災害が長期化した場合に公衆衛生活動の実施が困難となるおそれがあることから、計画的・継続的な支援体制を構築する必要がある。（健康福祉部）

#### **（避難行動要支援者等支援体制の構築）**

- ・市町村による避難行動要支援者に配慮した避難計画等の策定を支援する必要がある。（防災部、健康福祉部）

#### **（社会福祉施設等における対策）**

- ・社会福祉施設の利用者が安全・的確に避難行動や避難活動を行えることが必要である。（健康福祉部）

#### **（県民に対する防災教育）**

- ・女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必要である。（政策企画局）

### 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 行政機能の機能不全

##### (災害本部体制の強化)

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、応急対策の実施が遅れる可能性があることから、予め防災体制を整えることが必要である。また、物資の不足や通信手段の断絶等が発生するおそれがあるが、この様な状況のなかでも災害対策本部を運営していくために必要な物資や通信手段を整備・強化することが必要である。(防災部)

##### (広域応援協力体制の強化)

- ・県だけでは災害に対応できない可能性があることから、国や関係機関から協力や支援を受けられる体制を強化することが必要である。【再掲】
- ・大規模災害時における応急対策をよりの確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。【再掲】(防災部)

##### (防災中枢機能等の確保・充実)

- ・地階の電気室は、河川の氾濫等により、電力供給が停止するおそれがあるため、各施設管理者において、浸水対策が必要である。
- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化が必要である。(総務部)

##### (災害ボランティアの活動環境の整備)

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。【再掲】
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。【再掲】(環境生活部)

##### (建築物の災害予防・耐震化)

- ・災害対策の活動拠点施設について、その機能を確保するため、各施設管理者において、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等を整備する必要がある。
- ・多数の人を収容する施設の安全性を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める必要がある。【再掲】(総務部)

##### (公的機関等の業務継続性の確保)

- ・災害により行政機関が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、**必要に応じて業務継続計画を見直し**することが必要である。(防災部)

**(重要データの遠隔地バックアップ)**

- ・建物の倒壊等により業務システムの重要データが消失すれば、行政機能が大幅に低下するため、重要データを速やかに復元することが必要である。(地域振興部)

**(ICT部門における業務継続計画(ICT-BCP)の策定と運用)**

- ・業務を実施・継続させるためには、それを支えるネットワーク等の稼働が必要不可欠である。(地域振興部)

**(業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用)**

- ・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。(地域振興部)

**(情報通信体制の整備)**

- ・遠方からの通勤者が多く災害時の参集が困難な事態が想定されることから、より多くの職員が機器操作に習熟し、非常通信ができるようにしておく必要がある。(防災部)

**(複合災害体制の整備)**

- ・複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。【再掲】(防災部)

**(災害発生時における拠点機能確保のための警察施設の整備)**

- ・大規模災害発生時における避難誘導、救出救助、捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、警察活動の拠点となる警察施設の機能を確保する必要がある。【再掲】(警察本部)

## 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### (交通施設の安全化、防災空間の確保)

- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】
- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による電力の供給停止や通信障害を防ぐため、無電柱化の推進が必要である。【再掲】(土木部)

#### (防災中枢機能等の確保・充実)

- ・地階の電気室は、河川の氾濫等により、電力供給が停止するおそれがあるため、各施設管理者において、浸水対策が必要である。【再掲】(総務部)

#### (災害発生時の連携体制の整備)

- ・情報通信施設等に災害が発生したときに効果的な対策を実施できるよう、県、市町村及び電気通信事業者を含む防災関係機関は防災体制を整備し、関係機関間での相互連携体制を確立する必要がある。(防災部、地域振興部)

#### (情報通信設備用及び震度観測設備の整備)

- ・非常用発電機燃料の貯蔵量は、4日以上以上の停電に対応できないため、予め燃料の調達方法を決定しておく必要がある。(防災部)

#### (県民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害時の通信連絡や情報伝達の手段として携帯電話が重要であるが、まだ携帯電話が全く使えない地域(不感地域)があるため、これを解消する必要がある。(地域振興部)

#### (災害用伝言サービス活用体制の整備)

- ・被災地への安否確認情報等の問合せの殺到などにより通信が輻輳した場合、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等の確認が困難になる可能性があることから、災害伝言サービスを活用することが必要である。(防災部)

#### (全県域WAN(行政ネットワーク等)の整備)

- ・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。(地域振興部)

## 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

### (県民への的確な情報伝達体制の整備)

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。(防災部)
- ・漁船等に対して、台風等の気象情報を漁業無線局から迅速に伝達する必要がある。(農林水産部)

### (報道機関との連携体制の整備)

- ・県の広報手段では、災害に関する広報が県民に行き渡らない可能性があることから、多様な手段により広報を行うことが必要である。(防災部)

## 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

### (避難指示等の基準の策定・避難体制の整備)

- ・災害により県民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。【再掲】(防災部)

### (防災訓練)

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練を行うことが必要である。【再掲】(防災部)

### (避難行動要支援者等支援体制の構築)

- ・市町村による避難行動要支援者に配慮した避難計画等の策定を支援する必要がある。【再掲】(防災部、健康福祉部)
- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。【再掲】(防災部)

### (社会福祉施設等における対策)

- ・社会福祉施設の利用者が安全・的確に避難行動や避難活動を行えることが必要である。【再掲】(健康福祉部)

#### **(学校等の災害予防・避難計画の策定)**

- ・学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難・救護施設の役割も果たすことから、安全性を確保する必要がある。【再掲】
- ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。【再掲】(総務部、教育庁)
  
- ・小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難が必要である。(健康福祉部)

#### **(情報通信体制の整備)**

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。(防災部)

#### **(県民への的確な情報伝達体制の整備)**

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。【再掲】(防災部)

#### **(報道機関との連携体制の整備)**

- ・県の広報手段では、災害に関する広報が県民に行き渡らない可能性があることから、多様な手段により広報を行うことが必要である。【再掲】(防災部)

#### **(地域における要配慮者対策(外国人対策))**

- ・県内には多くの外国人住民が生活しているが、言語の違い等により、防災知識や情報の理解が困難な場合があることから、外国人住民に対する災害意識の向上・多言語等(やさしい日本語)による情報発信が必要である。(環境生活部)

#### **(情報収集管理体制の整備)**

- ・多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集・伝達できるような仕組みの整備が必要である。(健康福祉部)

#### **(県・市町村職員及び県民に対する防災教育)**

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、県・市町村職員及び県民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。【再掲】(防災部)

**(学校教育における防災教育)**

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高める必要がある。【再掲】(総務部、教育庁)

## 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

#### (緊急輸送のための港湾啓開体制等の整備)

- ・県内の港湾が機能停止した場合、物流停止により企業活動等の低下を招くことから、大規模災害が発生しても港湾機能の低下を最小限に抑え早期の復旧を図る必要がある。

(土木部)

#### (事業所における防災の推進等)

- ・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要である。
- ・市町村等の関係機関と連携し、事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。(商工労働部)

### 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への影響

#### (燃料等生活必需品の調達体制の整備)

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】(商工労働部)

#### (企業（事業所）における防災体制の整備)

- ・企業（事業所）における防災組織の整備の促進を図ることが必要である。(商工労働部)

#### (企業（事業所）における事業継続の取組の推進)

- ・企業（事業所）における事業継続計画策定の促進を図ることが必要である。

(商工労働部)

#### (事業所における防災の推進等)

- ・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要である。【再掲】
- ・市町村等の関係機関と連携し、事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。【再掲】(商工労働部)

#### (帰宅困難者への対応)

- ・市町村等の関係機関と連携し、大規模集客施設や旅館・ホテル等における帰宅困難者対策（観光客等）の推進や安否確認手段の確保を図ることが必要である。(商工労働部)

### 5-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への影響

#### (農業基盤施設の安全化)

- ・防災減災対策が必要な農業用ため池について、ハード整備及びソフト対策を進める必要がある。【再掲】
- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。【再掲】(農林水産部)

## 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

#### （ガス施設の安全化）

- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、ガス施設の安全性が確保できない可能性があるため、ポリエチレン管やダクタイル鋳鉄管等の耐震性があるものに順次更新していくよう指導する必要がある。（防災部）

#### （燃料等生活必需品の調達体制の整備）

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（商工労働部）

#### （再生可能エネルギー等の導入の促進・推進）

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。（地域振興部）
  
- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギーの導入の可能性について検討を進める必要がある。（企業局）

#### （電気施設の安全化）

- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、発電施設の安全性が確保できない可能性があるため、発電所周辺を含め危険性の早期発見に努める必要がある。（企業局）

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

### (水道施設の安全化・水道事業者)

- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高いことから、各水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。【再掲】
- ・水道施設等に災害が発生した際には、水道事業者間の相互応援を円滑に支援する必要があることから、関係機関等との相互連携体制を確立する必要がある。【再掲】
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水道事業者に対して、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を指導する必要がある。【再掲】
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。(健康福祉部)

### (水道施設の安全化・県水道事業)

- ・水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。
- ・洪水時には、原水の濁度が上昇するため、適切な前処理対応を行う必要がある。
- ・水道・工業用水道施設に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。
- ・災害時の上水需要家ほか関係機関と連絡体制について、NTT 回線の不通も想定し代替方法を検討する必要がある。
- ・洪水期、渇水状況が継続すると利水容量が枯渇するおそれがあるので適切に水運用協議を行う必要がある。(企業局)

### (企業局施設の老朽化対策)

- ・企業局施設の安全性を確保するため、老朽化対策を着実に進める必要がある。(企業局)

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### (下水道施設の安全化)

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、流域下水道施設の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。【再掲】
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持あるいは回復を図るため、流域下水道業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。【再掲】(土木部)

### (農業集落排水の機能保全)

- ・大規模災害時の公衆衛生問題を防ぐため、農業集落排水施設の機能保全対策や耐震化を計画的に進める必要がある。【再掲】(農林水産部)

## 6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

### (交通施設の安全化、防災空間の確保)

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路として、農道、林道の整備が必要である。【再掲】
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】(農林水産部)
- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】
- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による電力の供給停止や通信障害を防ぐため、無電柱化の推進が必要である。【再掲】
- ・災害時の輸送の重要性に鑑み、空港施設の適切な維持管理と老朽化対策を行う必要がある。(土木部)

### (道路寸断への対応)

- ・迂回路として活用できる農道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。【再掲】(農林水産部)
- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】(土木部)

### (漁業施設災害の防止対策)

- ・荷捌き施設等の漁業関連の陸上施設は、風浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。【再掲】
- ・漁船は、風浪によって流出や損傷を受けるおそれがあることから、防災対策が必要である。【再掲】
- ・増殖場や養殖施設等は、波浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。【再掲】
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点として、防災拠点漁港の耐震強化が必要である。【再掲】
- ・水産業の基盤となる漁港施設の老朽化が加速する中、老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・災害時における水産業の継続を図るため、拠点漁港の耐震改良が必要である。【再掲】(農林水産部)

#### （広域応援協力体制の整備）

- ・災害時の応急対策をより迅速・的確に行うために、各関係機関との協力体制が必要である。【再掲】（農林水産部）

#### （交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備）

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】（土木部）

#### （農林水産公共施設の老朽化対策）

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「個別施設計画」に基づき、老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】
- ・農林水産公共施設の安全性、経済性及び重要性等の観点から、更なるライフサイクルコストの低減に資するよう継続的に個別施設計画を更新し予防保全型の老朽化対策を着実に進める必要がある。【再掲】（農林水産部）

#### （公共土木施設の老朽化対策）

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「島根県公共土木施設長寿命化計画」と「各施設の個別計画」に基づく老朽化対策の着実な実行により、施設に求められる機能確保が必要である。また、人員や技術力が不足する市町村の支援も必要である。【再掲】（土木部）

#### （交通規制の実施体制の整備）

- ・新たに供用された交差点や原子力災害に備えた避難ルート等の主要交差点に、交通信号機滅灯対策として「自起動ディーゼル発電機」、「可搬式発動発電機が接続できる非常用発電機接続設備」を充実させる必要がある。また、既に整備した自起動ディーゼル発電機のうち、老朽化したものから順次更新する必要がある。【再掲】
- ・大規模災害発生時における避難誘導・交通対策を適切に実施するために、信号機が正常に作動していることが必要である。【再掲】（警察本部）

#### （緊急通行車両等の事前届出・確認）

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。【再掲】（防災部）
- ・指定行政機関等において事前届出がなされているが、届出をする機関に偏りがあり、緊急通行車両等事前届出に関する広報を充実する必要がある。【再掲】（警察本部）

#### **（燃料等生活必需品の調達体制の整備）**

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。【再掲】（商工労働部）

#### **（液状化・崩壊危険地域の予防対策）**

- ・大規模地震発生時には、県東部の沖積層堆積地域を中心に地盤の液状化が発生する可能性があるため、道路施設等においてもそれによる被害を防止する必要がある。
- ・地震時に法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止することが必要である。（土木部）

#### **（公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備）**

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。（地域振興部）

### **6－5 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態**

#### **（防災的な土地利用の推進）**

- ・都市公園は災害時における避難先・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っていることから、都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る必要がある。（土木部）

#### **（応急仮設住宅等の確保体制の整備）**

- ・住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅の迅速な確保が必要である。（総務部、防災部、土木部）

#### **（自主防災組織の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備）**

- ・災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。【再掲】
- ・大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。【再掲】（防災部）

#### **(災害ボランティアの活動環境の整備)**

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。【再掲】
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。【再掲】(環境生活部)
- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。【再掲】
- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。【再掲】(健康福祉部)

#### **(県民に対する防災教育)**

- ・女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必要である。【再掲】(政策企画局)

#### **(被災者の健康管理)**

- ・災害が長期化した場合に公衆衛生活動の実施が困難となるおそれがあることから、計画的・継続的な支援体制を構築する必要がある。【再掲】(健康福祉部)

#### **(避難行動要支援者等支援体制の構築)**

- ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。【再掲】(防災部)

## 7. 制御不能な**複合災害**・二次災害を発生させない

### 7-1 **地震に伴う市街地での大規模火災による死傷者の発生**

#### (防災的な土地利用の推進)

#### (都市、まちの不燃化の推進)

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、不燃化など安全な都市空間を創造する必要がある。【再掲】(土木部)

#### (建築物の災害予防)

- ・新たな木質材料の強度や難燃化等に関する知見・技術が不足していることから、研究・技術開発が必要である。【再掲】(農林水産部)

### 7-2 **沿線・沿道の建物崩壊に伴う閉塞による交通麻痺**

#### (工作物対策)

- ・耐震性が劣る擁壁やブロック塀が避難路沿いに点在していると考えられることから、倒壊した場合に人的被害の発生や避難・救助等の障害となる物件の耐震化を促す必要がある。(土木部)

#### (交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備)

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】(土木部)

#### (交通規制の実施体制の整備)

- ・新たに供用された交差点や原子力災害に備えた避難ルート等の主要交差点に、交通信号機滅灯対策として「自起動ディーゼル発電機」、「可搬式発動発電機が接続できる非常用発電接続設備」を充実させる必要がある。また、既に整備した自起動ディーゼル発電機のうち、老朽化したものから順次更新する必要がある。【再掲】
- ・大規模災害発生時における避難誘導・交通対策を適切に実施するために、信号機が正常に作動していることが必要である。【再掲】(警察本部)

#### (緊急通行車両等の事前届出・確認)

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。【再掲】(防災部)

### 7-3 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃

#### (消防法に定める危険物施設の予防対策)

- ・地震が発生した場合、軟弱な地盤地域ほど地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いため、危険物施設の実態把握、指導及び啓発を引き続き推進していく必要がある。(防災部)

#### (火薬類施設の予防対策)

- ・火薬類施設には、設置からの経過年数が長いものがあり、地震などにより災害が発生するおそれがあるため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する必要がある。(防災部)

#### (毒劇物取扱施設の予防対策)

- ・災害による毒劇物取扱施設等の災害を未然に防止するとともに、保健衛生上の危害を最小限に防止するため、各施設の責任者と連携した安全対策を推進する必要がある。(健康福祉部)

### 7-4 原子力発電所の事故による原子力災害の発生・拡大

#### (原子力安全対策の推進)

#### (原子力防災対策の推進)

- ・原子力発電所については、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全対策と防災対策が進んできているが、一層充実させる必要がある。(防災部)

## 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### (廃棄物処理体制の整備)

- ・災害時に、廃棄物及びし尿の処理停滞により復旧・復興が遅れるおそれがあり、また生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。(環境生活部)

### 8-2 復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復旧・復興できなくなる事態

#### (罹災証明書の発行体制の整備)

- ・多数の住家被害が生じた市町村では罹災証明書の交付が遅れる可能性があることから、市町村を支援することが必要である。(防災部、土木部)

#### (地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備)

- ・地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定し、余震による人的被害を防ぐ必要があることから、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成とこれらの体制の維持を図る必要がある。(土木部)

#### (災害復旧の担い手の確保)

- ・災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。(土木部)

#### (支援協定締結団体との連携強化)

- ・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。(土木部)

### 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形、無形の文化の衰退・損失

#### (文化財の防災対策等)

- ・石垣等も含め、文化財の耐震化等を進める必要がある。(教育庁)

#### (地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進)

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。【再掲】
- ・土砂防止機能や洪水防止機能などの農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。【再掲】(農林水産部)

#### **(地域コミュニティの維持)**

- ・中山間地域等では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。

(地域振興部)

#### **(事業所における防災の推進等)**

- ・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要である。【再掲】
- ・市町村等の関係機関と連携し、事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。【再掲】（商工労働部）

### **8-4 基幹インフラの損壊により復興が大幅に遅れる事態**

#### **(水道施設の安全化・水道事業者)**

- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。【再掲】（健康福祉部）

#### **(地籍調査の推進)**

- ・災害発生時の迅速な復旧・復興を図るためには、地籍調査事業を促進する必要がある。(土木部)

## 施策分野ごとの推進方針に関連する指標

### (1) 行政機能

施策に関連する指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	計上区分
災害派遣医療チーム (DMAT) の整備数	19 チーム	20 チーム	単年度値
消防団員の消防学校幹部教育等の受講者数	0 人	100 人	単年度値

### (2) 住宅・都市・土地利用

施策に関連する指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	計上区分
公共建築物の耐震化率	94.7%	100%	累計値
危険性の高いブロック塀等の除却件数	45 件	40 件	単年度値
「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直し区域数	2 区域	12 区域	累計値
街路整備率	74.5%	75.2%	累計値
土砂災害防止学習会・研修会の受講・参加人数	288 人	2,200 人	単年度値
地籍調査事業進捗率	52.7%	55.3%	累計値
危険物・高圧ガス等による人身事故発生件数	1 件	0 件	単年度値

### (3) 保健医療・福祉、教育

施策に関連する指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	計上区分
災害派遣医療チーム (DMAT) の整備数【再掲】	19 チーム	20 チーム	単年度値
第一・二種感染症指定医療機関確保率	100%	100%	単年度値
保健師等研修受講率 (新任期・中堅期・管理期・統括研修)	68.5%	100%	単年度値
学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しを行った学校の割合	89.3%	100%	単年度値

#### (4) エネルギー、ライフライン

施策に関連する指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	計上区分
県内の再生可能エネルギー発電量	1,393 百万 kWh	1,599 百万 kWh	単年度値
県営発電所の再生可能エネルギーで発電した供給電力量 [注]	95,425MWh	175,912 MWh	単年度値
危険物・高圧ガス等による人身事故発生件数【再掲】	1 件	0 件	単年度値
水道の給水停止及び断水日数 (年間日数、自然災害・不可抗力を除く)	0 日	0 日	単年度値
県営工業用水道施設 (送水管) の耐震化延長 [注]	12,475m	13,102m	累計値
県営水道施設 (送水管) の耐震化延長 [注]	109,540m	112,090m	累計値
県営工業用水道における給水制限日数	0 日	0 日	単年度値
県営水道における給水制限日数	0 日	0 日	単年度値
広報誌「アトムの広場」のアンケートで「わかりやすい」と回答した割合	85.2%	80.0%	単年度値
原子力施設見学会アンケートで「理解が深まった」と回答した割合	100.0%	90.0%	単年度値

#### (5) 情報通信

施策に関連する指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	計上区分
防災情報システムによる市町村への警報等の送信エラー件数	0 回	0 回	単年度値

## (6) 交通・物流

施策に関連する指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	計上区分
高速道路供用率	66.0%	85.0%	累計値
骨格幹線道路の改良率	96.7%	98.0%	累計値
街路整備率【再掲】	74.5%	75.2%	累計値
緊急輸送道路の橋梁耐震化率	70.6%	88.2%	累計値
無電柱化整備率	90.3%	97.0%	累計値
緊急輸送道路の落石等通行危険箇所整備率	12.5%	68.7%	累計値
早期に措置を講ずべき橋梁の修繕率	36.0%	100%	累計値
浜田港の港湾施設整備率	42.6%	72.0%	累計値
離島港湾の港湾施設整備率	22.2%	77.0%	累計値
物流拠点港・補完港の港湾施設整備率	53.2%	73.0%	累計値

## (7) 経済産業

施策に関連する指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	計上区分
防災重点農業用ため池の対策実施箇所数	29 箇所	150 箇所	累計値

## (8) 国土保全

施策に関連する指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	計上区分
洪水からの被害が軽減される人口	312,500 人	325,000 人	累計値
想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づいたハザードマップ作成済み市町数	12 市町	14 市町	累計値
ダム管理制御処理設備更新数 (R2 以降)	1 箇所	7 箇所	累計値
県営発電所の再生可能エネルギーで発電した供給電力量【再掲】 〔注〕	95,425MWh	175,912MWh	単年度値
実施中の海岸事業の防護区域面積 (R2 以降)	1.3 ha	6.0 ha	累計値
港湾海岸における防護区域面積 (R2 以降)	0.2 ha	1.3 ha	累計値
土砂災害警戒区域 (土石流) 内の 24 時間滞在型要配慮者利用施設及び地域の重要な避難所の保全率	57.0%	85.0%	累計値
土砂災害警戒区域 (急傾斜地) 内の 24 時間滞在型要配慮者利用施設及び地域の重要な避難所の保全率	60.0%	100%	累計値
土砂災害防止学習会・研修会の受講・参加人数【再掲】	288 人	2,200 人	単年度値

## (9) 環境

施策に関連する指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	計上区分
災害廃棄物処理計画を策定した市町村	9 市町	19 市町村	累計値

**(10) 横断的分野（避難訓練、防災組織、防災教育）**

施策に関連する指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	計上区分
自主防災組織活動カバー率	76.2% (速報値)	100%	単年度値
消防団員の消防学校幹部教育等の受講者数【再掲】	0人	100人	単年度値
しまねの建設担い手確保・育成事業を活用し人材確保育成に取り組んだ建設産業団体数	7団体	13団体	単年度値
生活機能の維持・確保のための実践活動に取り組んでいる公民館エリア数	118エリア	177エリア	累計値
学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しを行った学校の割合【再掲】	89.3%	100%	単年度値

**(11) 横断的分野（老朽化対策）**

施策に関連する指標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	計上区分
県営工業用水道施設（送水管）の耐震化延長【再掲】 [注]	12,475m	13,102m	累計値
県営水道施設（送水管）の耐震化延長【再掲】 [注]	109,540m	112,090m	累計値
自然公園の利用者数(R2年度からの累計値)	8,824千人	68,700千人	累計値

[注] を記している指標の目標値 (R8) については、島根県企業局経営計画 (H28～R7) を基に定めている R7 年度の目標値を用いている。(設計未了等により R8 年度の目標値が見込めないため)

## 島根県国土強靱化計画における主な取組実績

(平成 28 年度～令和 2 年度)

### (1) 行政機能

#### 防災活動体制の強化

- ・地域防災計画等に基づき総合防災訓練を実施し、訓練を通じた計画等の検証・見直しを実施
- ・大規模災害時に広域的な応援を円滑に受け入れ、迅速に被災者支援を実施するため「島根県災害時受援計画」を策定（令和元年度）
- ・「中国 5 県災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づく情報伝達訓練の実施

#### 救急・救助体制の整備、火災予防

- ・「保健医療調整本部設置要綱」（令和 2 年度）に基づく、大規模災害時の保健医療調整本部を中心とした迅速かつ的確な保健医療活動体制の整備

#### 行政機能の維持

- ・市町村の業務継続計画策定を支援し、全市町村で業務継続計画を策定
- ・災害時でも行政ネットワークの使用ができるよう、県庁舎、県合同庁舎等の通信回線の二重化を実施

### (2) 住宅・都市・土地利用

#### 建築物の災害予防

- ・準不燃材の製造方法における国土交通省認定の取得
- ・地震被害の軽減を図るため、大規模盛土造成地の把握（704 箇所）及び公表

#### 応急仮設住宅、危険度判定

- ・判定士の招集を迅速に行うために、「島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者登録制度」を創設（令和 2 年度）
- ・（一社）全国木造建設事業協会と「災害時における木造応急仮設住宅の建設協力に関する協定」の締結（令和 2 年度）

#### 都市づくり・土地利用

- ・国が新たに示した津波断層モデルに基づき、「島根県地震・津波被害想定調査報告書」を見直し（平成 29 年度）
- ・市町村の津波ハザードマップ策定の支援を行い、全ての沿岸市町村で津波ハザードマップを策定（令和 2 年度）

### （3）保健医療・福祉、教育

#### 保健・医療救護体制の強化

- ・「保健医療調整本部設置要綱」（令和 2 年度）に基づく、大規模災害時の保健医療調整本部を中心とした迅速かつ的確な保健医療活動体制の整備（再掲）
- ・災害拠点病院等における医薬品の備蓄（3 日程度）の確保
- ・動物愛護管理体制を整備するため、「島根県災害時動物救援物資取扱要領」を策定（令和元年度）するとともに、「しまね動物愛護支援物資受付制度」を開始（令和 2 年度）

#### 要支援者対策

- ・市町村による避難行動要支援者施策の支援のため、県、市町村、社会福祉協議会の職員、福祉専門職の方を対象として、平時からの取組や災害時の対応等についての実務研修会を開催
- ・垂直避難のためのスロープ・エレベーターの整備等に係る費用補助制度の創設

#### 各施設の災害予防

- ・災害拠点病院の耐震化率：80%（平成 28 年度）→ 100%（令和 2 年度）
- ・県立学校における主な非構造部材（吊り天井等）の耐震化が完了（令和 2 年度）  
※県立学校における構造体の耐震化は平成 27 年度に完了
- ・学校安全計画を策定している私立学校（27 校）のうち、24 校で計画の見直しを実施

### （4）エネルギー・ライフライン

#### エネルギー対策

- ・地域の防災拠点や避難所における非常時電源確保のため、太陽光発電設備や蓄電池を導入
- ・調査結果を踏まえ導入可能と判断した新規小水力発電所の建設（3 箇所）の実施

#### ライフライン施設の安全化

- ・水道・工業用水道施設の安全性確保のため、施設管理基本計画、中期事業計画の策定、計画に基づく施設の更新、耐震化対策を実施

#### 原子力安全・防災対策の推進

- ・「島根県原子力災害業務継続計画」の策定（平成 29 年度）
- ・「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン」の策定（平成 29 年度）
- ・「原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアル」の策定（令和 2 年度）
- ・「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」を締結（平成 29 年度）
- ・「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定」を締結（平成 29 年度）
- ・「島根県原子力防災資機材整備・管理計画」の策定（平成 29 年度）
- ・平成 28 年度から安定ヨウ素剤の事前配布を実施

### （5）情報通信

#### 情報伝達体制の整備

- ・島根県総合防災情報システムを用いた県・市町村間の訓練を実施
- ・携帯電話不感地域の解消のための鉄塔の整備  
(令和 2 年度末現在の携帯電話不感地域は 46 地域)
- ・J F しまねと共同した漁業（指導）無線局の運営による 24 時間の通信体制の確保
- ・多言語による「外国人住民のための防災ハンドブック」の改訂  
(令和元年度)

### （6）交通・物流

#### 交通施設の安全化、輸送路の整備等

- ・山陰道の開通：浜田・三隅道路（平成 28 年度）  
朝山・大田道路（平成 29 年度）  
多伎・朝山道路（平成 30 年度）
- ・山陰道の事業着手：福光・浅利道路（平成 28 年度）  
益田西道路（令和 2 年度）
- ・重要度の高い道路から順次整備を実施  
県内道路改良率：67%（平成 26 年度）→ 70%（令和元年度）  
緊急輸送道路改良率：89%（平成 25 年度）→ 93%（令和 2 年度）

- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化、落石対策を実施  
耐震化対策率：59%（平成27年度）→ 71%（令和2年度）  
落石対策率：52%（平成27年度）→ 55%（令和元年度）

#### 交通規制体制の整備等

- ・交通管制機能強化のため、原子力災害に備えた避難ルート等主要交差点（5交差点）に交通流監視カメラを整備
- ・交通信号機滅灯対策として、自起動ディーゼル発電機（33基）、非常用発電接続設備（113箇所）を整備

#### 輸送体制の整備等

- ・各地区において道づくり調整会議開催による情報共有・連絡調整
- ・毎年度当初、中国管内関係機関（国、県、政令市、高速道路会社等）で道路情報連絡会議を開催し、災害発生時の連絡体制を確認
- ・重要港湾における港湾業務継続計画の策定（平成28年度）

#### 調達体制の整備

- ・総合防災訓練における物資輸送、提供訓練等を実施
- ・地理的条件や災害の被害想定を踏まえ、県東部、県西部、隠岐など物資の分散備蓄を実施

### （7）経済産業

#### 企業における防災対策等

- ・企業における事業継続計画の策定・見直しに対する支援や普及啓発セミナーの実施

#### 農林水産基盤の強化

- ・安全性に不安のある（老朽化・耐震不足）農業用ため池の改修  
（平成28～令和2年度：13箇所の改修）
- ・防災重点ため池におけるハザードマップの作成（廃止又は廃止予定のため池を除く）
- ・港湾漁港建設協会との「漁港・漁場の大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」の締結（平成28年度）

## (8) 国土保全

### 河川・海岸の災害防止

- ・斐伊川放水路事業(直轄事業)に関連する新内藤川流域の河川整備(暫定)事業を着実に推進
- ・長寿命化計画を策定し、計画的な点検・保守管理を行うとともに必要な箇所について修繕・改修を実施
- ・農地防災ダム(3箇所)の長寿命化計画の策定
- ・全ての県管理漁港海岸(23海岸)において長寿命化計画を策定(令和2年度)し、危険度の高い施設から対策を実施

### 土砂災害等の災害防止

- ・老朽化した治山施設(地すべり防止施設含む)における緊急性の高い236地区の再整備を実施
- ・地すべり防止区域や地すべり危険地区の情報の県ホームページでの公表及び地元への情報提供の実施
- ・避難所対策として29箇所を重点的に整備するとともに、令和2年度から要配慮者利用施設対策として4箇所に着手
- ・砂防関係施設の点検を実施(2,775箇所)し、健全度に応じて補修・更新を実施
- ・土砂災害防止月間(6月)にあわせた啓発チラシの全戸配布

## (9) 環境

### 生活環境に関する施設等の安全化

- ・「宍道湖流域下水道業務継続計画」の見直し(令和2年度)
- ・市町村の下水道業務継続計画の策定支援を実施し、全市町村で策定が完了
- ・「島根県災害廃棄物処理計画」を策定(平成29年度)するとともに、市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援を実施

## (10) 横断的分野(避難訓練・防災組織・防災教育)

### 避難訓練

- ・市町村における避難勧告等の発令判断基準策定支援のため、研修会を実施
- ・市町村による避難行動要支援者施策の支援のため、県、市町村、社会福祉協議会の職員、福祉専門職の方を対象として、平時からの取組や災害時の対応等についての実務研修会を開催(再掲)

#### 防災組織等の活動環境の整備

- ・男女共同参画推進の視点に基づく防災講座の開催
- ・島根県災害ボランティア関係機関連絡会議における情報共有及び連携
- ・消防団員の技術向上、知識習得のため、消防学校等での教育訓練等を実施
- ・災害時に外国人住民をサポートするボランティア確保・増員のための研修会の開催
- ・ホームページ等を活用した災害ボランティアの普及啓発の実施
- ・建設事業者等が行う担い手確保に関する取組（情報発信、女性活躍協働推進、入職促進広報、技能向上等）への支援
- ・「小さな拠点づくり」を進めている公民館エリアのうち、生活機能の維持・確保のための実践活動に取り組んでいる公民館エリア（令和2年度末時点）は118エリア

#### 防災教育

- ・県、市町村職員に対する地域防災人材研修や避難所の設置・運営に関する実務研修、情報収集員研修を実施
- ・防災安全講演会の開催、各種媒体を活用した防災知識の普及啓発の実施
- ・各公民館が実施する講座（防災教育含む）の円滑な実施に向けた公民館職員向けの研修の開催
- ・各公立学校における防災教育の中核となる教員の育成のための災害安全研修の開催

### (11) 横断的分野（老朽化対策）

#### 老朽化対策

- ・各施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、策定した計画に基づき長寿命化対策を実施

# 島根県公共施設等総合管理基本方針

(素案)

平成 27 年 9 月 策定  
(平成 30 年 10 月 改訂)  
(令和 4 年 月 改訂)

島根県

## 目次

はじめに	P 1
第1章 基本的考え方	
1. 基本方針の目的	P 2
2. 基本方針の位置づけ	P 2
3. 基本方針の実施期間	P 2
4. 基本方針の体系	P 3
5. 施設類型	P 4
第2章 公共施設等の現状と将来の見通し	
1. 公共施設等の現況	
(1) 公共施設	P 5
(2) インフラ施設	P 6
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	P 7
2. 人口の推移と将来見通し	P 8
3. 県財政の状況	P 9
4. 維持管理・更新等に要する経費	P 11
第3章 公共施設等の管理に関する基本方針	
1. 現状や課題に対する基本的な認識	P 14
2. 公共施設等の管理に関する基本的な方針	P 14
3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等	P 16
附属資料	
島根県公共施設等総合管理基本方針 体系図 (令和3年12月現在)	P 17

## はじめに

### (背景)

島根県においては、厳しい財政状況が続くなか、県が所有する公共施設等の効率的・効果的な整備・管理に努めてきました。

公共施設等の整備については、民間活力を活用した手法の検討を進め、平成16年12月には「島根県PFI導入指針」を策定し、低コストで良質な行政サービスが提供できる整備手法として導入するとともに、公の施設の管理運営にあたっては、平成15年の地方自治法の改正を受け、平成16年4月から指定管理制度を導入し、住民サービス・利便性の向上と維持管理コストの縮減を図ってきました。

また、県が所有する公共施設等について、県立施設としての必要性等を検証し、廃止や民間への移管を含めた見直しを進めてきたところです。

### (現状と課題)

これまでに整備してきた公共施設のうち約半数が築後30年以上経過しており、同様に公共土木施設、農林水産公共施設、企業局施設などのインフラ施設も老朽化が進んでいます。今後、これらの公共施設等は大規模修繕や更新の時期を迎えるため、多額の財政需要が見込まれます。

また、島根県では人口減少と少子高齢化が進んでいくなか、今後の県民負担を考慮した公共施設等の総量の見直しが必要となります。

### (本方針による取組)

このため、島根県では、これまでの施設の維持管理や有効活用の取組を生かし、県を取り巻く環境の変化を踏まえ将来を見通し、中長期的な視点に立って、公共施設等を総合的に管理していく必要があります。

このような趣旨に基づき、平成27年9月に「島根県公共施設等総合管理基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、公共施設等の長寿命化による財政負担の軽減・平準化や公共施設等の有効活用・適正化に取り組むこととしています。

## 第1章 基本的考え方

### 1. 基本方針の目的

この基本方針は、人口が減少し、県財政は依然として厳しい状況が続くなかで、老朽化が進む公共施設等の全体の状況を把握し、予防的対策を講じつつ公共施設等に要する維持管理費の負担を軽減することにより、県民に必要な行政サービスを将来にわたって適切かつ効果的に提供することを目的とするものです。

### 2. 基本方針の位置づけ

この基本方針は、県の公共施設等の管理に関する総合的な基本計画であり、公共施設等の長寿命化を図るための「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として位置づけます。

また、財政負担の軽減・平準化等を図るための「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総財務第74号）における「公共施設等総合管理計画」としても位置づけ、この基本方針に基づく公共施設等の除却や、既存の公共施設の集約化、複合化、転用、ユニバーサルデザイン化のための改修については、地方債の措置を受けることができます（令和3年度現在）。

### 3. 基本方針の実施期間

公共施設等の管理に関する方針は、将来の人口や財政の見通し等をもとに中長期的な視点に基づき検討する必要があるため、この基本方針の実施期間は平成27年度からの10年間とします。

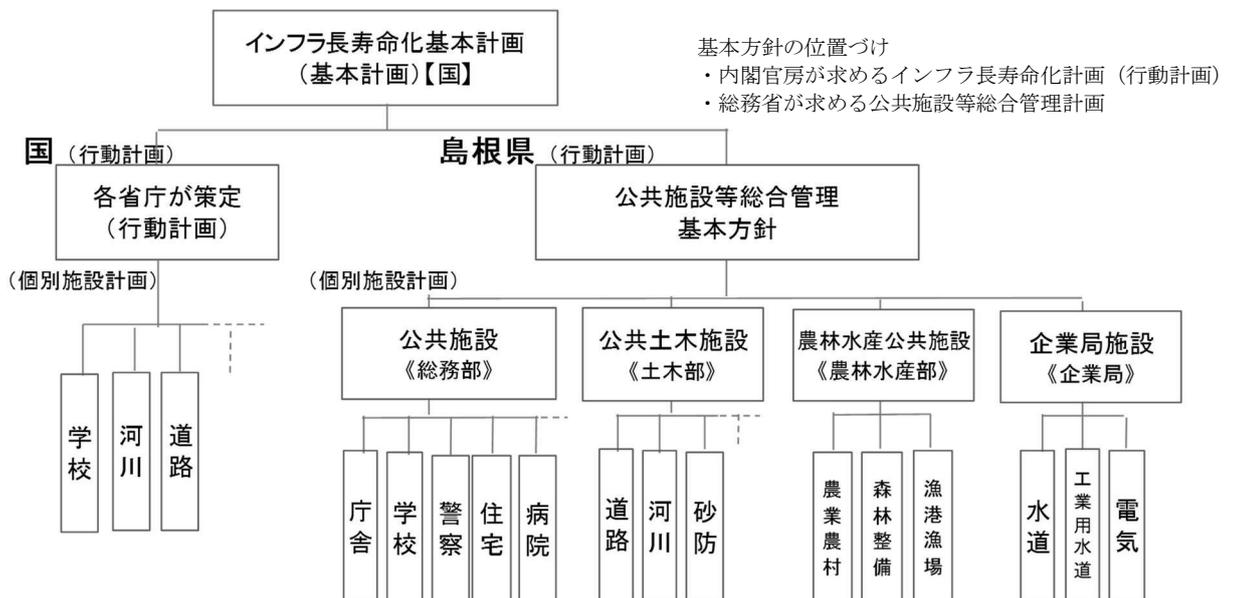
なお、社会経済情勢の変化、行財政改革の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて定期的に見直します。

#### 4. 基本方針の体系

前述のインフラ長寿命化基本計画においては、それぞれの公共施設等の特性や維持管理・更新等に係る取組状況を踏まえたメンテナンスサイクルの核として位置づけられる「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」（以下「個別施設計画」という。）の策定が求められています。

島根県では、この基本方針と個別施設計画について、図1のとおり整理し取組を推進しています。

【図1】体系図



(注) 個別施設計画の分類は次のとおり

〔公共施設〕  
県が所有する全ての建築物及び付属設備

〔公共土木施設〕  
土木部が所管するインフラ施設

〔農林水産公共施設〕  
農林水産部が所管するインフラ施設

〔企業局施設〕  
企業局が所管するインフラ施設

なお、自然公園や交通安全施設などは、関連する個別施設計画の考え方などを参考に対応

## 5. 施設類型

基本方針の対象は、島根県で所有・所管する全ての公共施設等であり、主なものは表1のとおりです。

【表1】 本県における主な公共施設等

区分	主な公共施設等	備考(令和2年度末の状況等)
公共施設	知事部局所管施設等	庁舎・施設 459,349 m <sup>2</sup> 、 宿舎 77,270 m <sup>2</sup>
	教育庁所管施設等	庁舎・校舎等 625,620 m <sup>2</sup> 、 宿舎 29,984 m <sup>2</sup>
	警察本部所管施設等	庁舎 94,274 m <sup>2</sup> 、 宿舎 49,026 m <sup>2</sup>
	県営住宅	県営住宅 370,756 m <sup>2</sup>
	企業局所管施設	事務所等 7,649 m <sup>2</sup> 、 宿舎 2,158 m <sup>2</sup>
	病院局所管施設	医療施設 74,790 m <sup>2</sup> 、 宿舎 4,012 m <sup>2</sup>
	その他	普通財産 35,393 m <sup>2</sup>
インフラ施設	県管理道路	延長 3,068 km、 橋梁 2,757 橋 トンネル 195 本、 シェッド、 シェルター54 基 大型カルバート 6 基、 附属物(門型標識等)39 基、 法面 26,473 箇所 舗装 3,037km
	ダム	土木部管理 13 ダム、 農林水産部管理 3 ダム
	河川管理施設	河川管理延長 2,690.7 km、 水門・樋門、 排水機場 227 基
	河川海岸保全施設	河川海岸保全区域延長 48.563km
	港湾施設	岸壁、 物揚場等 18 港
	港湾海岸保全施設	13 海岸
	空港	滑走路、 灯火・電気設備 3 空港
	砂防施設	砂防ダム 1,642 基
	地すべり防止施設	国交省所管 129 地区、 農林水産部所管 256 地区、 林野庁所管 66 地区
	急傾斜地崩壊防止施設	1,048 地区
	雪崩対策施設	16 地区
	公園	都市公園 3 公園、 自然公園 14 公園
	下水道	管渠 74.7 km、 下水処理施設 2 施設
	農道(県営造成施設)	農道橋(15m以上)170 箇所、 トンネル 21 箇所
	水利施設(県営造成施設)	用排水機場 125 箇所
	ため池・かんがいダム(県営造成施設)	ため池 55 箇所(平成12年以降着工したため池)、 かんがいダム 1 ダム
	治山施設	5,709 地区(地すべり防止施設除く)
	県管理林道	橋梁 10 橋
	県管理漁港	28 漁港
	水道・工業用水道施設	浄水場 3 施設、 管路 166 km
	発電施設	水力発電所 15 施設
	交通安全施設	交通信号機 1,389 基

## 第2章 公共施設等の現状と将来の見通し

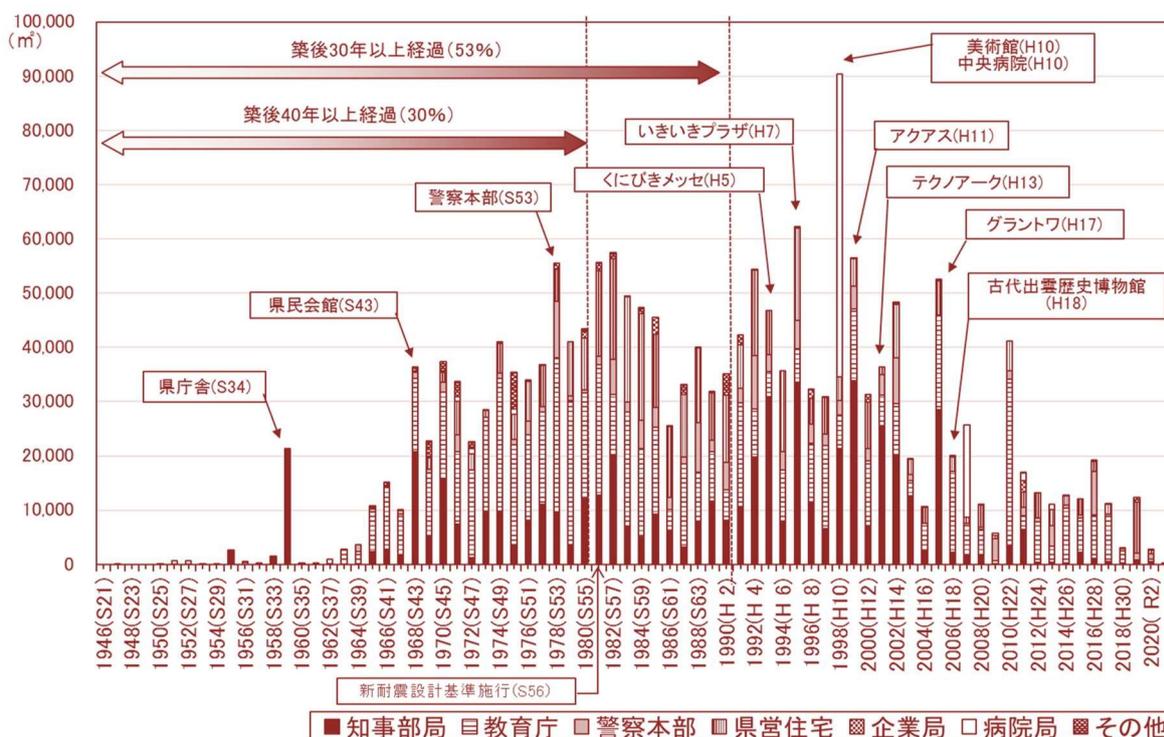
### 1. 公共施設等の現況

#### (1) 公共施設

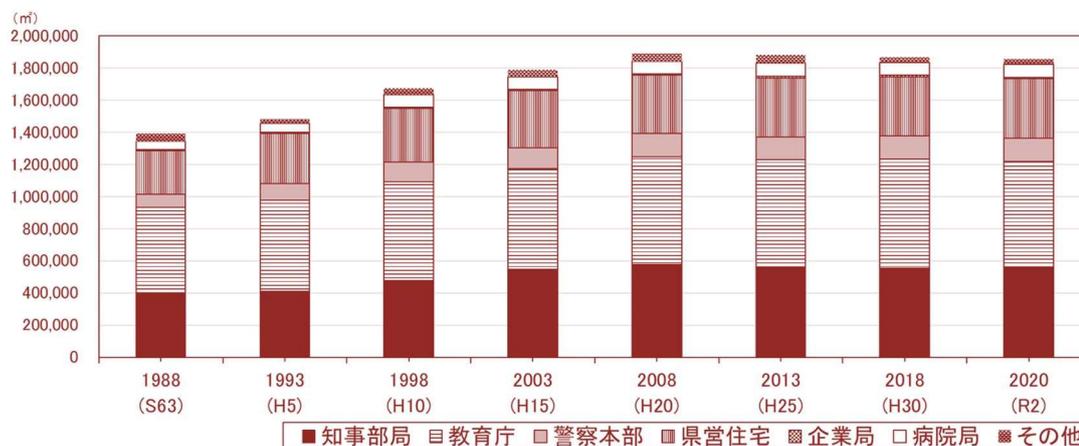
島根県で所有する公共施設の建築年度の状況は図2のとおり、施設保有量(延床面積)の推移は図3のとおりとなっています。

昭和40年代から平成10年代にかけて、多くの施設が建てられており、施設保有量(延床面積)は、平成20年代まで増加し続けていましたが、近年は横ばいとなっています。

【図2】公共施設の建築年の状況(令和2年末現在)



【図3】公共施設の施設保有量(延べ面積)の推移



また、公営企業施設を含めた公共施設の現在の建築後年数の状況と、これらの施設をこのまま維持し続けると仮定した場合における10年後、20年後の割合は表2のとおりであり、多くの施設において今後老朽化が進む見込みです。

【表2】 建築後30年・40年経過する公共施設の割合と将来の見通し

	令和2年度末		10年後 (築後30年)	20年後 (築後30年)
	築後30年	築後40年		
公営企業施設を除く公共施設	55%	31%	79%	94%
企業局施設	51%	19%	68%	73%
病院局施設	4%	4%	75%	97%
全体	53%	30%	79%	94%

## (2) インフラ施設

島根県で所有するインフラ施設のうち、建設後50年以上経過する主な施設の割合と、これらの施設をこのまま維持し続けると仮定した場合における10年後、20年後の割合は表3のとおりであり、多くの施設において今後老朽化が進む見込みです。

【表3】 建設後50年以上経過する主なインフラ施設の割合と将来の見通し

	令和2年度末	10年後	20年後
道路橋(橋長2m以上)	31%	48%	66%
トンネル	10%	23%	45%
水門・樋門・排水機場(河川)	10%	35%	71%
下水道(管渠)	—	10%	70%
下水道(処理場)	—	—	100%
水利施設(用排水機場)	41%	66%	93%
治山施設(治山ダム)	24%	43%	71%
漁港施設(外郭施設・係留施設)	21%	43%	66%
水道・工業用水道(管路)	10%	20%	28%
信号機	13%	55%	100%

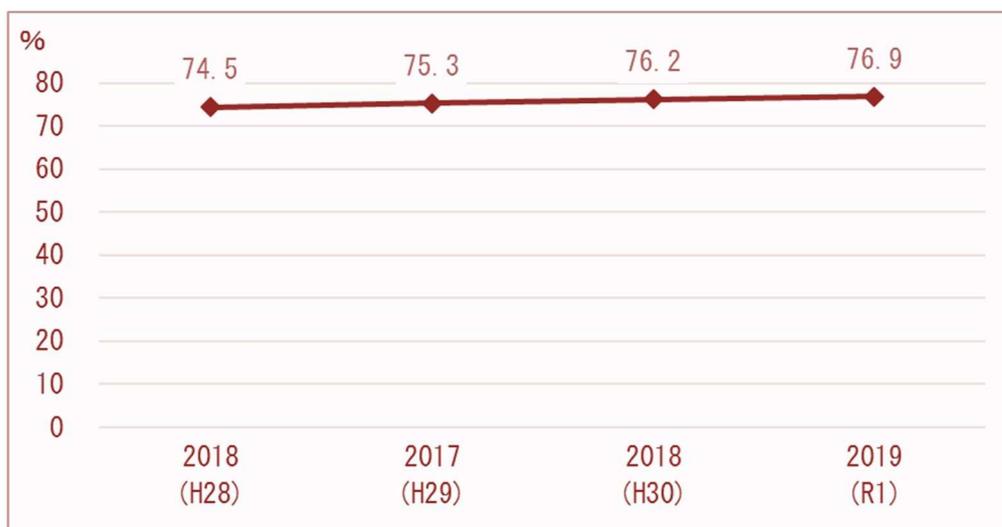
※ 水利施設(用排水機場)及び信号機の令和2年度末の割合は、耐用年数等を考慮してそれぞれ建設後35年以上及び19年以上経過する施設とした。

### (3) 有形固定資産減価償却率の推移

島根県では、地方公会計の整備を進め、平成28年度決算から複式簿記・発生主義会計に基づく「統一的な基準」による財務諸表を作成しています。

この財務諸表の活用による県資産の公共施設等の老朽化度合いを示す指標（有形固定資産減価償却率<sup>※</sup>）の推移は図4のとおりです。

【図4】 島根県一般会計等財務書類に基づく有形固定資産減価償却率の推移



※ 有形固定資産減価償却率について

本指標における有形固定資産とは建物及び工作物を指し、「減価償却累計額÷償却資産の取得価額」により算定。

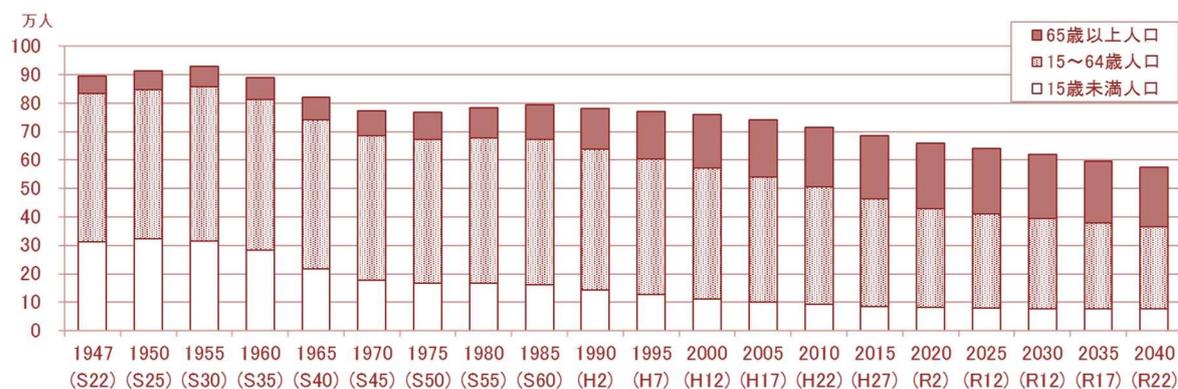
## 2. 人口の推移と将来見通し

島根県の人口は、昭和30年（1955年）の約92万9千人をピークとして減少傾向となり、近年では、毎年約5千人ずつ減少を続けており、令和2年国勢調査の集計による令和2年10月1日現在の人口は67万1,162人となっています。年齢別人口では、65歳以上人口の割合は34.2%で全国4位、15歳未満人口の割合は12.2%で全国16位となっています。

将来見通しについては、島根創生計画により人口減少対策を加速させ取り組んでいます。現在の高齢化率が高く、年齢構成に偏りがあるため、当面は自然減の影響を受け、人口減少が続くと見込まれます。

なお、これはあくまでも試算であり、今後の社会経済情勢の変化や地方創生への取組などにより変化するものと考えられます。

【図5】 本県の3階層別人口の推移



出典：島根県人口シミュレーション2020（令和2年3月）

### 3. 県財政の状況

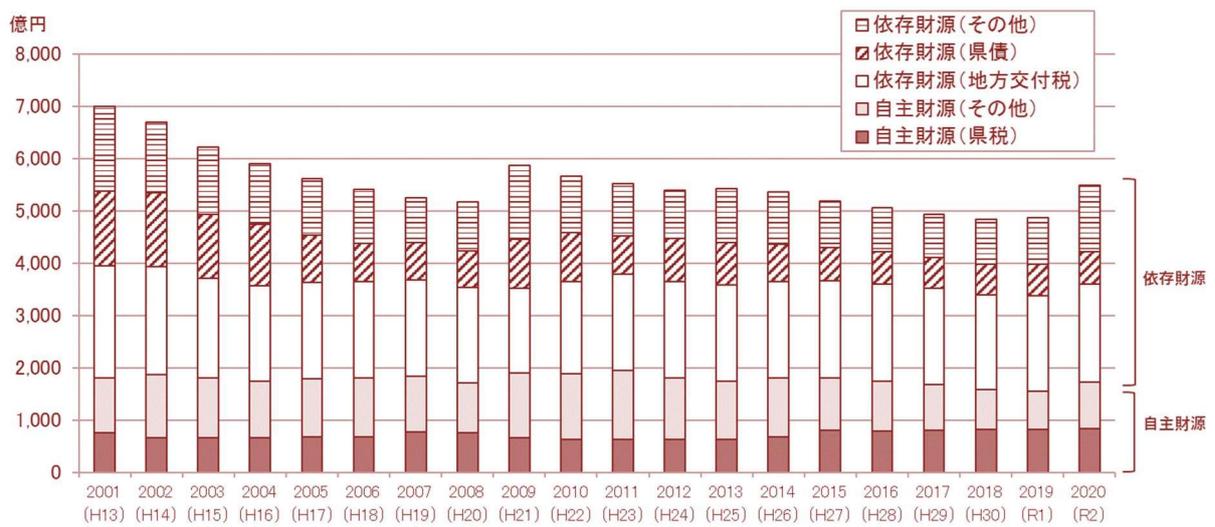
島根県の財政は、平成19年度に策定した「財政健全化基本方針」や、平成29年度に策定した「財政運営方針」に基づき、職員定員の削減や歳出の見直し、歳入の確保などの取組を行い、健全化が一定程度進みました。

しかし、歳入では県税などの自主財源に乏しく、地方交付税など依存財源が7割程度あり、国の動向に大きな影響を受ける財政構造であるほか、歳出では、人件費、公債費、社会保障経費等の義務的な経費に一般財源の大半が充てられ、さらに高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加などへの対応も必要となっており、依然として厳しい状況にあります。

このため、「中期財政運営方針」（令和2年度から令和6年度）を策定し、島根創生を推進するための事業費の確保と健全な財政運営の両立を進めています。

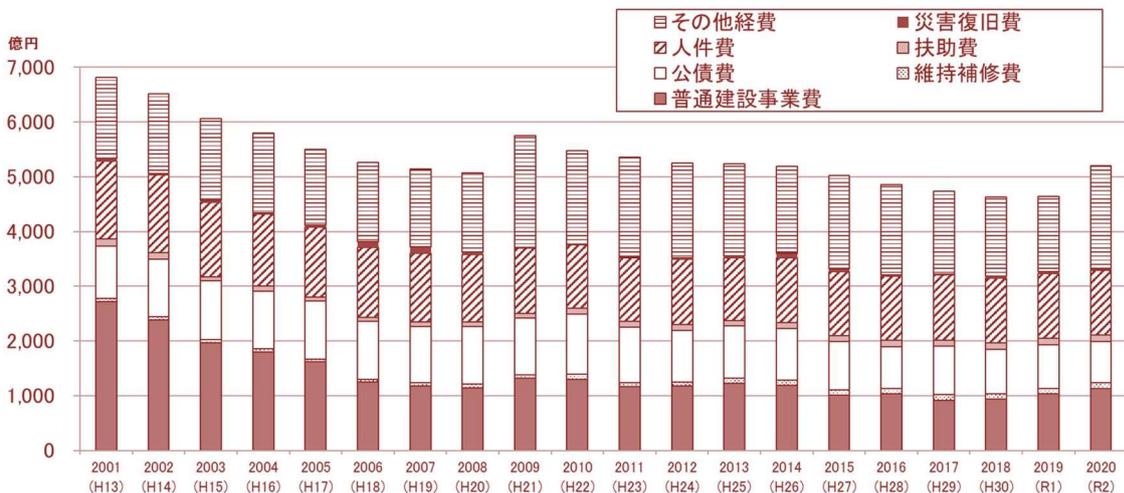
【図6】 歳入の推移

出典：各年度「島根県普通会計決算及び健全化判断比率等の概要」



【図7】 歳出の推移

出典：各年度「島根県普通会計決算及び健全化判断比率等の概要」



【表4】歳入歳出推計

(単位：億円)

区 分		R3	R4	R5	R6	R7	R8
歳 入	一般財源	3,273	3,221	3,184	3,143	3,141	3,150
	県税	637	649	666	662	666	668
	地方交付税＋ 臨時財政対策債	2,075	2,030	1,975	1,946	1,934	1,933
	その他	561	542	543	535	541	549
	県債	360	444	436	425	423	340
	その他特定財源	1,037	1,050	1,051	1,049	1,059	972
	歳入合計 ①	4,670	4,715	4,671	4,617	4,623	4,462
	歳 出	義務的経費	3,071	3,007	2,956	2,919	2,933
公共事業費	814	997	1,007	999	1,002	826	
その他	785	732	724	717	709	709	
歳出合計 ②	4,670	4,736	4,687	4,635	4,644	4,485	
収支①－②		0	▲ 21	▲ 16	▲ 18	▲ 21	▲ 23

※ 財政見通し〔令和3年度～8年度〕

#### 4. 維持管理・更新等に要する経費

公共施設等の維持管理・修繕、改修及び更新等（以下「維持管理・更新等」という。）に要する経費について、個別施設計画や施設台帳、固定資産台帳データ等を活用し、施設類型ごと一定の前提条件のもとに、中長期的な見込みを推計しました。（13頁「推計の前提条件」及び表5）

推計は、耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み（ケース1）と長寿命化対策を反映した場合の見込み（ケース2）とし、その差額により対策の効果額を算出しました。

推計期間は2022（令和4）年度からの30年間です。

推計の結果、今後30年間で見込まれる維持管理・更新等に係る中長期的な経費は、ケース1で合計約1.5兆円、ケース2では合計約1.1兆円と推計され、対策の効果額は差額約0.4兆円と見込まれます。（図8-1、図8-2）

今後、公共施設等の更新や修繕に多額の経費が必要になることから、引き続き基本方針及び各個別施設計画等に基づき、長寿命化対策等により経費の縮減や平準化を図るための対策を講じ、施設総量の見直しに取り組む必要があります。

【表5】中長期的な維持管理・更新等に係る経費の推計（30年間合計額）

（単位：百万円）

区分	長寿命化対策を反映した場合					耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)	現在の単年度経費(過去3年平均)	
	維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	(参考) 単年度平均 (合計④÷30)				
建築物	公共施設	183,479	204,115	288,957	676,551	22,552	876,453	▲ 199,902	9,488
インフラ施設	公共土木施設	128,287	52,622	107,717	288,626	9,621	384,565	▲ 95,939	9,473
	農林水産公共施設	9,479	39,542	79,935	128,956	4,299	184,296	▲ 55,340	1,753
	企業局施設	17,555	4,187	18,755	40,497	1,350	62,834	▲ 22,337	4,303
合計		338,800	300,466	495,364	1,134,630	37,822	1,508,148	▲ 373,518	25,017

※ 推計の前提条件は13頁参照

##### [建築物の推計について]

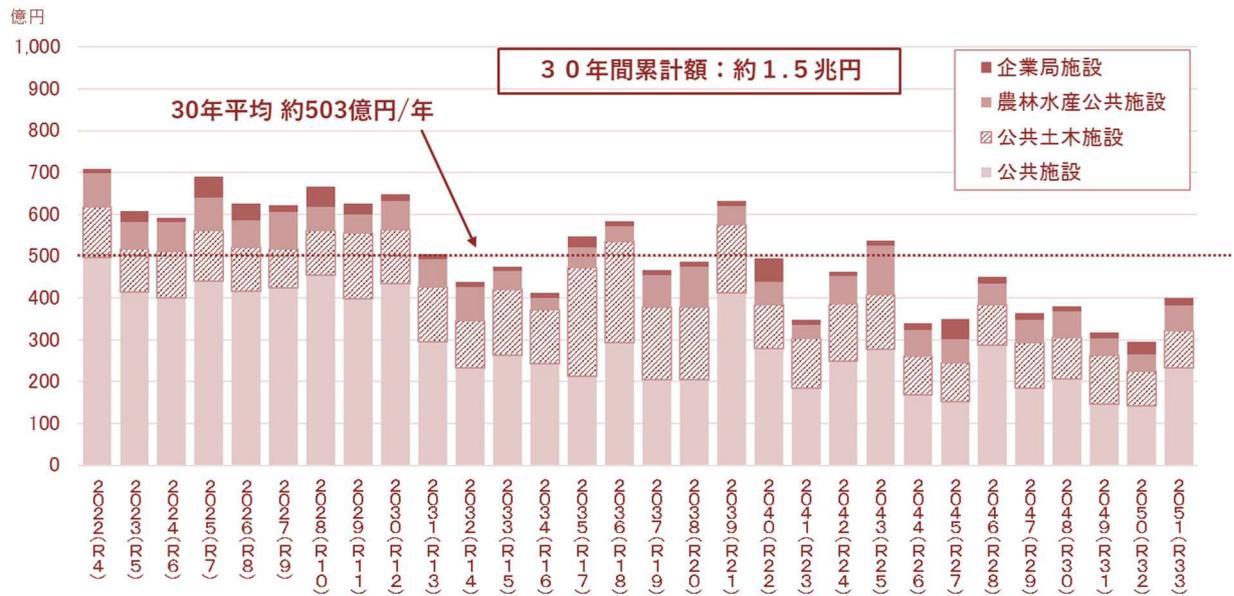
建物の更新は、実際の建築物の老朽化の状況に関わらず、一定の前提条件（単純更新の場合は40年、長寿命化対策を反映した場合は65年の使用年数）を設定し、機械的に建替を行う前提としています。

##### [インフラ施設の推計について]

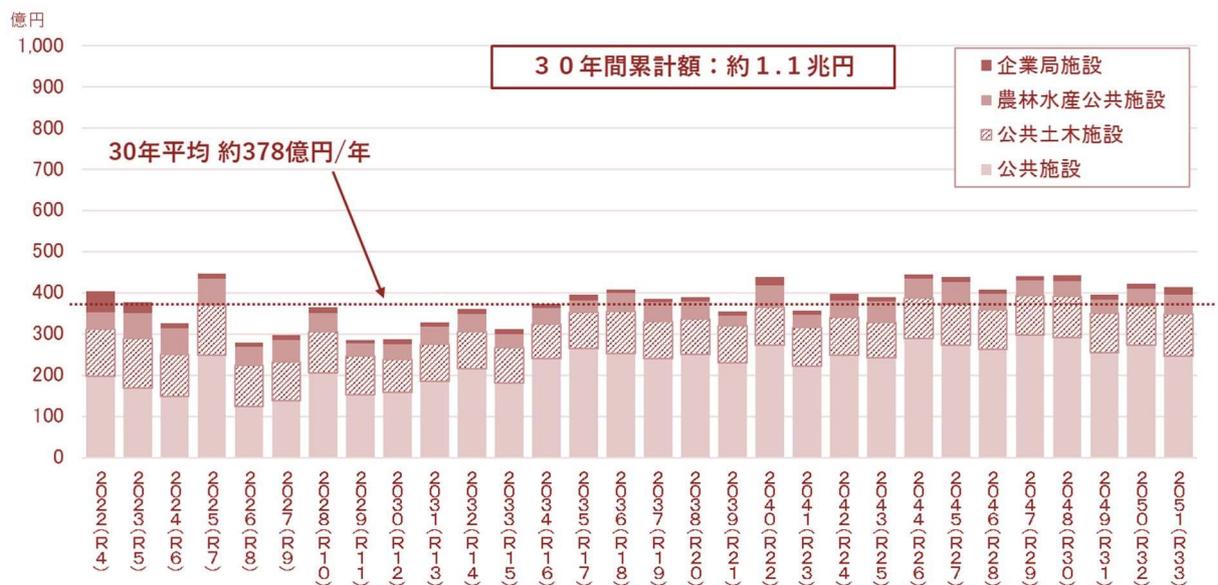
河川管理施設、ダム、空港、下水道等には定期的な整備、更新が求められる機械設備、電気設備があり、耐用年数等に応じた必要な経費を見込んでいます。

また、農林水産公共施設で市町村等に譲与や管理委託している施設は、管理者が行う維持管理費を計上しておらず、更新等に必要な経費のみを計上しています。

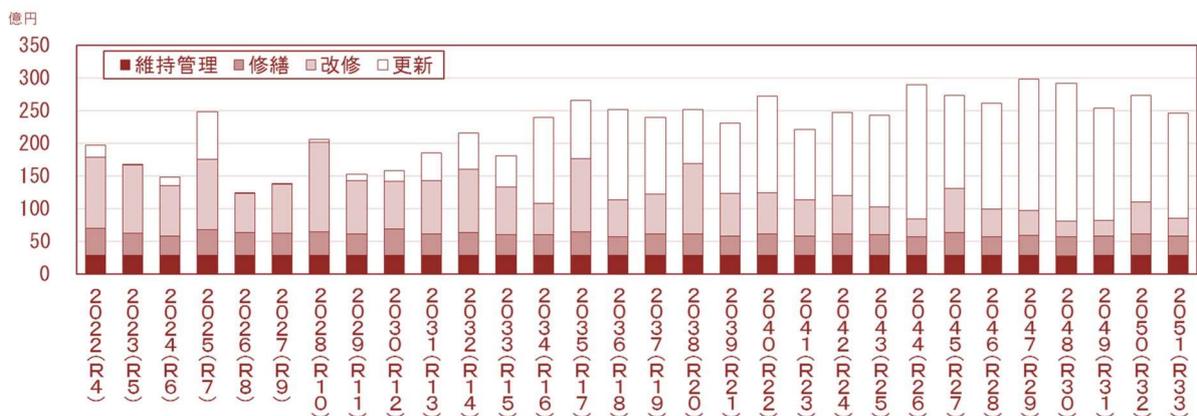
【図 8-1】 耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み（ケース 1）



【図 8-2】 長寿命化対策を反映した場合の見込み（ケース 2）



【図 8-2 参考】 長寿命化対策を反映した場合における公共施設（建築物）の経費内訳



## 推計の前提条件

- ① 令和4年度から令和33年度までの期間において、各施設の特性に応じ、個別施設計画等に基づき、積算又は計算プログラム等により推計した。
- ② 個別施設計画において経費見込みが現時点で未作成など、資料が不足する場合は、他の類似施設をモデルにするほか、経費の積み上げ等により算出した。
- ③ 施設の総量・延床面積については、今後も同一の規模が維持され、更新すると仮定した。
- ④ 現在の維持管理・修繕費は2018（平成30）年度～2020（令和2）年度までの直近3か年の実績を基本として、平均の年間費用を算出した。
- ⑤ 維持管理・修繕、改修、更新の定義については、「公共施設等総合計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成30年2月27日付け総財務第28号総務省自治財政局財務調査課長通知）を基本としている。
- ⑥ 推計した維持管理・更新等に係る経費の見込みは、一定の条件設定・仮定のもと、おおむねの規模を試算したものであり、今後、個々の施設の劣化状況や長寿命化対策の進展及び個別施設計画の変更により変動する可能性がある。
- ⑦ 施設の区分単位での主な前提条件は次のとおり
  - 1) 公共施設
    - ・建築物の用途により経費を算出するためのモデルに分類し、各モデル及び竣工年毎の延べ面積に、一定の単価を乗じることにより推計した。（平成31年版建築物のライフサイクルコスト第2版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）「LCC計算プログラム」による計算）
    - ・建築物の使用年数が40年を経過した際に建替を行う場合を「単純更新した場合」とし、使用年数が65年を経過した際に建替を行う場合を「長寿命化対策を行った場合」として推計した。
    - ・既に使用年数が40年又は65年を超えている施設は、2022～2031年の10年間で使用年数が長い施設から建替えることとして推計した。
  - 2) 公共土木施設
    - ・各個別施設計画に基づき、耐用年数の設定及び長寿命化対策等に係る経費の推計を行った。
    - ・点検により、施設の健全度を区分している場合は、これに応じて費用を推計した。
  - 3) 農林水産公共施設
    - ・各個別施設計画に基づき、耐用年数の設定及び長寿命化対策等に係る経費の推計を行った。
    - ・点検により、施設の健全度を区分している場合は、これに応じて費用を推計した。
    - ・施設移管により、市町村や土地改良区等が管理する施設は管理者が行う維持管理・修繕費は計上していない。
    - ・農業農村整備施設は各個別施設計画や農林水産省「インフラ維持管理・更新費に係る推計手順書」に基づき経費の推計を行った。また、同推計手順書に無い施設及び実態と著しく乖離している数値等は実績等から推計した。
  - 4) 企業局施設
    - ・各施設管理基本計画、中期事業計画及び予算資料（10年計画）を基に経費を推計した。

### 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

#### 1. 現状や課題に対する基本的な認識

島根県の公共施設等においては、老朽化により今後大規模修繕や建替・更新が見込まれます。また、長期使用するには耐震改修が必要な施設があるなど、今後、更新等費用の増加と年度別事業費の多寡が見込まれます。

一方、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、将来的に修繕や建替・更新にかかる予算を大幅に増加することは困難であり、更新等費用の増加に伴って財源が不足する恐れがあります。

また、県人口が減少し少子高齢化が進んでいくなか、長期的には、人口の動向や人口構成の変化を踏まえ、今後の県民負担に配慮した公共施設の総量の見直しが課題です。

#### 2. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

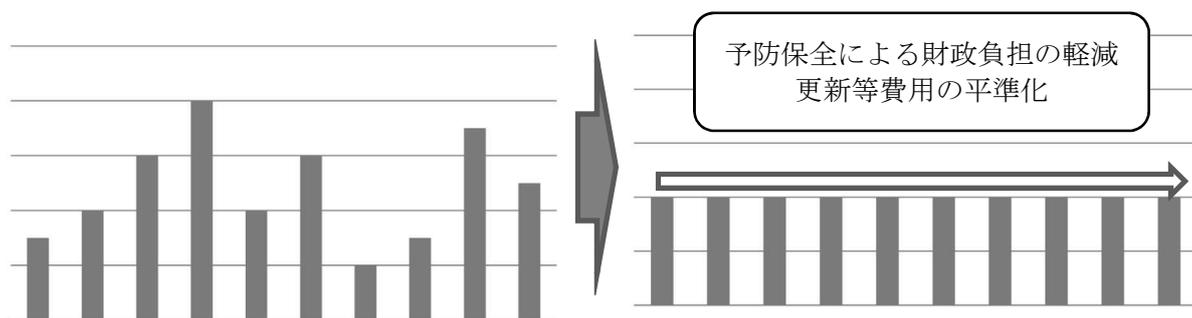
##### (1) 公共施設等の長寿命化による財政負担の軽減・平準化

公共施設等の維持管理を適切に実施し予防保全による長寿命化を図ることで、建替・更新に係る費用を低く抑え、その時期を分散することにより、財政負担の軽減と年度間の平準化を図ります。

##### (2) 公共施設等の有効活用・適正化

人口が減少し、少子高齢化が進むとの推計がなされるなか、県民負担を軽減し行政サービスの効率化を進めるため、公共施設等の有効活用や適正化を図ります。

【図7】長寿命化と財政負担の軽減化のイメージ



具体的には、次の方針に基づいて取り組んでいきます。

### ① 調査・点検の実施及び安全確保

公共施設等の現状を正確に把握し、将来にわたる財政負担を的確に予測するため、定期的に調査・点検を行い公共施設等の活用方針を定める基礎とします。

また、調査・点検により危険性が認められた場合には、安全確保のため適宜修繕等を行います。

併せて、固定資産台帳を毎年度更新し、必要に応じて公共施設等の維持管理・更新等の際に活用します。

### ② 維持管理・修繕・更新等の実施（長寿命化の実施）

将来にわたって長く利用する公共施設等について、計画的な予防保全型の維持管理手法を導入し、**損傷が比較的軽微なうちに対策することにより長寿命化を進め、トータルコストを縮減し、平準化を図ります。**

また、公共施設等の日常的な維持管理をより適切で効率的なものとするため、維持管理業務の標準化や一元化を進めます。

### ③ 耐震化の実施

公共施設に関しては、島根県建築物耐震改修促進計画に基づき進めます。

また、橋梁や配管などのインフラ施設に関しては、施設毎の耐震化の必要性を踏まえた耐震化を進めます。

### ④ 公共施設等の有効活用や適正化（統合や廃止の推進）

保有する公共施設等の将来の利用見込みについて、各部局の施策や事業との関連等を長期的な視点から調査・検証し、集約化や統廃合、転用、除却、廃止を検討します。また、国や他の地方公共団体と連携し公共施設等の有効活用を図ります。

### ⑤ 民間活力の活用

併せて、低コストで良質な行政サービスが提供できる整備手法として、「島根県PFI導入指針」に基づき民間活力を引き続き活用していきます。

### ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進

乳幼児、妊婦、高齢者、障がい者、外国人など多様な利用者が想定される公共施設等の整備、改修等にあたっては、ユニバーサルデザイン化の推進を図るものとし、なお、ユニバーサルデザイン化の推進にあたっては、多様なニーズや施設の現状、将来計画等を踏まえ、費用対効果を検証したうえで、最適な手法により対応を行います。

### 3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策等

#### ① 取組体制、情報共有体制、PDCAサイクルの実施

島根県では、公共施設における長寿命化の共通指針の策定や保全マネジメントシステムを活用した施設管理の一元化を進めることとしています。また、公共土木施設、農林水産関連施設においても長寿命化に関する情報などを一元化し、共通方針を策定することとしています。さらに、政策調整会議において、これらの情報などについて全庁的に共有を図ることとします。

また、PDCAサイクルを活用し、定期的に進捗状況を確認し、必要な見直しを行うこととします。

#### ② 国や市町村との連携

公共施設等を計画的に管理するため、関係団体との連携や職員研修を実施します。また、技術者が不足する小規模な市町村等を支援するため、国、県、市町村が連携する体制を構築します。

#### ③ 個別施設計画等

施設類型ごとの管理については、**基本方針の体系に沿って**、別途、公共施設、公共土木施設、農林水産施設、企業局施設ごとに基本的な方針を策定して**います**。

さらに、**附属資料のとおり**詳細な施設類型ごとにそれぞれの特性に応じた個別施設計画を策定しています。**個別施設計画の活用により、施設の特性を踏まえた適切な維持管理等を実施します**。

また、**建築物については、島根県県有施設長寿命化指針により、長寿命化のための具体的な取組を進めています**。

---

#### 公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。

具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念。

#### PFI

Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

#### ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

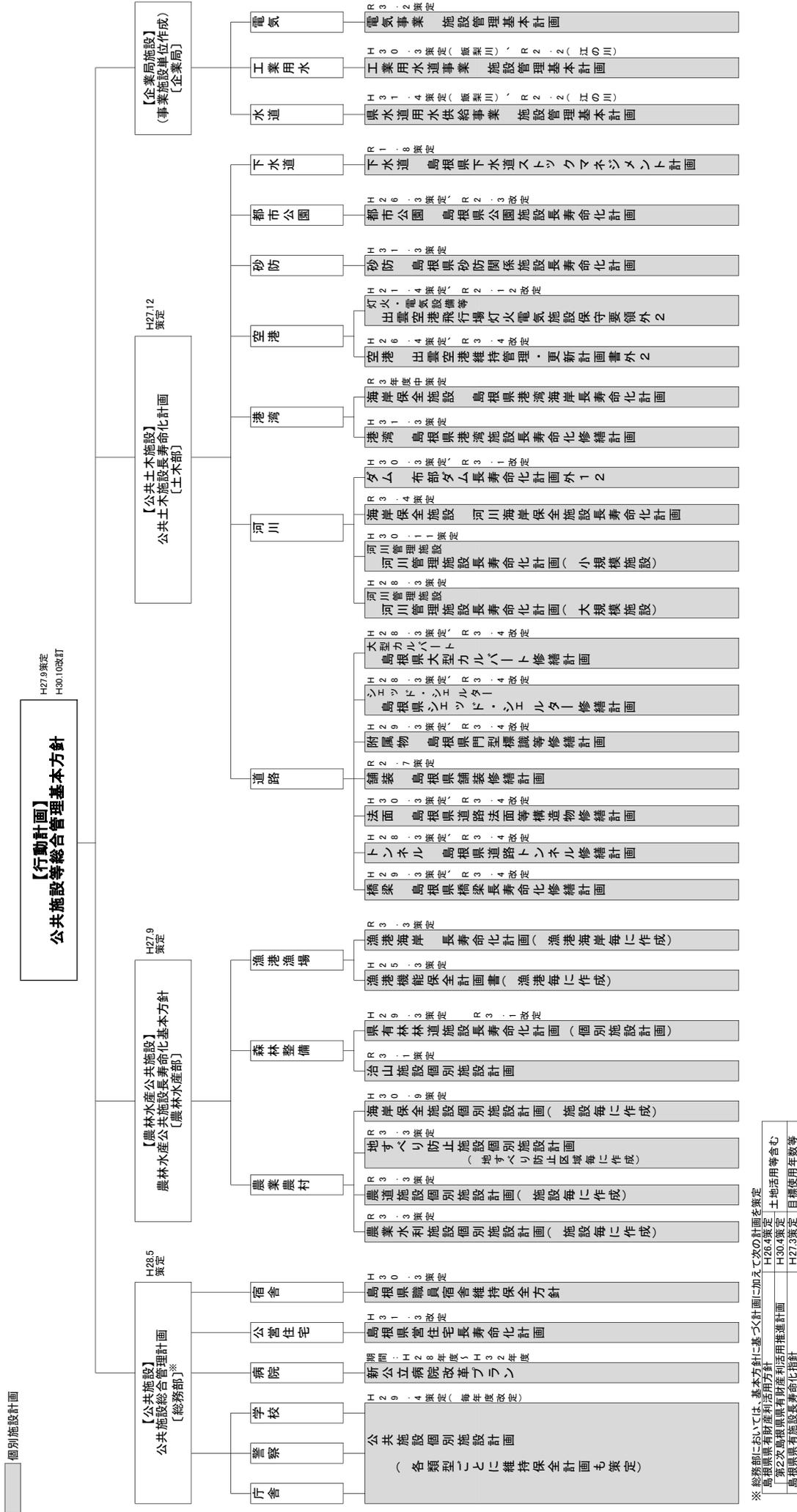
#### 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか全体として把握することができる。

（耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが必ずしも直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではない。）

【附属資料】

島根県公共施設等総合管理基本方針 体系図(令和3年12月現在)



# 第4次島根県男女共同参画計画 (素案)

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

令和4年 月

島根県

## 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性質	1
(1) 計画の位置づけ	
(2) 他の計画との関係	
3 計画の期間	2
4 計画策定にあたっての横断的な視点	3
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響	
(2) 性の多様性の尊重	
(3) SDGsの推進	
5 計画推進のための手法	5
(1) 連携と協働	
(2) 計画の進捗	
(3) 男女共同参画に関する苦情処理	
<b>第2章 現状と課題</b>	<b>6</b>
1 島根県における情勢の変化	6
(1) 人口問題	
(2) 働く女性を取り巻く環境	
2 個別分野ごとの現状と課題	21
(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
(2) 社会全体における意識	
(3) 地域・農山漁村における男女共同参画	
(4) 防災における男女共同参画	
(5) 男女間におけるあらゆる暴力をめぐる現状と課題	
(6) 健康をめぐる現状と課題	
(7) 誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる現状と課題	
<b>第3章 計画の内容</b>	<b>32</b>
1 島根県が目指す男女共同参画社会	32
2 計画の基本目標	32
3 施策体系	34
4 数値目標	35
5 参考指標	37

## 第4章 具体的な取組

43

基本目標Ⅰ	あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる (女性活躍の推進)	43
重点目標1	あらゆる分野での活躍推進	43
重点目標2	安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり	44
基本目標Ⅱ	男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	49
重点目標3	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	49
重点目標4	地域における慣行の見直しと意識の改革	49
重点目標5	男女共同参画に関する教育・学習の推進	51
重点目標6	地域・農山漁村における男女共同参画の推進	52
重点目標7	防災対策における男女共同参画の推進	54
基本目標Ⅲ	人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	56
重点目標8	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	56
重点目標9	生涯を通じた男女の健康づくりの推進	60
重点目標10	誰もが安心して暮らせる環境の整備	62

## 【 付属資料 】 ※後日添付予定

66

参考資料1	第4次島根県男女共同参画計画の策定の経過
参考資料2	島根県男女共同参画審議会委員名簿
参考資料3	島根県男女共同参画推進条例
参考資料4	男女共同参画社会基本法
参考資料5	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
参考資料6	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
参考資料7	令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査の概要
参考資料8	令和元年度島根県企業向けアンケート調査の概要
参考資料9	男女共同参画関係年表

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

島根県の最上位の行政計画となる「島根創生計画」（2020～2024年度）で掲げる、概ね10年後の島根の目指す将来像「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向け、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う「男女共同参画社会の実現」が必要不可欠です。

島根県では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に則り、平成13年2月に「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」を策定して以降、平成23年5月に第2次計画、平成28年3月に第3次計画をそれぞれ策定し、その時代の状況や課題に応じた施策により、男女共同参画を推進してきました。

さらに、第3次計画においては、国において平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の都道府県計画にも位置付け、女性活躍に係る施策の推進もあわせて積極的に取り組んできました。

これまでの取組により、県内においては、固定的な性別役割分担意識<sup>1</sup>の一定の解消が図られ、多くの分野で女性の参画が進みました。一方で、人口減少・少子高齢化が進展する中、男女の人権の尊重、あらゆる分野での女性の活躍促進、安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくりなどに向けて、さらなる取組が求められています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響や変化を踏まえ、平時における社会問題の顕在化や働き方の変化に対応するため、様々な施策に男女共同参画の視点を取り込みつつ実施していく必要があります。

一方、国においても、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行、女性活躍推進法や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正、そして国の第5次男女共同参画基本計画の策定など、多くの分野で男女共同参画や女性の活躍を推進しようとする機運が高まっています。

こうした状況を踏まえつつ、これまでの取組の成果や現状と課題を検証し、男女共同参画社会の実現に向けて「第4次島根県男女共同参画計画」を策定し、引き続き総合的、計画的に施策を展開していきます。

## 2 計画の性質

### （1）計画の位置づけ

この計画は、下記の3つの計画を一体的に策定するものです。

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第1項に規定する「都道府県男女共同参画計画」
- ② 島根県男女共同参画推進条例第11条第1項に規定する「男女共同参画計画」
- ③ 本計画の基本目標Ⅰに係る部分については、女性活躍推進法第6条第1項に規定する「都道府県推進計画」

---

<sup>1</sup> 固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## (2) 他の計画との関係

本計画は、下記の国及び県の計画との整合を図り、調和を保って策定しています。

策定	分類	計画等の分類	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
国	基本計画	男女共同参画基本計画 (男女共同参画社会基本法)				第5次計画 (R3~7)					
島根県	総合計画	島根創生計画 (まち・ひと・しごと創生法)			第2次改定 (R2~6)						
	女性活躍	しまね女性活躍推進プラン			第2次改定 (R2~6)						
	DV	島根県DV対策基本計画 (DV防止法)				第4次改定 (R3~7)					
	人権	島根県人権施策推進基本方針 (人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)			第2次改定 (R元~) →						
	行政	島根県特定事業主行動計画 (女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法)			第2次改定 (R2~6)						
	教育	しまね教育魅力化ビジョン (教育基本法)			第2次改定 (R2~6)						
	農林水産	島根県農林水産基本計画			第2次改定 (R2~6)						
	保健医療	島根県保健医療計画 (医療法)	(H30~R5)								
	健康	健康長寿しまね推進計画(島根県健康増進計画) (医療法、健康増進法)	第2次計画 (H25~R5)								
	地域福祉	島根県地域福祉支援計画 (社会福祉法)			第4期計画 (R2~6)						
	子ども		しまねっ子すくすくプラン (次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法)			第5次計画 (R2~6)					
			しまね青少年プラン(スサノオプラン) (子ども・若者育成支援推進法)			第4次改定 (R4~8)					
			島根県子どものセーフティネット推進計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)			第3次改定 (R3~7)					
	高齢者介護	島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画(老人福祉法、介護保険法)				第8期計画 (R3~5)					
障がい者		島根県障がい者基本計画 (障害者基本法)	(H30~R5)								
		島根県障がい福祉計画 (障害者総合支援法)			第6期計画 (R3~5)						
		島根県障がい児福祉計画 (児童福祉法)			第2期計画 (R3~5)						

## 3 計画の期間

計画期間は、令和4(2022)年度~令和8(2026)年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応し、適宜見直しを図ります。

## 4 計画策定にあたっての横断的な視点

### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用環境の悪化やDVの深刻化、固定的な性別役割分担意識に基づく家庭生活への負担増など、平時からの諸課題が顕在化し、女性の生活に負の影響をもたらしています。一方で、男女ともに働き方の可能性が広がるテレワークの拡大など、男女共同参画社会の形成に向けた契機となり得る状況があり、こうした社会変化を踏まえながら、感染拡大の状況に応じて弾力的に対応していく必要があります。

### (2) 性の多様性の尊重

性的指向・性自認(性同一性)<sup>2</sup>に関することについては現在広く議論が行われており、性別にかかわらず誰もが、それぞれの個性と能力を発揮し対等に参画できる社会の実現に向けて、本計画においても性の多様性を尊重することが重要であることは言うまでもありません。

本計画において島根県が目指す社会は、性別にとらわれることなく、性の多様性を前提として、一人ひとりの人権が尊重される社会です。

### (3) SDGsの推進

島根県は、国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の「誰一人取り残さない」という理念を共有しながら、施策に取り組んでいきます。ゴール5「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント<sup>3</sup>」は、男女共同参画の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なっており、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進につながるものと考えています。

#### 【参考1】「持続可能な開発目標(SDGs)」について

「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

#### 【参考2】「ジェンダー」

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、これらを「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)とといいます。「社会的・文化

<sup>2</sup> 性的指向・性自認(性同一性)：性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念である。性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。なお、性的指向について、例えば、レズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。

<sup>3</sup> エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【目標 1】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【目標 3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【目標 4】 すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【目標 5】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【目標 8】 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>

## 5 計画推進のための手法

### (1) 連携と協働

男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題としてとらえ、家庭、職場、地域、学校など、社会のあらゆる場面で主体的に取り組むことが大切です。このため、県民の皆様、市町村、ボランティア・NPO、事業者・企業など多様な主体と連携・協働（複数の主体が目標を共有し、対等なパートナーとして共に力を合わせて活動すること）しての取組を推進します。

### (2) 計画の進捗

達成を目指す水準として、令和8（2026）年度の数値目標を設定します。

本計画の数値目標には、県の最上位の行政計画となる「島根創生計画」及び島根県が策定している各分野における個別計画の重要業績評価指標（KPI）等を用いて推計したものがありません。

今後、島根創生計画等が改定され、KPI等の見直しが行われた場合には、本計画の数値目標の見直しを行います。

また、島根創生計画等における毎年度ごとの各事業の達成状況等に応じたKPI等の修正が行われた場合には、本計画の数値目標へ反映させるものとします。

なお、本計画を目標の達成に向けて有効かつ着実に推進するよう、次の事項を実施します。

#### ① 年次報告書の作成、公表

島根県男女共同参画推進条例第21条に基づき、毎年度、施策の実施状況と数値目標の達成状況について報告書を作成し、これを公表します。

#### ② 島根県男女共同参画審議会への報告

男女共同参画に関する施策の実施状況や数値目標などをとりまとめ、島根県男女共同参画審議会に報告し、意見を求めます。

### (3) 男女共同参画に関する苦情処理

島根県男女共同参画推進条例第20条第1項に規定する施策に関する苦情の処理について意見を述べるため、条例第20条第2項に基づき島根県男女共同参画審議会に苦情処理専門部会を設置し、県民からの申し出を調査し、適切に処理します。

## 第2章 現状と課題

### 1 島根県における情勢の変化

#### (1) 人口問題

##### ①人口減少

島根県の人口は、ピーク時の1955年（昭和30年）から約28%減少し、3圏域別では、出雲圏域に比べ石見圏域、隠岐圏域の減少が顕著となっています（図表1）。

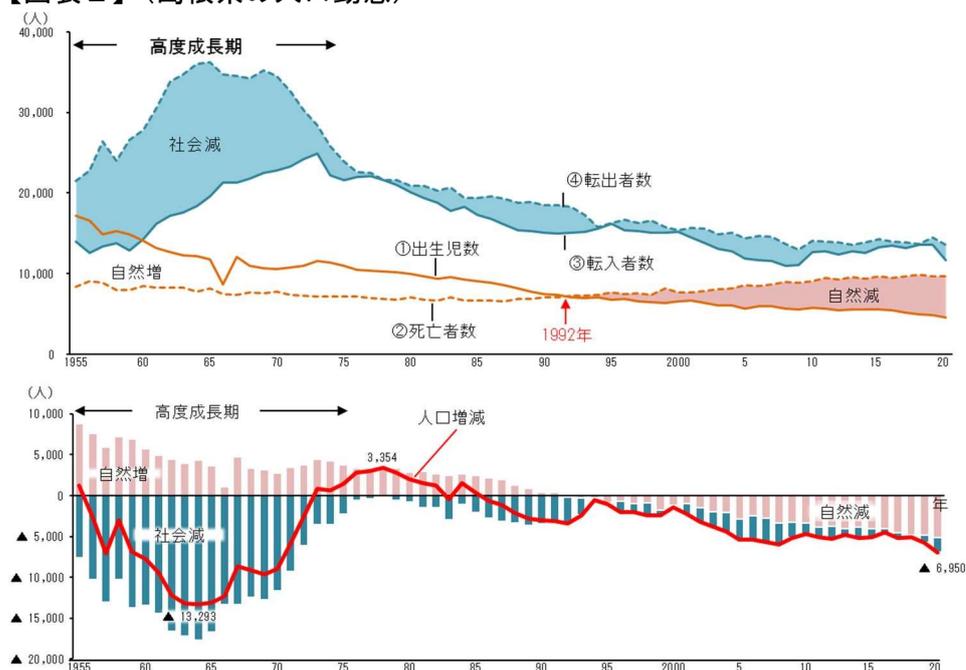
また、県人口は、1986年（昭和61年）以降人口減少が継続しており、自然動態は1992年（平成4年）に自然増から自然減に転換、社会動態は社会減が継続しています（図表2）。

【図表1】（島根県の人口推移）



資料：総務省統計局「国勢調査」、2020年は「令和2年国勢調査結果（県速報値）」〔各年10月1日現在〕

【図表2】（島根県の人口動態）



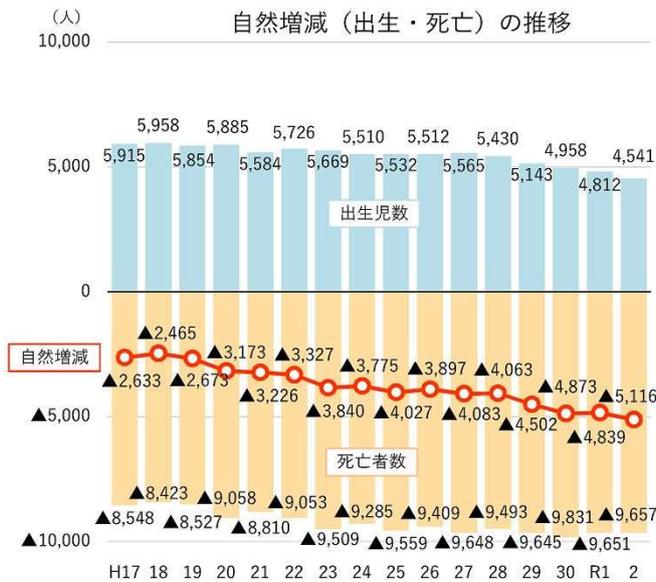
資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「人口動態統計」、島根県「島根の人口移動と推計人口」

自然減については、出生数は減少傾向、死亡数は横ばいで、近年、年間約5千人の自然減で推移しています（図表3）。

社会減については、2009年（平成21年）以降縮小傾向でしたが、2019年（令和元年）以降は拡大しています（図表4）。

また、近年、外国人住民が増加傾向でありましたが、2018年（平成30年）以降は約9千人で推移しています（図表5）。在留資格別では、近年定住者の割合が増加しています（図表6）。

【図表3】（自然動態）



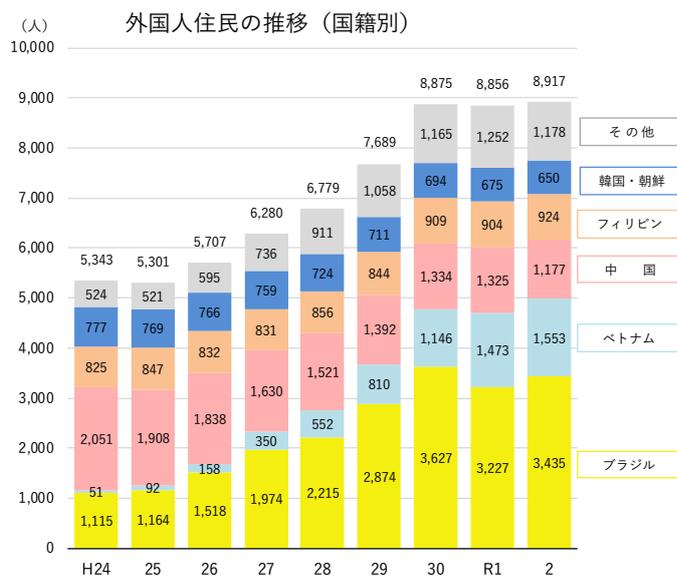
資料：島根県「島根の人口移動と推計人口」  
〔前年10月1日～9月30日〕

【図表4】（社会動態）



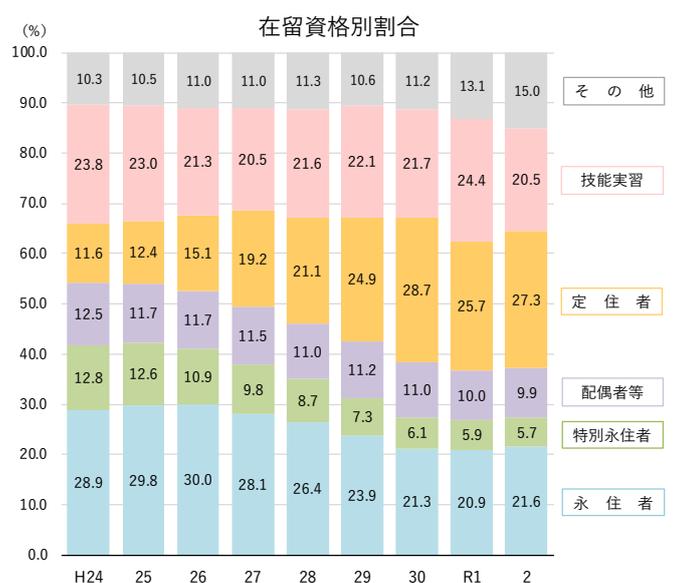
資料：島根県「島根の人口移動と推計人口」  
〔前年10月1日～9月30日〕

【図表5】



資料：島根県文化国際課調べ〔各年12月末〕

【図表6】

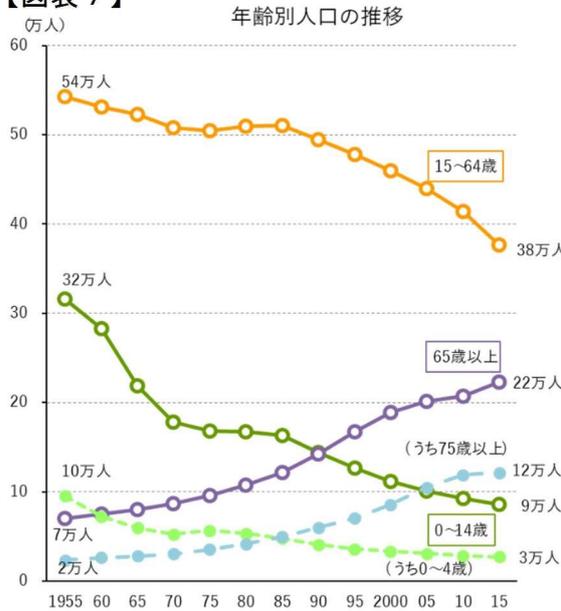


資料：法務省「在留外国人統計」〔各年12月末〕

## ②少子・高齢化の進行

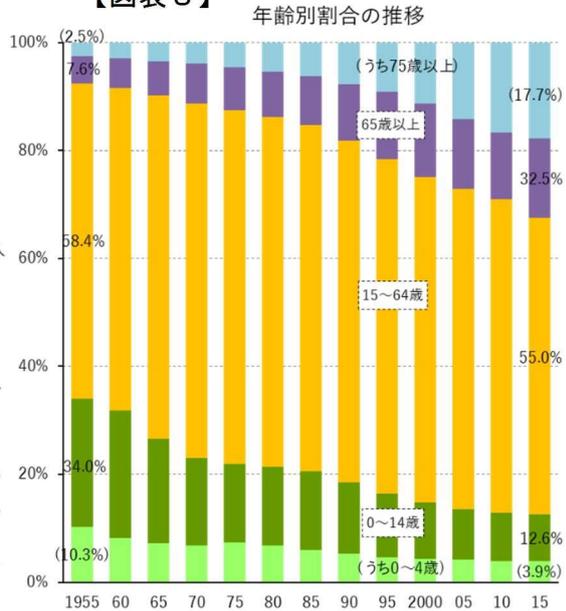
島根県では、1990年（平成2年）を境に、年少人口より老年人口が増えています（図表7）。最近では、3人に1人が高齢者で、5.6人に1人が75歳以上という構成です（図表8）。

【図表7】



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年10月1日現在〕  
(注) 端数処理により計と内訳が一致しない場合がある。  
年齢別割合は、分母となる総数から年齢不詳を除いて算出している。

【図表8】



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年10月1日現在〕  
(注) 端数処理により計と内訳が一致しない場合がある。  
年齢別割合は、分母となる総数から年齢不詳を除いて算出している。

島根県の合計特殊出生率は、令和2年で1.69であり、前年より微増し、全国2位で引き続き高い水準を維持しています（図表9）。

一方で、女性人口の減少に伴い、出生数自体は減少傾向にあります（図表10）。

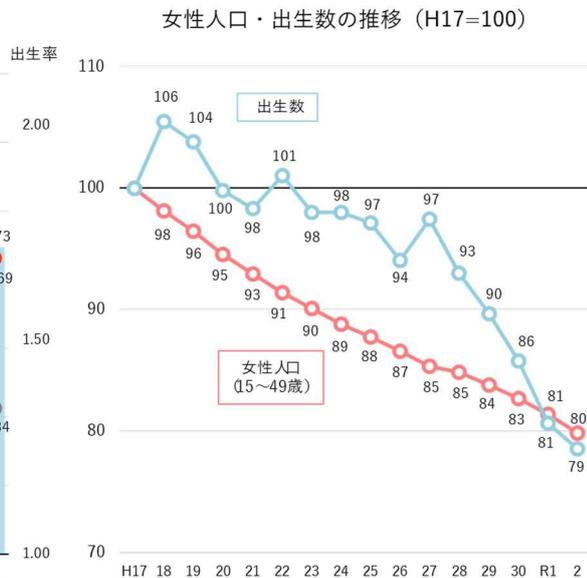
【図表9】



資料：出生数・合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」〔暦年〕(R2の合計特殊出生率は概数)

女性人口は島根県「島根の人口移動と推計人口」(H17・22・27年は総務省統計局「国勢調査」)〔各年10月1日現在〕

【図表10】

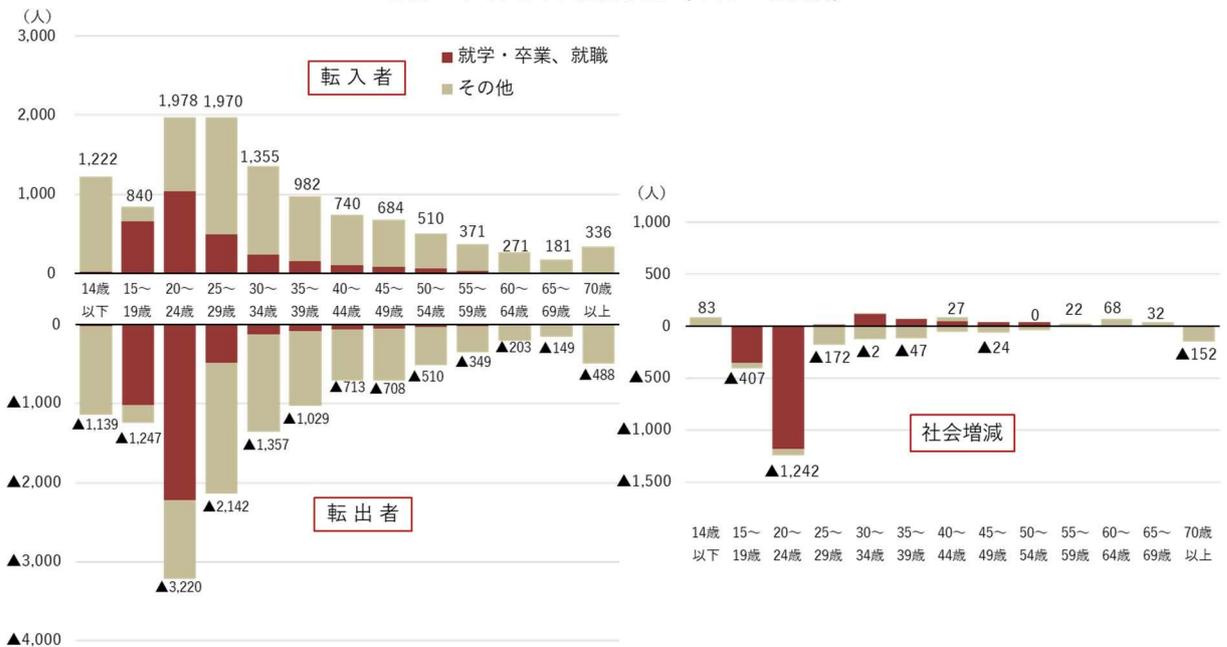


### ③女性・若者を中心とした県外転出

島根県の社会減は、15～24歳が大きくなっており、就学・卒業、就職による転出が主な要因となっています（図表 11）。また、15～24歳の就学・卒業、就職による転出超過数は、近年減少傾向にありましたが、令和2年は前年に比べ増加しています（図表 12）。

【図表 11】

令和2年の人口の社会移動（年代・理由別）

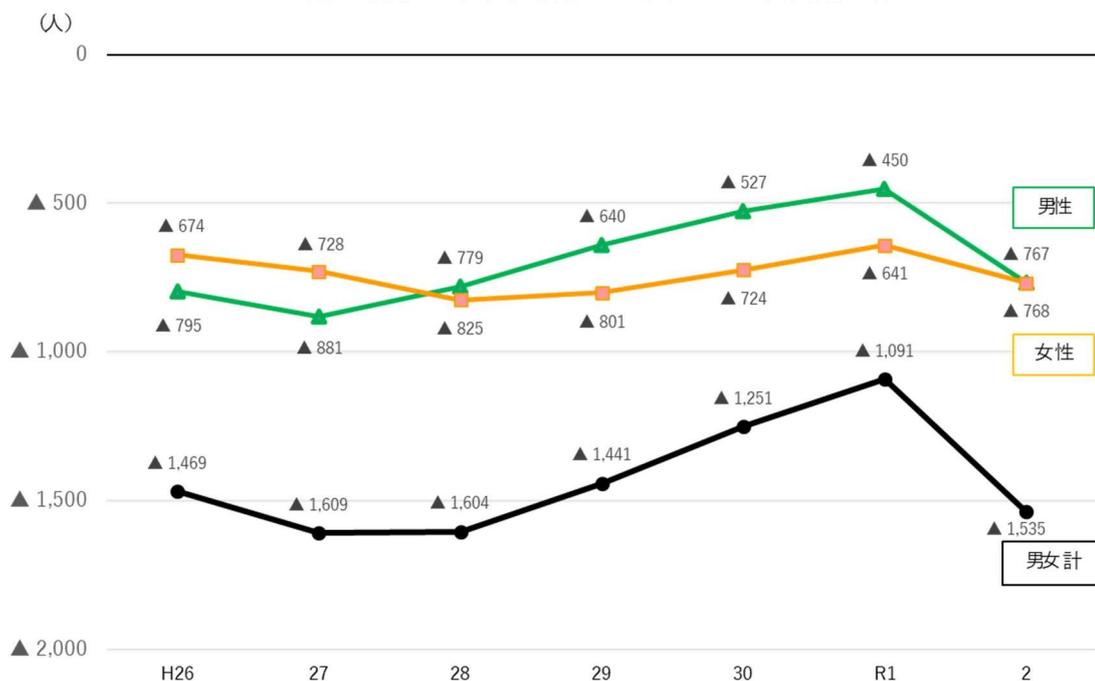


資料：島根県「令和2年島根の人口移動と推計人口」〔令和元年10月1日～令和2年9月30日〕

（注）市町村長が職権により住民票に「記載」した者、住民票から「消除」した者の数は含まれていない。

【図表 12】

15～24歳の就学・卒業、就職を理由とした転出超過数



資料：島根県「島根の人口移動と推計人口」〔前年10月1日～9月30日〕

（注）市町村長が職権により住民票に「記載」した者、住民票から「消除」した者の数は含まれていない。

#### ④世帯構成の変化

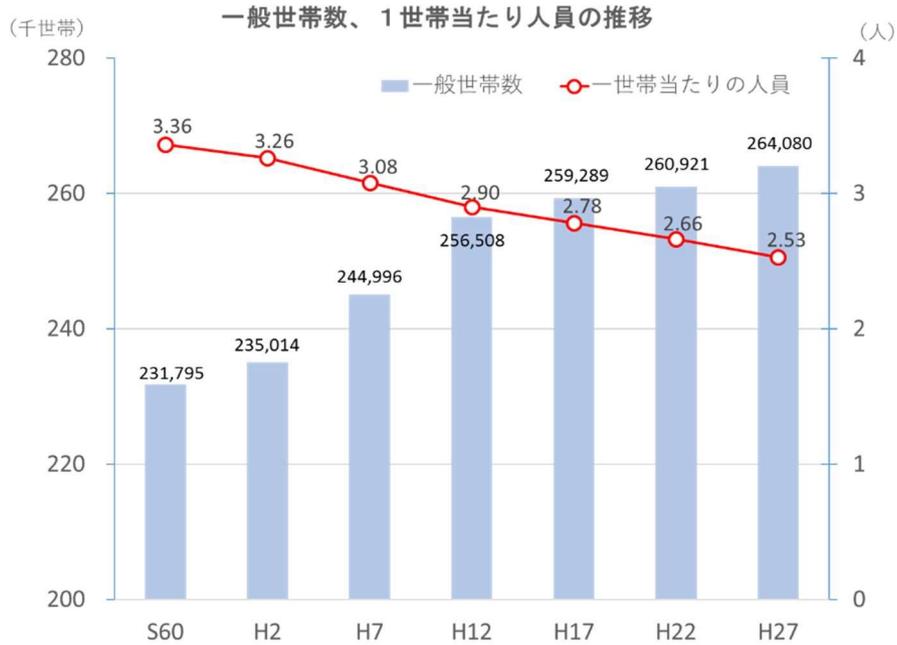
島根県の一般世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります（図表13）。

また、家族類型別世帯数を見ると、「その他の親族世帯（3世代世帯同居等）」の割合は、全国に比べると高いことが特徴ですが、減少傾向にあります。

一方で、「単独世帯」が増加するなど、家族形態に変化が見られます（図表14）。

また、年齢（5歳階級）別に未婚率をみると、男性、女性ともに増加傾向にあります（図表15）。

【図表13】

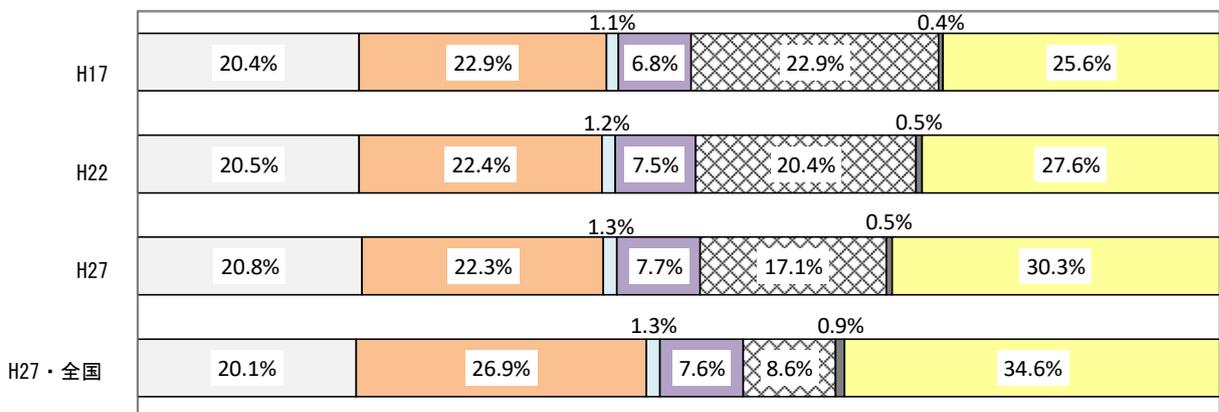


資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年10月1日現在〕

【図表14】

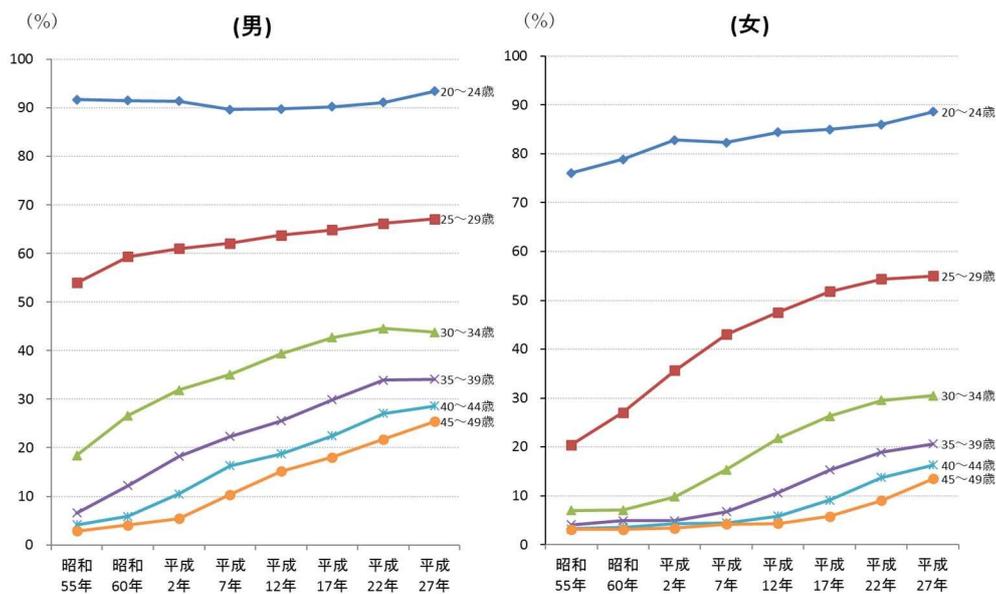
#### 一般世帯の家族類型別世帯数の推移

□①夫婦のみ □②夫婦と子ども □③男親と子ども □④女親と子ども □⑤その他の親族世帯 ■⑥非親族世帯 □⑦単独世帯



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年10月1日現在〕

【図表 15】 20～49 歳における男女別未婚率の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年10月1日現在〕

## (2) 働く女性を取り巻く環境

### ①就業環境

島根県の女性の労働力人口(15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口)は、15万9千人余りで、県全体の男女を合わせた労働力人口総数に占める女性の割合は45.1%となっています。また、女性の労働力率は51.2%(全国14位)となっており、増加傾向にあります(図表16:参考指標1)。

とりわけ、島根県の生産年齢(15～64歳)における女性の労働力率は74.6%で、全国1位となっています(図表16:参考指標2)。

年齢別女性労働力の減少幅(M字型カーブの窪みの浅さ)は、3.6ポイント(全国9位)であり、出産や子育てにかかる期間が女性の働き方に影響を与えていることが考えられます(図表16:参考指標3、図表17)。

女性の就業者数を産業別に見ると、「医療・福祉」が最も多く、4万1千人余りとなっており、次いで、「卸売業、小売業」、「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順となっています(図表18)。

また、職業別に見ると、「事務従事者」が最も多く、3万7千人余りとなっており、次いで、「サービス職業従事者」、「専門的・技術的職業従事者」、「販売従事者」の順となっています(図表19)。

近年の島根県の雇用者数の推移については、男性の雇用者数は減少傾向に、女性の雇用者数は増加傾向にあります(図表20)。

また、女性の正規の職員・従業員の割合は、52.1%(全国7位)と高い水準となっていますが、給与の男性に対する女性の比率を見てみると、79.2%(全国3位)となっており、男女間での格差が見られます(図表16:参考指標4、5)。

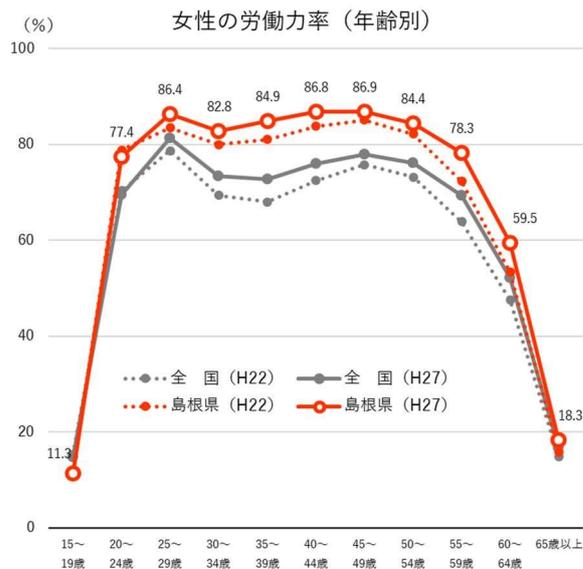
女性の一般労働者の平均勤続年数をみると、正社員・正職員の女性は11.1年、男性は13.3年となっており、男女差は2.2年となっています(図表16:参考指標6)。

全国的に新型コロナウイルス感染症に起因して大きな影響を受けている非正規雇用労働者、宿泊・飲食サービス業等において、雇用に占める女性の割合が高いことなどから、女性の雇用面への影響が懸念されています。

【図表 16】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	女性の労働力率	51.2% (全国 14 位)	50.0%	総務省統計局「平成 27 年国勢調査」
2	女性の労働力率 (生産年齢・15～64 歳)	74.6% (全国 1 位)	67.3%	
3	M字型カーブの窪みの浅さ	3.6 ポイント (全国 9 位)	8.7 ポイント	
4	女性の正規の職員・従業員の割合	52.1% (全国 7 位)	45.5%	厚生労働省「令和 2 年賃金構造基本統計調査」
5	給与の男性に対する女性の比率 (男性一般労働者の所定内給与額を 100 としたときの女性一般労働者の所定内給与額)	79.2% (全国 3 位)	74.3%	
6	一般労働者の平均勤続年数	男性 13.3 年 女性 11.1 年	男性 13.4 年 女性 9.3 年	

【図表 17】



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年 10 月 1 日現在〕

【図表 20】



資料：総務省統計局「国勢調査」〔各年 10 月 1 日現在〕

【図表 18】（女性の産業別就業者）

（単位：人）

	島根県計	建設業	製造業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	医療、福祉
女性就業者数	156,032	4,390	16,234	25,777	11,506	41,816

資料：総務省統計局「平成 27 年国勢調査」〔各年 10 月 1 日現在〕

【図表 19】（女性の職業別就業者）

（単位：人）

	島根県計	専門的・技術的 職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス職業 従事者	生産工程従事者
女性就業者数	156,032	30,440	37,726	17,281	31,828	15,254

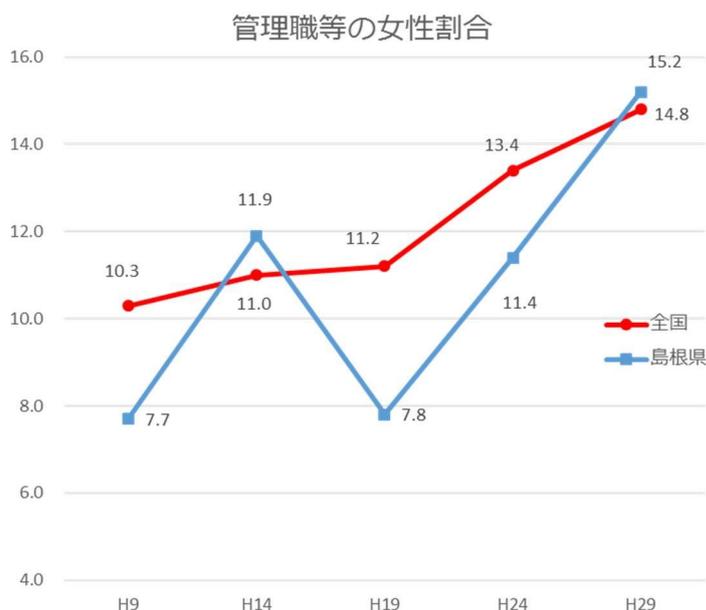
資料：総務省統計局「平成 27 年国勢調査」〔各年 10 月 1 日現在〕

## ②職場における女性の登用

島根県において、管理的職業従事者（会社管理職、管理的公務員等）に占める女性の割合は15.2%（全国20位）であり、低い状況にあります（図表21）。

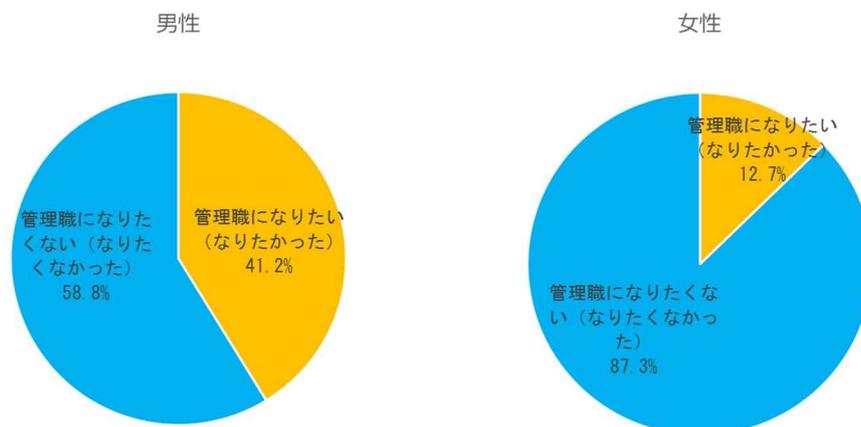
また、令和元年度「島根県企業向けアンケート調査」によると、女性の管理職昇進意向について、「管理職になりたい（なりたかった）」との回答は男性では41.2%でしたが、女性は12.7%にとどまっています（図表22）。

【図表21】



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」〔各年10月1日現在〕

【図表22】

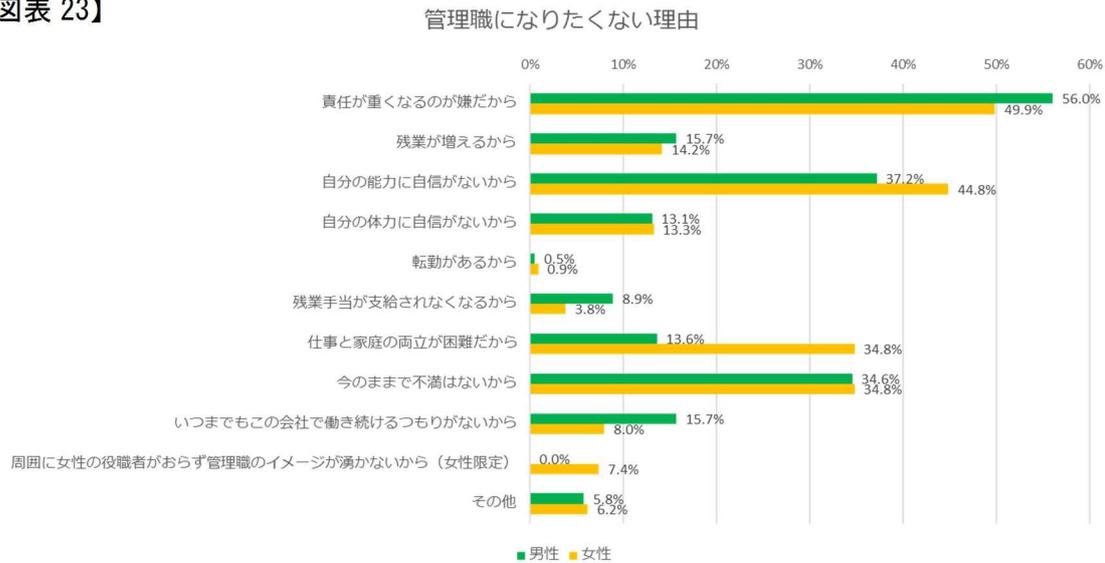


資料：島根県「令和元年度島根県企業向けアンケート調査」

管理職になりたくない理由としては、男性・女性ともに「責任が重くなるのが嫌だから」が最も多くなっています。2位以下は、男性が「自分の能力に自信がないから」「今のままで不満はないから」と続き、女性は「自分の能力に自信がないから」「仕事と家庭の両立が困難だから」と「今のままで不満はないから」が同率で続いています（図表23）。

このため、女性の登用を進めるためには、誰もが働き続けやすい職場環境づくりを進め、女性の就業継続やこれまで進出しにくかった分野での就業を可能とし、女性のキャリアアップを支援することが必要です。

【図表 23】



資料：島根県「令和元年度島根県企業向けアンケート調査」

### ③仕事と子育て等の両立支援

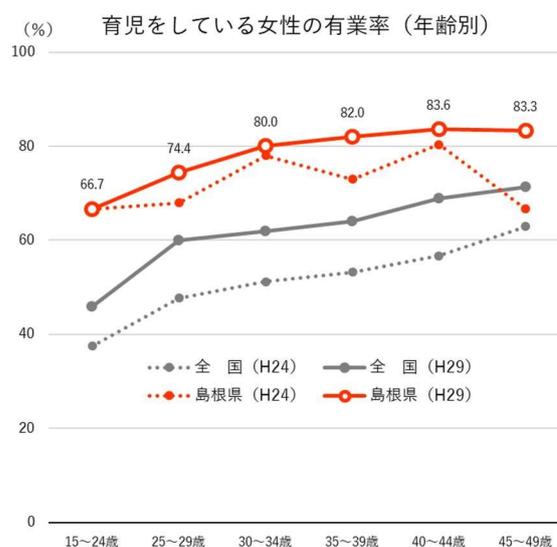
#### (ア) 有業率

平成 29 年度就業構造基本調査によると、島根県の育児をしている女性の有業率は 81.2%（全国 64.2%）で全国 1 位となっており、結婚や子育て期を迎えても就労を継続する女性が多いことがうかがえます。また、平成 24 年度の 74.3% に比べて、6.9 ポイント上昇していますが、年齢別に見ると有業率が大きく上昇している年齢があることが分かります（図表 24）。

一方で課題として、「働き続けやすい」と感じる女性は 30.4%（島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」（以下「令和元年意識実態調査」という。)) にとどまっています。また、育児や介護等を理由に求職していない女性も見られます。

このため、就労を望む女性一人ひとりが結婚や子育てをしながら、希望に応じた多様な就労ができる取組が求められています。

【図表 24】



注）「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児（乳幼児の世話や見守りなど）をいい、孫やおいめい、弟妹の世話などは含まない。

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」〔各年 10 月 1 日現在〕

#### (イ) 男性の家事・育児・介護への参加

誰もが仕事と育児等を両立できる環境整備は、女性活躍推進において必要不可欠であり、より多くの女性が活躍できる就業環境として、非常に重要な課題です。

島根県では、夫婦共働きの世帯の割合が55.5%（全国6位）と全国48.8%より高くなっている一方で、子育て世帯の男性の家事・育児・介護時間は69分/日と、女性の407分と比べて男性は約6分の1と少なく、女性に負担が偏っている状況があります（図表25、図表26）。

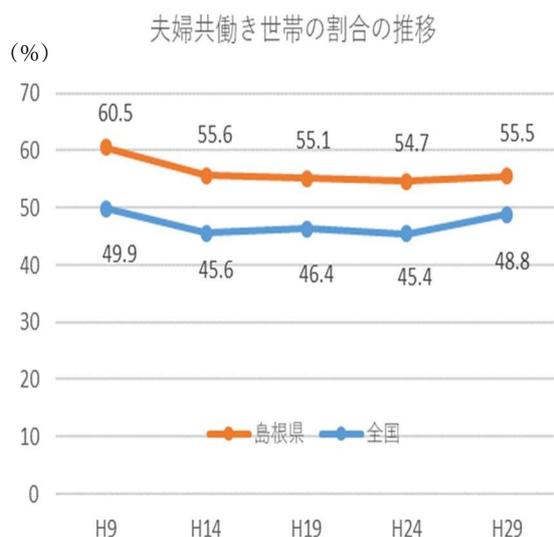
令和元年意識実態調査によると、家庭における役割分担では、日常生活における家庭の仕事等のうち、家事・育児・介護に関する5項目は、「該当する仕事はない」場合を除いて、すべて妻がすることが多くなっています（図表27）。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で、家族が家で過ごす時間が増えたことにより、全国的に家事・育児等が女性に集中し、負担が増えたことが指摘されています。

また、育児休業制度を利用した労働者の割合について、男性労働者の割合は上昇傾向にあるものの、依然として低い状況にあります（図表28）。

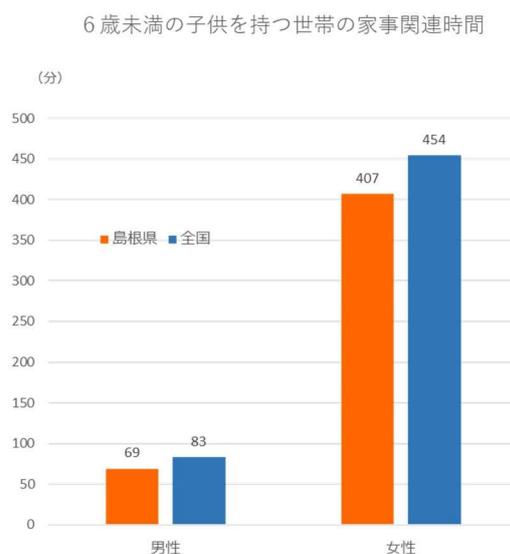
こうしたことから、誰もが安心して子育て・介護や仕事に取り組めるよう、夫婦間の分担を見直すことや、職場において、育児・介護休業が取得しやすく、子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができる環境を整えることが必要です。

【図表25】



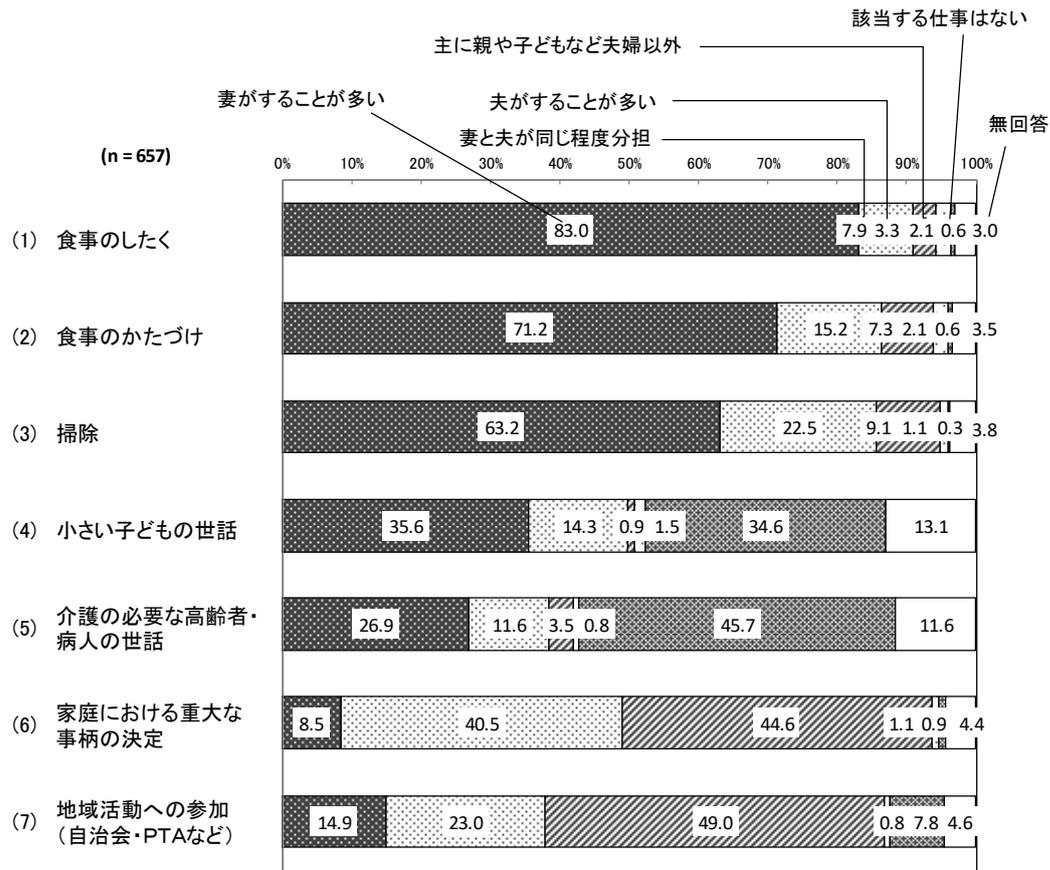
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」〔各年10月1日現在〕

【図表26】



資料：総務省統計局「平成28年社会生活基本調査」

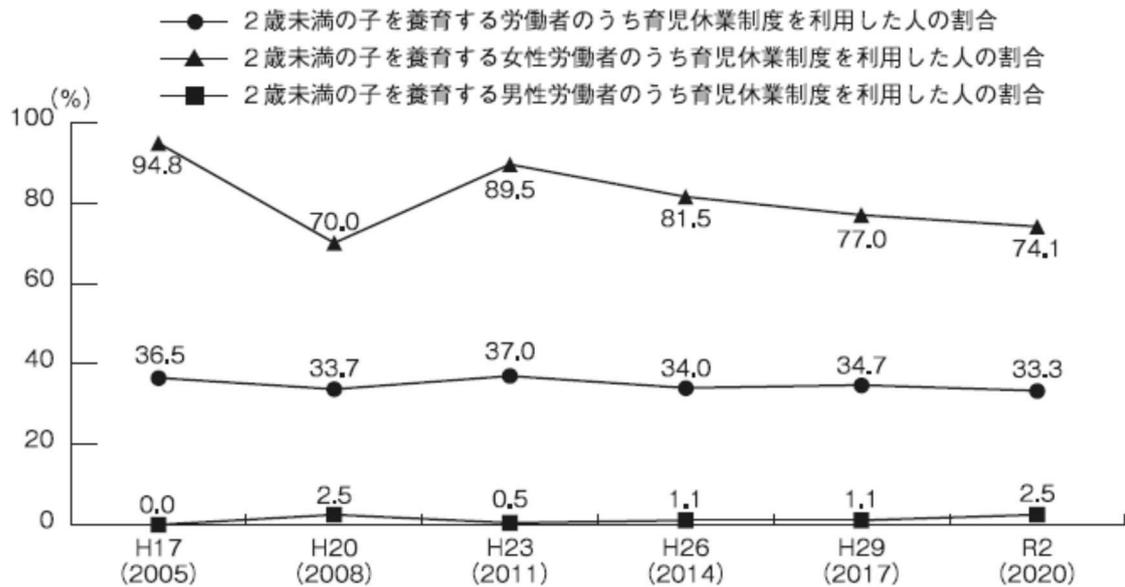
【図表 27】（家庭の中での担当）



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

【図表 28】

育児休業制度を利用した労働者の割合



資料：島根県「労務管理実態調査」（調査は3年毎に実施）

※ 平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大。平成23年度調査より、調査対象労働者を「1歳未満の子を養育する労働者」から「1歳6か月未満の子を養育する労働者」に拡大。令和2年度調査より、調査対象労働者を「1歳6ヶ月未満の子を養育する労働者」から「2歳の子を養育する労働者」に拡大。

(ウ) ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢にかかわらず、誰もが仕事と家庭生活、地域活動、個人の生活など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとりながら働くことが重要です。

意識実態調査では、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について調査しています。

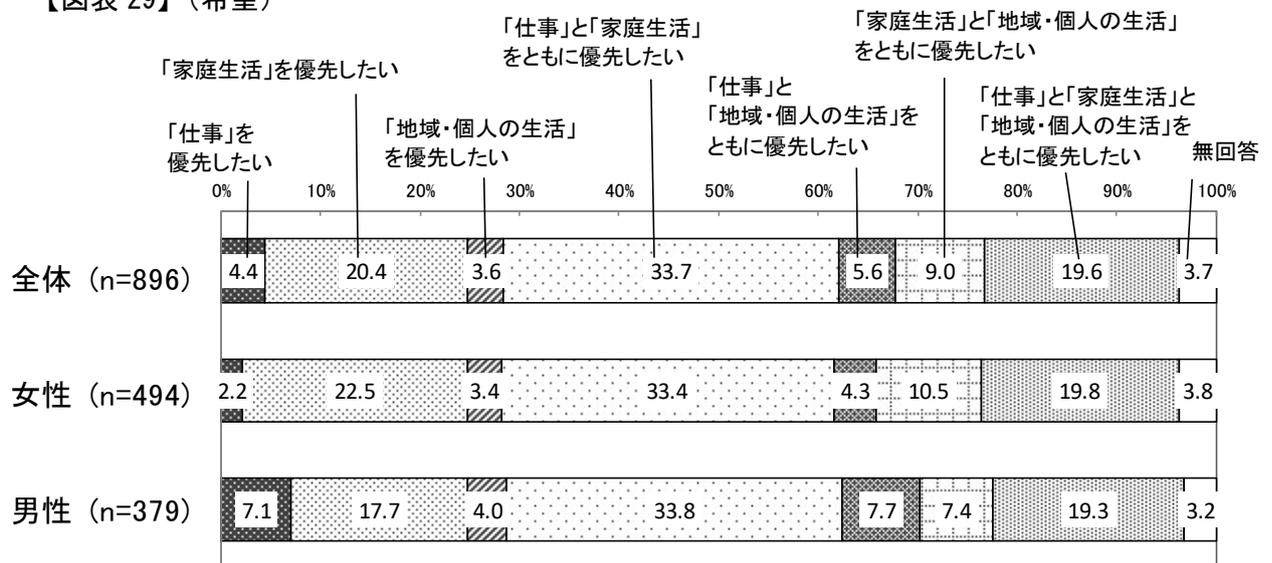
令和元年意識実態調査によると、希望としては「仕事と家庭生活」（33.7％）が最も高く、「家庭生活」（20.4％）、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」（19.6％）が続いています（図表 29）。

一方、現実（現状）では、「仕事と家庭生活」（25.2％）、「仕事」（24.2％）、「家庭生活」（22.4％）の3つが高くなっています。また、女性は「家庭生活」（29.6％）が高く、男性は「仕事」（31.9％）が高くなっています（図表 30）。

現実と希望の差を比較してみると、「仕事」（希望 4.4％→現実 24.2％の 19.8 ポイントの差）、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」（希望 19.6％→現実 7.8％の 11.8 ポイントの差）、「仕事と家庭生活」（希望 33.7％→現実 25.2％の 8.5 ポイントの差）で回答格差が大きくなっており、希望としては「仕事と家庭生活」または「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」を優先させたいにも関わらず、現実には「仕事」優先となっている傾向がうかがえます。

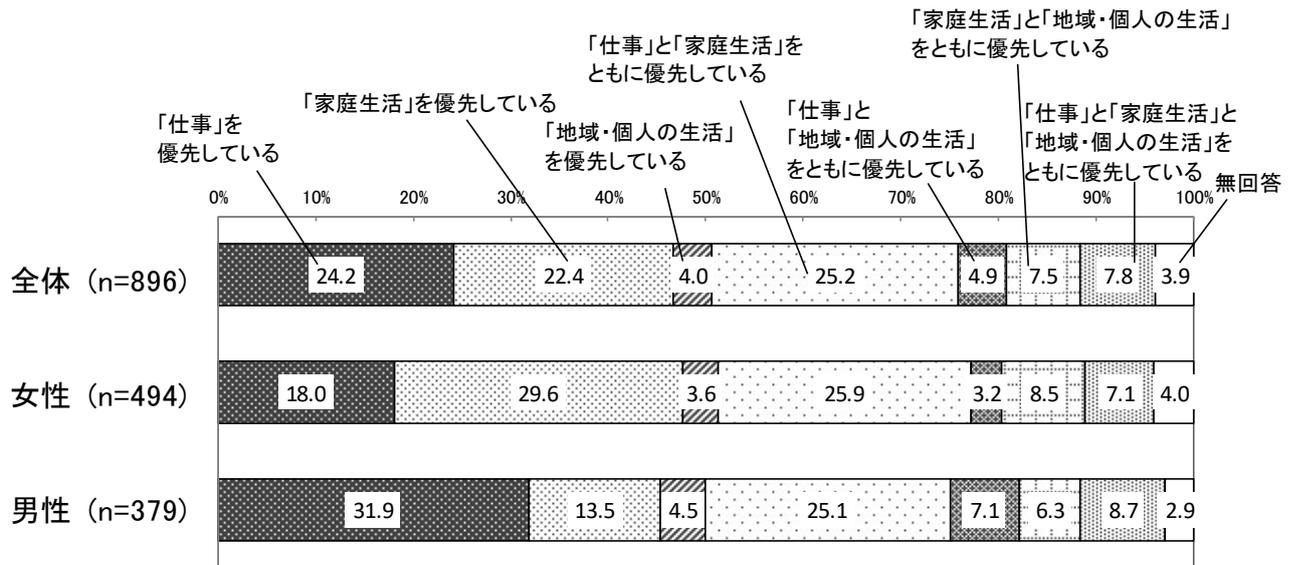
誰もが健康で豊かな生活に向けた働き方や暮らしができるように、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、子育て・介護支援制度の充実、短時間勤務制度の導入、新型コロナウイルス感染症の影響で普及してきているテレワークの推進など、多様で柔軟な働き方が広がるような取組を進めていく必要があります。

【図表 29】（希望）



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

【図表 30】（現実）



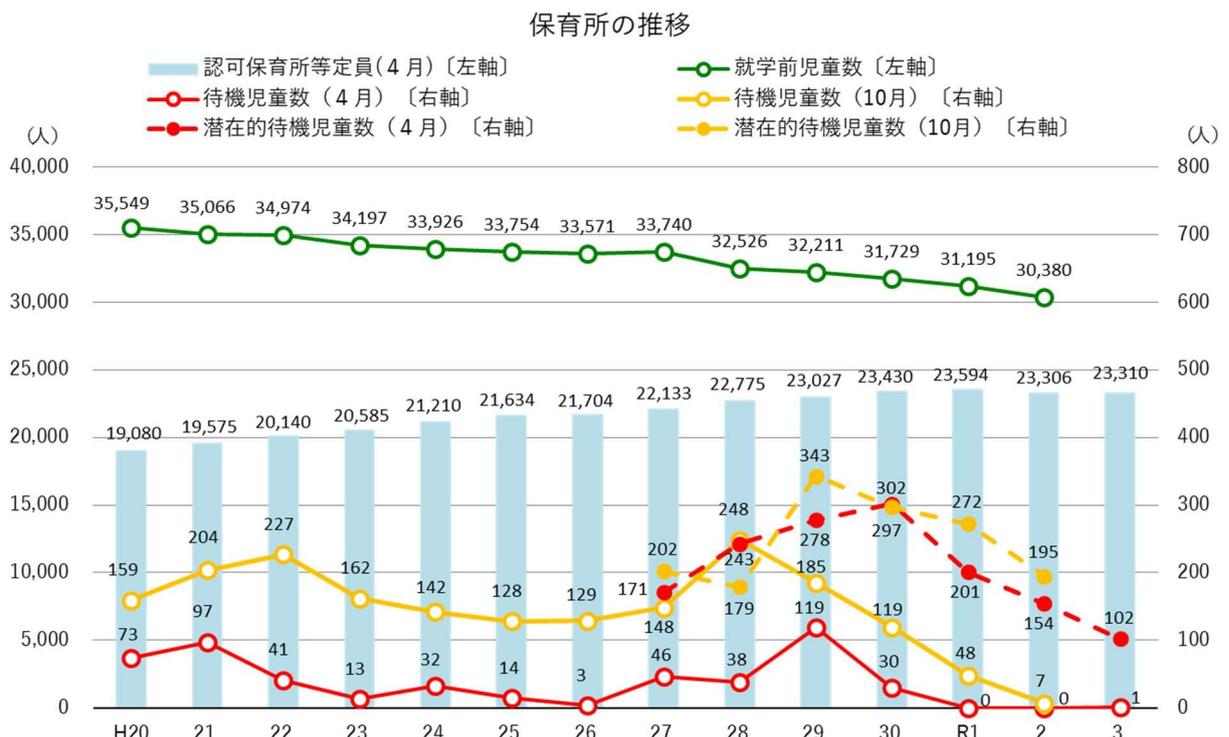
資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

(エ) 子育て・介護支援サービス等

島根県内では、就学前児童数は近年減少傾向にあり、認可保育所等定員は、近年2万3千人台を推移しています。

保育所の待機児童数については、令和3年4月に、3年ぶりに1名発生しています（図表31）。

【図表 31】（認可保育所等定員数と児童数の推移）

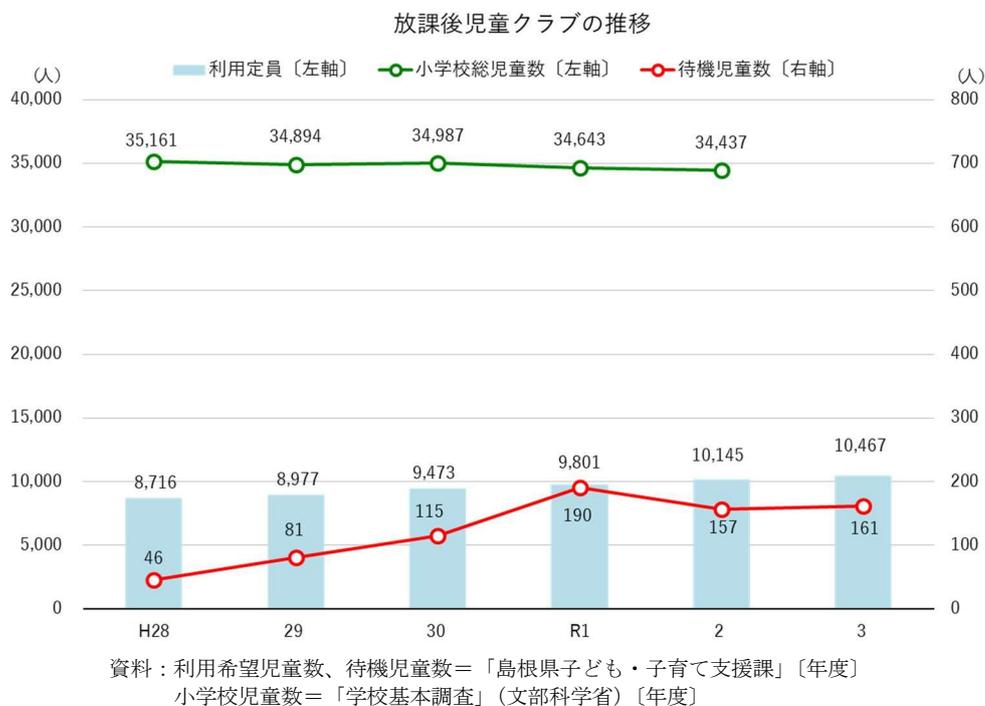


資料：島根県子ども・子育て支援課調査（年度） ※R3は速報値  
 ※潜在的待機児童とは、「特定の保育園を希望している者」を指す

小学校総児童数は減少傾向にある一方で、放課後児童クラブの利用定員は増加傾向にあります。

また、待機児童数は増加傾向にありましたが、令和2年度から令和3年度は約160人で推移しています（図表32）。

【図表32】（放課後児童クラブと児童数の推移）



働きながら介護をしている人への支援について、地域の実情に応じた地域密着型サービスが増加してきており、住み慣れた地域での生活を支える多様な居宅系サービスにより、在宅介護の支援が進められています。

また、65歳以上人口に対する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の定員数の比が、島根県は2.4%（全国2.0%）で全国3位となっており、全国と比べると介護老人福祉施設に関するサービスが充実している状況にあります（図表33）。

【図表33】

参考指標	島根県	全国	出典
65歳以上人口に対する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の定員数の比	2.4% (全国3位)	2.0%	65歳以上人口は「H27国勢調査」 定員数は「令和元年介護サービス施設・事業所調査」

#### ④エッセンシャルワーカー

コロナ禍において、人々の日常生活における、必要不可欠な仕事（エッセンシャルサービス）を担っている労働者、いわゆるエッセンシャルワーカー<sup>4</sup>の社会的な重要性が再認識されていま

<sup>4</sup> エッセンシャルワーカー：人々の日常生活における、必要不可欠な仕事（エッセンシャルサービス）を担う労働者のこと。健康と命を担う医療・福祉従事者、スーパーなどの小売業界に身を置く店員、物流に関する郵便配達員やトラック運転手、ライフラインに関わる従事者など、人々の生活を支えている職種の人たちがエッセンシャルワーカーにあたります。

す。

例えば、平成 27 年国勢調査の推計によると、島根県内の就業者で、看護師（准看護師を含む）の 94.8%、介護職員（医療・福祉施設等）の 73.5%、訪問介護従事者の 88.3%、保育士の 97.2% は女性です。こうした方々は、高い感染リスクにさらされ続けながら、なおかつストレスを受けやすい（感染リスクを感じやすい、休業しにくい等）状況で、患者や利用者のケア、子どもたちの保育を行っています。

また、最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷等により人権が脅かされることのないよう、行政による人権に配慮した啓発を進めていく必要があります。

## 2. 個別分野ごとの現状と課題

### (1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程に女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め、誰もが暮らしやすい社会の実現のために不可欠なものです。

#### ①政治分野

政治的な分野における女性の参画として、議員に占める女性議員の割合については、県議会議員では 8.6% (全国 31 位)、市議会議員では 11.5% (全国 37 位)、町村議会議員では 4.8% (全国 46 位) となっており、それぞれ全国平均を下回っている状況です (図表 34: 参考指標 1～3)。また、女性議員がゼロの市町村議会は 4 町 (飯南町、美郷町、西ノ島町、隠岐の島町) となっています (図表 34: 参考指標 4)。

#### ②行政分野

審議会等における女性の委員の割合について、島根県においては 47.2% (全国 3 位) で目標の 50% に近づいてきているものの、市町村においては 25.8% (全国 41 位) と、平成 21 年度以降微増傾向にあります (図表 34: 参考指標 5、6)。

島根県では、次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年法律第 120 号。以下、「次世代法」という。) 及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成 27 年法律第 64 号。以下、「女性活躍推進法」という。) に基づく一体の計画として、島根県特定事業主行動計画を策定しており、令和 2 年 3 月には、この計画に定める数値目標等を改定の上、「すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画－島根県特定事業主行動計画－」 (計画期間: 令和 2～6 年度) を新たに策定しました。

そうした中、県職員の管理職に占める女性の割合 (病院職員、教育職員、警察職員を除く) は、令和 3 年 4 月 1 日現在 13.0% となっており、令和 6 年度までに 15% の達成を目標に取り組を進めているところです (図表 34: 参考指標 7)。

#### ③教育分野

島根県において、公立学校における女性管理職の割合 (全校種) は、校長で 9.8% (全国 16.4%)、教頭・副校長で 18.0% (全国 22.7%) で増加傾向にあるものの、いずれも全国平均を下回っています (図表 34: 参考指標 10、11)。

#### ④民間企業分野

島根県において、係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合は 66.9%、係長以上の役職への女性の登用割合は 18.4% となっています (図表 34: 参考指標 12、13)

【図表 34】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	都道府県議会議員に占める女性議員の割合	8.6% (全国 31 位)	11.5%	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」 (R2. 12. 31 現在)
2	市区議会議員に占める女性議員の割合	11.5% (全国 37 位)	16.8%	
3	町村議会議員に占める女性議員の割合	4.8% (全国 46 位)	11.3%	

【図表 34 の続き】

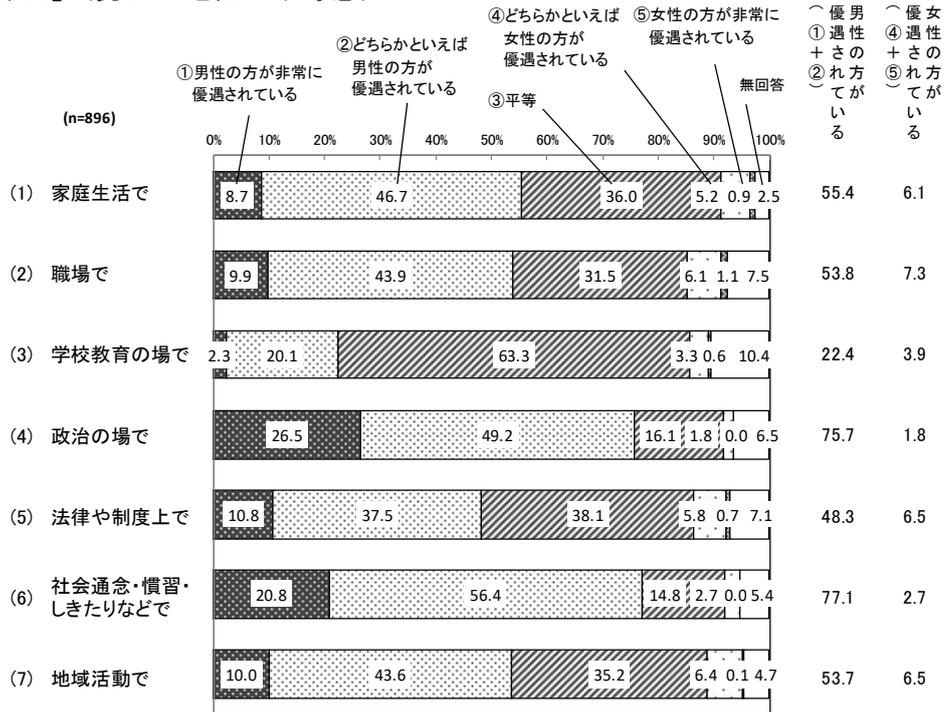
	参考指標	島根県	全国	出典
4	女性議員がゼロの市町村議会	4 町	—	島根県女性活躍推進課調査 (R3. 4. 1 現在)
5	都道府県の審議会等委員に占める女性の割合	47.2% (全国 3 位)	37.0%	内閣府「令和 2 年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(原則 R2. 4. 1 現在)
6	市区町村の審議会等委員に占める女性の割合	25.8% (全国 41 位)	29.5%	
7	県職員の管理職に占める女性の割合 (病院職員、教育職員、警察職員を除く)	13.0%	—	島根県人事課調査 (R3. 4. 1 現在)
8	都道府県職員の管理職に占める女性の割合 (教育職員を除く)	13.5% (全国 9 位)	11.1%	内閣府「令和 2 年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(原則 R2. 4. 1 現在)
9	市区町村職員の管理職に占める女性の割合	20.2% (全国 9 位)	15.8%	
10	公立学校における女性管理職の割合 全校種 校長 (小学校、中学校・義務教育学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校)	9.8%	16.4%	文部科学省「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査」 (R2. 4. 1 現在)
11	公立学校における女性管理職の割合 全校種 副校長・教頭 (小学校、中学校・義務教育学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校)	18.0%	22.7%	
12	係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合	66.9%	—	島根県「令和 2 年度島根県労務管理実態調査」(R2. 9. 30 現在)
13	係長以上の役職への女性の登用割合	18.4%	—	

## (2) 社会全体における意識

意識実態調査では、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「政治」、「法律や制度上」「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」の 7 つの分野における男女の地位の平等感を調査しています。令和元年に実施した調査では、次のことが分かっています。

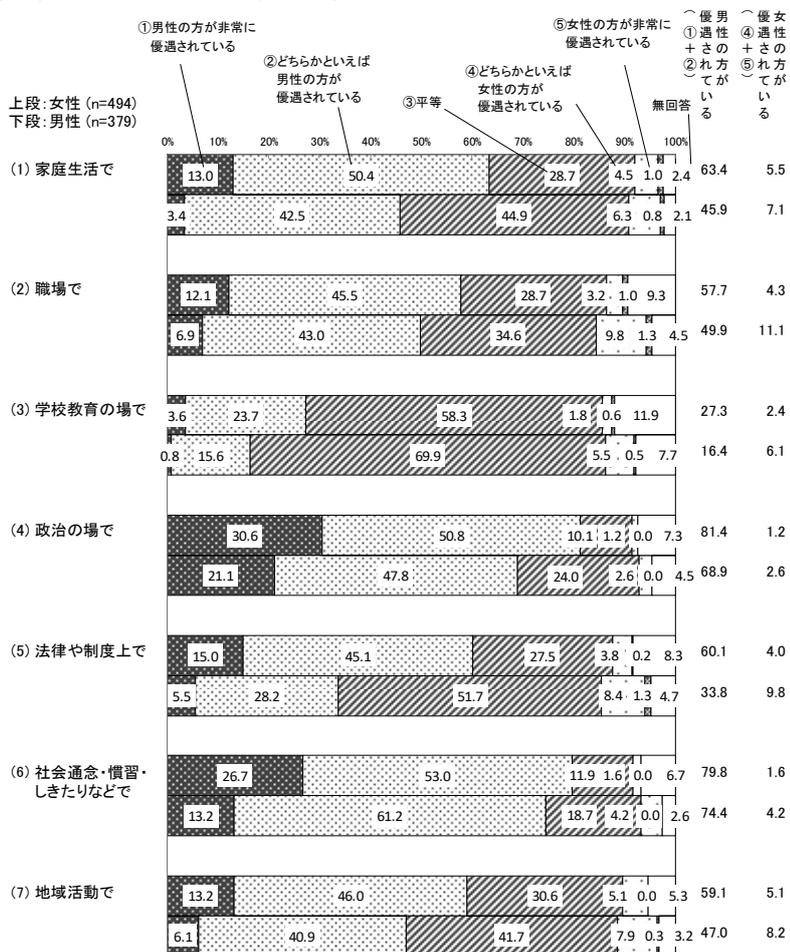
- 男女の平等感について、「平等」とする回答が高い分野は「学校教育の場」であり、63.3%ですが、それ以外の分野ではいずれも「平等」とする意識は低く、「男性の方が優遇されている (計)」が高くなっています。特に「社会通念・慣習・しきたりなどで」の分野では、77.2%が「男性の方が優遇されている (計)」となっています (図表 35)。
- すべての分野において、「平等」とする回答は男性の方が女性を上回っていて、男女差の大きい分野は「法律や制度上で」24.2 ポイント差 (男性 51.7%、女性 27.5%)、「家庭生活で」16.2 ポイント差 (男性 44.9%、女性 28.7%)、「政治の場で」13.9 ポイント差 (男性 24.0%、女性 10.1%) となっています (図表 36)。
- 男女の地位が平等だと思う人の割合 (7 分野平均) は 33.6%であり、「第 3 次島根県男女共同参画計画」(以下、県 3 次計画) の目標値 (40%) には届いていません。

【図表 35】（男女の地位の平等感）



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

【図表 36】（男女の地位の平等感・男女別）



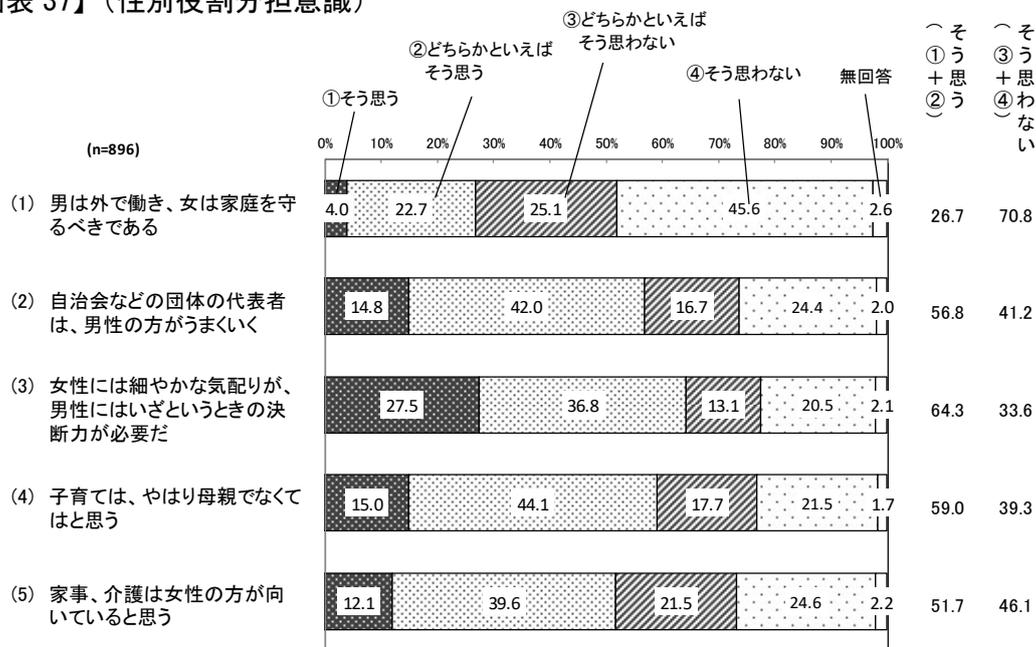
資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

また、典型的な性別役割分担意識についても調査を行っており、次のことが分かっています。

- ・ 典型的な性別役割分担意識について尋ねる「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考えに否定的な回答は70.8%で7割を超えていますが、「県3次計画」の目標値(80%)には届いていません(図表37)。
- ・ それ以外の4つの事柄については、肯定的(計) > 否定的(計)で、肯定派がまだ過半数を占めています(図表37)。

このように、長年にわたり人々の中に形成された性別に基づく固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識な思い込み(アンコンシャス・バイアス)<sup>5</sup>が依然として存在しています。これらの解消に向けて、引き続き意識啓発や理解促進を図っていく必要があります。

【図表37】(性別役割分担意識)



資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

### (3) 地域・農山漁村における男女共同参画

#### ①自治会、公民館、PTA

地域においては、自治会、公民館、PTAなど、地域の助け合いや絆、古き良き人間関係などの中で、人々が安全安心な生活を暮らすために必要不可欠なものです。しかしながら、その女性の参画という視点で見ると、自治会長、公民館長、学校のPTA会長に占める女性の割合は、自治会長3.9%(全国28位)、公民館長8.0%、小学校PTA会長10.9%、中学校PTA会長12.8%、県立高等学校PTA会長2.8%となっており、それぞれ大多数が男性となっており、地域における女性の参画は依然として進んでいない状況にあります(図表38：参考指標1～3)。

<sup>5</sup> 無意識な思い込み(アンコンシャス・バイアス)：誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

また、地域活動における男女の地位の平等感については、53.7%で男性のほうが優遇されているという回答があります（図表 35）。

そのため、今後も固定的な性別役割分担意識の解消と地域における女性の参画を促進していく必要があります。

## ②農林水産業

平成 27 年国勢調査によると、島根県の第 1 次産業従事者に占める女性の割合は 35.4% となっており、農林水産業において、女性は大きな役割を担っています。

一方で、農業委員をはじめ、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員に占める女性の割合は依然として低い状況にあります。（図表 38：参考指標 4～7）

家族経営協定<sup>6</sup>を締結している農家数は、平成 21 年度以降増加を続けており、令和 2 年 3 月 31 日現在で 214 戸となっています（図表 38：参考指標 8）。

今後も、農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画はもとより、女性の経済的地位の向上や農業経営への女性の参画を促進していく必要があります。

【図表 38】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	自治会長に占める女性の割合	3.9% (全国 28 位)	6.1%	内閣府「令和 2 年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」 (原則 R2. 4. 1 現在)
2	公民館長に占める女性の割合	8.0%	—	島根県女性活躍推進課調査 (原則 R3. 4. 1 現在)
3	PTA 会長に占める女性の割合	小学校	10.9%	島根県女性活躍推進課調査 (R3. 7. 1 現在)
		中学校	12.8%	
		県立高等学校	2.8%	
4	農業委員に占める女性の割合	12.5% (全国 25 位)	12.3%	農林水産省「令和 2 年度農業委員への女性の参画状況」(R2. 10. 1 現在)
5	農業協同組合の役員に占める女性の割合	10.9%	8.4%	【島根県値】 島根県農林水産総務課調査 (R3. 10. 1 現在) 【全国値】 農林水産省「令和元事業年度農業協同組合及び同連合会一斉調査」 (R 元. 10. 1 現在)
6	森林組合の役員に占める女性の割合	1.2% (全国 9 位)	0.5%	林野庁「令和元年度森林組合統計」 (R2. 3. 31 現在)
7	漁業協同組合の役員に占める女性の割合	0%	0.4%	水産庁「令和年度水産業協同組合統計表」(R2. 3. 31 現在)
8	農家における家族経営協定締結数	214 戸	58,799 戸	農林水産省「令和 2 年家族経営協定に関する実態調査」(R2. 3. 31 現在)

<sup>6</sup> 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

#### (4) 防災における男女共同参画

近年、全国各地において、地震、津波、風水害等の大規模な自然災害が発生しており、島根県においても、島根県西部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年7月及び8月の大雨などにより、大きな被害が発生しています。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されていないといった課題が生じていたことが指摘されています。

そのため、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画拡大や、指定避難所の運営における女性の参画の推進等に向けて、取組を強化していく必要があります。

島根県においても、市町村防災会議の女性委員の割合が8.5%（全国35位）、消防団員に占める女性の割合が2.3%（全国40位）という状況にあり、地域の防災力強化に向けて、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を進める必要があります（図表39：参考指標1～5）。

【図表39】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	都道府県防災会議の女性委員の割合（会長を含む）	40.3% (全国3位)	16.1%	内閣府「令和2年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」（原則R2.4.1現在）
2	市区町村防災会議の女性委員の割合（会長を含む）	8.5% (全国28位)	8.8%	
3	市区町村防災会議において女性委員が登用されていない市区町村数	4町	348自治体	
4	消防団員に占める女性の割合	2.3% (全国35位)	3.3%	消防庁「令和2年度消防防災・震災対策現況調査」（R2.4.1現在）
5	消防吏員に占める女性の割合	1.5% (全国40位)	3.0%	

#### (5) 男女間におけるあらゆる暴力をめぐる現状と課題

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会全体として取り組むべき問題です。その予防と被害者の人権の回復に向けた取組を進め、暴力の根絶を図る必要があります。

暴力には、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）、性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、様々な形態があります。また、近年では情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害は一層多様化しています。

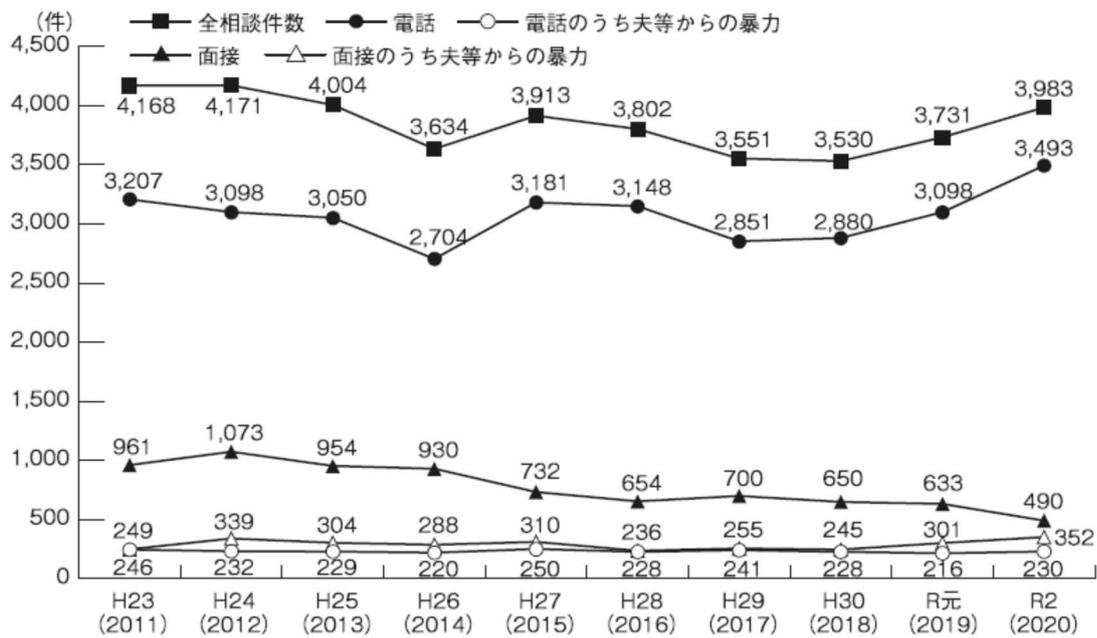
島根県女性相談センターにおける女性相談の件数は、例年3,500件を超え、そのうちDVを主訴とする相談は500件程度と依然高い状況にあります（図表40）。

令和2年度に受け付けた相談内容を主訴別に見ると、夫婦間の問題（「夫等からの暴力」「夫等の薬物中毒・酒乱」「離婚問題」「夫等その他の理由」）は全体の47.4%、DVの割合は全体の14.6%を占めています（図表41）。

全国的には、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や生活不安などの影響により、DV相談件数が増加しています。島根県においては、新型コロナウイルス感染症の明確な影響までは窺えませんが女性相談件数は増加傾向にあり、今後もその影響を注視していく必要があります。

DVを含むあらゆる暴力の根絶に向けて、幼少期からの人権教育や若年層に対する暴力の予防教育、広く県民に対してDVについての正しい認識を深めるための普及啓発等を行い、「暴力を許さない」という意識啓発や社会全体の気運醸成を図るとともに、被害者の多様なニーズに応じたきめ細かな支援体制の充実など、社会環境の整備に努める必要があります。

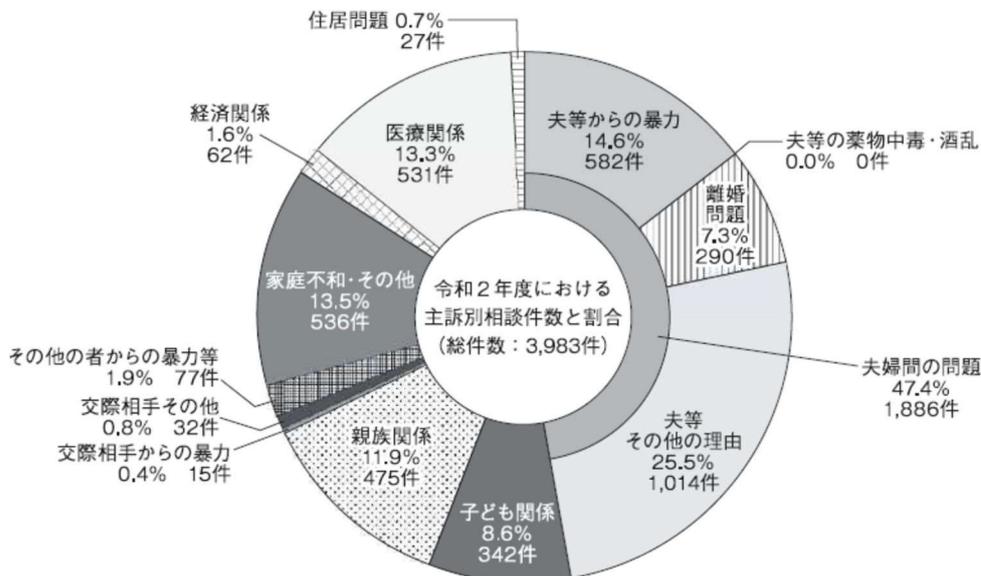
【図表 40】（女性相談の件数）



注 女性相談センター等、県の女性相談窓口で受け付けた件数である。

資料：島根県女性相談センター調査

【図表 41】（女性相談の主訴別相談状況）



資料：島根県女性相談センター調査

## (6) 健康をめぐる現状と課題

生涯にわたり、生き生きと健康で暮らすことは、県民誰もの願いです。また、男女がお互いに身体的性差を十分に理解し、人権を尊重し、思いやりを持つことは男女共同参画社会の形成の前提となります。

特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、妊娠・出産など生涯を通じて男性とは異なった身体の変化や、女性特有の病気などの健康上の問題に直面する可能性があります。そのため、男女がともに、思春期、成人期、中高年齢期など、人生の各段階に応じた健康の保持増進を進めていくことが重要です。

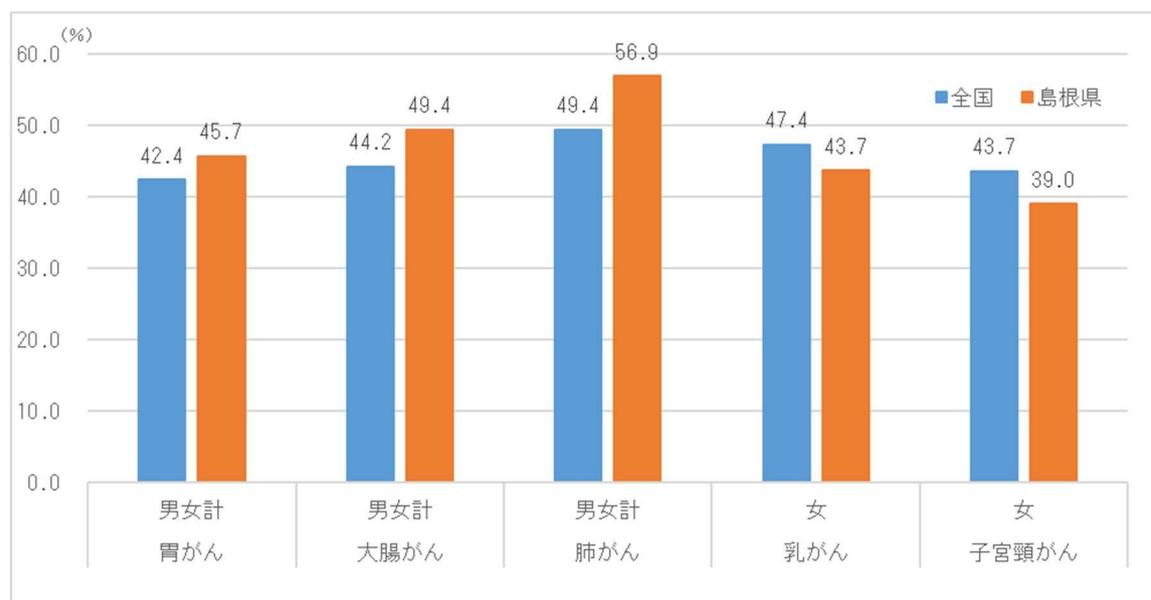
また、妊娠・出産に関しては、妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実を図るとともに、若年層からの「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>7</sup>）」の視点に基づく、命の大切さや正しい性知識の教育・意識啓発などの取組を進める必要があります。

本県の死亡原因の第1位となっているがんについては、死亡率の低減につなげるため、がん検診を適切な体制の下で実施するとともに、受診率向上対策を行うことが重要です。がん検診受診率は、5つのがん種の中でも女性に特有な乳がんや子宮頸がんが低く、特に受診啓発に努める必要があります（図表42）。

また、がんの性別年齢階級別罹患率をみると、男性では45歳頃、女性では35歳頃から増加しはじめ、がんと診断された人の約3割は働き盛り世代（20～64歳）です（図表43）。この世代は仕事だけでなく子育ても担っており、がんに罹患した場合には社会的にも家庭的にも影響が大きいことから、働き盛り世代の受診率向上の取組が必要です。

【図表42】

がん検診受診率 年次推移（令和元（2019）年、40～69歳（子宮頸のみ20～69歳））



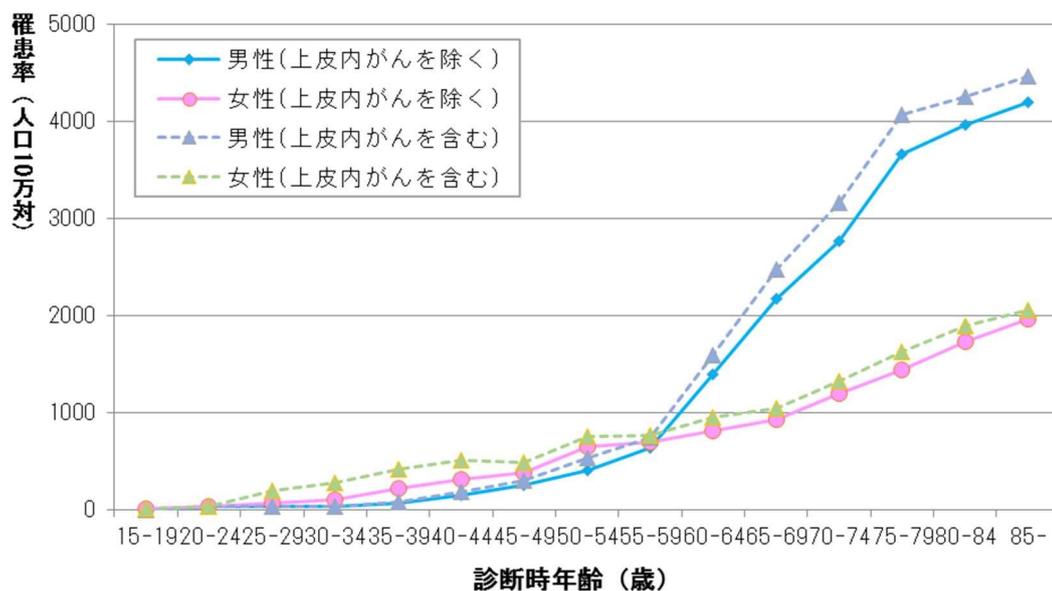
資料：資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

<sup>7</sup> リプロダクティブ・ヘルス/ライツ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

【図表 43】

性別・年齢階級別がん罹患率（島根県）



資料：島根県のがん登録 H29（2017）年集計

【図表 44】

	参考指標	島根県	全国	出典
1	健康寿命（65歳平均自立期間）	男性 17.86年 女性 21.17年	—	島根県健康指標データベースシステム（SHIDS） 平成26年～30年の5年平均値
2	平均寿命	男性 81.22歳 女性 87.99歳	男性 81.1歳 女性 87.1歳	【島根県値】 島根県健康指標データベースシステム（SHIDS） 【全国値】 国民健康保険中央会 令和3年7月
3	乳がん検診の受診率（40～69歳／過去2年間）	43.7%	47.4%	厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」
4	子宮頸がん検診の受診率（20～69歳／過去2年間）	39.0%	43.7%	
5	10代の人工妊娠中絶実施率（15～19歳女子人口千対）	3.8	4.5	厚生労働省「令和元年度衛生行政報告例」

（7）誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる現状と課題

①ひとり親家庭

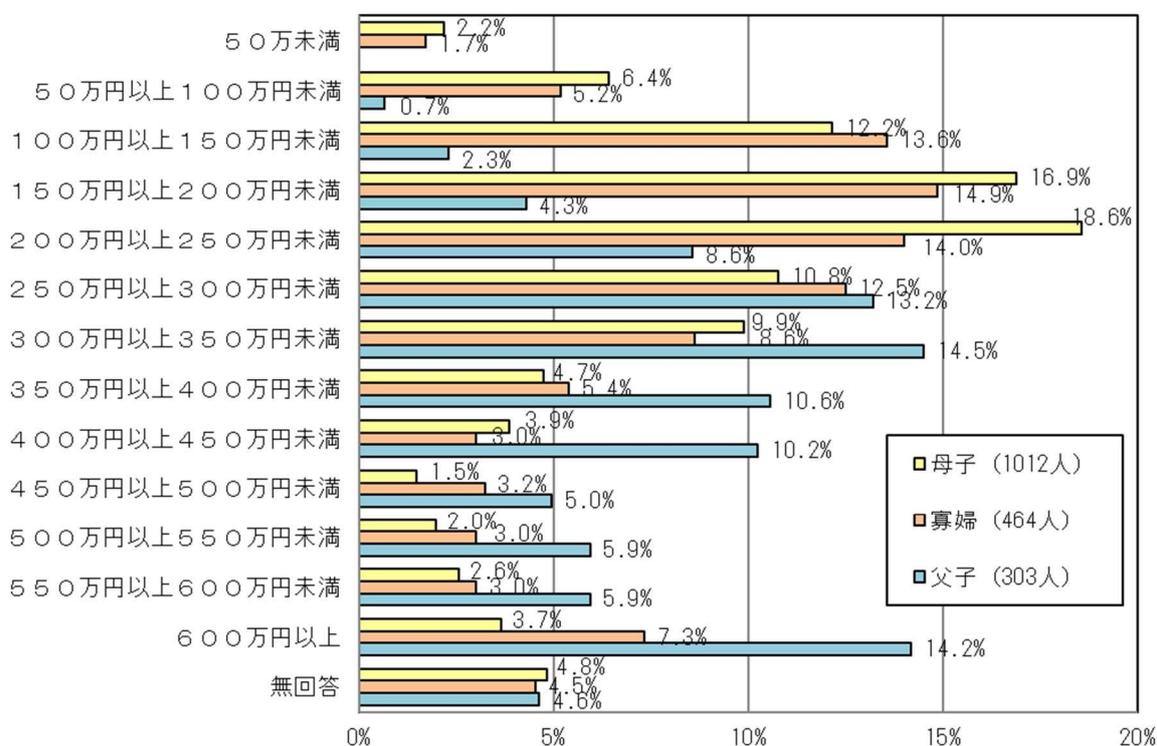
ひとり親家庭は、生計のみならず家事、育児等の全てを大人一人で担っており、経済、教

育、健康面などで大きな不安や負担を抱えています。特に母子家庭においては、非正規雇用の割合が高く、不安定な雇用形態にある者が多いため、約 37.7%の世帯が年収 200 万円未満となっています（図表 45）。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、家事や育児の負担が増加する一方、就業先の営業自粛や時間短縮により収入が減少するなど、ひとり親家庭はより深刻な影響を受けていることが懸念されています。

そうした状況にあるひとり親家庭の自立の促進と生活の安定を図るため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な支援を行っていく必要があります。

また、ひとり親家庭の子どもが、進学の手続きや学習への意欲を減少させることがないように、子どもへの学習支援等を推進し、貧困の連鎖を防止するための取組を進めていくことが重要です。

【図表 45】（世帯の年間収入）



資料：島根県「平成 30 年度島根県ひとり親家庭等実態調査」

## ②高齢者

本県の年齢別人口割合は、3人に1人が高齢者（65歳以上）であり、今後もその割合は上昇していくことが見込まれています。

人生 100 年時代を見据え、高齢者がいきがいを持って地域の担い手として活躍できるよう、その環境づくりを進めていく必要があります。

また、高齢者が生涯を通じて住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される仕組みづくり（地域包括ケアシステム）を進めていく必要があります。

### ③障がい者、外国人、LGBT<sup>8</sup>等、その他の人権課題

障がいがあること、外国人であること、ルーツが外国であること、LGBT等であること、同和問題（部落差別）に関することなどを理由に、社会的な困難を抱えている人は、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を背景に、更に複合的に困難な状況に置かれていることがあります。

そのため、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めていく必要があります。

---

<sup>8</sup> **LGBT** LGBTとは、下記の頭文字を取って組み合わせたもの。

L：女性の同性愛者（Lesbian:レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay:ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual:バイセクシュアル）

T：体と心の性が一致していないため身体に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む（Transgender:トランスジェンダー）

## 第3章 計画の内容

### 1 島根県が目指す男女共同参画社会

男女共同参画社会の形成を進める上での理念を共有するため、目指す姿を第3次島根県男女共同参画計画が掲げる姿を承継しつつ、新しい視点や施策の方向性を踏まえ、次のように描きます。

#### すべての女性が自分らしくきらめく島根

～ 認め合い 高め合い ベストバランスで暮らす新たな時代へ ～

多様な価値観を認め合い、性別に関わりなく誰もが、仕事と生活などそれぞれの最適バランスで、自分らしくいきいきと暮らし続けられる島根

[家庭では]

家事、育児、介護などを家族みんなで協力し合いながら、笑顔で暮らしています。

[地域では]

誰もが地域活動やボランティア活動などに積極的に参加し、お互いが支え合いながら、安心して暮らしています。

[職場では]

働きやすい職場環境が整備され、一人ひとりが個性や能力をしっかりと発揮しながら、いきいきと働いています。

[学校では]

お互いの個性を認め合う、心豊かな子どもたちが育っています。

### 2 計画の基本目標

本県における男女共同参画の現状や課題を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた施策を総合的、計画的に展開するため、次の3つの基本目標を定めました。

また、それぞれの基本目標には、数値目標を定めました。

#### 基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）

女性活躍推進法等の基づく積極的改善措置（ポジティブ・アクション）<sup>9</sup>の実行や働き方改革等の推進を通じて、男女間格差の改善や女性の能力発揮の促進が少しずつ図られてきているものの、まだ十分な状況には至っていません。

そのため、仕事や地域活動など、あらゆる分野において、女性一人ひとりが、本人の希望に応じ個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境づくりを進めます。

<sup>9</sup> 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定されている。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となる。

また、子育て・介護支援や働き続けやすい職場環境づくりの推進などにより、子育てや介護をしている誰もが安心して家庭や仕事とも調和のとれた充実した生活が送られる社会を目指した取組を推進します。

## **基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる**

社会のしきたりや慣習などは、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものですが、そこには固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等を反映したものがいまだに多く見られます。

そのため、子どもから大人まで様々な世代において、固定的な性別役割分担意識を植え込まず、また押しつけない取組、男女双方の意識を変えていく取組を通して、男女共同参画を推進します。

## **基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる**

すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で、あらゆる暴力の根絶に向けた取組は必要不可欠なことです。

また、人生 100 年時代を見据え、誰もが生涯にわたって健康を享受するためには、男女がお互いの身体的特質を理解し、支え合いながら生きていけるよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりを進める必要があります。

加えて、様々な困難な状況に置かれている人々が、安心して生活することができる環境づくりを進めます。

### 3 施策体系

基本目標には、それぞれ重点目標を定め、施策の推進を図ります。

基本目標（3項目）	重点目標（10項目）	施策の方向性（26項目）
I あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる （女性活躍の推進）	1 あらゆる分野での活躍推進	（1）女性一人ひとりが、あらゆる分野で活躍できる環境の整備
	2 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり	（1）子育て世代に向けた支援の充実 （2）子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づく都道府県推進計画の位置づけ

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	（1）県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
		（2）市町村、企業、団体等における取組の促進
	4 地域における慣行の見直しと意識の改革	（1）全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開
		（2）男性や若者にとっての男女共同参画の推進
		（3）男女共同参画に関する情報の収集・提供
	5 男女共同参画に関する教育・学習の推進	（1）学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進
		（2）家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進
6 地域・農山漁村における男女共同参画の推進	（1）農林水産業における男女共同参画の推進	
	（2）地域活動における男女共同参画の推進	
7 防災対策における男女共同参画の推進	（1）防災対策に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
	（2）男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	

III 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	（1）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
		（2）配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援などの推進
		（3）性犯罪・性暴力への対策の推進
		（4）ストーカー事案への対策の推進
		（5）ハラスメント防止対策の推進
	9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	（1）思春期・若年期における健康づくり
		（2）妊娠・出産などに関する健康支援
		（3）中高年期における健康づくり
	10 誰もが安心して暮らせる環境の整備	（1）ひとり親家庭、生活困窮者への支援
		（2）高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境整備
（3）外国人が安心して暮らせる環境整備		
（4）人権尊重の観点からの啓発・教育		

#### 4 数値目標

下表のとおり数値目標を設定します。目標値は原則として令和8年度時点の数値としますが、調査年度を踏まえた目標値は括弧書きの時点の年度を目標値とします。

基本目標	項目	直近値 (R3)	目標値 (R8)	単位	計上 分類	把握方法	担当課
I あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）	1 女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数 【当該年度4月～3月】	244 (R2)	275	人	単年度値	島根県女性活躍推進課調査	女性活躍推進課
	2 係長以上の役職への女性の登用割合 【当該年度9月時点】	18.4 (R2)	30.0	%	単年度値	島根県「労務管理実態調査」（3年に1回実施。R5、R8年度調査予定）	
	3 しまね女性の活躍応援企業登録企業数 【当該年度3月時点】	288 (R2)	625	社	累計値	島根県女性活躍推進課調査	
	4 こころカンパニー認定企業数 【当該年度3月時点】	368 (R2)	560	社	累計値		
	5 子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合 【当該年度8月時点】	67.7 (R2)	80.0	%	単年度値	島根県「県政世論調査」	子ども・子育て支援課
	6 男性の育児休業制度を利用した割合 【当該年度9月時点】	2.5 (R2)	30.0	%	単年度値	島根県「労務管理実態調査」（3年に1回。R5、R8年度調査予定）	女性活躍推進課
II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	7 県の審議会等への女性の参画率 【当該年度4月時点】	47.0	50.0	%	単年度値	島根県女性活躍推進課調査	女性活躍推進課
	8 県職員の管理職に占める女性の割合 ※1 【当該年度4月時点】	13.0	15.0 (R6) ※2	%	単年度値	島根県人事課調査	人事課
	9 男女の地位が平等だと思う人の割合（7分野平均） ※3 【当該年度7月～9月時点】	33.6 (R元)	40.0 (R7)	%	単年度値	島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」（R7年度調査予定）	女性活躍推進課
	10 固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合 ※4 【当該年度8月時点】	73.7 (R2)	88.0	%	単年度値	島根県「県政世論調査」	
	11 農業委員に占める女性の割合 【当該年度10月時点】	12.5 (R2)	30.0	%	単年度値	農林水産省「農業委員への女性の参画状況」	農業経営課
	12 農業協同組合の役員に占める女性の割合 【当該年度10月時点】	10.9 (R3)	15.0	%	単年度値	島根県農林水産総務課調査	農林水産総務課
	13 家族経営協定締結数 【当該年度3月時点】	214 (R元)	221	戸	累計値	農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」	農業経営課
	14 しまね女性ファンドの採択件数のうち、新規の活動に係る件数 【当該年度4月～3月】	98 (H28～R3) ※6年間	100 (R4～8)	件	累計値	島根県女性活躍推進課調査	女性活躍推進課
	15 県防災会議の女性委員の割合（会長を含む） 【当該年度4月時点】	40.3	50.0	%	単年度値	島根県女性活躍推進課調査	防災危機管理課

基本 目標	項目	直近値 (R3)	目標値 (R8)	単位	計上 分類	把握方法	担当課	
Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	16	DVに関する予防教育を実施している学校の割合 【当該年度4月～3月】	— ※5	80.0	%	単年度値	島根県青少年家庭課調査	青少年家庭課
	17	DV被害者が相談した割合 【当該年度7月～9月時点】	— ※6	60.0 (R7)	%	単年度値	島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」(R7年度調査予定)	
	18	妊娠初期(妊娠11週以下)からの妊娠届出率 【当該年度4月～3月】	89.4 (R元)	95.0 (R7)	%	単年度値	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」	健康推進課
	19	健康長寿しまねの県民運動参加者数(延べ人数) 【当該年度4月～3月】	167,512 (R2)	305,171	人	累計値	島根県健康推進課調査	
	20	乳がん検診受診率 【当該年度6月時点】	43.7 (R元)	50.0 (R7)	%	単年度値	厚生労働省「国民生活基礎調査」(大規模調査)(3年に1回。R4、R7年度調査予定)	健康推進課
	21	子宮がん(頸部)検診受診率 【当該年度6月時点】	39.0 (R元)	50.0 (R7)	%	単年度値	厚生労働省「国民生活基礎調査」(大規模調査)(3年に1回。R4、R7年度調査予定)	
	22	就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合 【当該年度3月時点】	87.5 (R2)	80.0	%	単年度値	島根県青少年家庭課調査	青少年家庭課
	23	人権に配慮する人が増えたと思う人の割合 【当該年度8月時点】	44.8 (R2)	50.0	%	単年度値	島根県「県政世論調査」	人権同和対策課

※1 病院職員、教育職員、警察職員を除く

※2 令和7年度以降の目標値については、令和5年度中の島根県特定事業主行動計画(計画期間:令和2～6年度)の改定に際して改めて設定

※3 7分野とは、「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「法律や制度」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」のこと。実態調査において、分野ごとに男女の地位の平等感について調査

※4 調査で「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方にとらわれない人の割合

※5 現状の参考値:令和2年12月青少年家庭課調査の数値(県内の中学校、高等学校・高等専門学校、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導を実施している学校数の割合が54.7%)

※6 現状の参考値:内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書(平成30年3月)」DV被害経験者のうち「相談した」割合が47.1%(女性57.6%、男性26.9%)

## 5 参考指標

社会全体で男女共同参画の推進状況を測る目安として経年変化を把握するため、下表のとおり参考指標を設定します。

基本目標	項目	H27年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上 分類	把握方法
I あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）	1 就業者総数に占める女性の割合 【当該年度10月時点】	45.5 (H27)	45.5 (H27)	43.9 (H27)	%	単年度値	総務省「国勢調査」 (5年に1回)
	2 女性の労働力率 【当該年度10月時点】	51.2 (H27)	51.2 (H27)	50.0 (H27)	%	単年度値	
	3 生産年齢人口（15～64歳）における女性の労働力率 【当該年度10月時点】	74.6 (H27)	74.6 (H27)	67.3 (H27)	%	単年度値	総務省「国勢調査」 (5年に1回)より 作成
	4 女性の正規の職員・従業員の割合 【当該年度10月時点】	52.1 (H27)	52.1 (H27)	45.5 (H27)	%	単年度値	
	5 男女間の賃金格差 (男性一般労働者の所定内給与額を100としたときの女性一般労働者の所定内給与額) 【当該年度6月時点】	78.7 (H27)	79.2 (R2)	74.3 (R2)	%	単年度値	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
	6 一般労働者の平均勤続年数 【当該年度6月時点】	男性 12.9 女性 10.2 (H27)	男性 13.3 女性 11.1 (R2)	男性 13.4 女性 9.3 (R2)	年	単年度値	
	7 管理的職業従事者（会社管理職、管理的公務員等）に占める女性の割合 【当該年度10月時点】	11.4 (H24)	15.2 (H29)	14.8 (H29)	%	単年度値	総務省「就業構造基本調査」(5年に1回)
	8 係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合 【当該年度9月時点】	60.9 (H26)	66.9 (R2)	—	%	単年度値	島根県「労務管理実態調査」(3年に1回)
	9 育児をしている女性の有業率 【当該年度10月時点】	74.3 (H24)	81.2 (H29)	64.2 (H29)	%	単年度値	総務省「就業構造基本調査」(5年に1回)
	10 M字型カーブの浅さ 【当該年度10月時点】	3.6 (H27)	3.6 (H27)	8.7 (H27)	ポイント	単年度値	総務省「国勢調査」 (5年に1回)より 作成
	11 夫婦共働き世帯の割合 【当該年度10月時点】	54.7 (H24)	55.5 (H29)	48.8 (H29)	%	単年度値	総務省「就業構造基本調査」(5年に1回)
	12 産前・産後サポート事業実施市町村数 【当該年度4月～3月】	—	6 (R2)	—	自治体	累計値	島根県健康推進課調査
	13 産後のケア事業実施市町村数 【当該年度4月～3月】	—	15 (R2)	—	自治体	累計値	
	14 こころ事業の協賛店数 【当該年度3月時点】	2,532 (H27)	2,188 (R2)	—	店	累計値	島根県子ども・子育て支援課調査
	15 保育所待機児童数（4月1日時点） 【当該年度4月時点】	46 (H27)	1 (R3)	—	人	単年度値	

基本目標	項目		H27年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上 分類	把握方法
I の 続き  あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる (女性活躍の推進)	16	保育所待機児童数(10月1日時点) 【当該年度10月時点】	148 (H27)	7 (R2)	—	人	単年度値	島根県子ども・子育て支援課調査
	17	放課後児童クラブ受入れ可能児童数 【当該年度5月時点】	—	10,145 (R2)	—	人	単年度値	
	18	19時まで開所している放課後児童クラブ数(箇所) 【当該年度3月時点】	—	75 (R2)	—	箇所	累計値	
	19	長期休業中7時半以前に開所している放課後児童クラブ数(箇所) 【当該年度3月時点】	—	40 (R2)	—	箇所	累計値	
	20	時間単位での年次有給休暇制度を導入している事業所の割合 【当該年度9月時点】	—	35.5 (R2)	—	%	単年度値	島根県「労務管理実態調査」(3年に1回)
	21	介護休業制度を利用した人がいる事業所の割合 【当該年度9月時点】	2.5 (H26)	4.1 (R2)	—	%	単年度値	
	22	6歳未満の子供を持つ世帯の家事・育児・介護時間 【当該年度10月時点】	男性 96 女性 403 (H23)	男性 69 女性 407 (H28)	男性 83 女性 454 (H28)	分/日	単年度値	総務省「社会生活基本調査」(5年に1回)
	23	65歳以上人口に対する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の定員数の比	—	2.4 (R元)	2.0 (R元)	%	単年度値	厚生労働省「R元年介護サービス施設・事業所調査」及び総務省「H27年国勢調査」より作成
II  男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	24	島根県議会議員の候補者に占める女性の割合 (任期満了に伴う選挙に限る)	8.3 (H27)	8.3 (H31)	—	%	単年度値	島根県選挙管理委員会「選挙の記録(H27・H31)」
	25	都道府県議会議員に占める女性議員の割合 【当該年度12月時点】	8.1 (H27)	8.6 (R2)	11.5 (R2)	%	単年度値	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」
	26	市区議会に占める女性議員の割合 【当該年度12月時点】	7.1 (H27)	11.5 (R2)	16.8 (R2)	%	単年度値	
	27	町村議会に占める女性議員の割合 【当該年度12月時点】	8.1 (H27)	4.8 (R2)	11.3 (R2)	%	単年度値	
	28	女性議員がゼロの市町村議会 【当該年度4月時点】	4 (飯南町、川本町、美郷町、知夫村) (H27)	4 (飯南町、美郷町、西ノ島町、隠岐の島町) (R3)	—	自治体	単年度値	島根県女性活躍推進課調査
	29	市区町村の審議会等に占める女性の割合 【原則当該年度4月時点】	26.8 (H27)	25.8 (R2)	29.5 (R2)	%	単年度値	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」

基本 目標	項目		H27 年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上 分類	把握方法	
II の 続き  男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	30	都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合 【原則当該年度4月時点】	管理職	9.0 (H27)	13.5 (R2)	11.1 (R2)	%	単年度値	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」
			課長相当職	9.2 (H27)	14.4 (R2)	12.2 (R2)			
			部局長・次長相当職	7.7 (H27)	8.3 (R2)	7.0 (R2)			
	31	市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合 【原則当該年度4月時点】	管理職	15.2 (H27)	20.2 (R2)	15.8 (R2)	%	単年度値	
			課長相当職	17.7 (H27)	23.0 (R2)	17.8 (R2)			
			部局長・次長相当職	7.6 (H27)	11.4 (R2)	10.1 (R2)			
	32	公立学校における女性管理職の割合 全校種 (小学校、中学校・義務教育学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校) 【当該年度4月時点】	校長	10.6 (H27)	9.8 (R2)	16.4 (R2)	%	単年度値	文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」
			副校長・教頭	11.3 (H27)	18.0 (R2)	22.7 (R2)			
	33	島根県立大学における女性研究者の割合 【当該年度3月時点】	准教授以上	—	39.8 (R2)	—	%	単年度値	島根県立大学調査
			指導的地位 (学長、学長代行、副学長、学部長、研究科長、短大部長、別科長)	—	33.3 (R2)	—			
	34	認定農業者数に占める女性の割合 【当該年度3月時点】	2.7 (H27)	2.6 (R元)	5.0 (R元)	%	単年度値	農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別等認定状況」 (申請者が女性及び夫婦(共同申請))	
	35	指導農業者等に占める女性の割合 【島根県値：当該年度4月時点】 【全国値：当該年度7月時点】	19.4 (H27)	13.7 (R3)	28.0 (R元)	%	単年度値	【島根県値】 島根県農業経営課調査 【全国値】 農林水産省「普及事業の組織及び運営に関する調査」	
36	基幹的農業従事者に占める女性の割合 【当該年度2月時点】	42.5 (H26)	37.2 (R元)	39.7 (R元)	%	単年度値	農林水産省「農林業センサス」(5年に1回)(H21:販売農家、H26、R元:個人経営体)		
37	森林組合の役員に占める女性の割合 【当該年度3月時点】	1.1 (H27)	1.2 (R元)	0.5 (R元)	%	単年度値	林野庁「森林組合統計」		
38	林業従事者に占める女性の割合 【当該年度10月時点】	11.1 (H27)	11.1 (H27)	14.3 (H27)	%	単年度値	総務省「国勢調査」 (5年に1回)		
39	漁協協同組合の役員に占める女性の割合 【当該年度3月時点】	0 (H27元)	0 (R元)	0.4 (R元)	%	単年度値	水産庁「水産業協同組合統計表」		

基本目標	項目		H27年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上 分類	把握方法	
IIの 続き  男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	40	漁業就業者に占める女性の割合 【当該年度11月時点】	3.1 (H25)	3.1 (H30)	11.5 (H30)	%	単年 度値	農林水産省「漁業センサス」（5年に1回）	
	41	商工会議所の役員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】	2.2 (H27)	1.1 (R3)	2.3 (R2)	%	単年 度値	【島根県値】 島根県中小企業課調査	
	42	都道府県商工会連合会の役員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】	4.0 (H27)	4.2 (R3)	5.8 (R2)	%	単年 度値	【全国値】 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」	
	43	商工会の役員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】	8.6 (H27)	9.8 (R3)	7.8 (R2)	%	単年 度値		
	44	都道府県中央会の役員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】	4.9 (H27)	4.7 (R3)	2.0 (R2)	%	単年 度値		
	45	自治会役員に占める女性の割合 【原則当該年度4月時点】	会長	2.9 (H27)	3.9 (R2)	6.1 (R2)	%	単年 度値	【会長】 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」 【副会長】 女性活躍推進課調査
			副会長	8.2 (H27)	11.7 (R2)	—			
	46	公民館長に占める女性の割合 【原則当該年度4月時点】	6.3 (H27)	8.0 (R3)	—	%	単年 度値	島根県女性活躍推進課調査	
	47	PTA会長に占める女性の割合 【当該年度7月時点】	小学校	3.4 (H27)	10.9 (R3)	—	%	単年 度値	
			中学校	9.3 (H27)	12.8 (R3)	—			
			県立高等学校	0 (H27)	2.8 (R3)	—			
	48	男女の地位の平等感 (男性が優遇されていると感じている人の割合) 【当該年度7月～9月時点】	①家庭生活で	60.3 (H26)	55.4 (R元)	—	%	単年 度値	島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」
			②職場で	61.7 (H26)	53.8 (R元)	—			
③学校教育の場で			23.6 (H26)	22.4 (R元)	—				
④政治の場で			85.2 (H26)	75.7 (R元)	—				
⑤法律や制度上で			46.7 (H26)	48.3 (R元)	—				
⑥社会通念・習慣・しきたりなどで			83.0 (H26)	77.1 (R元)	—				
⑦地域活動で			56.4 (H26)	53.7 (R元)	—				

基本目標	項目		H27年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上 分類	把握方法	
Ⅱの 続き 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	49	性別役割分担意識（そう思わないと感じている人の割合） 【7月～9月時点】	①男は外で働き、女は家庭を守るべきである	65.2 (H26)	70.8 (R元)	—	%	単年度値	島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」
			②自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく	37.2 (H26)	41.2 (R元)	—			
			③女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ	27.6 (H26)	33.6 (R元)	—			
			④子育ては、やはり母親でなくてはと思う	29.1 (H26)	39.3 (R元)	—			
			⑤家事、介護は女性の方が向いていると思う	38.4 (H26)	46.1 (R元)	—			
	50	市区町村防災会議の女性委員の割合 【原則当該年度4月時点】	6.3 (H27)	8.5 (R2)	8.8 (R2)	%	単年度値	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」	
51	市区町村防災会議において女性委員が登用されていない市区町村数 【原則当該年度4月時点】	3 (飯南町、吉賀町、知夫村) (H27)	4 (飯南町、吉賀町、西ノ島町、隠岐の島町) (R2)	348	自治体	単年度値			
52	消防団員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】	2.2 (H27)	2.3 (R2)	3.3 (R2)	%	単年度値	消防庁「消防防災・震災対策現況調査」		
53	消防吏員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】	1.2 (H27)	1.5 (R2)	3.0 (R2)	%	単年度値			
Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	54	夫等からの暴力相談件数（県分＋市町村分） 【当該年度4月～3月】	1,180 (H27)	1,411 (R2)	119,276 (R元)	件	単年度値	【島根県値】 島根県青少年家庭課調査 【全国値】 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」	
	55	児童虐待に占めるDVによる心理的虐待数 【当該年度4～3月】	30 (H27)	50 (R2)	—	件	単年度値	【島根県値】 島根県青少年家庭課調査	
	56	警察が把握したDV認知件数 【当該年度4月～3月】	110 (H27)	128 (R2)	—	件	単年度値	島根県警察本部調査	
	57	10代の人工妊娠中絶率〔女子人口千人比〕 【当該年度4月～3月】	4.9 (H27)	3.8 (R元)	4.5 (R元)	女子人口千人比	単年度値	厚生労働省「衛生行政報告例」	

基本 目標	項目	H27 年度 島根県	最新値 島根県	最新値 全国	単位	計上 分類	把握方法
Ⅲの 続き  人権が尊重され、 安全・安心に暮らせる社会をつくる	58 健康寿命（65歳平均自立期間） 【前年度1月～当該年度12月】	男性 17.46 女性 20.92 (H27： H22～26 平均値)	男性 17.86 女性 21.17 (R元： H26～30 平均値)	—	年	単年 度値	島根県健康指標データベースシステム (SHIDS)
	59 平均寿命 【前年度1月～当該年度12月】	男性 80.13 女性 87.01 (H27： H25 データ)	男性 81.22 女性 87.99 (R2： H30 データ)	男性 81.1 女性 87.1 (R3： R元データ)	歳	単年 度値	【島根県値】 島根県健康指標データベースシステム (SHIDS) 【全国値】 国民健康保険中央会調べ
	60 特定健康診査受診率（国民健康保険） 【当該年度4月～3月】	43.4 (H27)	46.7 (R元)	38.0 (R元)	%	単年 度値	厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」
	61 現在喜びや生きがいを感じているものがあると回答した70歳以上の者の割合 【当該年度8月時点】	82.6 (H27)	84.0 (R2)	—	%	単年 度値	島根県「県政世論調査」
	62 認知症サポーター養成数 【当該年度3月時点】	57,083 (H27)	90,547 (R2)	—	人	累計 値	島根県高齢者福祉課調査
	63 あいサポーターの人数 【当該年度3月時点】	27,611 (H27)	54,476 (R2)	—	人	累計 値	島根県障がい福祉課調査
	64 あいサポーター企業・団体数 【当該年度3月時点】	154 (H27)	203 (R2)	—	企業・ 団体	累計 値	

## 第4章 具体的な取組

### 1 島根県が目指す男女共同参画社会

#### 基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）

##### 重点目標1 あらゆる分野での活躍推進

仕事や地域活動など、あらゆる分野において、女性一人ひとりが、本人の希望に応じ個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境をつくります。

#### (1) 女性一人ひとりが、あらゆる分野で活躍できる環境の整備

##### <ア>女性の多様な生き方の普及啓発

- 新 1 地域や企業等で活躍する女性をロールモデルとしてホームページ等で情報発信し、女性の意識醸成の促進を図ります。（女性活躍推進課）
- 2 建設産業で働く女性で構成される団体等が行う、女性の建設現場での活躍をPRする活動や、職場の垣根を越えた交流により互いを支え合うことで定着を促す活動などに必要な経費を支援します。（土木総務課）

##### <イ>女性一人ひとりの希望に応じた就業や起業の実現

- 新 3 女性の就職相談窓口「レディース仕事センター（松江市と浜田市に設置）」において、女性が自らの能力や経験などを活かして多様な働き方ができるよう、キャリアカウンセリングや職業紹介、合同企業説明会などを行い、女性の就労を支援します。（女性活躍推進課）
- 新 4 働く意欲はあるが育児・介護など様々な理由で自らの希望に沿った働き方ができていない女性を対象に、支援団体等と連携して、資格取得・スキルアップ・多様な働き方等を情報提供するセミナーや起業について学ぶ勉強会を開催し、女性の起業を支援します。（女性活躍推進課）
- 5 様々な就職情報を集約して簡単にアクセスできる就職情報サイトを設置し、就職活動を支援します。（雇用政策課）
- 6 若年者や離職者などの就職を支援するため、ニーズに即した職業訓練を県立高等技術校で実施します。また、県内企業におけるデジタル利活用人材の不足に対応するため、企業の社員を対象とした教育訓練を県立高等技術校で実施します。（雇用政策課）
- 7 女性医師や看護職員が安心して就業できるよう離職防止や復職支援など就業環境改善のための支援を行います。また、介護職場へ就業を希望する未就業の女性などの資格取得を支援します。（医療政策課、高齢者福祉課）
- 新 8 保育士バンクの運営、就職説明会等の開催、実習旅費等の負担軽減などにより、潜在保育士を含めた県内保育施設への就職を支援します。（子ども・子育て支援課）

## ＜ウ＞企業等における人材の育成・キャリアアップ・定着

9 女性の管理職登用促進や研修機会不足の解消、女性が働きやすい職場環境づくりを推進するため、女性を対象としたセミナーや、経営者や管理職等を対象としたセミナー等を開催し、県内の幅広い地域の企業等における女性活躍の推進を支援します。(女性活躍推進課)

10 人材育成における企業の取組を支援するとともに、内定者、新入社員、入社2～3年目の若手社員などの各階層に応じた研修会を開催します。(雇用政策課)

新 11 女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し、その取組を広く公表することで、企業等における取組を推進します。(女性活躍推進課)

新 12 県内企業等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進を図るため、職場においていきいきと活躍するとともに仕事以外の生活を本人の希望する形で充実させている女性を「しまね働く女性きらめき大賞」として表彰し、ロールモデルとしてPRします。(女性活躍推進課)

## ＜エ＞女性が自ら企画し、実践する地域活動の促進

13 女性が中心となって活動する民間の団体やグループが「魅力ある地域づくり」、「男女共同参画社会づくり」、「次代を担う人づくり」、「働く女性が活躍できる社会づくり」などについて、自主的・主体的に企画実施する事業を「しまね女性ファンド」により支援します。(女性活躍推進課)

## ＜オ＞多様な主体による連携体制

14 働く女性の活躍推進のため、経済団体等により構成される「しまね働く女性きらめき応援会議」を開催します。(女性活躍推進課)

## 重点目標2 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり

子育て・介護支援や働き続けやすい職場環境づくりの推進などにより、子育てや介護をしている誰もが安心して家庭や仕事とも調和のとれた充実した生活を送られる社会をつくりまします。

### (1) 子育て世代に向けた支援の充実

#### ＜ア＞市町村における切れ目のない相談・支援体制づくりの支援

新 15 県内のどこでも妊娠・出産・子育て全般に関する総合相談が受けられるよう市町村に設置された子育て世代包括支援センターの機能を充実するため、優良事例等の情報提供や研修による支援を行います。(健康推進課)

16 産後のケア、病児・病後児保育や、地域の状況に応じて創意工夫した取組などを支援し、切れ目のない支援体制を拡充します。(健康推進課、子ども・子育て支援課)

17 子育て中の悩みに迅速・的確に対応できるよう、児童相談所の相談・支援体制の強化と市町村の児童相談体制の充実を支援します。(青少年家庭課)

#### <イ>産前・産後のサポート体制の充実

18 子育て包括支援センターの機能充実や産前・産後時の家事・育児支援、産後のケアに取り組む市町村を支援します。(健康推進課)

#### <ウ>保育所の待機児童の解消

19 保育定員を増やして受入体制を拡充し、年度中途の入所希望に対応する私立保育所等を支援し、待機児童解消を図ります。(子ども・子育て支援課)

#### <エ>放課後児童クラブへの支援

新 20 地域の状況に応じて、クラブの開所時間を平日の19時まで延長し、また、夏休み等の長期休業中は7時30分以前から開所するために必要な人件費等を支援します。(子ども・子育て支援課)

21 待機児童解消のため、クラブの増設や小学校の空き教室等を活用するなどクラブの開設に必要な改修費用等の一部を支援します。(子ども・子育て支援課)

新 22 放課後児童支援員の確保のため、放課後児童支援員資格研修を開催するとともに、「放課後児童支援スーパーバイザー」を配置し、クラブの運営や児童支援のノウハウの助言を行います。(子ども・子育て支援課)

#### <オ>県全体の子育て応援促進

新 23 家庭、地域、団体、企業が一体となって、県全体で子育てを応援するため、「こっころパスポート」のデジタルパスポート化により普及と利用促進を図ります。(子ども・子育て支援課)

新 24 地域での子育て支援に長らく貢献していただいた方の功績を讃え、「島根みんな子育て応援賞」として知事感謝状を贈呈します。(子ども・子育て支援課)

#### <カ>企業等と連携した仕事と子育ての両立支援の推進

25 従業員の子育てを積極的に支援する「しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)」の認定制度を普及し、企業における取組を推進します。また、育児休業取得率などの実績による「プレミアムこっころカンパニー」を表彰し、取組事例を広くPRします。(女性活躍推進課)

## ＜キ＞男性の育児等への参加の促進

- 26 男性の積極的な育児等への参加を促進するため、キャンペーンの実施や、新婚夫婦への家事手帳及び男性向けの育児手帳の配布（電子配布を含む）を行います。（女性活躍推進課）

## ＜ク＞多世代同居・近居の促進

- 新 27 世代間の支え合いにより子育て環境の充実が期待される、多世代同居・近居の促進を図るためのリフォーム等に伴う負担の軽減に向けた支援を行います。（建築住宅課）

## (2) 子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり

### ＜ア＞男性の子育て・介護・家事の分担の促進

- 28 男性が家事・育児をすることが当たり前として捉えられる社会機運を醸成するため、男性や企業に向けたセミナーの開催や啓発活動に取り組みます。（女性活躍推進課）

- 新 29 介護に関する基礎知識（介護保険制度や相談先）、認知症の理解、基本的な介護の方法等に関する男性のための介護のミニ講座を実施し、家庭における男性の介護への参加を促進します。（高齢者福祉課）

- 30 地域において、男女共同参画に対する基本的な視点、知識等を身につけるために、市町村と男女共同参画サポーター<sup>10</sup>の協働でセミナーを開催します。（女性活躍推進課）

- 31 若い世代が、男女共同参画の視点を持って、将来設計、就職活動、社会参画する力を養うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスや多様なライフキャリアの選択等をテーマとしたセミナーを開催します。（女性活躍推進課）

- 新 32 小学校・中学校・高校での助産師による出前講座や、高校・大学等での人生設計講座などを実施し、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解と関心の向上や医学的な知識の普及を促進します。（子ども・子育て支援課）

### ＜イ＞子育て・介護と仕事の両立に向けた職場環境の整備に対する支援の充実

- 33 経営者や管理職等を対象とし、男性も女性も働き続けやすい職場環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランス等をテーマとしたセミナーを開催します。（女性活躍推進課）

- 34 誰もが安心して働くことのできる職場の風土づくりを促進するため、経営者の意識改革に取り組むとともに、企業間における連携を強化します。また、企業等における職場環境づくり等の好事例を広く紹介し、取組を推進します。（女性活躍推進課）

<sup>10</sup> 男女共同参画サポーター：県内各地域の男女共同参画を推進するため、県や市町村等と連携して地域で啓発活動等を行う人材。

35 ワーク・ライフ・バランスの取組が、企業の生産性や業績の向上、個人生活の充実、さらには地域社会の活性化につながることを、県の広報誌やホームページなどにより広く県民にPRします。また、「しまね働き方改革推進会議」の場を活用し、島根労働局や労使関係団体と連携した普及啓発の取組を進めます。(女性活躍推進課、雇用政策課)

36 一般事業主行動計画(女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法)の策定の促進を図り、企業等が自社の課題を認識し、女性活躍や従業員の仕事と生活の両立に積極的に取り組むことができるよう支援します。(女性活躍推進課)

37 「しまね女性の活躍応援企業」であり、かつ「しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)」である企業等を対象に、休憩室の整備やテレワークの導入など、一般事業主行動計画に基づく女性活躍推進や仕事と生活の両立支援に向けた取組に係る費用の一部を助成します。(女性活躍推進課)

38 誰もがいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりと社員の職場定着を促進するため、働き方改革に向けた取組方針「しまねいきいき職場宣言」を宣言する企業を募集し、宣言内容を実現するために取り組む「人づくり」「就労環境改善」を支援します。(雇用政策課)

新 39 県内企業等における女性活躍の一層の促進を図るため、女性職員の採用や資格取得のための助成、時間単位の有給休暇制度の創設などの働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業主等を「しまね女性の活躍応援企業表彰」として知事が表彰し、受賞企業等をPRします。(女性活躍推進課)

40 出産後3カ月以上の育児休業を取得し、職場復帰した従業員を3カ月以上雇用している従業員50人未満の県内事業所に対し、奨励金を支給します。(女性活躍推進課)

新 41 「時間単位の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」などを導入し、利用実績がある従業員50人未満の県内事業所に対し、奨励金を支給します。(女性活躍推進課)

新 42 女性活躍推進員を配置し、建設企業に訪問面談を行うことで、女性活躍のための支援策の普及啓発を図ります。また、訪問時に聞き取った女性活躍に関する悩み・課題・ニーズを適切な支援機関に取り次ぎます。(土木総務課)

43 「しまね女性の活躍応援企業」「しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)」に対して、入札資格審査等での加点や低利な融資制度を設けることによって、これらの企業の活動を支援します。(女性活躍推進課、中小企業課、土木総務課)

44 労働条件や就業環境などに関する相談窓口を設け、事業者や労働者に対するアドバイスを行います。また、島根労働局などの関係機関と連携して適切な解決に努めます。(雇用政策課、労働委員会)

新

45 労働条件等に関する労使間の紛争について、当事者同士での解決が難しくなった場合、労働委員会が両当事者の間に入って話し合いにより解決できるよう手伝います。(労働委員会)

46 島根県特定事業主行動計画に基づき、時差出勤の適切な運用等による多様な働き方の実現、時間外勤務の縮減に向けた取組、年次有給休暇等の取得促進等により仕事と生活の両立に向けた環境を整備するとともに、育児や介護に係る休暇等の趣旨・内容等の周知及び代替職員の確保を行い、育児休業等の取得促進を図ります。(人事課、県立病院課、教育庁総務課、警務課)

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる

### 重点目標3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

行政、企業、団体等における政策・方針決定過程への男女の参画を推進するため、県における審議会等への女性の参画や女性職員の登用に努めます。また、市町村、企業、団体等においても女性の参画が促進されるよう取り組んでいきます。

#### (1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

県の政策・方針決定過程において女性の意見を反映していくため、審議会等への女性の参画促進や、県職員の管理職に占める女性の割合の向上に努めます。

47 県の審議会等の委員の選任にあたっては、女性の委員の比率を50パーセントとするよう努めます。(女性活躍推進課、人事課)

48 島根県人材育成基本方針及び島根県特定事業主行動計画に基づき、職員のキャリア形成や働きやすい環境整備に取り組み、県の政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。(人事課)

49 女性の活動に関する情報の収集や整備に努め、県の審議会委員への登用などに活用します。(女性活躍推進課)

#### (2) 市町村、企業、団体等における取組の促進

市町村、企業、団体等における政策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう働きかけます。

50 市町村の政策・方針決定過程において女性の意見が反映されるよう、各種会議などを通じて、審議会等への女性の委員や女性職員の登用促進などを働きかけます。(女性活躍推進課)

51 企業、団体等における方針決定過程において女性の参画が進むよう、各種会議や研修などを活用して働きかけます。(女性活躍推進課)

52 県及び市町村の男女共同参画に関する施策の実施状況を調査し、年次報告として取りまとめ、公表します。(女性活躍推進課)

### 重点目標4 地域における慣行の見直しと意識の改革

地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、市町村と連携し、県民をはじめ企業、団体等への広報・啓発活動に努めます。

#### (1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開

県民をはじめ、企業、団体等を対象に、男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動を展開します。

- 53 県立男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ県内各地において、男女共同参画の理解促進に向けた研修を開催します。(女性活躍推進課)
- 54 企業、団体、学識経験者、報道機関などと連携し、男女共同参画社会づくりに向けた具体的な取組を促進するため、島根県男女共同参画社会形成促進会議を開催します。(女性活躍推進課)
- 55 県の広報誌やホームページなどを活用して、男女共同参画に関する取組事例や各種研修会などの様々な情報を提供します。また、テレビや新聞などで男女共同参画について取り上げてもらうため、報道機関に積極的に情報提供します。(女性活躍推進課)
- 56 6月の男女共同参画推進月間には、県民や関係機関と連携して啓発事業を開催するとともに、各種広報媒体を活用して意識啓発を行うなど、重点的な広報・啓発活動を展開します。(女性活躍推進課)
- 57 企業、団体等における男女共同参画に関する理解と取組の促進を図るため、研修会などを活用して、企業、団体の役員等へ働きかけます。(女性活躍推進課、中小企業課)
- 58 「公的広報の手引き」を改訂し、県民、企業、団体などに男女共同参画の視点に立った表現について啓発します。また、県の広報誌やホームページなどは、男女共同参画の視点を踏まえて作成します。(女性活躍推進課、広聴広報課)

## **(2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進**

男性や大学生などの若者を対象に、男女共同参画の理解促進に努めます。

- (再) 男性が家事・育児をすることが当たり前として捉えられる社会機運を醸成するため、男性や企業に向けたセミナーの開催や啓発活動に取り組みます。【再掲 28】(女性活躍推進課)
- (再) 地域において、男女共同参画に対する基本的な視点、知識等を身につけるために、市町村と男女共同参画サポーターの協働でセミナーを開催します。【再掲 30】(女性活躍推進課)
- (再) 若い世代が、男女共同参画の視点を持って、将来設計、就職活動、社会参画する力を養うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスや多様なライフキャリアの選択等をテーマとしたセミナーを開催します。【再掲 31】(女性活躍推進課)
- 新** (再) 小学校・中学校・高校での助産師による出前講座や、高校・大学等での人生設計講座などを実施し、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解と関心の向上や医学的な知識の普及を促進します。【再掲 32】(子ども・子育て支援課)

- 59 DV等の暴力予防のためには、幼少期から人権尊重、男女平等の意識を育むことが必要であることから、学校等と連携し、若年層を対象とした予防教育や啓発を行います。特に、中学生や高校生、大学生等に対しては、デートDVの未然防止に向けて啓発を強化します。(青少年家庭課、教育指導課、保健体育課)

### **(3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供**

男女共同参画に関する実態の把握に努めるとともに、関連する情報の収集・整備・提供を行います。

- 60 男女共同参画に関する県民の意識・実態調査を実施し、公表します。(女性活躍推進課)

(再) 女性の活動に関する情報の収集、整備に努め、県の審議会委員への登用などに活用します。【再掲 49】(女性活躍推進課)

- 61 男女共同参画に関する情報を広く県民に提供するため、書籍や映像資料の収集や啓発パネルの整備などを行います。(女性活躍推進課)

(再) 県及び市町村の男女共同参画に関する施策の実施状況を調査し、年次報告として取りまとめ、公表します。【再掲 52】(女性活躍推進課)

## **重点目標5 男女共同参画に関する教育・学習の推進**

男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しや意識の改革に向け、学校や家庭、地域、職場において男女共同参画に関する教育・学習の推進に努めます。

### **(1) 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進**

保育をはじめ幼児教育、学校教育において、次代を担う子どもへの男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員に対する研修の充実に努めます。

- 62 子どもの個人差に留意しつつ、固定的な性別役割分担意識を植えつけないような保育が行われるよう、保育所職員への研修などを実施します。(子ども・子育て支援課)

- 63 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、他の人々と親しみ、支え合って生活できる幼児の育成実践が進むよう教職員研修を行います。(教育指導課、人権同和教育課)

- 64 家庭科教育では、研修内容の充実ににより教員の指導力を高めるとともに、児童生徒が多様な生き方や価値観を認め、男女が協力して家庭生活を営む力を育みます。(教育指導課)

- 新 65 スーパーサイエンスハイスクール<sup>11</sup>の充実等、高等学校における理数教育の強化を通じて、女子生徒の科学技術に関する関心を高める取組を行います。(教育指導課)
- 66 子ども一人ひとりが性別による固定的な考え方にとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるため、発達段階に応じて、きめ細かい指導の充実が図られるよう、キャリア教育に係わる研修に努めます。(人権同和教育課、教育指導課)
- 67 学校教育において、男女共同参画に関する教育が推進されるよう、指導資料の収集、情報提供に努めます。(人権同和教育課、学校企画課)
- 68 互いの個性を認め合い、尊重しようとする子どもの育成に向け、教育センターの管理職研修、人権・同和教育主任等研修や校内の教職員研修の内容が充実するよう、研修資料の収集、情報の提供に努めます。(人権同和教育課、総務課)
- 69 私立学校において行われる、子どもの人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った教育、指導が充実するよう支援します。(総務課)
- 新 70 学校における性的指向・性自認(性同一性)に係る児童生徒等への適切な対応や相談体制の充実、関係機関との連携を含む支援体制を促します。(人権同和教育課)

## **(2) 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進**

家庭や地域における教育力の向上を図るため、社会教育関係者等への啓発に努めます。また、企業や団体等における男女共同参画の推進のため、役員等への情報提供、啓発に努めます。

- 71 男女が共に家庭生活に参画し、家庭における教育の重要性について親の気づきを促す機会を提供できる親学プログラム<sup>12</sup>の普及に努めます。(社会教育課)
- 72 島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA合同研修会などを通じて、男女共同参画に関する家庭教育の重要性について認識を深めるよう働きかけます。(社会教育課)
- 73 公民館職員等社会教育関係者や地域で人権・同和教育にあたる指導者への研修などを通じて、男女共同参画社会の形成に向けて、地域リーダーの意識啓発に努めます。(人権同和対策課)

(再) 企業、団体等における男女共同参画に関する理解と取組の促進を図るため、研修会などを活用して、企業、団体の役員等へ働きかけます。【再掲 57】(女性活躍推進課、中小企業課)

<sup>11</sup> スーパーサイエンスハイスクール：文部科学省が指定する「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」は、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的能力や科学的思考力などを培うことで、将来社会を牽引する科学技術人材を育成するための取組。

<sup>12</sup> 親学プログラム：親としての役割や子どもとの関わりについて、気づきを促すことをねらいとする学習プログラム。参加者同士が交流しながら気づき考えることを重視する参加型の学習方法を用いる。

## 重点目標6 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

農林水産業等における女性の参画を進め、女性の経済的地位向上や女性が住みやすく働きやすい環境づくりに努めます。

### (1) 農林水産業における男女共同参画の推進

農山漁村における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発に努めるとともに、農業委員をはじめ、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合などの政策・方針決定過程における女性の参画を推進します。

農山漁村における女性の経済的地位向上に努めるとともに、女性が住みやすく活動しやすい環境づくりを推進します。また、自営の商工業に携わる女性の地位向上のための支援を行います。

#### <ア> 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画

74 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などを反映した慣行や習慣を見直していくため、各種研修会による啓発活動に努めます。（農業経営課、林業課、沿岸漁業振興課）

75 農業委員をはじめ農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員などへの女性登用について、関係団体に働きかけます。（農林水産総務課、農業経営課、林業課、水産課）

#### <イ> 農林水産業等における女性の経済的地位の向上

76 女性の経済的地位向上を図るため、農林水産業の優れた女性技術者や担い手を育成します。（農業経営課、林業課、沿岸漁業振興課）

77 農林水産業の生産活動において、女性が新たに活躍できる場の創出や農林水産物加工事業における女性の起業の促進に努めます。（農業経営課、林業課、沿岸漁業振興課）

78 農林水産業に携わる女性の活動が積極的に展開されるよう、女性グループが行う知識や技術を習得する研修会などの自主的な活動を支援します。さらに、グループ相互のネットワーク化や情報発信活動を促進します。（農業経営課、林業課、沿岸漁業振興課）

79 女性が快適に農林水産業分野で働くことができる環境をつくるため、家族経営協定締結数の拡大や関係団体と連携した就労環境の改善に努めます。（農業経営課、林業課、沿岸漁業振興課）

新 80 農林水産業に従事する女性や若者等の経営力を向上させるために、技術指導や現場へのスマート技術の導入を行うことで、スキルアップや省力化等を推進します。（農業経営課、産地支援課、農畜産課、森林整備課、沿岸漁業振興課）

81 商工業の経営に携わる女性の資質向上のため、商工団体が行う研修などに対して支援します。（中小企業課）

## **(2) 地域活動における男女共同参画の推進**

地域の活動に男女がともに参画しやすい環境づくりに取り組み、お互いの個性や能力を生かした地域活動につながるよう支援します。

82 地域における男女共同参画の啓発活動を促進するため、男女共同参画サポーターと市町村の連携した取組を支援します。また、サポーターの活動状況を県のホームページなどで広く県民に情報提供します。(女性活躍推進課)

(再) 女性が中心となって活動する民間の団体やグループが「魅力ある地域づくり」、「男女共同参画社会づくり」、「次代を担う人づくり」、「働く女性が活躍できる社会づくり」などについて、自主的・主体的に企画実施する事業を「しまね女性ファンド」により支援します。【再掲 13】(女性活躍推進課)

83 ボランティア活動やNPO活動などの社会貢献活動に、男女ともに参加できる取組を促進するとともに、そうした活動の基盤強化を図るため、しまね県民活動支援センター及びボランティアセンターへの支援や県民への情報提供などに努めます。(環境生活総務課、地域福祉課)

84 コミュニティソーシャルワーカー<sup>13</sup>など、県及び市町村の社会福祉協議会が行う地域福祉の推進役となる人材の養成を支援します。(地域福祉課)

## **重点目標 7 防災対策における男女共同参画の推進**

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進により、地域の防災力の向上を図ります。

### **(1) 防災対策に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大**

女性の意見や視点を十分に反映させた取組が推進されるよう、防災に対する平常時の備え、災害時、復旧・復興などの方針を決定する過程への女性の参画拡大を図ります。

85 県防災会議において女性委員を積極的に登用するとともに、市町村防災会議においても女性が登用されるように働きかけます。(防災危機管理課、女性活躍推進課)

### **(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進**

防災部局と男女共同参画部局が連携して、災害対応の現場への女性の参画拡大や安心安全の確保のための必要な配慮がされた避難所運営など、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。

86 県内各地で行う防災安全講演会や自主防災組織のリーダー等への研修などを通して、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の必要性等について理解促進を図ります。(防災危機管理課)

---

<sup>13</sup> コミュニティソーシャルワーカー：要援護者の生活課題を把握し、支援に関わる専門職のネットワークづくりを進める人材。

87 男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を、市町村及び男女共同参画サポーターと連携して実施します。(女性活躍推進課)

新 88 地域の防火防災体制の充実のため、消防団への女性の入団促進を図ります。(消防総務課)

新 89 男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの防災にかかる役割の明確化を図り、その取組を推進します。(女性活躍推進課)

90 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府)などを活用し、市町村の地域防災計画・各種マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れられるように助言します。また、市町村の設置する避難所において、その運営に女性が参画でき、女性に必要な配慮が行われるよう助言します。(防災危機管理課、女性活躍推進課)

## 基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

### 重点目標8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

DVや性犯罪など、個人の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進します。

#### (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

暴力のない社会づくりのため、暴力を許さない意識を醸成する教育及び啓発活動を推進します。

**新** 91 女性に対する暴力は重大な人権侵害であることについて周知を図るとともに様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に広報啓発活動の取組を一層強化し、女性に対する暴力防止に向けた社会的機運の醸成を図ります。(青少年家庭課)

**新** 92 中長期にわたる被害者の心身の回復を支援するため、ニーズに応じた対応が可能な民間団体や自助グループに繋げ、身近な場所で適切な相談・カウンセリングが経済的負担なく受けられる体制を構築していきます。(広報県民課)

**新** 93 被害者と直接接することとなる警察職員に対して、被害者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修機会の拡大等に努めるとともに、関係機関間や職員間の連携を促進します。(広報県民課、少年女性対策課)

#### (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援などの推進

配偶者等からの暴力の未然防止をはじめ、被害者の権利擁護、自立支援に向けた取組を推進します。

##### <ア> 予防教育・普及啓発の充実

94 県民一人ひとりにDVが重大な人権侵害であること、子どもの面前でのDVは児童虐待にあたること等の正しい認識を深めてもらうため、地域等における研修会の実施や啓発を働きかけ、暴力を断じて許さないという意識の醸成を図ります。(青少年家庭課)

(再) DV等の暴力予防のためには、幼少期から人権尊重、男女平等の意識を育むことが必要であることから、学校等と連携し、若年層を対象とした予防教育や啓発を行います。特に、中学生や高校生、大学生等に対しては、デートDVの未然防止に向けて啓発を強化します。【再掲 59】(青少年家庭課、教育指導課、保健体育課)

##### <イ> 相談支援体制の強化

95 女性相談担当者や警察相談担当者等が複雑な事例に適切に対応し、解決に向けた支援を行うため、専門研修等を実施しスキルアップを図ります。また、市町村や民間支援団体の相談担当者へも研修の参加を呼びかけます。(青少年家庭課)

96 ホームページや新聞、広報誌への掲載、リーフレットの配布、相談カードの配置等により、DV相談窓口の周知を行い、その内容の充実及び周知方法の拡大に努めます。(青少年家庭課)

97 各相談窓口では、出張相談、巡回相談や弁護士相談などの専門相談を行うとともに、被害者の心理的ケアのためカウンセリングを行います。(青少年家庭課)

新 98 DVと児童虐待は密接に関連していることから、DV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化を図ります。(青少年家庭課)

新 99 被害者に接する関係者が二次的被害<sup>14</sup>を与えることのないよう、スキルアップのための研修等を実施します。(青少年家庭課、広報県民課)

新 100 外国人被害者への適切な情報伝達及び支援を行うため、DVの知識を持った通訳ボランティアを育成するとともに、相談を受ける際には通訳者の確保に努めます。(青少年家庭課)

#### <ウ>被害者の安全確保・自立(自律)支援

101 被害者の安全確保のため緊急時における適切かつ効果的な一時保護を実施します。また、一時保護所では被害者や同伴児等の心身の状態に応じた医学的、心理的なケアに努めます。(青少年家庭課)

102 被害者がおかれている多様な状況や抱えている複雑な問題に適切に対応するため、関係機関と連携して必要な支援を行います。(青少年家庭課、広報県民課、少年女性対策課)

103 自立に向け住居確保が難しい被害者に対し、自立するまでの間の一時的な住居の提供を行います。また、被害者が経済的自立を図るために必要な資金を貸し付けます。(青少年家庭課)

#### <エ>暴力行為への厳正な対処

104 被害者からの相談に対して、適切な助言を行うとともに、加害者への厳正な指導・警告などを行います。(少年女性対策課)

### **(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進**

重大な人権侵害である性犯罪・性暴力に対する取締りの推進と、被害者の保護や支援に取り組みます。

#### <ア>性犯罪・性暴力への対策

新 105 若年層を対象とした性暴力被害が増えていることから、若年層向けの啓発リーフレットを作成し、県内の中学・高校生への配布等予防啓発を図ります。また、学校等における

<sup>14</sup> 二次的被害：相談・保護・自立支援等に携わる職務関係者の不適切な言動により、被害者が傷つき、さらなる被害を与えること。

予防教育の充実を図るため実践者養成研修を行います。(青少年家庭課)

新 106 SNS<sup>15</sup>等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための啓発活動、子ども及び保護者のメディア・リテラシー<sup>16</sup>の向上等の充実を図ります。(教育指導課)

(再) 互いの個性を認め合い、尊重しようとする子どもの育成に向け、教育センターの管理職研修、人権・同和教育主任等研修や校内の教職員研修の内容が充実するよう、研修資料の収集、情報の提供に努めます。【再掲 68】(人権同和教育課、総務課)

新 107 性犯罪の前兆となり得る声かけ、つきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に行います。(少年女性対策課)

### <イ>性犯罪・性暴力被害者への支援

108 県女性相談センター内に「性暴力被害者支援センターたんぼぼ」を開設し、性暴力被害に特化した電話相談を受けるとともに、必要に応じて医療的支援、心理的支援(カウンセリング)、法的支援(弁護士相談)などの支援を行います。被害者が18歳未満の児童の場合においては、児童相談所等と連携を図り支援を行います。また、民間支援団体等とも連携しより良い支援に繋げていきます。(青少年家庭課)

新 109 性暴力被害者支援員専門研修を実施し、ワンストップ支援センター支援員及び関係機関支援員のスキルアップと連携強化を図ります。また、県立病院の助産師や看護師をDV・性暴力被害支援者研修へ派遣し、医療機関における支援体制の強化を図ります。(青少年家庭課)

110 被害者及びその家族への情報提供や、部内及び部外カウンセラーの活用などにより精神的負担の軽減を図るほか、診断書料、初診料等の公費負担などにより被害者の経済的負担の軽減を図ります。また、防犯ブザー付き携帯電話の貸し出しにより被害者の安全確保に努めます。(広報県民課)

111 性犯罪捜査員を指定し、被害者からの事情聴取、被害届の受理、病院への付き添い等を行い、被害者の心情に配慮した捜査活動を実施します。また、各所属の性犯罪捜査員や女性警察官等を対象とした性犯罪捜査に関する研修会等を実施し、性犯罪捜査員等の育成と知識の向上を図ります。(捜査第一課)

新 112 被害児童の学習や通学など社会生活が妨げられないよう、教職員やスクールカウンセラーが相談に乗ったり、スクールソーシャルワーカーを活用して関係機関と連携するなどの、適切な措置を講じます。(教育指導課)

<sup>15</sup> SNS : Social Networking Service の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供できるサービス。

<sup>16</sup> メディア・リテラシー : メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

新

113 二次的被害防止の観点から被害者支援、捜査、刑事裁判手続きにおける被害者のプライバシー保護を図るとともに、性犯罪被害に対する理解を深める広報啓発活動を推進します。(広報県民課)

#### <ウ>売買春への対策

114 県女性相談センターなどで相談に応じる中で、売春を行う恐れのある女性などの早期発見に努めるとともに、必要な支援を行います。(青少年家庭課)

115 児童ポルノや県青少年健全育成条例違反などに対して厳正な取締りを行うとともに、被害児童に対する保護活動を推進します。(少年女性対策課)

116 風俗営業などの営業実態の把握と売買春事犯の取締りを行うとともに、未然防止に向けた啓発活動を推進します。(生活環境課)

#### <エ>人身取引への対策

117 被害者や関係者から相談や保護要請があった場合は、警察や出入国在留管理庁などの関係機関と連携を図り、被害者の立場や心情に配慮した適切な対応に努めます。(青少年家庭課)

118 国などと連携し、風俗営業所における外国人の雇用実態を把握するとともに、不法就労や売春関係事犯の取締りを推進します。(生活環境課)

#### **(4) ストーカー事案への対策の推進**

ストーカー行為等の未然防止のため、啓発活動や取り締まりの強化、被害者支援を行います。

119 被害者からの相談に対して、適切な助言を行うとともに、行為者に対する検挙・警告・指導を行います。(少年女性対策課)

120 ストーカー事案への被害防止対策などに関する広報啓発を行います。(少年女性対策課)

#### **(5) ハラスメント防止対策の推進**

職場などにおけるセクシャルハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの防止に向けた対策を推進します。

121 国などと連携し、啓発誌の配布や啓発指導講師の派遣などを通じて、事業所におけるハラスメント防止に取り組みます。(雇用政策課、人権同和対策課、労働委員会)

(再) 労働条件や就業環境などに関する相談窓口を設け、事業者や労働者に対するアドバイスを行います。また、島根労働局などの関係機関と連携して適切な解決に努めます。【再掲 44】(雇用政策課、労働委員会)

新 (再) 労働条件等に関する労使間の紛争について、当事者同士での解決が難しくなった場合、労働委員会が両当事者の間に入って話し合いにより解決できるよう手伝います。【再掲 45】  
(労働委員会)

122 県職員及び教職員に対して、職場のハラスメントに対する正しい理解と防止のため、各種研修やパンフレット等を活用し、各職場等における啓発に努めます。また、各職場に相談員を配置するなど、各種相談窓口を設置し、相談しやすい環境づくりを行います。  
(人事課、県立病院課、教育庁総務課、学校企画課、人権同和教育課、警務課)

## 重点目標 9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

人生 100 年時代を見据え、誰もが生涯にわたって健康を享受するためには、男女がお互いの身体的特質を理解し、支え合いながら生きていけるよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりを進めます。特に女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点も取り入れ、取組を推進します。

### (1) 思春期・若年期における健康づくり

健康に重大な影響を及ぼすエイズや性感染症などの予防に向け、正しい知識の普及啓発に努めます。また、身体や精神の健康をむしばむ薬物の乱用防止に取り組みます。

123 各学校において、性に関する指導を子どもの発達段階に応じて、学校教育活動全体を通して計画的、継続的、組織的に推進します。また、医療関係者などと連携し、その基礎となる自他を大切にする心や、人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度などの育成を図ります。(保健体育課)

新 124 「思春期相談窓口」を設置し、思春期の妊娠や性に関する相談を受け付けます。また、子どもが命の大切さを知り、人工妊娠中絶や望まない妊娠の予防、妊娠に適した年齢など、正しい知識の普及を図り、個人にあった妊娠・出産に係るライフプラン設計ができるよう、関係機関と連携し、学校等での指導の充実を促進します。(健康推進課)

125 エイズ・性感染症出張講座により若い世代への性感染症などの正しい知識の普及啓発を図ります。(感染症対策室)

126 大麻や覚醒剤などの薬物の乱用を防止するため、特に若年層を対象とした薬物乱用防止教室の開催や街頭キャンペーンなどの啓発活動により、薬物乱用防止に対する意識の醸成を図ります。また、取締りにより、供給の遮断、需要の根絶及び薬物を許さない社会環境の醸成に努めます。(薬事衛生課、保健体育課、少年女性対策課、組織犯罪対策課)

127 喫煙や受動喫煙・飲酒による健康への悪影響について更に普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、20 歳未満の者や妊産婦の喫煙・飲酒防止に向けた環境づくりや受動喫煙防止対策を進めます。(健康推進課、保健体育課)

## **(2) 妊娠・出産などに関する健康支援**

妊娠・出産は女性の健康にとって大きな節目であり、地域において安心して子どもを生育できる環境づくりに努めます。

128 妊娠・出産・子育てについて切れ目ない支援を行う子育て包括支援センターの機能充実に取り組む市町村を支援します。(健康推進課)

新 129 結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報発信として作成した総合ポータルサイト「てごしてしまね」を充実させます。(健康推進課、子ども・子育て支援課)

130 不妊や不育に悩む方への支援として、不妊や不育に関する相談、費用の助成などによる支援を行います。(健康推進課)

131 安全で安心な出産ができる環境を維持するため、島根県周産期医療ネットワーク<sup>17</sup>の充実とセミオープンシステム<sup>18</sup>などの医療機能の分担、院内助産システム<sup>19</sup>の導入が促進されるよう努めます。(健康推進課)

132 産科・小児科などの医師が不足している診療科の医師確保に取り組みます。(医療政策課)

新 133 若年がん患者等の妊孕性<sup>20</sup>温存<sup>にんようせい</sup>について、がん診療連携拠点病院による「がん・生殖医療ネットワーク」と連携し、相談体制の充実を図るとともに、がん治療等により妊孕性が損なわれる可能性のある患者に対し、妊孕性温存療法に要する費用の一部を助成します。(健康推進課)

新 134 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健康診査等の保健サービスの推進により、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。(健康推進課)

## **(3) 中高年期における健康づくり**

生涯を通じた健康の保持増進を図るため、男女の性差を踏まえながら健康相談、がん検診の受診啓発、生活習慣病の予防などに取り組みます。

---

<sup>17</sup> 島根県周産期医療ネットワーク：周産期とは、妊娠22週から生後7日未満までの期間のこと。この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母と子の健康を守るのが周産期医療。対応が難しい妊娠分娩過程に異常のある妊産婦、未熟児などのハイリスク新生児に適切に対応するため、島根県では、高度な医療を提供する機関として総合周産期母子医療センター（島根大学医学部附属病院）、地域周産期母子医療センター（県立中央病院、松江赤十字病院、益田赤十字病院）と地域の医療機関が連携体制を組み、適切な周産期医療が受けられることを目指している。

<sup>18</sup> セミオープンシステム：診療所と病院が連携して、妊婦健診は近くの診療所で受け、分娩は設備が整った病院で行うことにより、妊婦の利便性を保ちながら、それぞれの医療機関の特性を活かした役割分担により、その機能を有効に発揮するシステム。

<sup>19</sup> 院内助産システム：医療機関の中で正常な経過をたどっている妊産婦を対象に、助産師が主となって妊娠期から分娩、産褥期までを担当するシステム。事前に医師との協議による基準によって、必要があればすぐに医師主導に切り替えることができる。このシステムを活用して、助産師が外来で妊婦健診・保健指導を行う「助産師外来」と助産師が主体的にお産を介助する「院内助産」がある。

<sup>20</sup> 妊孕性：妊娠するための機能、妊娠する能力のこと。

新

135 「しまね健康寿命延伸プロジェクト」により、がんや脳血管疾患の死亡率が高いなどの健康課題解決に向けて、食生活の改善・運動の促進などの生活習慣改善等の取組を県民運動として展開し、男女ともに健康寿命の延伸を図ります。(健康推進課)

136 思春期から更年期における女性の各期の悩みに対して相談に応じるとともに、こうした相談窓口の周知に努めます。(健康推進課)

137 女性に特有な乳がんや子宮がんなどの早期発見のため、がん検診の受診啓発に努めます。特に子宮頸がんは比較的若い女性に多く見られることから、若いうちから検診を受けるよう働きかけます。また、検診の場や受診時間の拡大など、受診しやすい体制づくりに努めます。(健康推進課)

138 がん、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の予防に加え、自死予防に向けた心の健康について、職域などへの啓発に努めます。(健康推進課)

新

139 更年期以降に発生する疾患やフレイル<sup>21</sup>を予防するために重要な年代であることから、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、生活習慣病の予防に取り組みます。(健康推進課)

140 がんや心筋梗塞などの予防のため、受動喫煙防止や禁煙サポートなどのたばこ対策を進めます。(健康推進課)

## 重点目標 10 誰もが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭、生活困窮者、高齢者、障がい者、外国人、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

### (1) ひとり親家庭、生活困窮者への支援

ひとり親家庭、生活困窮者に対し、就業支援や経済的支援を行い、その自立を促進します。

141 ひとり親家庭の経済的な自立と生活の安定を図るため、修学や技能習得、住居確保等に関わる経済的支援を行うとともに、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、子どもの学習支援の取組を推進します。(青少年家庭課)

142 ひとり親家庭に対し、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保の支援等を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに合った自立を支援します。また、必要な支援が届くよう、相談支援体制の充実を図り、支援制度の広報・周知を行います。(青少年家庭課)

<sup>21</sup> フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。

新 143 ひとり親世帯の公営住宅に係る優先入居や、新たな住宅セーフティネット制度による子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、居住支援を通じ、居住の安定を支援します。(建築住宅課)

144 生活に困窮するすべての人に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって包括的かつ継続的な支援が行われ、就労による自立や早期の生活再建が図られるよう、市町村の相談・支援体制の充実に向けた取組を支援します。(地域福祉課)

新 145 家庭の経済状況によって子どもの就学機会の差が生じないように、授業料及び授業料以外の学用品費等への支援により、家庭の教育費に係る経済的負担を軽減します。(学校企画課、総務課)

## **(2) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境整備**

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく、一体的に提供される仕組みづくり(地域包括ケアシステム)を推進します。また、障がいのある人が、住みたい地域で自立した生活を営むことができる環境づくりを推進します。

146 介護サービス事業者へ必要な指導や支援、介護人材の確保・定着、介護保険制度の安定した運営の支援により、地域に必要な介護サービスの確保を図ります。(高齢者福祉課)

新 147 高齢者の日常生活を支援する担い手養成や地域住民が主体となった支え合いの仕組みづくりを市町村等と連携して進めます。(高齢者福祉課)

148 市町村が実施する通いの場の創出や高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営を支援し、介護予防や重度化防止を図ります。(高齢者福祉課)

新 149 訪問看護の人材育成や多職種連携による在宅医療と介護の切れ目ない提供体制を構築していきます。(高齢者福祉課)

新 150 認知症に関する普及啓発や相談対応、医療介護の切れ目ない連携を進め、地域における支援体制の充実を図ります。(高齢者福祉課)

151 異性間での介護などにおいて、介護する人が、介護中であることを周囲に理解していただくため、「介護マーク<sup>22</sup>」の普及に努めます。(高齢者福祉課)

152 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かしつつ、更に活躍の場を広げ、地域の支え手として活躍するように、学びの場の充実に取り組みます。また、市町村や地域組織、NPO等との連携を強化して、シニア世代の地域活動への参加を支援する仕組みづくりを構築します。(高齢者福祉課)

---

<sup>22</sup> 介護マーク：名刺大に印刷し、介護者が首から下げるなどして使用する。認知症などの介護は他の人から見るとわかりにくいいため、公共のトイレの利用や買い物の際などに誤解を受けることがないように設けられた。市町村窓口で交付している。

153 高齢者等の消費者被害の未然防止や救済を図るため、消費者安全法に基づき市町村において地域の様々な関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会（地域見守りネットワーク）」の構築を支援します。また、高齢者が悪質商法<sup>23</sup>や特殊詐欺<sup>24</sup>被害に遭わないよう、警察署単位で悪質商法撃退モデル地区を指定し、地域一体となった被害防止活動に取り組みます。（環境生活総務課、生活安全企画課）

154 県民一人ひとりが多様な障がいの特性や必要な支援を理解し、日常生活での手助けの実践をするような社会を目指し、一層の啓発活動を推進します。（障がい福祉課）

155 身近な地域で、障がいの種別や特性に応じた切れ目のない支援が提供できるよう、専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成、相談支援体制の充実、サービス提供基盤の整備等を進めます。（障がい福祉課）

新 156 地域の支援機関と企業等の連携を強化し、障がい者の適性に応じた企業への就労支援、福祉施設等での就労訓練等の充実、施設での工賃水準の向上を図ります。（障がい福祉課）

新 157 障がい者の地域生活の充実や社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動への参加機会の拡大を図ります。（障がい福祉課、スポーツ振興課）

新 158 高齢者・障がい者が安全で快適に暮らせるよう住宅リフォームによるバリアフリー化を推進します。（建築住宅課）

### **(3) 外国人が安心して暮らせる環境整備**

外国人であることやルーツが外国であることによって、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況におかれている場合があることに留意して、外国人住民が安心して暮らせる環境整備を推進します。

159 外国人住民と日本人住民の相互理解と共生の促進に繋がる住民の意識醸成や活動推進に向け、市町村と連携した交流イベントや国際交流員によるセミナーを開催するなど、多文化共生の地域づくりを進めます。（文化国際課）

160 外国人住民の様々な困り事に対応するため、公益財団法人しまね国際センターに多言語による生活相談・情報提供窓口を設けます。また、日本語学習や生活支援、災害時等において外国人支援にあたるボランティアの育成を推進します。（文化国際課）

新 161 県内に居住する定住外国人を対象に、日本で働くために必要となる基本的な能力が習得できる機会を提供するため、東部高等技術校に「定住外国人向け職業訓練コース」を設置し、就職に向けた職業訓練を行います。（雇用政策課）

<sup>23</sup> 悪質商法：悪質商法：購入者に嘘の説明をしたり、脅かしたり、高額な商品売りつける目的を隠すなどの方法で商品やサービスを購入させるなどの商法。点検商法、送り付け商法、押し付け商法、押し買い商法、靈感商法、催眠（SF）商法など、様々な手口がある。

<sup>24</sup> 特殊詐欺：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。

（手口）：オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗（10 類型 令和 2 年 1 月 1 日より）。

新

162 外国人児童生徒等に対する教育の充実を図るため、日本語指導員の配置や初期集中指導教室の設置等、市町村等が行う日本語指導や体制整備等を支援します。(教育指導課)

#### **(4) 人権尊重の観点からの啓発・教育**

多様な性的指向・性自認(性同一性)の受容、外国人住民への配慮、同和問題、障がいのある方への差別など、多様化する様々な人権課題が顕在化する中で、県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、偏見や差別のない住みよい社会を目指した取組を推進します。

163 学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、講演会や研修会の開催、啓発資料の配布などによる人権啓発や人権教育を推進します。(人権同和対策課、人権同和教育課)

164 企業、NPOなどの団体が主体的に企画する人権啓発の取組を支援するとともに、そうした団体と連携・協力し、県民の人権意識の向上に取り組みます。(人権同和対策課)

(再) 互いの個性を認め合い、尊重しようとする子どもの育成に向け、教育センターの管理職研修、人権・同和教育主任等研修や校内の教職員研修の内容が充実するよう、研修資料の収集、情報の提供に努めます。【再掲 68】(人権同和教育課、総務課)

新

(再) 学校における性的指向・性自認(性同一性)に係る児童生徒等への適切な対応や相談体制の充実、関係機関との連携を含む支援体制を促します。【再掲 70】(人権同和教育課)